

学 生 便 覧

令 和 5 年 度



小山工業高等専門学校

この「学生便覧」は、学生が本校で学生生活を送るための手引きとして、学生に直接関係のある事項について記載してあります。この「学生便覧」を必ず通読し、必要に応じいつでも活用して、学生生活を豊かな実りあるものにするため役立ててください。

校 章 の 由 来

校章の図案は小山市在住の画家「五月女政平」氏の作です。

1. この校章は大きく全体的な飛躍を象徴しています。
2. 小山市の小山の文字を図案化した市章をあしらっています。
3. 三角形が両上部へ突き出ている形は、大きな飛躍と学徒の巣立つ羽ばたきを象徴しています。
4. 三角形は、工業界の基礎的な道具である三角定規を斬新な形で表現（工の文字を図案化）したものです。

教育理念・育成する人財像・行動目標

教育理念

技術者である前に人間であれ

育成する人財像

今を見つめ未来を創る技術者

行動目標

「科学技術する心」の養成

- ・ 探究と創造に挑戦しよう
- ・ 思いやりの心を持とう
- ・ 心身を鍛えよう



■教育理念・育成する人財像・行動目標について

「技術者である前に人間であれ」は、本校の教育の基本的考え方を表しており、学生が成長する上で、教員が教育活動を行う上での精神的礎である。この言葉は、島津秀雄初代校長が第1回入学式において、学生に対し技術者になるためには人間としての豊かさ、魅力を備えなければならないということを説いたものである。

この精神を踏まえ、より焦点を絞り育成する人財像として位置づけたものが「今を見つめ未来を創る技術者」である。「今を見つめ」は豊かな社会の実現のため現状の社会的な課題に関心を持ち、課題を理解し解決しようと志すことを意味している。「未来を創る」はこのような問題意識を踏まえて専門技術力や対話力などの習得した知識やスキルを生かし、たとえば新エネルギー、AI搭載ロボット、新交通・通信システム、快適な居住環境などの優れた社会システムや新材料、新薬など様々な産業技術を自ら創造することを意味する。このようなミッションを成し遂げられる技術系人財の育成を目指すものである。ここでいう創造には参画することも含まれる。

また、対象を学生自身に置き換えれば、「今を見つめ」は勉学途上の今の自分の姿を直視し学びに取り組む姿を表すことであり、「未来を創る」は夢や目標として実現すべき自己に成長しようとすることにあたる。そのために努力を惜しまない学生像とも重なっている。

教育理念と育成する人財像を実現するための行動目標が「探究と創造に挑戦しよう」、「思いやりの心を持とう」、「心身を鍛えよう」である。この3つの行動目標を総称して「科学技術する心」の養成とまとめている。

学生諸君には、以上の趣旨をよく理解して取り組んでいただきたい。

■準学士課程における3つの教育方針

■ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）

教育理念「技術者である前に人間であれ」に基づき、豊かな人間性を有し、技術力と創意工夫によって社会の発展に貢献する「今を見つめ未来を創る技術者」の育成を目指す。

【機械工学科】

機械工学科は、小山工業高等専門学校ディプロマ・ポリシーに基づき、次に掲げる能力を身に付け、機械工学科所定の単位を修得した者に対して卒業を認定する。

1. 機械工学分野において、実践的技術者に必要な工学、技術およびリベラルアーツに関する基盤的基礎知識について説明することができ、論理的に結論を導くことができる。
2. 機械工学分野において、応用的な事例や課題の解決に基礎知識を用いることができ、専門分野において分析的に考察し取り組むことができる。
3. 人間・文化・社会を理解し、倫理観・責任感を持ち、自分の意見を論理的に表現できるとともに他者の意見を的確に理解し、周囲の人々と尊重しあいながらコミュニケーションを取ることができる。
4. 生涯にわたって新たな知識・技術を自ら学ぶ自発的学習ができ、知識・技術を新たな社会へつなぐための創造的活動ができる。

【電気電子創造工学科】

電気電子創造工学科は、小山工業高等専門学校ディプロマ・ポリシーに基づき、次に掲げる能力を身に付け、電気電子創造工学科所定の単位を修得した者に対して卒業を認定する。

1. 電気電子情報工学分野において、実践的技術者に必要な工学、技術およびリベラルアーツに関する基盤的基礎知識について説明することができ、論理的に結論を導くことができる。
2. 電気電子情報工学分野において、応用的な事例や課題の解決に基礎知識を用いることができ、専門分野において分析的に考察し取り組むことができる。
3. 人間・文化・社会を理解し、倫理観・責任感を持ち、自分の意見を論理的に表現できるとともに他者の意見を的確に理解し、周囲の人々と尊重しあいながらコミュニケーションを取ることができる。
4. 生涯にわたって新たな知識・技術を自ら学ぶ自発的学習ができ、知識・技術を新たな社会へつなぐための創造的活動ができる。

【物質工学科】

物質工学科は、小山工業高等専門学校ディプロマ・ポリシーに基づき、次に掲げる能力を身に付け、物質工学科所定の単位を修得した者に対して卒業を認定する。

1. 物質工学分野において、実践的技術者に必要な工学、技術およびリベラルアーツに関する基盤的基礎知識について説明することができ、論理的に結論を導くことができる。
2. 物質工学分野において、応用的な事例や課題の解決に基礎知識を用いることができ、専門分野において分析的に考察し取り組むことができる。
3. 人間・文化・社会を理解し、倫理観・責任感を持ち、自分の意見を論理的に表現できるとともに他者の意見を的確に理解し、周囲の人々と尊重しあいながらコミュニケーションを取ることができる。
4. 生涯にわたって新たな知識・技術を自ら学ぶ自発的学習ができ、知識・技術を新たな社会へつなぐための創造的活動ができる。

【建築学科】

建築学科は、小山工業高等専門学校のカリキュラム・ポリシーに基づき、次に掲げる能力を身に付け、建築学科所定の単位を修得した者に対して卒業を認定する。

1. 建築学分野において、実践的技術者に必要な工学、技術およびリベラルアーツに関する基盤的基礎知識について説明することができ、論理的に結論を導くことができる。
2. 建築学分野において、応用的な事例や課題の解決に基礎知識を用いることができ、専門分野において分析的に考察し取り組むことができる。
3. 人間・文化・社会を理解し、倫理観・責任感を持ち、自分の意見を論理的に表現できるとともに他者の意見を的確に理解し、周囲の人々と尊重しあいながらコミュニケーションを取ることができる。
4. 生涯にわたって新たな知識・技術を自ら学ぶ自発的学習ができ、知識・技術を新たな社会へつなぐための創造的活動ができる。

■カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

【機械工学科】

1. 機械工学分野において、実践的技術者に必要な工学、技術およびリベラルアーツに関する基盤的基礎知識について説明することができ、論理的に結論を導くことができるように
 - （１）低・中学年次に自然科学系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
 - （２）低学年次に工学共通の基礎となる科目を設け、実験・実習や演習を主とした学修方法により展開する。
 - （３）全学年を通して機械工学分野の専門基礎科目を設け、講義や実習を主とした学修方法により展開する。
 - （４）全学年を通して、リベラルアーツ科目を設け、講義を主とした学修方法により展開する。
2. 機械工学分野において、応用的な事例や課題の解決に基礎知識を用いることができ、専門分野において分析的に考察し取り組むことができるように
 - （１）低・中学年次にプロジェクトベースの科目を設け、これをグループ学習により展開する。
 - （２）中・高学年次に応用的専門科目を設け、講義や演習・実習を主とした学修方法により展開する。
 - （３）高学年次に、課題解決能力を育成するための科目群を編成する。
3. 人間・文化・社会を理解し、倫理観・責任感を持ち、自分の意見を論理的に表現できるとともに他者の意見を的確に理解し、周囲の人々と尊重しあいながらコミュニケーションを取ることができるように
 - （１）低・中学年次に現代社会や倫理などの科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
 - （２）全学年を通して、他者と協働するために必要なコミュニケーションスキルを涵養するための科目群を設け、これをグループ学習により展開する。
 - （３）高学年次に哲学や法学などの社会系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
4. 生涯にわたって新たな知識・技術を自ら学ぶ自発的学習ができ、知識・技術を新たな社会へつなぐための創造的活動ができるように
 - （１）低・中学年次にプロジェクトベースの科目を設け、これをグループ学習により展開する。
 - （２）高学年次に環境科学やライフサイエンスなどの複合領域科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
 - （３）５年次に、専門分野における課題発見・解決力、自発的な学習・研究能力、プレゼンテーション能力を育成するため卒業研究を設け、学生と指導教員の双方向性を重視した総合的な学修を展開する。

【電気電子創造工学科】

1. 電気電子情報工学分野において、実践的技術者に必要な工学、技術およびリベラルアーツに関する基盤的基礎知識について説明することができ、論理的に結論を導くことができるように
 - （１）低・中学年次に自然科学系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
 - （２）低学年次に工学共通の基礎となる科目を設け、実験・実習や演習を主とした学修方法により展開する。
 - （３）全学年を通して電気電子情報工学分野の専門基礎科目を設け、講義や実習を主とした学修方法により展開する。
 - （４）全学年を通して、リベラルアーツ科目を設け、講義を主とした学修方法により展開する。
2. 電気電子情報工学分野において、応用的な事例や課題の解決に基礎知識を用いることができ、専門分野において分析的に考察し取り組むことができるように
 - （１）低・中学年次にプロジェクトベースの科目を設け、これをグループ学習により展開する。
 - （２）中・高学年次に応用的専門科目を設け、講義や演習・実習を主とした学修方法により展開する。
 - （３）高学年次に、課題解決能力を育成するための科目群を編成する。

3. 人間・文化・社会を理解し、倫理観・責任感を持ち、自分の意見を論理的に表現できるとともに他者の意見を的確に理解し、周囲の人々と尊重しあいながらコミュニケーションを取ることができるよう
(1) 低・中学年次に現代社会や倫理などの科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
(2) 全学年を通して、他者と協働するために必要なコミュニケーションスキルを涵養するための科目群を設け、これをグループ学習により展開する。
(3) 高学年次に哲学や法学などの社会系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
4. 生涯にわたって新たな知識・技術を自ら学ぶ自発的学習ができ、知識・技術を新たな社会へつなぐための創造的活動ができるように
(1) 低・中学年次にプロジェクトベースの科目を設け、これをグループ学習により展開する。
(2) 高学年次に環境科学やライフサイエンスなどの複合領域科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
(3) 5年次に、専門分野における課題発見・解決力、自発的な学習・研究能力、プレゼンテーション能力を育成するため卒業研究を設け、学生と指導教員の双方向性を重視した総合的な学修を展開する。

【物質工学科】

1. 物質工学分野において、実践的技術者に必要な工学、技術およびリベラルアーツに関する基盤的基礎知識について説明することができ、論理的に結論を導くことができるように
(1) 低・中学年次に自然科学系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
(2) 低学年次に工学共通の基礎となる科目を設け、実験・実習や演習を主とした学修方法により展開する。
(3) 全学年を通して物質工学分野の専門基礎科目を設け、講義や実習を主とした学修方法により展開する。
(4) 全学年を通して、リベラルアーツ科目を設け、講義を主とした学修方法により展開する。
2. 物質工学分野において、応用的な事例や課題の解決に基礎知識を用いることができ、専門分野において分析的に考察し取り組むことができるように
(1) 低・中学年次にプロジェクトベースの科目を設け、これをグループ学習により展開する。
(2) 中・高学年次に応用的専門科目を設け、講義や演習・実習を主とした学修方法により展開する。
(3) 高学年次に、課題解決能力を育成するための科目群を編成する。
3. 人間・文化・社会を理解し、倫理観・責任感を持ち、自分の意見を論理的に表現できるとともに他者の意見を的確に理解し、周囲の人々と尊重しあいながらコミュニケーションを取ることができるよう
(1) 低・中学年次に現代社会や倫理などの科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
(2) 全学年を通して、他者と協働するために必要なコミュニケーションスキルを涵養するための科目群を設け、これをグループ学習により展開する。
(3) 高学年次に哲学や法学などの社会系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
4. 生涯にわたって新たな知識・技術を自ら学ぶ自発的学習ができ、知識・技術を新たな社会へつなぐための創造的活動ができるように
(1) 低・中学年次にプロジェクトベースの科目を設け、これをグループ学習により展開する。
(2) 高学年次に環境科学やライフサイエンスなどの複合領域科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
(3) 5年次に、専門分野における課題発見・解決力、自発的な学習・研究能力、プレゼンテーション能力を育成するため卒業研究を設け、学生と指導教員の双方向性を重視した総合的な学修を展開する。

ン能力を育成するため卒業研究を設け、学生と指導教員の双方向性を重視した総合的な学修を展開する。

【建築学科】

1. 建築学分野において、実践的技術者に必要な工学、技術およびリベラルアーツに関する基盤的基礎知識について説明することができ、論理的に結論を導くことができるように
 - (1) 低・中学年次に自然科学系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
 - (2) 低学年次に工学共通の基礎となる科目を設け、実験・実習や演習を主とした学修方法により展開する。
 - (3) 全学年を通して建築学分野の専門基礎科目を設け、講義や実習を主とした学修方法により展開する。
 - (4) 全学年を通して、リベラルアーツ科目を設け、講義を主とした学修方法により展開する。
2. 建築学分野において、応用的な事例や課題の解決に基礎知識を用いることができ、専門分野において分析的に考察し取り組むことができるように
 - (1) 低・中学年次にプロジェクトベースの科目を設け、これをグループ学習により展開する。
 - (2) 中・高学年次に応用的専門科目を設け、講義や演習・実習を主とした学修方法により展開する。
 - (3) 高学年次に、課題解決能力を育成するための科目群を編成する。
3. 人間・文化・社会を理解し、倫理観・責任感を持ち、自分の意見を論理的に表現できるとともに他者の意見を的確に理解し、周囲の人々と尊重しあいながらコミュニケーションを取ることができるように
 - (1) 低・中学年次に現代社会や倫理などの科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
 - (2) 全学年を通して、他者と協働するために必要なコミュニケーションスキルを涵養するための科目群を設け、これをグループ学習により展開する。
 - (3) 高学年次に哲学や法学などの社会系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
4. 生涯にわたって新たな知識・技術を自ら学ぶ自発的学習ができ、知識・技術を新たな社会へつなぐための創造的活動ができるように
 - (1) 低・中学年次にプロジェクトベースの科目を設け、これをグループ学習により展開する。
 - (2) 高学年次に環境科学やライフサイエンスなどの複合領域科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
 - (3) 5年次に、専門分野における課題発見・解決力、自発的な学習・研究能力、プレゼンテーション能力を育成するため卒業研究を設け、学生と指導教員の双方向性を重視した総合的な学修を展開する。

成績評価方法に関する方針【全学科共通】

1. 講義科目においては、科目ごとの到達目標を設定し、小テストや課題・レポートなどの平常の取組と定期試験の結果を総合的に勘案し、到達目標に対する到達度を評価する。
2. 実技・実験・実習・演習およびプロジェクトベース科目などの実践的科目においては、課題への取組状況、レポート、発表などを総合的に勘案し、到達目標に対する到達度を評価する。
3. 卒業研究においては、研究成果をまとめた論文または制作物、研究発表、取り組み姿勢などを総合的に勘案し、到達目標に対する到達度を評価する。

■アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）

I. 入学者選抜の基本方針

本校のアドミッション・ポリシーに基づき、基礎学力を有し、モノづくりに関心が高い人を選抜するため、推薦による選抜と学力検査による選抜を行います。

推薦による選抜においては、出身学校長が責任を持って推薦した人で、本校の教育を受けるのに必要な素養と基礎学力を有した人を選抜するため、調査書の全教科の評定を評価し、推薦書及び志望調書を基に、目的意識、意欲、適性などに関して面接を行い、その結果を総合的に評価します。

学力検査による選抜においては、本校の教育を受けるのに必要な素養と基礎学力を有した人を選抜するため、調査書の全教科の評定を評価するとともに、学力検査を行い、その結果を総合的に評価します。

II. 求める学生像

つぎのような人の入学を望みます。（キーワード）

- (1) 科学技術に興味があり、基礎的な学力をもつ人（科学技術への興味と基礎的学力）
- (2) モノづくりや実験が好きで、自らのアイデアで、積極的に取り組める人（モノづくりや実験への積極性）
- (3) 部活動、特別活動、ボランティア活動等で活躍し、協調性があり、仲間づくりのできる人（課外活動と協調性）

◆機械技術を活かしたモノづくりを学ぶ機械工学科

機械工学科では、力、エネルギー、熱、流れなどに関する基礎と、加工技術や製図などのモノづくりの基礎を勉強します。本学科では、つぎのような人の入学を期待します。

- ① 数学、理科、技術が好きで、得意な人
- ② 自ら考え、手を使って、行動できる人
- ③ 環境や資源を配慮した機械作りに取り組みたい人

◆電気電子技術を活かしたモノづくりを学ぶ電気電子創造工学科

電気電子創造工学科では、電気エネルギー、電気電子回路、情報通信、電子材料、コンピュータやプログラムなどの基礎を学び、それらを活かした新エネルギー技術、最新ロボット技術やシステム作りとその応用を勉強し、社会のために努力しようとする人の入学を期待します。

- ① 数学、理科、技術が好きで、好奇心旺盛な人
- ② 自分で考え、アイデアにあふれ、モノを作ることが好きな人
- ③ 最先端技術分野や先進的システムに興味があり、将来モノづくりで社会に貢献しようと思う人

◆化学や生物に関する科学技術を活かしたモノづくりを学ぶ物質工学科

物質工学科では、化学および生物の基礎と、それを応用することを勉強します。本学科では、つぎのような人の入学を期待します。

- ① 化学や生物に興味を持つ人
- ② 自然現象に興味を持ち、好奇心旺盛で、実験が好きな人
- ③ 人間生活と自然環境との関わりについて関心のある人

◆建築技術を活かしたモノづくりを学ぶ建築学科

建築学科では、すまい、都市などを計画・設計するための知識と、建物のしくみ、造り方などのモノづくりの基礎を勉強します。本学科では、つぎのような人の入学を期待します。

- ① 数学や理科に興味があり、技術や美術が好きな人
- ② 人々の生活環境を学び、快適な建物を設計してみたい人
- ③ 建物のしくみに関心を持ち、安全な建物づくりに取り組みたい人

■専攻科課程における3つの教育方針

■修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

育成する人材像

教育理念「技術者である前に人間であれ」に基づき、豊かな人間性を有し、高度な技術力と創意工夫によって社会の発展に貢献する「今を見つめ未来を創る技術者」の育成を目指す。

修了認定の方針

小山工業高等専門学校は、次に掲げる能力を身に付け、小山工業高等専門学校学則で定める修了認定の要件を満たした学生に対して、専攻科の修了を認める。

1. 準学士課程において培った知識に基づき、より深く高度な自然科学系およびリベラルアーツに関する知識について説明することができ、論理的に結論を導くことができる。
2. 準学士課程において培った工学、技術の知識に基づき、より深く高度な工学、技術の専門知識を身に付け、応用的な事例や課題に深く高度な専門知識を用いることができ、専門分野において解析的に考察し評価することができる。
3. 人間・文化・社会を理解し、倫理観・責任感を持ち、自分の意見を論理的に表現できるとともに他者の意見を的確に理解し、周囲の人々と尊重しあいながらコミュニケーションを取ることで、工学的プロセスをデザインすることができる。
4. 生涯にわたって新たな知識・技術を自ら学ぶ自発的学習ができ、知識・技術を新たな社会へつなぐための創造的活動により、社会に対して提案ができる。

■教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 準学士課程において培った知識に基づき、より深く高度な自然科学系およびリベラルアーツに関する知識について説明することができ、論理的に結論を導くことができる能力を身につけるために、高度な自然科学系科目およびリベラルアーツ科目を設け、講義、演習を主とした学修方法により展開する。
2. 応用的な事例や課題の解決において解析的に考え、評価できる能力を身につけるために、より深く高度な専門科目を設け、講義、実験、演習を主とした学修方法により展開する。
3. 社会的倫理観・責任感を持ち、他者とのコミュニケーションにより、工学的プロセスをデザインすることができる能力を身につけるためにエンジニアリングデザイン系科目を設け、講義や演習・実験を展開する。
4. 生涯にわたって新たな知識・技術を自ら学ぶ自発的学習ができ、知識・技術を新たな社会へつなぐための創造的活動によって、社会に対して提案できる能力を身につけられるように特別研究や実務研修系科目を設け、学生と指導教員の双方向性を重視した総合的な学修を展開する。

成績評価方法に関する方針

1. 講義科目においては、科目ごとの到達目標を設定し、小テストや課題・レポートなどの平常の取組と定期試験の結果を総合的に勘案し、到達目標に対する到達度を評価する。
2. 実技・実験・実習・演習およびプロジェクトベース科目などの実践的科目においては、課題への取組状況、レポート、発表などを総合的に勘案し、到達目標に対する到達度を評価する。
3. 特別研究においては、研究成果をまとめた論文または制作物、研究発表、取り組み姿勢などを総合的に勘案し、到達目標に対する到達度を評価する。

■入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

I. 入学者選抜の基本方針

本校専攻科（複合工学専攻）では、教育方針“技術者である前に人間であれ”を堅持し、地域社会や産業界とともに、21世紀の国際社会で活躍貢献できる個性と人間性豊かで実践的能力を備えた高度な技術者の育成を目的とし、「求める学生像」に沿って、その能力と適性を有する人材を選抜するため、推薦による選抜、学力検査による選抜及び社会人特別選抜を行います。

推薦による選抜においては、出身学校長が責任を持って推薦した学生で、本校専攻科の教育を受けるのに必要な素養と基礎学力を有した学生を選抜するため、目的意識、意欲、適性などに関してアドミッション・ポリシーに定めた観点にて面接（専門分野の口頭試問を含む）を行い、出身学校長から提出された調査書、推薦書及びTOEIC（IPを含む）スコアの結果を合わせて総合的に評価します。

学力検査による選抜においては、本校専攻科の教育を受けるのに必要な素養と基礎学力を有した学生を選抜するため、目的意識、意欲、適性などに関してアドミッション・ポリシーに定めた観点にて学力検査及び面接を行い、その結果をTOEIC（IPを含む）及び出身学校長又は学長から提出された調査書の結果を合わせて総合的に評価します。学力検査は、数学及び各コースの専門科目を記述方式の試験により評価します。

社会人特別選抜においては、本校専攻科の教育を受けるのに必要な素養と基礎学力を有し、社会人としての業務実績をもとに更なる専門知識の習得に意欲を持つ学生を選抜するため、目的意識、意欲、適性などに関してアドミッション・ポリシーに定めた観点にて小論文、面接（各コースの専門分野の口頭試問を含む）及びTOEIC（IPを含む）スコアの結果を合わせて総合的に評価します。

II. 求める学生像

次の学力を有し、人間性豊かな人の入学を望みます。

- (1) 工学に対する関心が高く、工学についての基礎学力と自然科学についての学力を有し、自ら学ぶ意欲がある人
- (2) モノづくりに対する関心が高く、体験してきた人
- (3) 学んだことを自らのことばで伝えることのできる日本語の能力及び英語の基礎学力を有している人

各コースの受入れ方針

○機械工学コース

機械工学に関連する分野の基礎学力を有し、基礎を応用して、より高度な技術を自ら身に付けようとする意欲のある人、専門分野の知識や得られた成果を簡潔に説明・発表できる人

○電気電子創造工学コース

数学・英語の基礎学力と電気電子の専門基礎学力を有し、電気・電子・情報について自ら学び、その分野を積極的に研究できる人

○物質工学コース

材料工学や生物工学等の諸分野に関する化学の基礎学力を有し、より高度な専門知識と問題解決能力の修得と自学自習の意欲があり、協調性を持ってチャレンジできる人

○建築学コース

建築学における、生活に密接に関わる安全・快適な建築物及び居住環境や都市空間について関心があり、これらの分野の基礎学力を有し、自ら学ぶ意欲のある人

目 次

校 章 の 由 来	
本校の教育理念	
校 歌	
本 校 の 沿 革	1
1 キャンパスライフ2023	
○学生課事務室案内（管理棟2階）	6
○掲示板・通知方法	6
○学生・保護者へのお知らせWebページ（InfoU）	6
○諸手続及び諸納金について	7
○入学料の免除等に関する規程	8
○授業料免除及び徴収猶予に関する規程	8
○奨学金制度について	8
○高等学校等就学支援金制度について	9
○高等教育の修学支援新制度について	9
○授業について	9
○試験について	11
○「異常気象時等における休校等の措置に関する申し合わせ」について	11
○病気やけがについて	12
○学生証について	14
○学割証と定期券について	14
○自動車等による通学について	14
○登校時の自転車通学について	15
○学生の寄宿について	16
○学生指導方針・目標	16
○服装・マナー等について	17
○校内への立入りについて	17
○飲酒・喫煙について	17
○校地内の履き物について	17
○AED（自動体外式除細動器）について	17
○総合学生支援センターについて	18
○学習支援室について	18
○キャリア支援室について	18
○学生相談室について	19
○KOSEN健康相談室について	19
○オフィスアワーについて	20
○保健室について	20
○定期健康診断について	20
○日本スポーツ振興センターについて	21
○学生会について	22
○掲示について	22
○図書情報センターの利用について	24
○情報科学教育研究センター及び学内情報ネットワークの利用について	25
○ものづくり教育研究センター時間外利用上の注意事項	26
○その他の施設の利用について	28
○女子更衣室の使用ルール	28
○教室系LANのインターネット利用について	28
○アルバイトについて	29
○下校時間等について	29

○小山高専意見箱について	29
○ハラスメントの防止について	30
○ハラスメントに関する相談窓口	30
○小山工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（抜粋）	31
○いじめ早期発見・事案対処マニュアル	32
○校内での所持品の管理等について	34
○卒業後の進学について	34
○高専生が取得できる主な資格について（抜粋）	35
2 学則及び学生準則	
（1）学 則	38
（2）学生準則	94
3 諸 規 程	
（1）小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則	98
（2）学業に関する取扱要項	103
（3）資格取得に係わる単位認定に関する規程	105
（4）インターンシップに係わる単位認定に関する規程	112
（5）大学、他高専における履修に係わる単位認定に関する規程	114
（6）キャリア教育に係わる単位認定に関する規程	115
（7）小山工業高等専門学校インターンシップ実施要項	117
（8）小山工業高等専門学校語学研修・海外研修A・B実施要項	119
（9）留学規程	120
（10）入学料の免除等に関する規程	122
（11）授業料免除及び徴収猶予に関する規程	124
（12）寄宿料免除に関する規程	126
（13）情報科学教育研究センター利用規程	127
（14）情報セキュリティ利用者規程	130
（15）体育施設運営規則（抄）	134
（16）プール使用心得	136
（17）合宿研修施設運営規則	138
（18）合宿研修施設使用細則	139
（19）学生会本部室使用細則	140
（20）外国人留学生規程	142
（21）地域イノベーションサポートセンター利用規程	144
（22）ものづくり教育研究センター利用規程	146
（23）研究生規程	147
（24）自動車等による通学に関する規則	149
（25）飲酒・喫煙に関する規則	151
（26）学生表彰規則	152
（27）学生表彰基準	154
（28）独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項	156
4 専 攻 科	
小山工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	158
5 学生会規約	164
6 学 寮	
（1）学寮規則	170
（2）小山工業高等専門学校学寮における指導寮生について	173
（3）寮生心得	174
（4）寮生会規約	178
○校務分掌一覧	181
○建物配置図	182
○年間行事予定表	192

校 歌

一

工こうりょう陵りょうに陽ひかり光かりか
がやき

松しょうらい籟いの心こころすが
しく

希き望ぼう新あらたにこ
こに集つどふ

わ
れら五いつと歳せ月

生いのち命みの泉いづみあ
ふれて

大おおいなる科くわ学がくをな
さむ

二

下しもつけ野ひろのの
広ひろ野の遥はるかに

男なんたい体みの峰みねも
さやけく

真しんり理り求もとめてこ
こに集つどふ

わ
れら五いつと歳せ月

思おもひ索ながの流ながれ
絶たえせず

豊ゆたかなる心こころをな
さむ

校 歌

小山高専校歌制定委員会 作 詞
峯 村 文 人 補 作
長谷川 良 夫 作 曲

1. こ う り ゑ う に - - ひ か り - か が - や
2. し も つ け の - - ひ ろ の - は る - か

き - - - - - し ょ う ら い の - - こ こ ろ - す が - し
に - - - - - な ん た い の - - み ね も - さ や - け

く - - - - - き ほ う - あ ら た に こ こ に つ ど う わ れ
く - - - - - し ん り - も と め て こ こ に つ ど う わ れ

ら い つ と せ - - - - - い の ち の い ず み あ ふ れ
ら い つ と せ - - - - - お も い の な が れ た え せ

て - - - - - あ お い な る - - - - - か が く - を な さ - ん
す - - - - - ゆ た か な る - - - - - こ こ ろ - を な さ - ん

本 校 の 沿 革

高等専門学校制度

日本の急速な工業化を背景として、産業界から強い要望のある創造力に富んだ高度な技術者を養成するため、昭和36年、新しい制度として中学校卒業ののち5年間修学する高等専門学校制度が創設されました。この制度の特徴は、5年間の一貫教育の中で、後期中等教育（高等学校課程）と高等教育（大学課程）とを効率的に配置し、高等学校・大学とは一味異なった教育を目指したことです。

小山工業高等専門学校

栃木県では県南の交通の要地である小山市を候補地とし、昭和39年7月に国立小山工業高等専門学校設置期成同盟を結成し、本格的な誘致の準備を始めました。

昭和40年4月1日、国立学校設置法の一部が改正され、小山工業高等専門学校（機械工学科・電気工学科・工業化学科）が、他の数校とともに37番目の国立高専第4期校として設置されました。校長及び教職員が任命され、小山市中央町2丁目の元小山市庁舎を仮校舎として校務が開始されました。そして、同年4月24日、小山市公民館で開校式並びに第1回入学式を行い、ここに名実ともに小山高専の教育活動が開始されたのです。

1年間の仮校舎での教育活動を経て、校地が広く確保できること、市街地から離れた自然林の残る良い環境にあること、などを理由に選ばれた小山市中久喜の本校舎（現校舎）が竣工して移転しました。校地は当初の設計の一部を変更して整地を最小限に抑え、もともとあった平地林を残すことに意がもちいられました。今は少なくなっているとはいえ、残されたこの自然林は本校の貴重な財産となっています。

小山高専の教育

開校式並びに第1回入学式の校長告辞は「本校の直接の目的は技術者の養成であるが、技術者たる以前に“人間として”成長することが第一義である。諸君には科学の狭い領域のみを追求するScientistになることではなく、尊敬に値する人間になることを志望しながら科学を学んでいく人 Man of Science になることを望みたい」という内容でした。つまり「技術者である前に人間であれ」ということです。「人間である」ことは、一人一人が自立した市民であること、他人を思いやることのできる豊かな心を持つことです。この教育理念を踏まえ、平成30年度より「今を見つめ未来を創る技術者」という育成する人財像と行動目標を定め、あらゆる教育活動の基本的指針としています。

校章・校旗・校歌

校章は設立準備の段階で公募され五月女政平氏の作品に決まりました。校旗は開校後、教職員・学生・後援会の醸金で京都の川島織物で作りました。「豊かなる心」と「大いなる科学」を読み込んだ校歌は学生委員9名を含む16名の作成委員会で作成し、峯村文人氏の校閲を仰ぎ、長谷川良夫氏が作曲したものです。

組織・施設の充実

昭和45年4月に建築学科を増設し、4学科となり、昭和60年4月に電子制御工学科を増設し、5学科となりました。また、平成2年4月に工業化学科を物質工学科に改組し、平成11年には専攻科を設置、同13年には電気工学科を電気情報工学科に改組しました。同25年には電気情報工学科と電子制御工学科を高度化再編統合し、電気電子創造工学科に改組しました。

校内施設も次第に充実し、昭和46年建築学科棟・南寮、昭和49年電子計算機室、昭和51年図書館棟、昭和55年第2体育館・合宿研修施設、昭和56年工業安全教育研究センター、昭和57年講義棟、昭和62年電子制御工学科棟、昭和63年東寮、平成5年物質工学科実験棟が新設され、平成8年南寮を改修し女子寮が設置され、平成13年専攻科棟が新設され、平成26年建築学科棟同実験室、地域連携共同開発センター、平成27年電気電子創造工学科棟、ものづくり教育研究センターが改修されました。

卒業生

昭和45年3月20日、第1回卒業式で117名の卒業生を世に送り出して以来、昭和50年3月の第6回卒業式には建築学科の1期生を加え4学科133名、平成2年3月の第21回卒業式には電子制御工学科の1期生を加えて5学科187名、平成7年3月の第26回卒業式には物質工学科の1期生を送り出しました。平成13年3月新たに設置された専攻科の修了生26名を第1回修了生として送り出しました。平成18年3月の卒業式には電気情報工学科の1期生を送り出しました。平成23年3月には改組された専攻科複合工学専攻修了生36名を改組第1回修了生として送り出しました。令和5年3月24日の令和4年度卒業式・修了式までの卒業生、修了生は、合わせて9,674名（外国人留学生146名を含む）となりました。

小山高専のあゆみ

昭和39年7月13日 栃木県知事を会長とする国立小山工業高等専門学校設置期成同盟結成、具体的な設置準備開始

昭和40年2月8日 初代校長に文部省視学官 島津秀雄内定

” 2月20日～21日 第1回入学者選抜試験実施

” 4月1日 小山工業高等専門学校（機械工学科・電気工学科・工業化学科の3学科、入学定員120名）の設置

校長 島津秀雄就任 小山市中央町2丁目2番21号の元小山市庁舎を仮校舎として校務開始

” 4月24日 小山市公民館において開校式並びに第1回入学式（入学者125名）

昭和41年3月31日 本校地（小山市中久喜の現校地）の第1期工事（一般管理棟・西寮・一般食堂）竣工により移転

” 12月9日 第2期工事（機械工学科棟・実習工場・体育館・北寮）竣工

昭和42年10月 第1回文化祭（昭和43年第2回より工陵祭と称す）

” 11月30日 第3期工事（電気工学科・工業化学科棟など）竣工

昭和43年7月25日～26日 第5回関東信越地区高専総合体育大会を主管

” 10月16日 校旗推戴式

” 11月14日 校舎等落成記念式典

昭和45年3月2日 校歌制定

” 3月20日 第1回卒業式（卒業生117名）

” 4月1日 建築学科新設（4学科、入学定員160名）

” 4月8日 第6回入学式挙行（入学者169名）

昭和46年3月25日 第4期工事（建築学科棟・南寮）竣工

昭和47年8月25日 第7回全国高等専門学校総合体育大会を主管（競技は東京の会場で開催）

昭和49年3月20日 電子計算機室竣工

” 7月23日～24日 第11回関東信越地区高専総合体育大会を主管

” 9月30日 校長 島津秀雄死亡 校長事務取扱に建築学科教授兼教務主事 山崎三郎就任

昭和50年1月17日 第2代校長 菅野 誠（前国立競技場監事）就任

” 3月13日 第6回卒業式（建築学科1期生を含む卒業生133名）

” 10月3日 開校10周年記念式典（十年史編纂）

昭和51年3月31日 図書館棟竣工

昭和52年4月8日 第13回入学式（初めて編入学者8名を受入）

” 7月21日～22日 第14回関東信越地区高専総合体育大会を主管

昭和53年4月1日 校長 菅野 誠退職
第3代校長 角井 宏（前文化庁文化財保護部長）就任

昭和55年3月31日 第2体育館・合宿研修施設竣工
” 7月19日 開校15周年記念式典

昭和56年3月31日 工業安全教育研究センター棟竣工
” 4月1日 推薦入試制度導入

昭和57年3月31日 講義棟竣工

昭和58年4月1日 外国人留学生受入
” 4月8日 第19回入学式（初めて外国人留学生2名を受入）

昭和60年4月1日 電子制御工学科新設（5学科・入学定員200名）
” 10月17日 開校20周年記念式典（二十年史編纂）

昭和61年3月31日 校長 角井 宏退職
” 4月1日 第4代校長 徳平 滋（前高岡短期大学副学長）就任

昭和62年3月31日 電子制御工学科棟竣工

昭和63年3月31日 東寮竣工

平成2年3月20日 第21回卒業式（電子制御工学科1期生を含む卒業生187名）
” 4月1日 工業化学科を物質工学科に改組

平成5年3月31日 物質工学科実験棟竣工
校長 徳平 滋退職
” 4月1日 第5代校長 山口淳三（前人事院公務員研修所副所長）就任

平成7年3月20日 第26回卒業式（物質工学科改組1期生を含む卒業生198名）
” 4月1日 電子計算機室を情報科学教育研究センターに名称変更
” 7月21日～24日 平成7年度関東信越地区高専総合体育大会を主管
” 8月9日～10日 第29回全国高専卓球競技大会を開催
” 10月25日 開校30周年記念式典（三十年史編纂）
” 11月5日 ロボコン'95関東甲信越地区大会を開催

平成8年4月1日 女子寮設置

平成10年8月5日～7日 第33回全国高専テニス競技大会を開催

平成11年4月1日 専攻科（電子システム工学専攻（12名）・物質工学専攻（4名）・建築学専攻（4名）、入学定員20名）の設置
” 4月8日 平成11年度入学式（第1回専攻科生入学式を合同で行う。）

平成12年10月7日 開校35周年記念・専攻科設立記念式典

平成13年3月19日 平成12年度卒業式・修了式（卒業生186名・専攻科第1回修了生26名）
” 3月21日 専攻科棟（テクノ棟）竣工
” 3月31日 校長 山口淳三退職
” 4月1日 電気工学科を電気情報工学科に改組
第6代校長 霜鳥秋則（前長岡技術科学大学副学長）就任

平成14年4月1日 副校長を設置

平成15年4月1日 工業安全教育研究センターを地域共同開発センターに名称変更
実習工場をものづくり教育研究センターに名称変更

平成16年3月31日 校長 霜鳥秋則退職

- 平成16年 4月 1日 独立行政法人国立高等専門学校機構 小山工業高等専門学校となる
第7代校長 藤本光宏（前文部科学省初等中等教育局主任教科書調査官）就任
図書館を図書情報センターに名称変更
- 平成17年 7月 平成17年度関東信越地区高専総合体育大会を主管
- 〃 8月 7日 第40回全国高専剣道競技大会を開催
- 〃 8月10日 第40回全国高専陸上競技大会を開催
- 〃 10月16日 ロボコン'05関東甲信越地区大会を開催
- 〃 10月26日 開校40周年記念行事実施（四十年史編纂）
- 〃 11月 1日 北陸先端科学技術大学院大学と推薦入学に関する協定を締結
- 平成18年 3月20日 平成17年度卒業式・修了式（電気情報工学科改組1期生を含む卒業生183名・修了生22名）
- 〃 11月 1日 重慶大学自動化学院と教育・学術に関する交流協定を締結
- 平成20年 2月28日 宇都宮大学と教育研究上の交流・連携に関する協定を締結
宇都宮大学大学院工学研究科と推薦入学に関する協定を締結
- 平成20年 4月 1日 地域共同開発センター及び地域連携室を組織変更し、地域連携共同開発センターを設置
- 平成21年 3月31日 校長 藤本光宏退職
- 〃 4月 1日 第8代校長 荻谷勇雅（前文化庁文化財部文化財鑑査官）就任
- 平成22年 4月 1日 専攻科改組（複合工学1専攻5コース、入学定員20名）
- 〃 10月13日 小山高専サテライト・キャンパス とちぎ歴史文化まちづくりセンターを栃木市倭町に設置
- 〃 10月25日 創立45周年記念特別講演会開催
- 平成23年 7月15日 サテライト・キャンパス開館記念行事を開催
- 〃 8月27日～28日 第46回全国高専バドミントン競技大会を開催
- 平成24年 1月27日 小山市との連携協定締結
- 〃 3月16日 平成23年度卒業式・修了式（卒業生192名・専攻科複合工学専攻改組第1回修了生36名）を小山市立文化センターで挙行
- 〃 11月10日～11日 デザインコンペティション2012 in 小山を開催
- 平成25年 4月 1日 電気情報工学科と電子制御工学科を統合し、電気電子創造工学科を創設
- 平成26年 3月14日 香港 IVE（香港職業教育学院）と教育・学術に関する交流協定を締結
- 〃 3月31日 校長 荻谷勇雅退職
- 〃 4月 1日 第9代校長 大久保 恵（前八戸工業高等専門学校物質工学科教授）就任
- 平成27年 2月 9日 グアナファト大学（メキシコ）と教育・学術に関する交流協定を締結
- 〃 3月24日 リールA技術短期大学（フランス）と教育・学術に関する交流協定を締結
- 〃 4月22日 創立50周年記念特別講演会開催
- 〃 5月30日 創立50周年記念式典・記念祝賀会
- 〃 9月28日 千葉工業大学と教育・研究・社会貢献活動に関する包括協定を締結
- 〃 11月 1日 ロボコン'15関東甲信越地区大会を開催
- 〃 12月 7日 五十年誌発行
- 平成28年 1月13日 リールA技術短期大学、ブロー技術短期大学（フランス）と東北地区6高専及び函館高専、小山高専との学術交流協定を締結
- 〃 3月 1日 リールA技術短期大学、ルアーブル技術短期大学（フランス）と東北地区6高専及び函館高専、小山高専との学術交流協定を締結
- 〃 5月 2日 アルトワ大学（フランス）と教育・学術に関する交流協定を締結
- 〃 5月31日 リールA技術短期大学、リトラル・コート・ドパル技術短期大学（フランス）と東北地区6高専及び函館高専、小山高専との学術交流協定を締結

平成28年6月9日 ガジャマダ大学（インドネシア）と教育・学術に関する交流協定を締結
 〃 7月 平成28年度関東信越地区高専総合体育大会を主管

平成29年4月1日 総合学生支援センター設置
 地域連携共同開発センターを地域イノベーションサポートセンターに名称変更
 〃 7月20日 ヴァランシエンヌ技術短期大学（フランス）と東北地区6高専、及び函館高専、小山高専との学術交流協定を締結
 〃 8月23日～24日 第52回全国高専ソフトテニス競技大会を開催
 〃 8月26日 第52回全国高専水泳競技大会を開催
 〃 9月27日 アルトワ大学（フランス）と東北地区6高専、函館高専、旭川高専、小山高専、長岡高専、岐阜高専との学術交流協定を締結

平成30年3月15日 国立聯合大学（台湾）と教育・学術に関する交流協定を締結
 〃 4月1日 専攻科複合工学専攻電気情報工学コースと電子制御工学コースを電気電子創造工学コースに統合
 〃 4月1日 国際交流推進室を組織変更し、国際交流センターを設置
 〃 5月24日 国立台湾科技大学應用科技學院（台湾）と教育・学術に関する交流協定を締結

平成31年1月26日 第24回高専シンポジウム in OYAMAを開催

令和2年1月24日 国立応用科学学院ルーアン校（フランス）と教育・学術に関する交流協定を締結
 〃 3月31日 校長 大久保 恵退職
 〃 4月1日 第10代校長 堀 憲之（前筑波大学システム情報系教授）就任

令和4年10月16日 ロボコン'22関東甲信越地区大会を開催

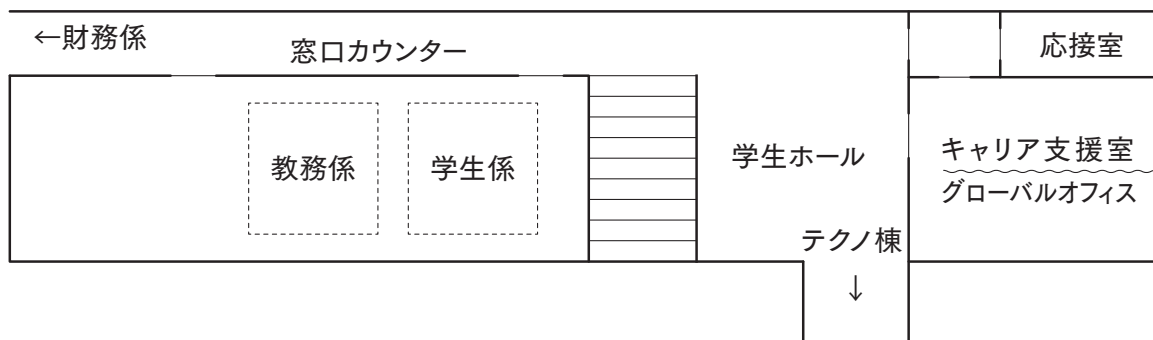
令和5年2月28日 キングモンクット工科大学ラカバン校（タイ）および
 タイ高専KMITL校（タイ）と教育・学術に関する交流協定を締結

1. キャンパスライフ 2023

○学生課事務室案内（管理棟 2 階）

【学生課窓口】……小山高専で修学・生活上の諸手続を行うところです。

<配置図>



なお、本校の学生課の窓口は、担当の業務によって、いくつかの係に分かれています。学生生活に直接関係のある各係の主な担当は次のようになっています。

■教 務 係 (0285-20-2142) ・授業、試験 ・休学、復学、退学の手続 ・在学証明書、成績証明書、卒業証明書などの各種証明書の交付 ・欠席の連絡 ・大学への編入学に伴う支援	■学 生 係 (0285-20-2147) ・奨学金（日本学生支援機構など）の手続 ・入学料、授業料の減免の手続 ・健康管理（カウンセリングの申込み） ・課外活動、諸行事 ・学生証、学割証の交付 ・就職支援 ■寮 務 係 (0285-20-2149) ・入寮、退寮の手続 ・寮の諸経費 ・外泊の連絡（緊急時当直室：0285-20-2164）
---	---

このほか、授業料の納入については財務係（管理棟 2 階）に、図書のことについては、図書情報係（図書情報センター棟 1 階）に尋ねてください。

○掲示板・通知方法

※小山高専での情報収集は掲示板から

学生への連絡は、原則として掲示板によって行います。大事なことは必ず張り出しますので、うっかり見逃して後に支障をきたすことのないよう、随時確認する習慣をつけてください。なお、一般的な通知のほかに、掲示等で個別に呼び出すこともありますので注意してください。

また、必要に応じてホームルーム掲示をすることがあります。

掲示場所……学生課窓口周辺及び図書情報センター棟南側

○学生・保護者へのお知らせWebページ（InfoU）

学校ホームページ上に、学生・保護者向けのお知らせ用のWebページ（InfoU）を開設しています。 https://www.oyama-ct.ac.jp/gakusei/oyama_oshirase/



※電話による問い合わせ

掲示で確認できる事項について電話で照会することは極力避け、確認しても分からないことについては直接窓口で尋ねてください。

本校では、電話での個人的な呼び出しは緊急以外応じられません。

また、身上や連絡先等の個人情報の照会には応じられません。

○諸手続及び諸納金について

学生生活の中で大切なことの一つは、学校で定められた許可願や変更届等を遅滞なく提出することです。これらを一覧表にまとめると、次のとおりです。これらの手続用紙は、学生課の窓口にあります。

また、諸納金のうち、授業料・寄宿料については、総務課財務係で取り扱っています。

(1) 願出をするもの

種 類	提出先	備 考
休 学 願	教 務 係	学級担任経由のうえ理由書（病気の場合は医師の診断書）を添付
復 学 願	”	病気の場合は医師の診断書を添付
退 学 願	”	”
忌 引 願	”	”
車 両 通 学 許 可 願	学 生 係	各学期末に提出（自二、原付は随時）
施 設 ・ 設 備 使 用 願	”	1 週間前までに提出（通常、使用を認められている場合は除く）
合 宿 許 可 願	”	1 週間前までに提出
学 割 証 交 付 願	”	”
課 外 活 動 許 可 願	”	”
集 会 （ 催 物 ・ 行 事 ） 許 可 願	”	”
印 刷 物 （ 発 行 ・ 掲 示 ） 許 可 願	”	掲示物を添付・配布物を添付
学 生 団 体 結 成 願	”	会則、名簿を添付
学 外 団 体 加 盟 願	”	団体の会則、名簿等を添付
学 外 団 体 参 加 願	”	”
入 学 料 免 除 願	”	入学手続時
授 業 料 免 除 願	”	前期分 3 月 20 日から 4 月 9 日まで 後期分 9 月 20 日から 10 月 7 日まで
授 業 料 徴 収 猶 予 願	”	”
寄 宿 料 免 除 願	寮 務 係	災害の発生した日の属する月末
入 寮 願	”	前期又は後期始業時
退 寮 願	”	”

(2) 届出をするもの

種 類	提出先	備 考
科 目 受 講 届	教 務 係	5 年生 前期科目 4 月 後期科目 10月 (期日は教務係が別途指定)
欠 席 (遅 刻 ・ 欠 課 ・ 早 退) 届	〃	事前に学級担任の承認を得て提出
住 所 変 更 届	〃	その都度提出
身 上 異 動 届	〃	〃
交 通 法 令 違 反 ・ 事 故 届	学 生 係	〃
ア ル バ イ ト 届	〃	〃
自 転 車 通 学 届	〃	〃
旅 行 ・ 登 山 ・ キ ャ ン プ 届	〃	〃

(3) 交付を受けるもの

種 類	提出先	備 考
各 種 証 明 書 発 行 願	教 務 係	余裕をもって申し込んでください
学 生 証 再 交 付 願	学 生 係	

(4) 諸納金

区 分	金 額	納 期	窓口	備 考
授 業 料	前期 117,300円 後期 117,300円	5 月 10月	総務課 財務係	口座引落日 前期 5 月26日頃 (就学支援金対象者は、 就学支援金決定後) 後期 10月26日頃
寄 宿 料	月額 700円 〔月額 800円〕 〔収容定員1名〕	4 月 10月	〃	口座引落日 前期 4 月26日頃 後期 10月26日頃
学 生 会 費	年額 6,000円 専攻科年額 3,000円	4 月	学生課 学生係	入学年度のみ 7,000円 (入会金 1,000円を含む・ 専攻科は除く)

(注) 授業料及び寄宿料の口座引落日は前後する場合があります。

平成11年度入学者から、在学中に授業料改定が行われた場合には改定時から新授業料が適用されます。

○入学料の免除等に関する規程

諸規程「(10) 入学料の免除等に関する規程」を参照すること。

○授業料免除及び徴収猶予に関する規程

諸規程「(11) 授業料免除及び徴収猶予に関する規程」を参照すること。

○奨学金制度について

奨学金の種類は、日本学生支援機構の奨学金が主なものですが、その他にも小山高専育英奨学金や地方公共

団体、民間育英団体等の奨学金があります。申請方法等については、掲示により通知しますので、時期を逸さないよう注意してください。

なお、詳細については学生課学生係に問い合わせてください。

○高等学校等就学支援金制度について

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、学生の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

高等学校等就学支援金は、学生又は世帯に交付されるものではなく、授業料から減額されるものです。また、保護者の所得によって、支給の制限（平成26年度新入生以降）又は支給金額が加算される場合があります。

ただし、就学支援金の支給は、在籍36か月までの学生を対象としているため、留年で在籍が36か月を超える場合は、対象となりません。

また就学支援金については、申請主義の観点から申請しないと受給資格はありません。

○高等教育の修学支援新制度について

4年生以上は、高等教育の修学支援新制度により、家計基準・学力基準等の条件を満たす場合、授業料等の減免と、日本学生支援機構の給付奨学金（原則返還不要）の支援を受けることができます。

申請方法等については学校ホームページ及び学内掲示にて通知しますので、時期を逃さないよう注意して下さい。

○授業について

① 高専の授業の特色

高等専門学校の教育内容の特色は、5年間の一貫教育によって、高等学校と大学との間に見られる教育内容の重複を避け、一般教育と専門教育とを有機的に組み合わせて、教養・理論・実践的技術とを関連づけて、段階的に修得できるようにするところにあります。

一般科目は、社会人としての基礎的な広い教養を身に付けるとともに、専門科目の履修の基礎となる知識を養うことを目的とするものです。

専門科目は、専門技術に必要な理論の学習と、実験・実習・演習などの実践的学習に重点を置き、大学とほぼ同程度の理論的知識と実践的技術の修得を目指すものです。

教育課程においては、以上の目標を達成するために、低学年においては、一般科目・基礎的専門科目を中心とし、学年進行に伴って次第に専門科目が増加するように配慮してあります。

したがって、単に高等学校と短期大学とを結びつけたものでなく、高等教育機関として充実した専門教育を行うところが高等専門学校です。

② 2学期制

本校の授業は、前・後期の2学期制をとっています。これは、工学という学問には段階的に積み重ねて行くという面もあり、並行的に1年を通して2つの科目を行うよりも、集中的に前期なり後期なりに学習して、次の科目に進む方が効果的であり、そのためには2学期制の方が適しているからです。

③ 学年制（進級・留年）

高専においては、大学の単位制と異なり学年制を採っています。高専の授業内容は学年進行に伴って段階的に進むよう配慮がなされているため、その学年で履修すべき科目のうち一定以上の科目に合格しなくては上の学年への進級ができません。（「小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則」〈p98〉及び「学業に関する取扱要項」〈p103〉）

④ 受講科目の選択

5年生は、各学科で説明を行いますので、これにより受講科目を各人が決定し「科目受講届」を教務係へ提出のうえ受講してください。

⑤ 休学・復学・退学・欠席・欠課・遅刻

休学・復学・退学については、それぞれ手続きが必要です。

また、欠席・欠課・遅刻についても、その届を教務係に提出しなくてはなりません。（「学生準則第4章第11条～第15条」＜p94＞）

なお、1～3学年で学校の認めた対外試合や学生会関係行事等で欠席するものについては、所定の手続きをふめば出席扱いとなります。（「学業に関する取扱要項」＜p103＞）

⑥ 授業終始時刻表

本校では、基本的な授業時間を1時限90分で行います（1単位時間は標準50分ですが、2単位時間を連続させることで、出席確認、課題回収、授業の振り返り・授業の総括、及び課題の説明に要する時間を省略しています）。基本的な1日の授業の終始時刻は次のとおりです。

8：40～8：50 ショートホームルーム

9：00～10：30 第1時限

10：40～12：10 第2時限

12：10～13：00 （昼休み）

13：00～14：30 第3時限

14：40～16：10 第4時限

（16：15～17：00） 第5時限（第4時限と連続して行う授業の場合）

※ただし、一部は50分授業を行います。この場合は、上記の終始時刻とは異なります。

⑦ 自学自習

学習した科目を合格するためには、自ら進んで勉強する時間を設定し、さらに学習する習慣をつけることが大切です。自宅・図書館等を活用した学習の機会を作りましょう。

⑧ 履修単位と学修単位について

平成17年度に高等専門学校設置基準の法改正が行われ、これまでの30時間（1時間標準50分）の授業履修で1単位とする科目（履修単位科目）に加えて、45時間の学修（講義と学生による自学自習を含む学習時間）で1単位とする科目（学修単位科目）が60単位まで適用できるようになりました。

この学修単位科目は、高専本科も大学や高専専攻科と同様に授業に自学自習を認め、授業形態や方法に多様性を持たせ、また、高専以外の高等教育機関との授業の互換性を高めて学生の単位取得互換・編入などを円滑に行えるようにすることが目的で、平成18年度から各高専で導入されてきています。

【履修単位と学修単位の違い】

履修単位の1単位 … 授業 30 単位時間

学修単位の1単位 … 講義A …… 授業 15 時間＋自学自習 30 時間

講義B・演習：授業 30 時間＋自学自習 15 時間

実験・実習 …… 授業 45 時間

※「履修単位」と「学修単位」の区別は学年別開設単位数の欄に記載されています。それぞれの学習方法を理解して授業に臨んでください。

※なお、本校では90分授業としていますが、高専機構本部からの通知により、90分授業（2単位時間）×15回に加えて自学自習を行うことにより、学修単位2単位が認められています。

○試験について

① 定期試験・追試験

前・後期の期末に定期試験を行うほかに、必要に応じて中間試験及び随時授業中に試験を行うことがあります。定期試験及び中間試験は通常授業とは別個の時間割を編成して行い、試験の時間割は実施の1週間前までに発表します。

試験実施期間中は、筆記用具及び出題教員から指示のあった物以外は、すべて包むなどして教室の前又は後ろにまとめて置くようにしてください。

試験に遅刻したときは、開始後15分以内の入場を認めます。なお、利用交通機関の事故等により15分を超える遅刻者は、試験本部へ申し出れば事情聴取のうえ入室を許可することがあります。開始30分以内の途中退場は認めません。

試験の際に不正行為を行った者に対しては、その時間以後の試験を受けることを差し止め、それまでにを行った試験科目はすべて0点とします。

病気その他やむを得ない理由で定期試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことがあります。（「小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則」〈p98〉及び「学業に関する取扱要項」〈p103〉）

なお、傷病を理由とする追試験願の提出には、医師の診断書が必要となります。

② 成績判定

成績評価は、前期末及び学年末に行い、成績通知は、各定期試験ごとに保護者あてに郵送します。

評価は定期試験の成績に平常の授業の成績等を考慮に入れた100点法によりますが、成績通知は評語です。

学年末の成績判定によって進級を決定します。

不合格科目を有して進級を認められた者で、進級した4月末までに再評価願を提出し、担当教員が許可した場合は再評価を受けることができます。（「小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則」〈p98〉及び「学業に関する取扱要項」〈p103〉）

○「異常気象時等における休校等の措置に関する申し合わせ」について

運営会議

異常気象時等における学生の登下校及び授業等の措置に関しては、校長が小山市周辺の警報等の発令状況を判断して、これを決定する。ただし、校長が不在の場合は、教務主事が決定する。

この措置の実施に伴って生じる学生の欠席又は欠課については、個々の学生の実情に応じて適切な事後処理を行う。

- ※
1. 「異常気象時」とは、暴風、暴風雪、大雪及び大雨・洪水の発生時をいう。
 2. 上記以外の大地震等の自然災害や社会的異常事態の発生に際しても、必要に応じて適切な措置をとれるものとする。
 3. 1時限目から休校等の措置を講ずる場合は、当日の午前6時30分にホームページ掲載を行う。
 4. この申し合わせは、令和3年3月10日から適用とする。

○病気やけがについて

病気にかからないようにするには、普段からの心構えが大切です。

うがいや手洗い、体調管理を心がけてください。万が一、体調を崩した場合には無理をせずに休養し、医療機関で診察を受けることも大切です。

学校を欠席又は遅刻する場合には、HP掲載の「欠席／遅刻連絡フォーム」を使用して連絡してください。緊急時や連絡フォームが使用できない状況の際は、学生課教務係（0285-20-2142）に電話連絡してください。

インフルエンザ等の学校感染症と診断された場合は、出席停止となります。この場合も学生課教務係に必ず連絡してください。治癒後の登校初日に登校許可書（本校webサイトからダウンロードできます）又は診断書を学生課教務係に提出する必要があります。治癒して登校しても許可書の提出が無い場合は、授業に出席することができませんので注意してください。

いくら注意していてもけがをしてしまうことがあります。学校内や通学中に万が一けがをしたら必ず学生課学生係に連絡してください。状況によっては日本スポーツ振興センターによる災害給付の対象になります。詳しくは保健室で尋ねてください。また、けがにより学校を欠席する場合にも学生課学生係へ連絡をしましょう。

－学校感染症－

下に示す病気にかかってしまった場合、教務係に連絡し、休養してください。治癒したら、登校許可書又は診断書（追試験願提出の際は必須）を持参の上、登校初日に必ず教務係で事務手続きを行った上で教室へ行ってください。「登校許可書」は、HPからダウンロードしてください。

○第1種感染症の登校基準

病 名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスに限る。）、インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで

○第2種感染症の登校基準：出席停止（学校において流行を広げる可能性が高い）

病 名	出席停止期間	人にうつす可能性のある期間	潜伏期間（感染経路）	主な症状
インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	発症前日～7日	平均2日（1～4日） （飛沫・接触）	急な高熱 強い全身症状（関節痛、頭痛・倦怠感）
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	発熱出現前日から解熱後3日を経過するまで（発疹が出る前の数日間が一番感染力が強い）	主に8～12日 （空気・飛沫・接触）	発熱、咳、鼻汁、目やに、頬の内側に白い斑点 発病4日目頃より発疹
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで出席停止	耳下腺などの唾液腺が腫脹する1～2日前から腫脹5日後までが最もウィルス排出量が多く、他への感染力が高い	16～18日 （飛沫・接触）	片側→両側の順に顎の後ろの腫脹・圧痛、食欲不振、嚥下痛、発熱

風しん	発疹が消失するまで	発疹の出る7日前から出た後の7日目頃まで。症状の軽快後はウイルスの排出量が著減	16～18日 (飛沫・接触)	発熱、ピンク色の発疹、リンパ節の腫脹と圧痛
水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで	発疹の出る1日前から全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで	14～16日 (空気・飛沫・接触)	発熱、水疱のある発疹が身体中に次々とでる。紅斑→水疱→膿疱→痂皮化の順に変化する
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主症状が消失した後2日を経過するまで	初期数日が最も多いが数ヶ月間ウイルスが排出することがある	2～14日 (飛沫・接触)	高熱、咽頭痛、頭痛、食欲不振、リンパ節の腫脹 プールを介して流行することが多い
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	喀痰の塗抹検査で陽性の間は感染力が強い	2年以内、特に6ヶ月以内に多い (空気・飛沫)	咳、微熱、寝汗、倦怠感など
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法が終わるまで	咳が出現してから4週間目頃まで(抗生剤の内服でおよそ5日間)	7～10日 (飛沫・接触)	無熱の感冒症状(鼻汁、鼻閉、軽度の咳) 1～2週間後に特有な咳発作が起きる
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	有効な治療開始後24時間経過するまでは感染源となる	主に4日以内 (飛沫・接触)	発熱、頭痛、意識障害、嘔吐を主な特徴とする

○第3種感染症の登校基準：出席停止（学校において流行を広げる可能性が高い）

病 名	出席停止期間	人にうつす可能性のある期間	潜伏期間（感染経路）	主な症状
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157など)	感染のおそれがないと認められるまで	便中に菌が排出されている間	10時間～6日 (接触・経口)	激しい腹痛・水様下利便・血便
流行性角結膜炎		ウイルス排出は初期の数日が最も多いが、その後便からは数週間、長い場合は数ヶ月にわたって排出が続くことがある	2～14日 (接触)	結膜充血、まぶたの腫脹、異物感、流涙、目やに、耳前リンパ節腫脹
急性出血性結膜炎		ウイルス排出は結膜擦過物から1～2週間	1～3日 (接触)	結膜充血、結膜出血、まぶたの腫脹、異物感、流涙、目やに、角膜びらん
コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス				

○学生証について

学生証は学生の身分を証明するものですから常時携帯しなければなりません。また、学割証、通学定期券等で乗車船する場合には必ず携行し、求めに応じて提示しなければなりません。

学生証の有効期間は1年とし、毎年4月に更新します。

○学割証と定期券について

学生が、正課教育・課外活動・就職・進学・帰省のために、J R（航路・自動車線を含む。）又は連絡会社線に乗車船して、片道営業キロが100kmを超える旅行をしようとするときは、学割証により割引乗車券の購入ができます。

学割証の制度は、学生の経済的負担を軽減し、勉学を容易にするために学生だけに与えられた恩典ですから、使用にあたっては、制度の趣旨を理解し、注意事項を熟読のうえ遺漏のないようにしてください。

- ① 学割証を紛失したり、盗難にあった場合には、速やかに学生係に届け出てください。
- ② 学割証を使用しなかったり、無効となった場合は、速やかに学生係に返納してください。

また、学生が居住地から学校へ通うために通学定期乗車券（定期券）を使用することができます。

定期券の購入については、1～3年生の高等課程は「通学定期運賃（高校生用）」の適用を受け、また4・5年生及び専攻科生の場合には「通学定期運賃（大学生用）」の適用を受けますので、利用機関の窓口で定期券購入申込書を記入し、学生証を提示すれば購入できます。

○自動車等による通学について

諸規程「(24) 自動車等による通学に関する規則」を参照すること。

自動車による通学を希望する者は、以下の点に注意すること。

- ① 車両通学を希望する者は関係規則「自動車等による通学に関する規則」に従い、車両通学許可を受けること。
- ② 学内駐車場の指定された場所に、許可された車両を駐車すること。
- ③ 指定された場所に他の車両が駐車されていた場合や、車検等やむを得ない理由により許可車両以外の車両を駐車する場合は、登校後すぐに学生係窓口にて「臨時駐車許可証」を受け取り、車両内の見やすい位置に置き、指示された場所に駐車すること。
- ④ 以下の場合には駐車違反となります。
 - ・許可されていない学生が車両で通学した場合
 - ・指定場所以外に駐車した場合
 - ・許可車両以外の車両を駐車した場合
 - ・許可証が指定場所に表示されていない車両を駐車した場合
 - ・その他、学内や学校周辺で他の人に迷惑になる駐車をした場合

駐車違反については、その都度警告します。

警告が3回以上になると一定期間の停学処分になります。

- ⑤ 車両による騒音発生や暴走等の迷惑運転行為についてもその都度警告します。
警告が3回以上になると一定期間の停学処分になります。

○登校時の自転車通学について

自転車は車両です！ドライバーとして、道交法を遵守し、思いやりのある運転に心がけ、自分の身の安全確保に努めるよう自転車通学してください。

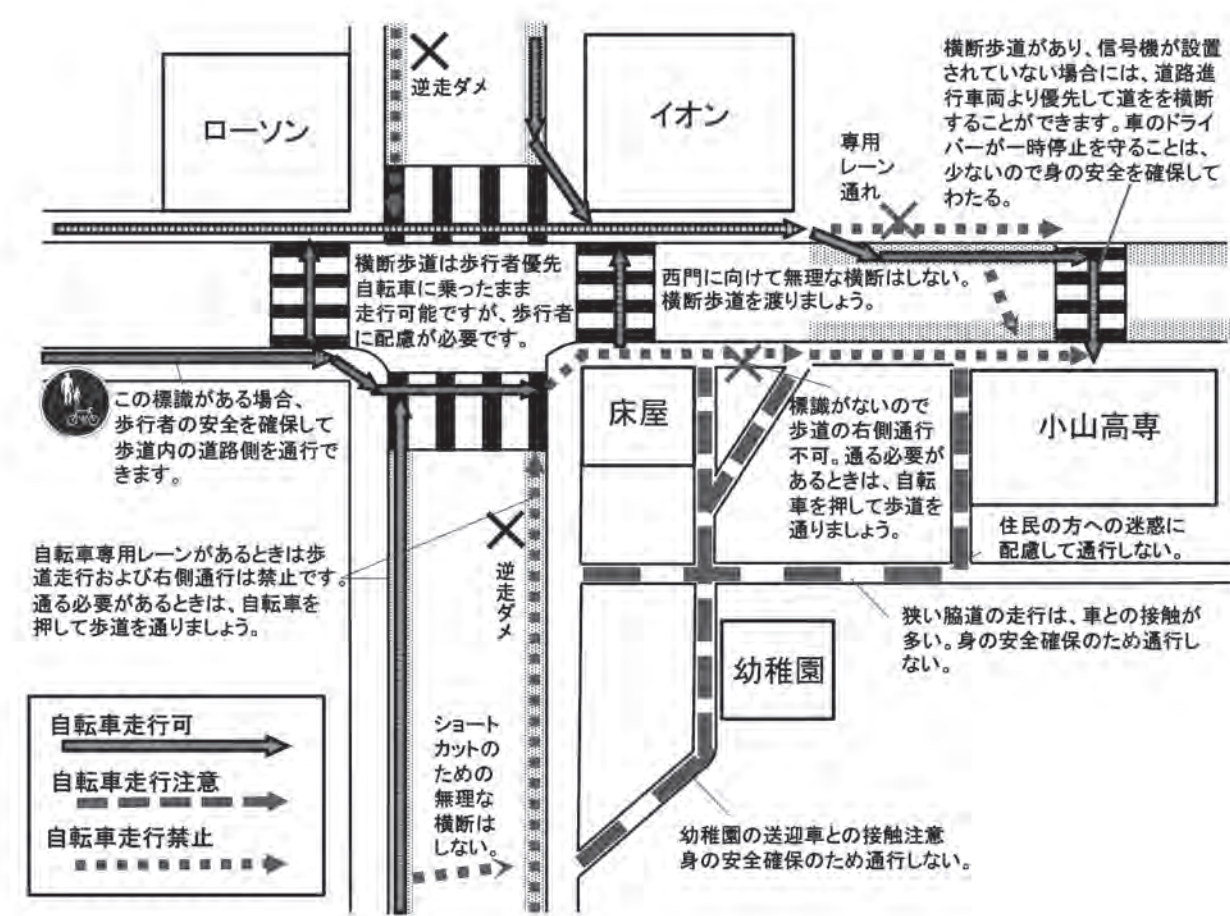
道交法遵守：原則左側通行、並進禁止、安全運転義務等

思いやり：お年寄りや子供等歩行者への配慮

速度超過等による住民への迷惑行為の禁止等

安全確保：道交法を守れないとき自転車を押して歩く

狭い脇道の走行による車との接触を避ける等



自転車通学者は、栃木県自転車条例（※）により、次のことに対応してください。

- ・ 自転車損害賠償責任保険等（自転車保険）加入する義務があります。
自分の加入状況を確認し、加入していない場合は必ず加入してください。（令和4年7月1日施行）
- ・ 「ヘルメットの着用」「自転車の点検整備」の努力義務化（令和4年4月1日施行）

※栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例。詳細は、栃木県のホームページ参照。

○学生の寄宿について

本校では、学生が学寮以外の場所に寄宿することを妨げるものではありません。ただし、低学年の学生が学寮以外の場所に寄宿することを推奨するものでもありません。しかし、通学が不便な学生の中で、例えば、病気・怪我などの身体的都合によって集団生活を営むのが困難な学生や、教育寮としての学寮運営のために定められた「きまり」になじめない学生などは、学級担任と相談の上、低学年であっても学寮以外の場所に寄宿するのもやむを得ません。

いずれの場合にも、定められた手続きに従ってその居所を届け出なければなりません。また、寄宿場所における生活については、自宅に準じて保護者あるいは保証人が指導の責任を負うものです。

○学生指導方針・目標

下記の項目について継続的な学生指導を行うとともに、定期的な学内外の巡回指導を実施する。

- (1) 教育・生活環境の維持と資源や環境意識の涵養
 - ・教室、校内及び学校周辺の美化清掃の指導
 - ・ゴミの分別の徹底と資源の有効利用の意識向上
- (2) 全校集会・球技大会・学生総会などにおける学生行動の指導
 - ・全校集会等における学生の円滑な行動に対する改善指導
 - ・始業式などの式典の円滑な運営に対する学生指導
- (3) メンタルヘルスやセクシャルハラスメントに対する学生支援体制の充実
 - ・メンタルヘルスケアの必要な学生やセクシャルハラスメント問題対応の充実
 - ・メンタルヘルスに関する学生支援のための学内組織の充実発展
- (4) 進路指導の推進
 - ・専門家の講演を利用してキャリア教育・就職活動教育の推進
- (5) 盗難防止指導・防犯意識の向上
 - ・盗難被害者及び加害者の防止指導
 - ・インターネットや携帯電話などの情報通信に係る防犯意識の向上
 - ・教室外授業時の盗難被害の防止
- (6) 交通安全と通学マナーの徹底指導
 - ・自動車・バイク・自転車など通学方法の状況把握と交通安全・通学マナー指導
 - ・駐車違反の取締り指導
 - ・公共バス利用学生に対する利用指導及び交通安全指導
- (7) 通学生の学寮内無断立入り禁止・禁酒禁煙指導
 - ・学寮内無断立入り禁止意識の周知徹底
 - ・学内及び学校周辺における禁酒・禁煙の周知徹底と継続的指導
- (8) 学生会活動の活性化
 - ・学生会関係委員会活動の活性化と学生会選挙方法の改善指導
 - ・学生会との定例談話会開催を通しての相互理解と活性化指導・支援
 - ・学生会等の円滑な予算執行と決算報告の指導・支援
 - ・学生会の学外交流における支援

○服装・マナー等について

本校学生の服装については、学校の制服にあたるものは定められていませんが、学生準則の第5章服装等において記されているとおり、校内においては勿論、校外においても、本校学生としての品位を損なわぬように心掛けてください。

マナーについても、学生は常に本校学生としてのプライドをもって行動し、人間としての思いやりのある言動をとるようにしてください。

また、自転車通学についても、法令を遵守し並進・2人乗り・傘さし運転・無灯火等をせず、通学路周辺の住民に迷惑をかけることのないよう充分注意してください。

○校内への立入りについて

警備員室の前には「無断立入禁止」と記された看板が設置されております。部外者（本校学生及び教職員以外）の校内への無断立入りは禁止されています。部外者を招き入れるには、教職員または警備員の許可が必要です。また本校学生であっても、土日や祝日に校内へ立ち入る場合には、警備員室で必ず手続きをとる必要があります。

○飲酒・喫煙について

諸規程「(25) 飲酒・喫煙に関する規則」を参照すること。

喫煙については、校内全域で禁煙はもちろんのこと、学校周辺においても当然のマナーとモラルを守るようにしてください。

学生便覧の諸規程の飲酒・喫煙に関する規則において記されているとおり、校内だけでなく学校周辺においても飲酒・喫煙は一定期間の停学処分になります。

なお、この場合の学校周辺とは、学校北側の通り（通称高専通り）や学校敷地周辺を意味します。

○校地内の履き物について

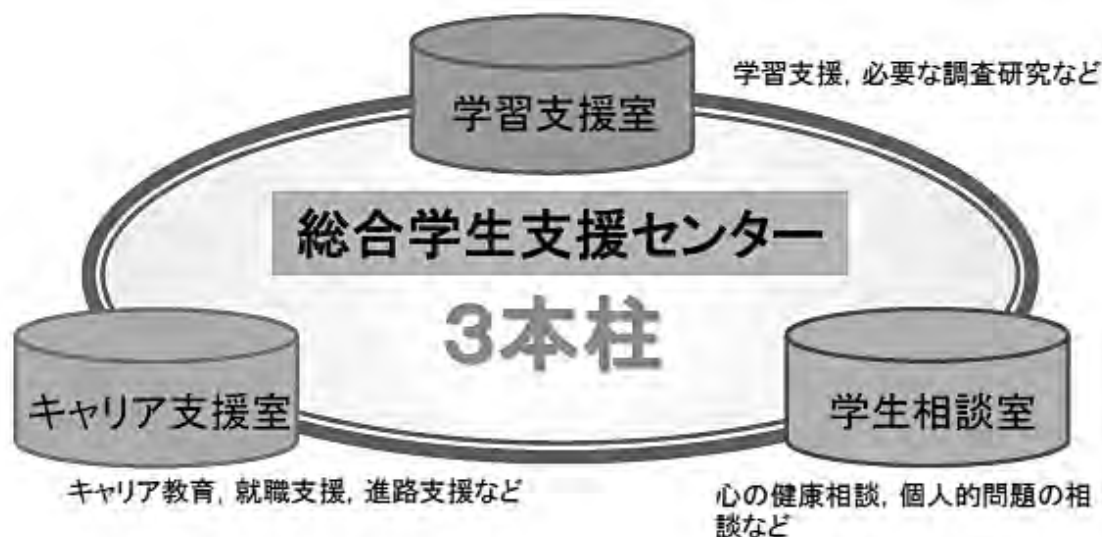
校地内の舗装道路・室内廊下を通行する際には、通学時の履き物を使用してもかまいません。ただし、体育館・武道館あるいは実験室など、特に履き物について指示のある場所はたとえ授業以外のときであっても、指示された履き物を履かなければなりません。

○AED（自動体外式除細動器）について

心臓麻痺を起こして倒れた人に、電気ショックを与えることにより救命することができる、大変優れた小型の器械です。本校では、管理棟正面玄関と第2体育館玄関脇屋外側と学寮玄関内の3か所に設置されています。使い方も非常に簡単で誰でも使えますが、簡単な講習を受けることで、より迅速な救命活動ができます。応急処置とAED使用法に関する講習会を年1回実施していますので、できる限り参加してください。

○総合学生支援センターについて

総合学生支援センターは、「学習支援室」、「キャリア支援室」、「学生相談室」の3つの室から成り立ち、学生の学力向上、進路選択、心のケアなどについて、個人情報への配慮を保持しつつ、互いに連携を図り、適切な情報提供や支援を行うことを目的として、平成29年度に発足しました。



○学習支援室について

学生のみなさんは、卒業及び修了に向け、日々の学習をしっかりと行うことが大切です。

本校では、なかなか学習習慣を身に付けられない学生や、学習上のつまづきを抱える学生を対象に、勉強の手助けを行うため「学習支援室」を設置しました。教員や先輩学生による合同の学習指導をはじめ、一人一人の弱点に応じた個別指導により学習のサポートをしています。

また、もっと勉強をしたいという学生に対しても、大学等の編入試験問題や各種資格取得等の外部試験の結果を踏まえたアドバイス等を実施しています。

成績にかかわらず、みなさんの勉強を支援する体制を整備していますので、有効に活用してください。

場所：図書情報センター棟1階

○キャリア支援室について

本校では、学生のみなさんが自分の力で人生を切り拓き、生涯にわたる人生設計ができる人材育成を目指し、学生の主体的進路選択をサポートする「キャリア支援室」を設置し、基本から実践まで、低学年からのキャリア教育を支援しています。

現在、卒業生・修了生の進路は、就職と進学割合がほぼ半数前後で推移しています。

就職は、そのほとんどが学校推薦で、本校進路指導担当が企業の採用担当と面談し、学生の希望、能力や適性に応じた企業を紹介しています。企業からの求人情報は「進路支援システム」に登録し、学生が学内外のWeb上で情報収集できる環境を整備しています。

また、進学についても本校進路指導担当と学生が面談し、学生の希望等を考慮しながら、大学等の情報を提供しています。

○学生相談室について

本校では、学生のみなさんが抱えるさまざまな悩みや問題を解決するお手伝いをするために「学生相談室」を設置しています。例えば、奨学金や学費等の経済的な問題、進学や就職等の進路、ハラスメントに関することなどの相談を受け、さまざまな支援等を行います。

悩みというほどではないが、相談したい場合や、自分自身を知るための助言が欲しい場合にも利用できます。

学生相談室では、相談員（本校教員）とカウンセラーが親身に対応します。

また、学生相談室では、学生のみなさんの心の健康を保つために、アンケート等を行い、面談等の支援を行っています。

なお、学生相談室員等は、以下のとおりです。

学生相談室員

室 長	加藤 清考（一般科）
副室長	森下佳代子（一般科）
室 員	今泉 文伸（機械工学科）
室 員	小林 康浩（電気電子創造工学科）
室 員	床井 良徳（電気電子創造工学科）
室 員	高屋 朋彰（物質工学科）
室 員	大島 隆一（建築学科）
室 員	山崎 明（一般科）
室 員	廣田 智子（保健室）

場 所：管理棟1階

学生相談室の開室日と相談員（カウンセラー含む）は別途掲示します。

- ・土日祝日及び休業期間中は、閉室ですが、状況により相談することも可能です。
- ・カウンセリングの予約を希望する人は、相談室員又は保健室にご相談ください。
- ・電話やメールでも相談を受付けます。

連絡先：（電話）相談室直通 0 2 8 5 - 2 0 - 2 1 5 2 （メール）soudan@oyama-ct.ac.jp

○KOSEN健康相談室について

KOSEN健康相談室は、民間の専門機関によるメンタルヘルスサービスを利用して多くの学生、その家族の方が気軽に相談できるように設置されています。

利用するには、ユーザーID、パスワードが必要です。配布した利用者カードを参照してください。不明な場合は、相談室又は学生係までお問い合わせください。

電話による相談：0 8 0 0 - 0 0 0 - 2 2 2 8（フリーコール）

○オフィスアワーについて

全教員が、放課後等に、学生のみなさんからの質問や相談、レポートの提出、授業内容についての質問はもちろん、授業履修や学校生活に関する相談なども自由に相談できる「オフィスアワー」を設けています。

この時間帯には、各教員が教員室に待機し、もちろん、オフィスアワー以外でも、授業の前後の休み時間や放課後など、教員に時間的余裕があればお応えします。

ぜひ、この制度を活用して、より充実した学校生活に役立ててください。

各教員のオフィスアワーは、本校HPへの掲載等でお知らせします。

○保健室について

学生及び教職員の健康診断、健康相談、けが、病気のときの応急処置、体の調子が悪いときの休養、身体測定などのために保健室があり、看護師が常駐しています。

対応：看護師

場所：管理棟 1 階

時間：月曜日～金曜日（土日祝日を除く。） 8：30～19：00（ただし、休業期間は8：30～17：00）

※看護師が不在のときは、学生係に来てください。

○定期健康診断について

定期健康診断は、学校保健安全法に基づき、毎年4月に実施します。日時等は事前に掲示等で通知します。

なお、学生のみなさんが、就職や進学・クラブ行事の参加等の際には、定期健康診断の結果に基づいて作成する各種の健康診断証明書が必要なため、定期健康診断を必ず受診してください。

○日本スポーツ振興センターについて

日本スポーツ振興センターは、「学校安全の普及充実を図るとともに、学校管理下における災害に対し、災害給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）を行い、学校教育の円滑な実施に資する」ことを目的とする制度です。

概要は、次のとおりです。

① 災害給付

災害の種 類	災 害 の 範 囲		給 付 金
負 傷	学校管理下の事故によるもので、療養に要した費用の額が500点以上のもの（健康保険診療本人負担分）		医療費
疾 病	学校管理下の行為によるもので、療養に要した費用（健康保険診療本人負担分）の総額が500点以上のもののうち、次に該当するもの 1. ガス等による中毒 2. 熱中症 3. 溺 水 4. 異物の誤嚥又は迷入による疾病 5. 漆等による皮膚炎 6. 外部衝撃、急激な運動・相当の運動量を伴う運動に起因する疾病 7. 負傷による疾病		
障 害	学校管理下の負傷及び上欄の疾病が治癒した後に残った障害の程度により1級から14級に区分される		障害見舞金
死 亡	学校の管理下の事故による死亡及び上欄の疾病に直接起因することが明らかな死亡		死亡見舞金
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 運動などの行為と関連のない突然死	

② 対象となる学校管理下の範囲

- (1) 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
- (2) 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。
- (3) 休憩時間、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。
- (4) 通学届に記載してある経路及び方法により通学するとき。
- (5) 寄宿舎にあるとき。

③ 給付の制限

- (1) 医療費の支給は初診時より10年間以内のものに対し支給されます。（同一の負傷・疾病について）
- (2) 事故等による損害賠償を受けた場合の支給は、日本スポーツ振興センターの給付と損害賠償（自動車損害賠償保障法等）と二重に受けることができません。そのため調整が必要となります。
- (3) 風水害、震災その他の非常災害については支給されません。
- (4) 生活保護法による保護世帯には、医療費の支給は行いません。
- (5) 故意、過失の場合は一部給付を行いません。

④ 学校健康災害共済掛金保護者負担金

年額1,550円（令和4年度実績）を毎年4月に納入すること。（後援会費に含まれています。）

⑤ 給付金の請求手続

- (1) 学校管理下において災害が発生した場合は、速やかに保健室に届出てください。
- (2) 学生は1か月ごとに医療費の支給についての支払請求「医療等の状況〇月分」を医療機関より交付を受けて、保健室に提出してください。

⑥ 給付金の支給

給付金は、支払を請求してから、約1か月後に学校を通じて支給されます。

○学生会について

専攻科を除く本科生（1年～5年）の学生は、全員が学校の指導のもとに、学生の自発的な活動として組織された学生会の会員です。個々の会員が、それぞれ主体的な意識をもって、学生会活動に参加することは、教室の生活とは別の側面で人間形成に資するところは大きいです。

学生会の活動には、会長を始めとする役員（執行部、あるいは本部）の活動、クラブや学級の代表によって構成され、執行部の活動を支える評議会及びそれぞれの目的をもった部・同好会・愛好会の活動があります。（「学生会規約」＜p164＞）

これらの活動で重要なことは、いずれも学生の主体性が期待されていることです。今まで恒例となっている学生会主催の学校行事には、次のようなものがあります。

前期球技大会（5月）： ソフトボール・バレーボール・バスケットボール・サッカー

工 陵 祭（10月）： 校内を一般に開放し、専門学科の実験、研究成果の公開、各クラブの成果の発表、卒業生との交歓・親善競技、学生による各種企画展示が行われる学園祭です。

後期球技大会（11月）： サッカー・バスケットボール・ソフトボール・バレーボール

また、令和4年度に学生会に所属した部・同好会・愛好会は、次のクラブです。

1. 運動部

硬式野球部、柔道部、剣道部、陸上競技部、卓球部、バスケットボール部、サッカー部、バレーボール部、水泳部、空手道部、テニス部、バドミントン部、ソフトテニス部

2. 文化部

吹奏楽部、写真部、軽音楽部、シネマ研究部、エレクトロニクス研究部、機械工作研究部、自然生物研究部、文芸部、ハンドベル部、演劇部、茶道部、模型部、デザイン部

3. 同好会

女子サッカー同好会、女子バスケットボール同好会、音楽研究同好会、ワンダーフォーゲル同好会、自転車同好会、ダンス同好会

4. 愛好会

天文愛好会、かわさきロボット研究愛好会、数学愛好会、競技カルタ愛好会、グローバルディスカッション愛好会、釣り愛好会

校内の活動とは別に、体育関係では、高体連・高野連等での栃木県内高校との試合・交歓等があり、また、他高専とは、7月に関東信越地区高専体育大会があります。この大会で優秀な成績を修めたときは、更に8月に行われる全国高専体育大会へ出場します。

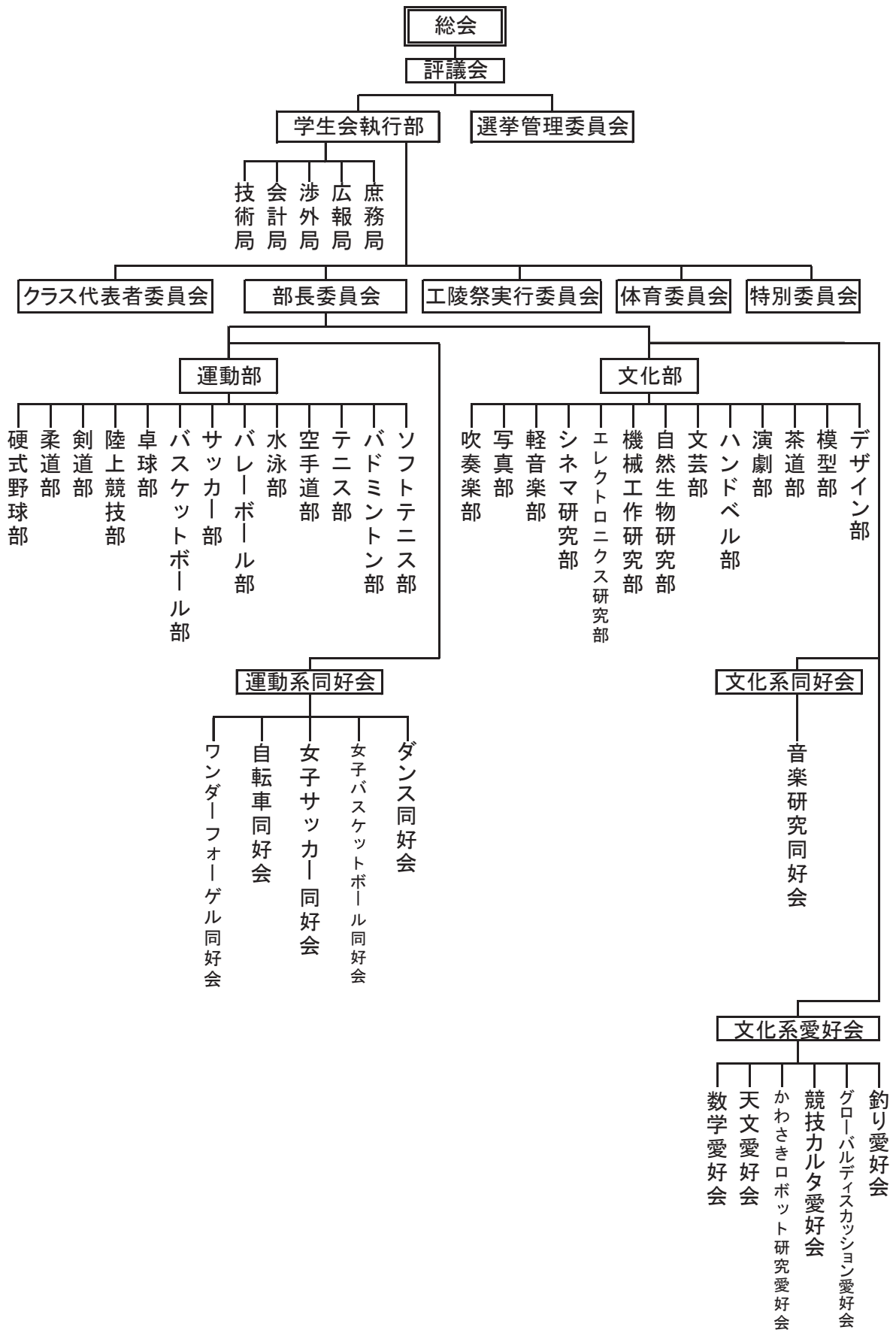
文化関係では、校内で、随時、文化発表会を行うほか、8月に関東信越地区高専による合同文化発表会が開催されています。

なお、専攻科の学生にあっては、学生会への加入は任意となっています。学生会費（年額3千円）を納入の上、参加することとなります。是非加入をお願いします。

○掲示について

1. 学生会本部及び所属団体（部、同好会、愛好会、委員会等）が校内において通常の活動に関する掲示を行おうとするときは、あらかじめ、当該掲示物の写しを学生係に提出し、学生主事の承認を受けてください。
2. 学生個人が行おうとする掲示であっても、学生会の広報活動の一部と認められるものについては、同様に扱います。
3. 学級会が通常の活動に関する掲示を行おうとするときは、学級担任教員の承認を受けてください。

学生会組織図



○図書情報センターの利用について

学習・研究・読書活動や趣味の面などで、図書情報センターが備えている情報や設備を大いに利用してください。

開館時間、貸出冊数、貸出期間などについては下記のとおりです。開館日については「図書情報センター利用案内（図書情報センターカレンダー）」を図書情報センター掲示板、及び図書情報センターホームページでお知らせするとともに、希望者には配布しています。

利用にあたっての疑問、要望、あるいは文献検索の仕方など、カウンターの職員に相談してください。

また、購入してほしい図書や雑誌についても皆さんの希望を聞かせてください。

開館時間	平 日（月曜日～金曜日）	9：00～20：00
	長期休業期間中の平日	9：00～17：00
	土曜日	13：00～17：00
	試験期間（特別時間割）の土・日曜日及び前週の土曜日	10：00～16：00
	試験期間（定期試験）の土・日曜日及び前週の土・日曜日	10：00～16：00

閲 覧 開架式書架に分類番号（日本十進分類表）順に配架していますので自由に利用できます。書庫にある図書（雑誌）を利用するときは、カウンターの職員に声をかけてください。

貸 出 借りたい図書（雑誌）と「学生証」を一緒にカウンターの職員に提示してください。

貸出冊数・貸出期間

区 分		形 態	冊 数	期 間
通 常 貸 出		図 書 雑 誌	5 冊 3 冊	2 週 間
特 別 貸 出	一夜貸出	辞書・辞典類 (㊦表示のもの)	1 冊 通常貸出冊数に含む	放課後から 次の開館時まで
	卒研貸出	図 書	3 冊 通常貸出に含まず	1 ヶ 月

・卒研貸出は5年生と専攻科1・2年生対象です。

・JABEEコーナーの図書は一夜貸出のみです。

返 却 図書（雑誌）は、期限までにカウンターに返却してください。閉館時は、図書情報センター内出入り口の「ブックポスト」に入れてください。借りた図書（雑誌）を返却できなくなったときは、同一図書（雑誌）又は時価で弁償しなければなりませんので、職員に相談してください。

そ の 他 マルチメディアルーム、グループ学習室を利用するときは、「利用申込書」を学生証と共にカウンターに提出し、鍵の貸出を受けてください。

マルチメディアルームのパソコン等の使用については、「情報科学教育研究センター利用上の注意」に準じます。

○情報科学教育研究センター及び学内情報ネットワークの利用について

情報科学教育研究センターを利用するときは、下記の「情報科学教育研究センター利用上の注意」を守って利用してください。

「情報科学教育研究センター利用上の注意」

まえがき

これは、小山工業高等専門学校情報科学教育研究センター（以下「センター」という）を利用するにあたり、守るべき事柄をまとめたものである。

1. センターの利用について

- (1) 施設、設備、備品等を破損しないこと。もし紛失や故障の場合には、速やかにセンター職員に報告すること。
- (2) センター内は土足禁止とする。
- (3) 履物は整理整頓すること。
- (4) 演習室、実習室内へ飲食物を持ち込まないこと。
- (5) センター内へごみは持ち込まないこと。また、発生したごみは持ち帰ること。
- (6) 利用後の後始末、整理、整頓を行うこと。
- (7) LAN管理室は立ち入り禁止とする。
- (8) センター利用時間を守ること。

2. 教育用電子計算機システムの利用について

- (1) 一人で複数の端末を許可無く占有しないこと。
- (2) システムの稼働に必要なファイルを無断で消したり、書き換えたりしないこと。
- (3) 端末に振動や衝撃を与えないこと。
- (4) インストールされているソフトウェアを持ち帰らないこと。
- (5) 必要以上に印刷を行わないこと。
- (6) 未使用のプリンタ用紙をセンター外に持ち出さないこと。
- (7) 不要なプリンタ用紙は、丸めたり折ったりせず、用紙入れに入れること。

「学内情報ネットワーク利用上の注意」

まえがき

これは、小山工業高等専門学校校内情報ネットワーク（以下「ネットワーク」という）を利用するにあたり、守るべき事柄をまとめたものである。

1. ネットワークの利用について

本校の一員としての自覚を持ち、正しく利用すること。万一、不正利用が認められた場合には、利用許可を取り消すことがある。なお、学内からインターネットを利用した場合のすべてのアクセス記録はサーバに保存され、管理調査等に使用される。

1. 1 全般的な利用について

- (1) 他人の誹謗中傷等、公序良俗に反する情報発信をしないこと。
- (2) 情報発信の際の内容には責任を持ち、詐欺や他人に迷惑をかける行為を行わないこと。
- (3) 許可無く他人の個人情報を開示しないこと。
- (4) 商用目的、営利目的の利用はしないこと。
- (5) 猥褻、暴力的内容や違法な内容のコンテンツを閲覧しないこと。

1. 2 電子メールの利用について

- (1) spamメールやチェーンメール等、迷惑メールや匿名のメール、送信元を詐称したメールを送信しないこと。

- (2) 送信時、添付ファイルの容量が大きすぎないよう（約3MB）に注意すること。
- (3) 誤送信による情報流出防止のため、送信先はよく確認すること。
- (4) 個人情報を送信する場合は暗号化すること。

1. 3 Webページ、SNS等による情報発信について

- (1) 他人の著作物を、著作権保持者に許可無く複製・掲載しないこと。
- (2) コンピュータウイルス等、他人に害を与えるプログラムを配布しないこと。

1. 4 セキュリティについて

- (1) 侵入、改竄など、他のコンピュータに対して不正アクセスを行わないこと。
- (2) コンピュータウイルス等、他人に害を与えるプログラムを持ち込まないこと。
- (3) ファイル交換用P2Pソフトを用いて、外部情報ネットワークへ接続しないこと。
- (4) 無線ネットワーク機器等を、許可無く学内情報ネットワークへ接続しないこと。
- (5) マルウェア添付や偽サイトへのリンク等、攻撃メールに注意すること。

○ものづくり教育研究センター時間外利用上の注意事項

○ センターの時間内利用は平日の8：30～17：00です。

○ 時間外（平日の17：00～22：00、休・祝日の8：30～22：00）に利用する場合は、以下の注意事項を守って利用してください。

（時間外利用可能時間について）

1. 平日は17：00（休・祝日は8：30以降）から片付け・チェック完了を含めて22：00までとします。

（利用上の注意点について）

2. 設備を利用する際、万が一の事故の場合対応できないため、極力単独での作業は行わないでください。
3. 時間外利用をする教職員は、センターの開催する利用教職員講習会を事前に受講してください。受講した教職員及び教員の指導する学生のみが時間外にセンターを利用することができます。
4. 指導教員は時間外利用に関する全ての責任を持ち、学生指導を行ってください。

（利用方法について）

5. 教職員は、時間外利用を行うに当たり所定の時間外利用願に記入・捺印し、ものづくりセンター長（緊急時は技術室第1グループ長）に申請し許可を得てください。利用願の申請期限は、平日は利用当日の16：00まで、休・祝日は直前の平日の16：00までとします。許可を得た後、時間外利用願は許可証としてセンターで預かりますので、利用当日（休日の場合は直前の平日）の17：00までに許可証を受け取りに来てください。学生が受け取る場合、指導教員はあらかじめその旨の連絡をセンターまでお願いします。
6. CNC工作機械・研削盤及び溶接機器を使用する場合、技術職員が平日に立ち会って技術支援を行うものとします。休・祝日にこれらの作業を行いたい場合は、作業予定の1週間前までに技術職員と相談の上、教職員が時間外利用願を提出してください。
7. 時間外利用願の記載事項を変更する場合、平日は利用当日の16：00（休・祝日は直前の平日の16：00）までに、技術職員まで申し出てください。
8. 時間外におけるセンター鍵の貸し出しは、時間外利用願に記載されている教職員のみとします。センターの鍵は警備員室にありますので、警備員より鍵を受け取りセンターの鍵を開けてください。

（利用後の対応について）

9. 作業終了後、センターの利用者は各工作機械の点検簿に従い使用後点検を行ってください。問題がない場合は、時間外利用願に必要事項・サインを記入し事務室階段下のポストに入れてください。機器の異常があった場合は、各機器の使用可否プレートを禁止側にした上で点検簿・工場利用許可証の連絡事項欄に内容を書き込んでください。災害など危急を要する場合は、非常連絡網に従い技術職員まで連絡願います。
10. 時間外で最後まで残った教職員は、最終施錠チェックリストにのっとりセンター内の点検確認を行ってください。センター施錠後は必ず鍵を警備員に返却してください。

ものづくり教育研究センター時間外利用申請書 兼 許可証

センター長確認

印

____月 度

- ・申請日：____年__月__日
- ・利用申請者（印）：_____印 携帯：_____
- ・団体名・学生責任者：_____ 携帯：_____
- ・利用予定機械（丸で囲む）：普通旋盤 立フライス盤 コンタマシン バンドソー
卓上ボール盤 直立ボール盤 ベルトサンダー

1週間前までに技術職員との利用相談が必要な機械：

横フライス盤 NC 旋盤 NC フライス盤 ロボドリル
マシニングセンタ ワイヤ放電 細穴放電 レーザ加工機
平面研削盤 円筒研削盤 溶接機械全般

・該当の利用予定日について、事前に担当指導教員を決め下記カレンダー内に記入してから申請すること。

工場利用カレンダー・チェック欄

例に従いカレンダーに必要事項を記入し、作業後はサインを記入してください。

日付				例) 5	1	2	3
使用工作機械				L-1, B-3 NF			
当日担当指導教員名(事前申告)				高専 太郎			
不具合機械など連絡事項				Φ3ドリル破損			
作業完了時刻・教員サイン				21:30 高専			
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	

○その他の施設の利用について

クラブや個人で授業時間外に使える学校の施設の主なものは、以下のようなものです。それぞれの施設の使用手続きあるいは使用心得を守って、皆が気持ち良く使えるよう心掛けなければなりません。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 体育館・グラウンド・テニスコート等の体育施設 | (「体育施設運営規則(抄)」<p134>) |
| 2 プール | (「プール使用心得」<p136>) |
| 3 合宿研究施設 | (「合宿研修施設運営規則」<p138>) |
| | (「合宿研修施設使用細則」<p139>) |
| 4 学生会本部室 | (「学生会本部室使用細則」<p140>) |

○女子更衣室の使用ルール

ルール 1.

更衣室は体育や部活の着替えだけに使用すること。

体育や部活が終わったらロッカーや靴箱を空にして退室すること。

ルール 2.

使用中のロッカーは施錠すること。鍵には必ず記名すること。

名前が書かれていない鍵がかかっている場合は、鍵を切って中を改める。

鍵をかけていてもロッカーの中に貴重品を入れておかないこと。

ルール 3.

更衣室に私物を置きっぱなしにしないこと。

掃除のたびにロッカーを開けて中をチェックし、放置されている私物があれば撤去する。(掃除中、更衣室は使用できない。掃除終了後に使用すること。)

ルール 4.

ゴミは持ち帰ること。

ルール 5.

清掃担当の学生は、責任をもって清掃の仕事をすること。

都合が悪い場合には、自分で代理の人を探すこと。

ルール 6.

テクノ棟 1、2 年生用の女子更衣室を使用できるのは下記の時間帯のみとする。

平日 7:00～19:30 (平日とは通常授業のある日を指す)

この時間帯以外は、更衣室のドアは施錠する。

休日の部活については、各部で対応すること。

上記のルールを厳守して使用すること。

ルールが守られない場合には女子更衣室の使用を禁止することがある。

以上。

○教室系 LAN のインターネット利用について

情報セキュリティ管理上のため、教室系 LAN (有線、無線) 経由のインターネット利用時間については、下記のように制限します。

利用時間：(月)～(金) 8 時45分～16 時45分

○アルバイトについて

学生のアルバイトは、勤労体験や社会参加の観点から見れば必ずしも悪いこととは言えません。しかしながら、アルバイトにより不慮の事故に遭ったり、非行につながったりの心配のほかに、アルバイトにより学習時間が少なくなり正常な学生生活が維持できず、その結果として勉学の面で学生生活を続けていくことが困難となる危険性も十分にあります。そこで、学校としては、学生特に低学年生がアルバイトをする際は、次のことに十分留意してください。

- 1 アルバイトをするときは、事前にアルバイトの内容や時間等について、保護者や担任とよく話し合いをしましょう。無理のないようにし、その際は必ず、アルバイト届を学校に提出してください。
- 2 第1学年から第3学年までの低学年にあつては、やむを得ぬ場合を除いて、原則として平日のアルバイトはしないでください。
- 3 試験直前や試験期間中は、アルバイトを休むことなどに留意してください。
- 4 学業成績低下等の学生生活上好ましくない状況が起きたときは、一時アルバイトを停止することなどに留意してください。
- 5 未成年者の出入りが禁止されている場所でのアルバイトは絶対にしないでください。

○下校時間等について ※必要に応じて変更する場合があります。

- 1 部活動はできる限り19時には終了させ、21時までには必ず下校してください。
- 2 本校学生が、土曜日、日曜日及び祝日等に部活その他で、教室や体育館などに入る場合には、警備員室で必要な手続きを必ず取ってください。
- 3 学生が卒研その他で21時以降及び土曜日、日曜日にも校内に残る場合には、事前に指導教員が「夜間・休日の施設使用届」を総務係に提出することになっていますので、学生はあらかじめ、指導教員の許可を受けておいてください。なお、警備員は23時には正門を施錠することになっています。

○小山高専意見箱について

本校では、学校運営に関する検討課題及び問題点などについて早期に把握し、改善や対応などを行うため『小山高専意見箱』を開設しています。受け付けた意見などについては、校長以下担当教職員が検討し、内容に応じて回答します。

利用方法 専用入力フォーム（Microsoft Forms）へアクセスしてください。

フォームの設置場所

学校ホームページトップ <https://www.oyama-ct.ac.jp/> のメニュー

「お問合せ」→「小山高専ご意見箱」にアクセスし「学生用ご意見箱」ボタンをクリック

サインイン方法

Microsoftのサインイン画面が表示されるので、学校から付与されているアカウント情報でサインインしてください。サインイン状態の場合は、直接Formsの入力画面が開きます。

注意事項等

- ・教職員及び保護者向けフォームは、学生は利用できません。
- ・意見の記入に際し、所属学科・学年は必ず選択してください。また、責任ある意見を求めますので、できるかぎり氏名を記入してください。連絡先のメールアドレスの記入は、任意です。このFormsは自動で氏名・アカウント情報を収集しません。
- ・特定の個人及び学校への非難・中傷・誹謗（ひぼう）などを目的とする意見は受け付けません。
- ・意見を提出したことを理由に、不利益な取り扱いはしません。
- ・回答の際、原則として意見の原文を掲載します。ただし、個人や所属などを特定できる記述については、必

要な修正を行います。

- ・また、意見の対象が特定の組織や団体などに限定される場合、意見箱上での回答を省略する場合があります。

○ハラスメントの防止について

ハラスメントとはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。ハラスメントには、「セクシュアル・ハラスメント」（相手を不快にさせる性的及び性差別的な言動をいいます。）、「アカデミック・ハラスメント」（教育上、研究上、修学上の権力関係又は上下関係等を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいいます。）、「パワー・ハラスメント」（就労上の権力関係又は上下関係を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいいます。）、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」（妊娠したこと、出産したこと及び育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置の利用に関する嫌がらせや不適切で不当な言動をいいます。）、「他のハラスメント」（「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」に準じる嫌がらせや不当な言動等をいいます。）がありますが、学生諸君は、このような行為を絶対にしないように注意してください。

また、暴力やいじめなども絶対に許されない行為であり、これらについて、学校として学生を厳しく指導しています。学生諸君は、このような行為をすることなく楽しい学校生活を送ることを期待します。

○ハラスメントに関する相談窓口

相談したいときは、相談窓口に面会の予約をしてください。

（①直接会って②電話で③手紙で④電子メールのいずれかの方法で予約）

（会議、出張、授業、休暇等で不在場合があります。）

相談窓口

職 名	氏 名	連 絡 先	面会時間場所等
総務主事	柴 田 美由紀	直通電話：0285－20－2172 内 線：172 Eメール：sou-shuji@oyama-ct.ac.jp	相談員が 指定します
学生主事	武 成 祥	直通電話：0285－20－2809 内 線：809 Eメール：gak-shuji@oyama-ct.ac.jp	
一般科 准教授	杉 山 桂 子	直通電話：0285－20－2187 内 線：187 Eメール：sugiyama@oyama-ct.ac.jp	
一般科 准教授	岡 田 晃	直通電話：0285－20－2192 内 線：192 Eメール：akira.ok@oyama-ct.ac.jp	
総務課長	高 瀬 正 明	直通電話：0285－20－2112 内 線：112 Eメール：s-kachou@oyama-ct.ac.jp	
学生課長	黒 田 美 穂	直通電話：0285－20－2140 内 線：140 Eメール：g-kachou@oyama-ct.ac.jp	
看護師	廣 田 智 子	直通電話：0285－20－2151 内 線：151 Eメール：hirota@oyama-ct.ac.jp	
総務課	大豆生田 寛子	直通電話：0285－20－2119 内 線：119 Eメール：h-omameuda@oyama-ct.ac.jp	
学 生 課	本 多 亮 介	直通電話：0285－20－2148 内 線：148 Eメール：honda@oyama-ct.ac.jp	

※相談には、面会の予約をした担当相談員を含む複数の相談員が対応します。そのうち少なくとも1名は、あなたと同性の相談員です。苦情相談は、職員、学生に関わらず、どこの相談窓口でも受け付けます。

○小山工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（抜粋）

（いじめの定義）

- 第1 本基本計画における「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ」とは、個々の行為を表面的・形式に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。（ポリシー第1：いじめの定義）

（いじめの禁止）

- 第2 学生は、いついかなる理由があつたとしても、いじめと認識される行為を行ってはならない。本校は、いじめの防止などの対策を適切に実行し、「いじめは絶対に許されない」という意識を学校全体に醸成するように努めなければいけない。（ポリシー第2：いじめの禁止）

（基本的姿勢）

- 第3 いじめは、どの学生でも起こりうることを踏まえ、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が行き届きにくいことを理解し、いじめが行われないようにすることも旨とする。いじめ防止のための対策は、いじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。また、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意し、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

教職員は、いじめ防止などの対策が重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を行わなければいけない。（ポリシー第3：基本的姿勢）

（本校及び教職員の責務）

- 第4 本校及び教職員は、基本理念に則り、全学生が安心して勉学等に取り組むことができるように、学生の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

校長は、いじめ防止等の対策について、自らが負う重要な責任を自覚し、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなくてはならない。

全ての教職員は、機構が制定したいじめ防止等対策ポリシー及び本基本計画の内容を十分に把握し、適切にいじめ防止等に関する職務を行わなくてはならない。また、教職員はいじめを受けた学生を守り通す責務を有し、いじめを助長することやいじめを認識しながら、これを隠蔽し放置することがあってはならない。（ポリシー第5：学校及び教職員の責務）

（いじめ防止等の対策のための組織）

- 第5 いじめ防止等の対策のための組織として「いじめ対策委員会」を設置する。委員会に係る必要な事項は別に定める。本校は、本委員会の存在及び活動が学生から認識され、本校が組織的にいじめ問題に取り組むための中核的組織として機能するようにしなければならない。また、本委員会で収集した資料及び作成した記録については、誤った廃棄等が行われることがないように、記録の残し方、記録の保管場所についても本委員会で明確に定めておくこととする。（ポリシー第8：学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

（いじめの未然防止のための取組）

- 第6 本校は、学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高めるように、道徳教育、人権教育、法教育及び体験活動の充実を図る。

いじめ対策委員会は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校

教育活動全体(寮生活に関わる事項も含む。)を通じて、実施計画「いじめ防止プログラム」を策定し、全ての教職員の共有を図り、その未然防止の取組状況等を学生及び保護者に周知しなくてはならない。(ポリシー第9：いじめの未然防止のための取組)

○いじめ早期発見・事案対処マニュアル

いじめ対策委員会

1 いじめ防止のための対策

(1) 防止措置

① いじめ防止のための研修会等の実施

ア 教職員向け研修会を実施し、いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点等について教職員間で共通理解を図る。

イ 学生向け講習会を実施し、いじめを防止するために、インターネットの利用方法、人権教育・人格向上、DV防止などの基本的なマナーやルールを理解させる。

また、ホームルーム等を利用し、担任等がいじめ問題に触れ、いじめは許されないとの雰囲気醸成するとともに、いじめは加害者・被害者とも精神的・身体的に大きな苦痛が伴うことを理解させる。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア クラブ活動や寮生活、留学生との交流等を通じて社会性を育み、他人の気持ちを共感できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ PBL教育やインターンシップを通じて課題解決能力やコミュニケーション能力を育成し、良好な人間関係を築く力を養う。

③ 自己有用感・自己肯定感の育成

本校の教育活動全体を通じ、学生が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての学生に提供し、学生の自己有用感を高めるよう努める。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

④ 学生の自主的取り組みの推進

学生の自主的活動組織である学生会、寮生会の活動を支援し、良好な人間関係を構築できるようサポートする。

(2) 早期発見(ポリシー第10：いじめの早期発見のための取組)

① 教職員による見守り

教職員は、いじめの早期発見に努めるため、学生の日常生活における変化や危険信号を見逃さないよう、常に学生を見守るとともに、教職員相互が積極的に学生に関する情報交換を行い、情報を共有する。

特に、寮生活では、居住空間という密室環境にあるため、教職員の目の届かないところでいじめが行われる可能性があることを十分に認識し、寮務関係教職員と連携しながら、いじめの兆候を見逃さないようにする。

② 定期的ないじめ調査や個人面談の実施と相談窓口の設置

いじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査(年4回以上)及び個人面談の実施のほか、学生相談室及び担任等の相談窓口を学生に周知し、学生がいじめを訴えやすい体制の整備を行う。

③ 出身中学校との情報連携と入学前後の相談機会の充実

各学生の出身中学校との情報連携と入学前後の相談機会を充実し、いじめの防止や早期発見のための必要な取り組みを行う。

2 いじめ事案への対処

(1) いじめの発見や通報を受けたときの対応

いじめ、あるいはいじめと疑われる行為を発見又は通報、相談を受けた場合は、ささいな兆候であって

も、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。重大事態と認められる場合には、速やかに機構に報告し、連携を取りながら迅速に対応する。

(2) 組織的な対応

事実調査の結果、いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のために教育的配慮のもと必要な措置を講じる。いじめの実態・程度に応じて「いじめ対策委員会」を核として、組織的に対応し、その結果を24時間以内に機構へ報告する。

また、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、観察し必要な支援や助言を行う。

なお、いじめ対策委員会で収集した資料及び作成した記録については、誤った廃棄等が行われることがないように、「小山工業高等専門学校法人文書管理規程」に基づき、保存等を行う。

(3) いじめを受けた学生への支援

① 事実関係の聴取

ア 教職員が複数で対応する。

イ 「被害学生にも過失がある」などのような、被害学生の精神的苦痛を増加させ、また被害学生の保護者に対応に当たる教職員との信頼関係や教職員間の連携協力関係を崩す可能性のある不適切な認識や言動には細心の注意を払う。

ウ あくまで事実確認のみであり、原因究明ではないことに留意する。

エ プライバシーに留意する。

② 保護者への連絡

ア 被害事実を把握した日に速やかに連絡する。

イ 安全確保と秘密厳守を伝え、不安除去に努める。

ウ 適宜必要な情報を伝達および共有する。

③ 安全・安心な環境の確保

被害学生の安全を最優先にし、不安を除去し、継続的に相談できるよう支援体制を構築するとともに、被害学生が安心して教育その他の活動を受けられるような環境を確保する。

④ 専門家等との連携

必要に応じて、心理や福祉の専門家、あるいは警察等外部の機関と連携を図り対応する。

(4) いじめを行った学生への指導

① 事実関係の聴取

ア 複数で対応する。

イ 第三者を介在させ、話しやすい環境を整える。

ウ プライバシーに留意する。

② 保護者への連絡

ア 事実を把握した際は、できる限り早期に連絡する。

イ 事実と学校の対応についての理解と協力を依頼する。

ウ 適宜必要な情報を伝達及び共有する。

③ 教育的指導と処分

教育上必要と認める場合は懲戒処分を検討する。また、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った学生が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す働きかけを行う。

④ 専門家等との連携

必要に応じて、心理や福祉の専門家、あるいは警察等外部の機関と連携を図り対応する。

(5) インターネット・WEBを使ったいじめへの対応

① インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置を取る。

- ② 不適切な書き込み等を直ちに削除できない場合の扱いなど、必要に応じて、地方法務局や警察と連携し、適切な対応を取る。
- ③ ネットモラル教育を継続し徹底させる。(ポリシー第12：インターネット等によるいじめへの対応)

○校内での所持品の管理等について

- 1 通常にあつては、勉学に必要な物以外（ゲーム機、麻雀、カードゲーム等で学校生活に乱れを生じるおそれの強い物）は校内に持ち込まないでください。
- 2 自転車その他自分の所持品には必ず氏名を明記してください。
- 3 やむを得ず貴重品等を持ち込む際は、各自がしっかり管理してください。

○卒業後の進学について

本校の卒業生は、技術者としての基礎教育を十分受けていますので、直に実社会に入って活躍する人も多いですが、中には、卒業後もさらに勉学を続けたいという者もあり、これらの学生には、下記のとおり専攻科への進学と大学への編入学の2つの道が開かれています。

(1) 専攻科

高専5年一貫教育の基盤の上に立ち、より深く高度な専門の知識及び技術を教授し、もって広く地域社会並びに産業界で活躍できる実践的かつ創造的な技術者の育成を図ることを目的に、平成11年4月本校に専攻科（修業年限2年）が設置されました。

専攻科は、高専卒業後の2年間の専門課程で、本課程を修了しますと学位授与機構に申請して学士（工学）の学位を取得でき、同時に大学院への入学資格を得ることができます。

(2) 編入学

① 新潟県長岡市及び愛知県豊橋市にある技術科学大学は、実践的な技術の開発を主眼とした教育研究を行う大学院を併設する大学で、高専卒業生は、学部第3学年に編入されます。

② 高専卒業後、その他の大学へ進学を希望する学生に対しては、多くの国立大学で、それぞれの大学の定めるところにより、第3学年又は第2学年に編入の道が開かれています。

以上のほか、卒業後も本校で研究・勉学を希望する学生は、研究生となることができます。（「研究生規程」<p147>）

○高専生が取得できる主な資格について（抜粋）

学 科	資 格 等	実 務 の 経 験 年 数
共 通	受験資格が得られるもの 技術士 実務経験で受験資格が得られるもの 労働安全衛生コンサルタント 講習のみで資格取得できるもの 衛生工学衛生管理者 受験資格が得られるもの 国家公務員採用試験	予備試験の免除 （本試験は実務7年以上） 7年以上 試験の年度の3月までに卒業する見込者も含む
機械工学科	受験資格が得られるもの 消防設備士（甲種） ガス溶接作業主任者 C A Dトレース技能審査 中級 実務経験等で資格取得できるもの 防火管理者 建築物環境衛生管理技術者 廃棄物処理施設技術管理者 特殊建築物調査資格者 昇降機検査資格者 ボイラー・タービン主任技術者 実務経験で受験資格が得られるもの 自動車整備士 作業環境測定士 衛生管理者 ボイラー技士 ガス溶接作業主任者 建築設備検査資格者 建築整備士 建設機械施工技士	1年以上 3年以上、認定講習 3年以上、認定講習 6年以上、認定講習 6年以上、認定講習 〈第1種〉8年以上 〈第2種〉4年以上 〈3 級〉6か月以上 1年以上 1年以上 〈2 級〉3か月以上 〈1 級〉1年以上 〈特 級〉2年以上 1年以上 6年以上 10年以上 〈1 級〉5年以上 〈2 級〉1年6か月以上
電 気 電 子 創造工学科	実務経験で資格が得られるもの 第二種電気主任技術者 第三種電気主任技術者 第一種電気工事士	（環境共生エネルギーコース） 5年以上 2年以上 筆記試験に合格し3年以上
物質工学科	受験資格が得られるもの 危険物取扱者 公害防止管理者 卒業後、申請により資格が得られるもの 毒物・劇物取扱責任者	

学 科	資 格 等		実 務 の 経 験 年 数
建 築 学 科	在 学 時	色彩検定 宅地建物取引士 土地家屋調査士 測量士、測量士補 技術士補（建設部門） 福祉住環境コーディネーター インテリアコーディネーター エクステリアプランナー アソシエイト・インテリアプランナー インテリアプランナー	
	卒 業 後	受験資格が得られるもの 建築士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 土木施工管理技士 建築設備士 コンクリート技士 コンクリート主任技士 コンクリート診断士	〈2級、木造〉不問 〈1級〉卒業後すぐ受験可※ ※建築士法の改正に伴い、「平成21年度入学者からは指定科目を修め卒業した者が受験可能」となります。また、1級建築士の登録時には、4年以上の実務経験を要します。 〈1級〉5年以上 〈2級〉2年以上 〈1級〉5年以上 〈2級〉2年以上 〈1級〉5年以上 〈2級〉2年以上 4年以上 2年以上 4年以上 6年以上

2. 学則及び学生準則

(1) 学 則

第 1 章 本校の目的

(目 的)

- 第 1 条 本校は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。
- 2 本校は、前項の目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第 1 章の2 自己評価等

(自己評価等)

- 第 1 条の2 本校は、その教育研究水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の措置に加え、本校の教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 第 1 項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

(教育研究活動状況の公表)

- 第 1 条の3 本校は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第 2 章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修 業 年 限)

- 第 2 条 修業年限は5年とする。

(在 学 年 限)

- 第 2 条の2 在学年限は、10年とする。
- 2 在学年限の計算にあたっては、休学期間を参入しない。
- 3 同一学年には2年を超えて在学することはできない。
- 4 編入学、転入学及び再入学を許可された学生の在学期間は、校長が決定する。

(学 年)

- 第 3 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

- 第 4 条 学年を分けて、前期と後期の2学期とする。
- 2 前項に規定する学期の終始については、校長がその都度定める。

(休 業 日)

- 第 5 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。
- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 二 土曜日・日曜日
 - 三 開校記念日 4月24日
 - 四 春季休業
 - 五 夏季休業
 - 六 冬季休業
 - 七 学年末休業
- 2 前項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

3 第1項第4号から第7号に掲げる休業日の開始日及び終了日は、校長が別に定める。
(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員及び教職員組織

(学科、学級数及び入学定員)

第7条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学 科	学 級 数	入 学 定 員
機 械 工 学 科	1	40 人
電気電子創造工学科	2	80 人
物 質 工 学 科	1	40 人
建 築 学 科	1	40 人

2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編制することができる。

3 電気電子創造工学科に、次の履修コースを設ける。

環境共生エネルギーコース

制御システムコース

情報デザインコース

4 物質工学科に、次の履修コースを設ける。

物質（材料化学）コース

生物（生物工学）コース

5 前2項の履修コースの選択、決定方法については、別に定める。

(各学科における教育方針と育成すべき人材像)

第7条の2 各学科等の教育方針と育成すべき人材像については別表第1に定める。

(教職員の種類)

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 教職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(教務主事、学生主事及び寮務主事)

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事 務 部)

第10条 本校に、総務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(教員と事務職員等の連携及び協働)

第10条の2 本校は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

(内 部 組 織)

第11条 第9条及び第10条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

(研修の機会等)

第11条の2 本校は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第15条の2に規定する研修に該当するも

のを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第 4 章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第 12 条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週以上にわたるものとする。

(教育課程の編成)

第 13 条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目及びその開設単位数は、一般科目にあつては別表第 2、専門科目にあつては別表第 3 のとおりとする。

3 特別活動は、第 1 学年から第 3 学年までの各学年 30 単位時間（1 単位時間は標準 50 分とする。）計 90 単位時間実施する。

第 13 条の 2 各授業科目の単位数は、「履修単位」については 30 単位時間（1 単位時間は標準 50 分とする。）の履修を 1 単位とし、「学修単位」については 45 時間の学修を 1 単位として計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(各学年の課程の修了又は卒業の認定)

第 14 条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあつては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第 15 条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、原則として、当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。ただし、特定の科目の再履修を免除されることがある。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 15 条の 2 本校は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 5 章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第 16 条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

二 義務教育学校を卒業した者

三 中等教育学校の前期課程を修了した者

四 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者

五 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

八 その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第 17 条 校長は、入学志願者について、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績等を資料として入学者の選抜を行う。ただし、特別の事情があるときは、学力検査を行わないことができる。

2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、第28条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除の申請書を受理された者についても、入学を許可するものとする。

(編 入 学)

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、その者が相当年令に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することができる。

(転 入 学)

第18条の2 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

(誓約書等の提出)

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに、在学中の保護者等と連署した誓約書及び学校長が定めた書類を、提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転 科)

第20条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の初めにおいて、選考の上第3学年までに限り、転科を許可することができる。

(休 学)

第21条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休 学 期 間)

第22条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して5年を超えることができない。

(復 学)

第23条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(出 席 停 止)

第24条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることができる。

(退 学)

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で、再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することができる。

(他の学校への入学等)

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第26条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

3 第2項の規定は、学生が外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合において準用する。

(履修とみなす単位数)

第26条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、次の各号の授業科目の履修とみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 一 他の高等専門学校における履修した授業科目
- 二 大学における学修その他文部科学大臣が別に定める授業科目
- 三 第26条の2による外国の高等学校又は大学における履修した授業科目

第26条の4 第26条の3に関し、必要な事項は別に定める。

(メディアによる履修)

第26条の5 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 校長は、授業を外国において履修させることができる。前項の規定により多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 修了の認定に必要な単位数のうち、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修した単位として、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により、修得したものとなすことができる。
- 4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(卒業)

第27条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

- 2 前項の卒業の認定は、第3条に規定する学年の途中においても、特別の必要があり、教育上支障がないときは、卒業を認めることができる。
- 3 卒業証書の様式及び授与に関することは別に定める。

(称号)

第27条の2 本校を卒業した者は、準学士(工学)と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第28条 入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他費用に関する規則の定めるところによる。

- 2 国費外国人留学生の検定料、入学料、授業料は徴収しない。
- 3 研究生、聴講生の検定料、入学料、授業料については、別に定める。

第29条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、入学検定料を納付しなければならない。

第29条の2 入学料は、所定の期日に納付するものとする。

第30条 学生は、授業料年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

- 2 前項の授業料は、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に納付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学生の申し出により、前期に係る授業料を納付するときに当該年度の後期にかかる授業料を併せて納付できるものとする。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出により、入学を許可されるときに納付できるものとする。

第31条 学年の中途において入学又は、復学(以下「入学等」という。)した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学等の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学等の日の属する月に納めるものとする。

第32条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料を納めるものとする。

第33条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月の分の寄宿料を納付するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納付するものとする。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第34条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められた場合には、入学料の全額若しくは半額を免除することがある。

2 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

第34条の2 納付済みの検定料、入学料、授業料及び寄宿料は還付しない。

2 第30条第4項の規定により授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合及び前期に係る授業料を納付するときに当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、前項の規定にかかわらず、納付した者の申し出により当該授業料相当額を還付する。

第7章 学生準則及び賞罰

(学 生 準 則)

第35条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表 彰)

第36条 校長は、学業成績優秀等により学生を表彰することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(懲 戒)

第37条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなく出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除 籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- 一 長期間にわたり行方不明の者
- 二 第22条に規定する休学期間を越えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- 四 第17条第2項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第8章 専 攻 科

(設 置)

第39条 本校に、専攻科を置く。

(目 的)

第40条 専攻科は、高等専門学校における教育の基盤の上に立ち、より深く高度な専門の知識及び技術を教授し、もって広く地域社会並びに産業界で活躍できる実践的かつ創造的な技術者の育成を目的とする。

(専攻及び入学定員)

第41条 専攻科の専攻及び入学定員は次のとおりとする。

専攻	入学定員
複合工学専攻	20人

2 複合工学専攻に、次の4コースを設ける。

機械工学コース

電気電子創造工学コース

物質工学コース

建築学コース

(専攻科における教育方針と育成すべき人材像)

第41条の2 専攻科の教育方針と育成すべき人材像については別表第4に定める。

(入学資格)

第42条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 高等専門学校を卒業した者

二 高等専門学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2(同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定により大学に編入学することができるもの

三 短期大学を卒業した者

四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

五 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者

七 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

八 その他本校専攻科が、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願者及び入学の許可)

第43条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

(修業年限及び在学年限)

第44条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することができない。

(休学の期間)

第45条 専攻科学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、前条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(教育課程)

第46条 開設する授業科目及びその単位数は、別表第5のとおりとする。

2 履修方法については、別に定めるところによる。

(修了)

第47条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目のうち62単位以上を修得した者については、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対して、所定の修了証書を授与する。

3 修了証書の様式及び授与に関することは別に定める。

(準用規定)

第48条 専攻科学生については、第3条から第6条、第12条、第19条、第21条、第23条から第25条、第26条の2第1項、第26条の3第1項から第3項、第26条の4、第26条の5、第28条第1項、第29条から第38条の規定を準用する。この場合において、第26条の3中「60単位」とあるのは「30単位」と、第26条の2第2項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、第38条第2号中「第22条」とあるのは「第45条」と読み替えるものとする。

(その他)

第49条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 学 寮

(学 寮)

第50条 本校に学寮を設ける。

2 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 外国人留学生、研究生、聴講生等

(外国人留学生)

第51条 本校に留学を志願する外国人があるときは、特別の選考によって、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(研 究 生)

第52条 本校において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(聴 講 生)

第53条 本校において、特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。

2 学校間相互単位互換協定等に基づいて、本校において、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ特別聴講学生として入学を許可することがある。

3 聴講生及び特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第54条 本校において、一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可し、当該授業科目を履修した者に対して、単位の修得を認定することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人受託研修員)

第55条 本校において、国際協力事業団から外国人受託研修員受入れの申請があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、受入れを許可することがある。

2 外国人受託研修員に関する規程は、別に定める。

第11章 受託研究、共同研究等

(受託研究及び共同研究)

第56条 本校は、外部の機関等からの依頼に応じ、受託研究を行い、又は民間等との共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び民間等との共同研究の取扱いについては、別に定める。

(公開講座)

第57条 本校において、法令の定めるところにより、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則 (抄)

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に物質工学専攻に在学する者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

この学則は、平成15年7月22日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学する者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学する者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学する者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に在学する者に係る教育課程については、附則別表第1のとおりとする。

3 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日に第3学年以上に在学している者に係る教育課程については、附則別表第2に定めるとおりとする。

3 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に在学する者に係る教育課程については、附則別表第2に定めるとおりとする。

3 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 電子システム工学専攻、物質工学専攻及び建築学専攻は、改正後の第41条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻科に在学する者が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 電気情報工学科及び電子制御工学科は、改正後の第7条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この学則施行の際、電気情報工学科2学年以上及び電子制御工学科2学年以上に在学する者の教育課程

は、この学則第13条第2項の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年12月14日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に在学している者の教育課程は、この学則第13条第2項の規定にかかわらず、附則別表第2及び附則別表第3のとおりとする。

附 則

この学則は、平成29年5月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年11月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に物質工学科に在学している平成29年度入学者にかかる教育課程については、附則別表第3のとおりとする。
- 3 電気情報工学コース、電子制御工学コースは、改正後の第41条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該コースに在学する者が当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に在学している者の教育課程は、この学則第13条第2項の規定にかかわらず、附則別表第2及び附則別表第3のとおりとする。
- 3 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

この学則は、令和2年12月9日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

各学科等の教育方針と育成すべき人材像（教育目標）

機械工学科	ロボットやエンジンなどの機械と、機械を含むさまざまなシステムの設計・製造・制御などの分野で、実践的に活躍できる技術者の育成を目標としている。そのため、数学、物理などの基礎科目と機械工学の主要科目の連携による基礎学力の養成、工作実習や機械設計製図、機械工学実験を通じての技術力の錬磨、応用科目を通してのプロセス把握能力の教授を行う。卒業研究や輪講などを通して科学の研鑽と創造力の育成を目指す。
電気電子創造工学科	低学年においては理数系及び専門基礎科目を中心に授業を行い、基礎学力の向上に努める。高学年においてはスパイラル教育により基礎学力を補完しつつ、「環境共生エネルギーコース」、「制御システムコース」及び「情報デザインコース」の3分野のコースに分かれ、それぞれの専門分野の授業、実験及び卒業研究を通して、創造力・問題解決能力・コミュニケーション能力を養い、国際的に活躍するための基礎力を有し、科学技術の複合化・融合化に対応できる技術者の育成を目指す。
物質工学科	新素材、化成品、生体物質等の関連分野で活躍する人材の育成を目指す。専門基礎、実験科目により化学と工学の基礎を修得させ、その上に材料や生物の専門的内容を選択させて、関連する学力の向上を図る。最終学年では、教員の直接指導により、発表能力を向上させ創造的な卒業研究の完成を目指す。
建築学科	低学年からの実習を通じて建築学の基本を修得させ、建築学と工学の基礎学力の向上のみならず、プロジェクトの企画能力の育成を目指す。高学年では専門基礎科目の修得の重要性を強く認識させ、最終学年の卒業研究を通じて、建築学の諸分野において活躍できる、創造性と問題解決能力及びコミュニケーション能力を有する実践的技術者の育成を目指す。
一般科	一般科が主に担当する教育の中では、人間形成に必要な思考力、倫理的判断力や感性を育むとともに、各専門学科での教育に対する準備としての基礎学力を育成する。これにより大学教養課程レベルの知識を修得し、さらに、卒業後に技術者として継続的に学習をするために必要な基礎力（文章構成力、社会への正しい認識力、専門に適合した数理的能力、国際的コミュニケーション能力等）を養うことに重点を置いた教育を行う。

別表第2（平成31年度以降入学者用）

一般科目の学年別開設単位数（各学科共通）

区分	授 業 科 目	学修単位 の種類 ※1	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					履修区分 ※2	備考
				1年	2年	3年	4年	5年		
一般基礎	国語Ⅰ	－	3	3					必修	
	国語Ⅱ	－	2		2					
	国語Ⅲ	－	2			2				
	地理・歴史	－	2	2						
	現代社会と倫理	－	2		2					
	科学技術倫理	講義A	2			2				
	基礎数学Ⅰa	－	2	2						
	基礎数学Ⅰb	－	2	2						
	基礎数学Ⅱ	－	2	2						
	微分積分Ⅰa	－	2		2					
	微分積分Ⅰb	－	2		2					
	微分積分Ⅱ	－	2			2				
	線形代数Ⅰ	－	2		2					
	線形代数Ⅱ	講義A	2			2				
	理科総合	－	2	2						
	物理Ⅰ	－	2	2						
	物理Ⅱ	－	2		2					
	応用物理	－	2			2				
	化学Ⅰ	－	2	2						
	化学Ⅱ	－	2		2					
	保健・体育Ⅰ	－	2	2						
	保健・体育Ⅱ	－	2		2					
	保健・体育Ⅲ	－	2			2				
	保健・体育Ⅳ	－	1				1			
	保健・体育Ⅴ	－	1					1		
	英語Ⅰ	－	3	3						
	英語Ⅱ	－	3		3					
	英語Ⅲ	－	3			3				
	英語Ⅳ	－	2				2			
	英語表現Ⅰ	－	1	1						
英語表現Ⅱ	－	1		1						
英語表現Ⅲ	講義A	2				2				
実用英語Ⅰ	講義A	2			2					
実用英語Ⅱ	－	1					1			
コミュニケーションリテラシーⅠ	－	1	1							
コミュニケーションリテラシーⅡ	－	1		1						
語学研修	－	1	※3					選択		
リベラル・アーツ	文学	講義A	2				※4		必修 ※5	
	工学英語	講義A	2							
	歴史学	講義A	2							
	哲学	講義A	2							
	法学	講義A	2							
	経済学	講義A	2							
一般科目履修可能単位数計			77	24	21	17	9	6		

※1 学修単位の種類について、講義A : 1単位＝授業15時間＋自学自習30時間
 講義B・演習 : 1単位＝授業30時間＋自学自習15時間
 実験・実習 : 1単位＝授業45時間

なお、この欄が－印の科目は履修単位 : 1単位＝授業30単位時間

※2 履修区分について、必合格：当該学年での修得（合格）を要する科目
 必修：卒業までに修得（合格）を要する科目
 必修履修：当該学年での履修（受講）を要する科目
 選択：履修や修得を必須としない科目

※3 履修可能学年については別に定める。

※4 第4学年及び第5学年の前期並びに後期に開講する。

※5 各期においていずれか1科目ずつ選択して履修する。

別表第3（平成31年度以降入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

工学共通専門科目

区分	授 業 科 目	学修単位 の種類 ※1	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					履修区分 ※2	備考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
必修	工 学 基 礎	－	1	1					必合格	
	工 学 デ ザ イ ン	－	1	1						
	コ ラ ボ ワ ー ク I	－	2		2					
	コ ラ ボ ワ ー ク II	－	2			2				
	プ レ ラ ボ	－	2				2		必修	
	応 用 数 学	講義A	2				2			
	環 境 科 学	講義A	2					2		
	ラ イ フ サ イ エ ン ス	講義A	2					2		
選択	イ ン タ ー ン シ ッ プ A	－	1				1		選択	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ B	－	2				2			
	海 外 研 修 A	－	1	※3						
	海 外 研 修 B	－	2							
工学共通専門科目履修可能単位数計			14	2	2	2	4	4		

- ※1 学修単位の種類について、 講義A : 1単位＝授業15時間＋自学自習30時間
 講義B・演習 : 1単位＝授業30時間＋自学自習15時間
 実験・実習 : 1単位＝授業45時間
 なお、この欄が－印の科目は履修単位 : 1単位＝授業30単位時間
- ※2 履修区分について、 必合格：当該学年での修得（合格）を要する科目
 必修：卒業までに修得（合格）を要する科目
 必修修：当該学年での履修（受講）を要する科目
 選択：履修や修得を必須としない科目
- ※3 履修可能学年については別に定める。

一般科目「線形代数Ⅱ」の取扱いについて

令和3年3月11日
 校 長 裁 定

学則別表第2（平成31年度以降入学者用）「一般科目の学年別開設単位数（各学科共通）」中の「線形代数Ⅱ」について、同表「学修単位の種類」欄の規定にかかわらず、学修単位「講義B：1単位＝授業30時間＋自学自習15時間」として取扱うものとする。

附 則

- この裁定は、令和3年4月1日から施行する。
- この裁定は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに修得を認定された単位については、同日後もなおその効力を有する。

別表第3（平成31年度以降入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

機械工学科

区分	授 業 科 目	学修単位 の種類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					履修区分 ※1	備考	
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年			
専門	工 作 実 習 I	－	3		3				必合格		
	工 作 実 習 II	－	3			3					
	機 械 工 学 実 験 I	実験	1				1				
	機 械 工 学 実 験 II	実験	1				1				
	機 械 工 学 概 論	－	2	2					必修		
	情 報 処 理	－	2		2						
	機 械 数 学	－	1			1					
	数 値 解 析	講義 A	2				2				
	機 械 製 図 I	－	2	2					必修		
	機 械 製 図 II	－	2		2						
	機 械 工 作 法 I	－	1		1						
	機 械 工 作 法 II	－	2			2					
	機 械 設 計 製 図 I	－	2			2			必履修		
	機 械 設 計 製 図 II	－	2				2				
	機 械 設 計 製 図 III	－	3					3			
	機 械 設 計 法	講義 A	2				2				
	生 産 工 学	講義 A	2					2	選択		
	工 業 力 学 I	－	2		2				必修		
	工 業 力 学 II	－	2			2					
	機 械 力 学 I	講義 A	2				2		必履修		
	機 械 力 学 II	講義 A	2					2			
	材 料 学	講義 A	2				2		必修		
	材 料 力 学 I	講義 A	2				2				
	材 料 力 学 II	講義 A	2					2	必履修		
	材 料 力 学 演 習	－	1				1				
	熱 力 学	講義 A	2				2				
	熱 流 体 演 習	演習	1				1				
	伝 熱 工 学	講義 A	2					2	選択		
	熱 機 関	講義 A	2					2			
	水 力 学 I	講義 A	2				2		必履修		
	水 力 学 II	講義 A	2					2			
	電 気 工 学 概 論	講義 A	2				2				
	メカトロニクス実験	実験	1					1			
	計 測 工 学	講義 A	2					2	選択		
	制 御 工 学	講義 A	2					2			
	電 子 工 学 概 論	講義 A	2					2	選択		
	卒 業 研 究	－	10					10	必合格		
学科専門科目履修可能単位数計			78	4	10	14	20	30			
工学共通専門科目			14	2	2	2	4	4			
一般科目			77	24	21	17	9	6			
履修可能単位数計			169	30	33	33	33	40			

※1 履修区分について、
 必合格：当該学年での修得（合格）を要する科目
 必修：卒業までに修得（合格）を要する科目
 必履修：当該学年での履修（受講）を要する科目
 選択：履修や修得を必須としない科目

カリキュラム・ポリシーに対応する授業科目の流れ図

機械工学科

本科

(平成31年度以降入学者用)

CP		1年	2年	3年	4年	5年
1	(1)	基礎数学Ⅰa 基礎数学Ⅰb 基礎数学Ⅱ 理科総合 物理Ⅰ 化学Ⅰ	微分積分Ⅰa 微分積分Ⅰb 線形代数Ⅰ 物理Ⅱ 化学Ⅱ	微分積分Ⅱ 線形代数Ⅱ 応用物理	応用数学	
	(2)	工学基礎 工学デザイン				
	(3)	機械工学概論 機械製図Ⅰ	工作実習Ⅰ 機械製図Ⅱ 工業力学Ⅰ 情報処理	工作実習Ⅱ 工業力学Ⅱ 材料力学Ⅰ	機械力学Ⅰ 熱力学 水力学Ⅰ 電気工学概論 数値解析	電子工学概論
	(4)	英語Ⅰ 国語Ⅰ	英語Ⅱ 国語Ⅱ	英語Ⅲ 国語Ⅲ	英語Ⅳ リベラルアーツ (歴史学、工業英語、 文学)	リベラルアーツ (歴史学、工業英語、 文学)
2	(1)		コラボワークⅠ	コラボワークⅡ		
	(2)		機械工作法Ⅰ	機械設計製図Ⅰ 機械数学 機械工作法Ⅱ 材料学	機械設計製図Ⅱ 機械工学実験Ⅰ 機械工学実験Ⅱ 機械設計法 材料力学Ⅱ 材料力学演習 熱流体演習	機械設計製図Ⅲ メカトロニクス実験 機械力学Ⅱ 制御工学 生産工学 熱機関 伝熱工学 水力学Ⅱ 計測工学
	(3)				フレラボ インターンシップA インターンシップB	卒業研究
3	(1)	地理・歴史	現代社会と倫理	科学技術倫理		
	(2)	コミュニケーションリテラシーⅠ 英語表現Ⅰ 保健・体育Ⅰ	コミュニケーションリテラシーⅡ 英語表現Ⅱ 保健・体育Ⅱ	実用英語Ⅰ 保健・体育Ⅲ	英語表現Ⅲ 保健・体育Ⅳ	実用英語Ⅱ 保健・体育Ⅴ
		海外研修A 海外研修B				
		語学研修				
	(3)				リベラルアーツ (哲学、法学、経済学)	リベラルアーツ (哲学、法学、経済学)
4	(1)		コラボワークⅠ	コラボワークⅡ		
	(2)					環境科学 ライフサイエンス
	(3)					卒業研究

別表第3（平成31年度以降入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

電気電子創造工学科

区分	授 業 科 目	学修単位 の種類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					履修区分 ※ 1	備考	
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年			
専門 （コース共通）	電 気 電 子 演 習 I	－	1	1					必修		
	電 気 電 子 演 習 II	－	1		1						
	電 気 電 子 演 習 III	－	1		1						
	電 気 電 子 演 習 IV	－	1			1					
	電 気 電 子 演 習 V	－	1				1				
	情 報 演 習	－	1				1				
	電 気 電 子 基 礎	－	2	2							
	電 気 回 路 I	－	2		2						
	電 気 回 路 II	－	1			1					
	電 気 回 路 III	講義 A	2				2				
	電 磁 気 学 I	－	2			2					
	電 磁 気 学 II	講義 A	2				2				
	電 子 回 路	－	1			1					
	電 子 回 路 設 計	講義 A	2			2					
	電 子 工 学	－	1			1					
	電 子 デ バ イ ス	講義 A	2				2				
	電 気 機 器 概 論	講義 A	2				2				
	電 力 工 学	講義 A	2				2				
	デ ィ ジ タ ル 回 路 I	－	1		1						
	デ ィ ジ タ ル 回 路 II	－	1		1						
	プ ロ グ ラ ミ ン グ	－	2		2						
	アルゴリズムとデータ構造	講義 A	2			2					
	計 測 工 学	講義 A	2				2				
	制 御 工 学 I	講義 A	2				2				
	情 報 理 論	講義 A	2					2	選択		
	熱 力 学	講義 A	2					2			
	電 磁 波 工 学	講義 A	2					2			
	創 造 工 学 実 験 I	－	1	1					必合格		
	創 造 工 学 実 験 II	－	2		2						
	創 造 工 学 実 験 III	－	4			4					
	創 造 工 学 実 験 IV	－	4				4				
	電 気 電 子 創 造 実 験	実験	2					2			
	卒 業 研 究	－	10					10			
環境共生 エネルギー コース	高 電 圧 工 学	講義 A	2					2	選択	※ 2	
	電 気 法 規 と 電 気 施 設 管 理	講義 A	2					2			
	電 気 電 子 材 料	講義 A	2					2			
制御システム コース	制 御 工 学 II	講義 A	2					2			
	応 用 制 御 工 学	講義 A	2					2			
	ロ ボ ッ ト 工 学	講義 A	2					2			
情報デザイン コース	ネ ッ ト ワ ー ク 通 信 工 学	講義 A	2					2			
	コ ン ピ ュ ー タ ア ー キ テ ク チ ャ	講義 A	2					2			
	情 報 シ ス テ ム 工 学	講義 A	2					2			
学科専門科目履修可能単位数計			78	4	10	14	20	30			
工学共通専門科目			14	2	2	2	4	4			
一般科目			77	24	21	17	9	6			
履修可能単位数計			169	30	33	33	33	40			

- ※1 履修区分について、
 必合格：当該学年での修得（合格）を要する科目
 必修：卒業までに修得（合格）を要する科目
 必履修：当該学年での履修（受講）を要する科目
 選択：履修や修得を必須としない科目

- ※2 5年次のコース別科目については、所属コース以外の科目も受講できるが、所属コース外の科目で履修できる単位の上限は6単位とする。

カリキュラム・ポリシーに対応する授業科目の流れ図

電気電子創造工学科 本科

(平成31年度以降入学者用)

CP		1年	2年	3年	4年	5年
1	(1)	基礎数学Ⅰa 基礎数学Ⅰb 基礎数学Ⅱ 理科総合 物理Ⅰ 化学Ⅰ	微分積分Ⅰa 微分積分Ⅰb 線形代数Ⅰ 物理Ⅱ 化学Ⅱ	微分積分Ⅱ 線形代数Ⅱ 応用物理	応用数学	
	(2)	工学基礎 工学デザイン				
	(3)	電気電子演習Ⅰ 電気電子基礎 創造工学実験Ⅰ	電気電子演習Ⅱ 電気電子演習Ⅲ デジタル回路Ⅰ デジタル回路Ⅱ 電気回路Ⅰ プログラミング 創造工学実験Ⅱ	電気電子演習Ⅳ アルゴリズムとデータ構造 創造工学実験Ⅲ	電気電子演習Ⅴ 情報演習 創造工学実験Ⅳ	
	(4)	英語Ⅰ 国語Ⅰ	英語Ⅱ 国語Ⅱ	英語Ⅲ 国語Ⅲ	英語Ⅳ リベラルアーツ (歴史学、工業英語、文学)	リベラルアーツ (歴史学、工業英語、文学)
2	(1)		コラボワークⅠ	コラボワークⅡ		
	(2)			電気回路Ⅱ 電子回路 電子回路設計 電子工学 電磁気学Ⅰ	電気回路Ⅲ 電気機器概論 電力工学 電子デバイス 電磁気学Ⅱ 計測工学 制御工学Ⅰ	情報理論 熱力学 電磁波工学 高電圧工学 電気法規と電気施設管理 電気電子材料 制御工学Ⅱ 応用制御工学 ロボット工学 ネットワーク通信工学 コンピュータアーキテクチャ 情報システム工学 電気電子創造実験
	(3)				フレラボ インターンシップA インターンシップB	卒業研究
3	(1)	地理・歴史	現代社会と倫理	科学技術倫理		
	(2)	コミュニケーションリテラシーⅠ 英語表現Ⅰ 保健・体育Ⅰ	コミュニケーションリテラシーⅡ 英語表現Ⅱ 保健・体育Ⅱ	実用英語Ⅰ 保健・体育Ⅲ	英語表現Ⅲ 保健・体育Ⅳ	実用英語Ⅱ 保健・体育Ⅴ
		海外研修A 海外研修B 語学研修				
	(3)				リベラルアーツ (哲学、法学、経済学)	リベラルアーツ (哲学、法学、経済学)
4	(1)		コラボワークⅠ	コラボワークⅡ		
	(2)					環境科学 ライフサイエンス
	(3)					卒業研究

別表第3（平成31年度以降入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

物質工学科

区分	授 業 科 目	学修単位 の種類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					履修区分 ※ 1	備考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
専 門（コース共通）	物 質 工 学 入 門	－	1		1				必修	
	有 機 化 学 I	－	1		1					
	有 機 化 学 II	－	2			2				
	有 機 化 学 III	講義 A	2				2			
	無 機 化 学 I	－	2		2					
	無 機 化 学 II	講義 A	2			2				
	物 理 化 学 I	－	2			2				
	物 理 化 学 II	講義 A	2				2			
	物 理 化 学 III	講義 A	2				2			
	化 学 工 学 I	講義 A	2			2				
	化 学 工 学 II	講義 A	2				2			
	化 学 工 学 III	講義 A	2				2			
	生 物 化 学	－	2			2				
	高 分 子 化 学	講義 A	2				2			
	生 物 工 学 I	講義 A	2				2			
	化 学 演 習 I	－	2		2					
	化 学 演 習 II	－	2				2			
	情 報 処 理 概 論	講義 A	2					2		
	有 機 工 業 化 学	講義 A	2					2		
	環 境 有 機 化 学	講義 A	2					2		
	機 器 分 析	講義 A	2					2		
	プ ロ セ ス 工 学	講義 A	2					2		
	環 境 化 学	講義 A	2					2		
	生 物 資 源 工 学	講義 A	2					2		
	分 子 生 物 学	講義 A	2					2		
	化 学 基 礎 実 験	－	4	4					必合格	
	分 析 化 学 実 験	－	2		2					
物 質 工 学 実 験 I	－	2		2						
物 質 工 学 実 験 II	－	4			4					
卒 業 研 究	－	10					10			
物 質 材 料 化 学 コ ー ス	材 料 化 学 実 験	－	4				4		必合格	
	材 料 工 学	講義 A	2					2	選 択	
	無 機 材 料	講義 A	2					2		
生 物（生 物 工 学） コ ー ス	生 物 工 学 実 験	－	4				4		必合格	
	生 物 工 学 II	講義 A	2					2	選 択	
	生 物 工 学 III	講義 A	2					2		
学 科 専 門 科 目 履 修 可 能 単 位 数 計			78	4	10	14	20	30		
工 学 共 通 専 門 科 目			14	2	2	2	4	4		
一 般 科 目			77	24	21	17	9	6		
履 修 可 能 単 位 数 計			169	30	33	33	33	40		

※1 履修区分について、

必合格：当該学年での修得（合格）を要する科目

必修：卒業までに修得（合格）を要する科目

必履修：当該学年での履修（受講）を要する科目

選 択：履修や修得を必須としない科目

カリキュラム・ポリシーに対応する授業科目の流れ図

物質工学科

本科

(平成31年度以降入学者用)

CP		1年	2年	3年	4年	5年
1	(1)	基礎数学Ⅰa 基礎数学Ⅰb 基礎数学Ⅱ 理科総合 物理Ⅰ 化学Ⅰ	微分積分Ⅰa 微分積分Ⅰb 線形代数Ⅰ 物理Ⅱ 化学Ⅱ	微分積分Ⅱ 線形代数Ⅱ 応用物理	応用数学	
	(2)	工学基礎 工学デザイン				
	(3)	化学基礎実験	物質工学入門 有機化学Ⅰ 無機化学Ⅰ 化学演習Ⅰ 分析化学実験 物質工学実験Ⅰ	物理化学Ⅰ 化学工学Ⅰ 生物化学 物質工学実験Ⅱ	生物工学Ⅰ	情報処理概論
	(4)	英語Ⅰ 国語Ⅰ	英語Ⅱ 国語Ⅱ	英語Ⅲ 国語Ⅲ	英語Ⅳ リベラルアーツ (歴史学、工業英語、 文学)	リベラルアーツ (歴史学、工業英語、 文学)
2	(1)		コラボワークⅠ	コラボワークⅡ		
	(2)			有機化学Ⅱ 無機化学Ⅱ	有機化学Ⅲ 物理化学Ⅱ 物理化学Ⅲ 化学工学Ⅱ 化学工学Ⅲ 高分子化学 化学演習Ⅱ 材料化学実験 生物工学実験	有機工業化学 環境有機化学 機器分析 プロセス工学 環境化学 生物資源工学 分子生物学 材料工学 無機材料 生物工学Ⅱ 生物工学Ⅲ
	(3)				フレラボ インターンシップA インターンシップB	卒業研究
3	(1)	地理・歴史	現代社会と倫理	科学技術倫理		
	(2)	コミュニケーションリテラシーⅠ 英語表現Ⅰ 保健・体育Ⅰ	コミュニケーションリテラシーⅡ 英語表現Ⅱ 保健・体育Ⅱ	実用英語Ⅰ 保健・体育Ⅲ	英語表現Ⅲ 保健・体育Ⅳ	実用英語Ⅱ 保健・体育Ⅴ
		海外研修A 海外研修B 語学研修				
	(3)				リベラルアーツ (哲学、法学、経済学)	リベラルアーツ (哲学、法学、経済学)
4	(1)		コラボワークⅠ	コラボワークⅡ		
	(2)					環境科学 ライフサイエンス
	(3)					卒業研究

別表第3（平成31年度以降入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

建築学科

区分	授 業 科 目	学修単位 の種類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					履修区分 ※ 1	備考	
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年			
専 門	建 築 概 論	－	2	2					必修		
	建 築 構 造 シ ス テ ム	－	1		1						
	建 築 構 造 力 学 I	－	2		2						
	建 築 構 造 力 学 II	－	2			2			必合格		
	建 築 構 造 力 学 III	講義 A	2				2		必履修		
	建 築 材 料	講義 A	2			2			必修		
	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 構 造	講義 A	2				2				
	鋼 構 造	講義 A	2				2		必履修		
	木 構 造	講義 A	2					2			
	建 築 構 造 計 画	講義 A	2					2			
	イ ン テ リ ア デ ザ イ ン	－	1		1				必修		
	建 築 計 画 I A	－	1		1						
	建 築 計 画 I B	－	1		1						
	建 築 計 画 II	講義 A	2				2		必履修		
	建 築 計 画 III	講義 A	2					2			
	福 祉 住 環 境	講義 A	2			2			必修		
	建 築 史 I	講義 A	2				2		必履修		
	建 築 史 II	講義 A	2					2			
	創 造 演 習 I	－	2	2					必修		
	創 造 演 習 II A	－	2		2						
	創 造 演 習 II B	－	2		2						
	創 造 演 習 III A	－	2			2					
	創 造 演 習 III B	－	2			2					
	創 造 演 習 IV A	－	2				2				
	創 造 演 習 IV B	－	2				2		必履修		
	建 築 設 計 I A	－	2				2		必修		
	建 築 設 計 I B	－	2				2		必合格		
	建 築 設 計 II A	－	2					2	必履修		
	建 築 設 計 II B	演習	2					2	必履修		
	建 築 意 匠	講義 A	2					2	選択		※ 2
	構 造 設 計	講義 A									
	建 築 環 境 工 学 I	講義 A	2					2	必修		
建 築 環 境 工 学 II	講義 A	2						2	必履修		
建 築 設 備	講義 A	2						2	必修		
建 築 施 工	講義 A	2						2			
建 築 法 規	講義 A	2						2			
建 築 応 用 力 学	講義 A	2						2	選択		
卒 業 研 究	－	10						10	必合格		
学科専門科目履修可能単位数計			78	4	10	14	20	30			
工学共通専門科目			14	2	2	2	4	4			
一般科目			77	24	21	17	9	6			
履修可能単位数計			169	30	33	33	33	40			

※1 履修区分について、
 必合格：当該学年での修得（合格）を要する科目
 必修：卒業までに修得（合格）を要する科目
 必履修：当該学年での履修（受講）を要する科目
 選択：履修や修得を必須としない科目

※2 建築意匠と構造設計は並列開講

カリキュラム・ポリシーに対応する授業科目の流れ図

建築学科 本科 (平成31年度以降入学者用)

CP		1年	2年	3年	4年	5年
1	(1)	基礎数学Ⅰa 基礎数学Ⅰb 基礎数学Ⅱ 理科総合 物理Ⅰ 化学Ⅰ	微分積分Ⅰa 微分積分Ⅰb 線形代数Ⅰ 物理Ⅱ 化学Ⅱ	微分積分Ⅱ 線形代数Ⅱ 応用物理	応用数学	
	(2)	工学基礎 工学デザイン				
	(3)	建築概論 創造演習Ⅰ	建築計画ⅠA インテリアデザイン 建築構造システム 建築構造力学Ⅰ 創造演習ⅡA	建築計画ⅠB 建築材料 建築構造力学Ⅱ 創造演習ⅢA 創造演習ⅢB	建築計画Ⅱ 建築構造力学Ⅲ	建築計画Ⅲ
	(4)	英語Ⅰ 国語Ⅰ	英語Ⅱ 国語Ⅱ	英語Ⅲ 国語Ⅲ	英語Ⅳ リベラルアーツ (歴史学、工業英語、文学)	リベラルアーツ (歴史学、工業英語、文学)
2	(1)		コラボワークⅠ	コラボワークⅡ		
	(2)		創造演習ⅡB	建築設計ⅠA 建築設計ⅠB 福祉住環境	建築設計ⅡA 建築設計ⅡB 建築史Ⅰ 建築環境工学Ⅰ 創造演習ⅣA 創造演習ⅣB 鉄筋コンクリート構造 鋼構造	建築意匠 建築史Ⅱ 建築環境工学Ⅱ 建築設備 木構造 構造設計 建築構造計画 建築応用力学 建築施工 建築法規
	(3)				フレラボ インターンシップA インターンシップB	卒業研究
3	(1)	地理・歴史	現代社会と倫理	科学技術倫理		
	(2)	コミュニケーションリテラシーⅠ 英語表現Ⅰ 保健・体育Ⅰ	コミュニケーションリテラシーⅡ 英語表現Ⅱ 保健・体育Ⅱ	実用英語Ⅰ 保健・体育Ⅲ	英語表現Ⅲ 保健・体育Ⅳ	実用英語Ⅱ 保健・体育Ⅴ
		海外研修A 海外研修B				
		語学研修				
	(3)				リベラルアーツ (哲学、法学、経済学)	リベラルアーツ (哲学、法学、経済学)
4	(1)		コラボワークⅠ	コラボワークⅡ		
	(2)					環境科学 ライフサイエンス
	(3)					卒業研究

専攻科の教育方針と育成すべき人材像（教育目標）

機械系、電気・電子・情報系、化学を基礎とした材料工学・生物工学・化学工学等の分野、及び建築学の諸分野の基礎学力の養成と各専門性を深めつつ、技術の複合化・高度化の進む産業社会に柔軟に対応できる人材の養成を目指す。

具体的には 1) 工学理論のみでなく、実験・実習、実学に裏付けされた技術者の育成。2) 専門分野を持ちながらも他分野も見通せる複眼的なものの見方や考え方ができるフレキシビリティのある技術者の育成である。そのため、専門分野の習熟と共に、共通科目を設け、複眼的で柔軟なものの見方の修得を目指す。

別表第5（令和4年度以降入学者用）

専攻科の開設単位数

授 業 科 目							必修 選択 の別	単位数	備 考
一 般 科 目		応 用 英 語 1 応 用 英 語 2 日 本 語 概 説 技 術 者 倫 理	必 修	2					
			選 択	2					
			選 択	2					
			必 修	2					
	開設単位数							8	
修得単位数							6		
専 門 科 目	専門基礎科目	複 素 関 数 論 応 用 解 析 学 化 学 科 学 ^{*1} 建 築 数 学 ^{*2}	選 択	2					
			選 択	2					
			選 択	2					
			選 択	2					
			選 択	2					
	開設単位数							10	
	修得単位数							4	
	コース共通科目	シ ス テ ム デ ザ イ ン 産 業 財 産 権 環 境 技 術 プ ロ ジ ェ ク ト デ ザ イ ン 経 営 工 学	必 修	2					
			必 修	2					
			必 修	2					
			必 修	2					
			必 修	2					
		特 別 研 究 I	必 修	3					
			特 別 研 究 II 実 務 研 修 I 実 務 研 修 II	必 修			11		
				必 修			2		
		選 択		2					
		開設単位数							28
	修得単位数							26	
	以上合計修得単位数							36	
	専 門 科 目	機械工学コース	力 学 特 論 流 体 力 学 熱 移 動 論 エ ネ ル ギ ー 工 学 塑 性 力 学 応 力 解 析 特 論 生 産 シ ス テ ム 工 学 シ ー ケ ン ス 制 御 現 代 制 御 理 論 計 算 力 学 ト ラ イ ボ ロ ジ ー 機 械 工 学 専 攻 演 習 機 械 工 学 専 攻 実 験 機 械 工 学 ゼ ミ ナ ー ル	選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				必 修	2				
				必 修	2				
				必 修	2				
				開設単位数計					
		電気電子創造工学 コース	材 料 物 性 特 論 電 離 気 体 力 学 高 周 波 工 学 電 磁 エ ネ ル ギ ー 工 学 光 応 用 工 学 論 計 測 シ ス テ ム 論 電 気 エ ネ ル ギ ー 論 シ ス テ ム 制 御 論 ロ ボ ッ ト 工 学 特 論 デ ィ ジ タ ル 通 信 画 像 情 報 工 学 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 論 電 気 電 子 創 造 工 学 演 習 電 気 電 子 創 造 工 学 専 攻 実 験	選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				選 択	2				
				必 修	2				
				必 修	2				
	開設単位数計							28	

授 業 科 目			必修選択 の別	単位数	備 考
専 門 科 目	物質工学コース	分子構造論	選択	2	左記の単位の中から17単位以上を修得するものとする。
		機器分析特論	選択	2	
		複合材料学	選択	2	
		腐食工学	選択	2	
		分離工学	選択	2	
		反応工学	選択	2	
		有機合成化学	選択	2	
		有機材料学	選択	2	
		生物機能化学	選択	2	
		生物材料工学論	選択	2	
		触媒化学	選択	2	
		食品化学	選択	2	
		情報処理	必修	2	
		物質工学専攻実験	必修	2	
		物質工学ゼミナールⅠ	必修	2	
		物質工学ゼミナールⅡ	選択	1	
	開設単位計			31	左記の単位の中から17単位以上を修得するものとする。
	建築学コース	まちづくり論	選択	2	
		文化財保存論	選択	2	
		地域施設計画論	選択	2	
		環境デザイン論	選択	2	
		設備システム論	選択	2	
		鋼・合成構造論	選択	2	
		建築耐震設計論	選択	2	
		建築構造解析学	選択	2	
		都市防災論	選択	2	
		バリアフリー・デザイン論	選択	2	
		鉄筋コンクリート構造論	選択	2	
		建築高機能材料工学	選択	2	
		地域設計Ⅰ	選択	2	
		地域設計Ⅱ	選択	2	
		建築CAD・CG	選択	2	
	開設単位計			30	

附則別表第5（令和3年度以前入学者用）

専攻科の開設単位数

授 業 科 目							必修選択 の別	単位数	備 考	
一 般 科 目		応 用 英 語 1 応 用 英 語 2 日 本 語 概 説 技 術 者 倫 理	必 修	2						
			選 択	2						
			選 択	2						
			必 修	2						
	開設単位数							8		
修得単位数							6			
専 門 科 目	専門基礎科目	複 素 関 数 論 応 用 解 析 学 化 学 科 学 ^{*1} 建 築 数 学 ^{*2}	選 択	2						
			選 択	2						
			選 択	2						
			選 択	2						
			選 択	2						
	開設単位数							10		
	修得単位数							4		
	コース共通科目	シ ス テ ム デ ザ イ ン 産 業 財 産 権 環 境 技 術 プ ロ ジ ェ ク ト デ ザ イ ン 経 営 工 学	必 修	2	1 年 特別研究Ⅰが合格しない場合は、特別研究Ⅱを受講することができない。 2 年					
			必 修	2						
			必 修	2						
			必 修	2						
			必 修	2						
		特 別 研 究 Ⅰ	必 修	3						
			特 別 研 究 Ⅱ 実 務 研 修 Ⅰ 実 務 研 修 Ⅱ	必 修			11			
				必 修			2			
	選 択	2								
	開設単位数							28		
	修得単位数							26		
	以上合計修得単位数							36		
	機 械 工 学 コース	力 学 特 論 流 体 力 学 熱 移 動 論 エ ネ ル ギ ー 工 学 塑 性 力 学 応 力 解 析 特 論 生 産 シ ス テ ム 工 学 シ ー ケ ン ス 制 御 現 代 制 御 理 論 計 算 力 学 ト ラ イ ボ ロ ジ ー 機 械 工 学 専 攻 演 習 機 械 工 学 専 攻 実 験 機 械 工 学 ゼ ミ ナ ー ル	選 択	2	左記の単位の中から17単位以上を修得するものとする。					
			選 択	2						
			選 択	2						
			選 択	2						
			選 択	2						
			選 択	2						
			選 択	2						
			選 択	2						
選 択			2							
選 択			2							
必 修			2							
必 修			2							
必 修			2							
開設単位計							28			
電 気 電 子 創 造 工 学 コース		材 料 物 性 特 論 電 離 気 体 力 学 高 周 波 工 学 電 磁 エ ネ ル ギ ー 工 学 光 応 用 工 学 論 計 測 シ ス テ ム 論 電 気 エ ネ ル ギ ー 論 シ ス テ ム 制 御 論 ロ ボ ッ ト 工 学 特 論 デ ィ ジ タ ル 通 信 画 像 情 報 工 学 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 論 電 気 電 子 創 造 工 学 演 習 電 気 電 子 創 造 工 学 専 攻 実 験	選 択	2			左記の単位の中から17単位以上を修得するものとする。			
	選 択		2							
	選 択		2							
	選 択		2							
	選 択		2							
	選 択		2							
	選 択		2							
	選 択		2							
	選 択		2							
	選 択		2							
	選 択		2							
	選 択		2							
	選 択		2							
	必 修		2							
	必 修	2								
開設単位計							28			

授 業 科 目			必修選択 の別	単位数	備 考
専 門 科 目	物質工学コース	分子構造論	選 択	2	左記の単位の中から17単位以上を修得するものとする。
		機器分析特論	選 択	2	
		複合材料学	選 択	2	
		腐食工学	選 択	2	
		分離工学	選 択	2	
		有機合成化学	選 択	2	
		有機材料学	選 択	2	
		生物機能化学	選 択	2	
		生物素材工学論	選 択	2	
		触媒化学	選 択	2	
		生物化学工学	選 択	2	
		生命工学	選 択	2	
		情報処理	必 修	2	
		物質工学演習	必 修	2	
		物質工学専攻実験	必 修	2	
		物質工学ゼミナールⅠ	必 修	2	
		物質工学ゼミナールⅡ	選 択	1	
		物質工学ゼミナールⅢ	選 択	1	
	開設単位計			34	左記の単位の中から17単位以上を修得するものとする。
	建築学コース	まちづくり論	選 択	2	
		文化財保存論	選 択	2	
		地域施設計画論	選 択	2	
		環境デザイン論	選 択	2	
		設備システム論	選 択	2	
		鋼・合成構造論	選 択	2	
		建築耐震設計論	選 択	2	
		建築構造解析学	選 択	2	
		都市防災論	選 択	2	
		バリアフリー・デザイン論	選 択	2	
		鉄筋コンクリート構造論	選 択	2	
		建築高機能材料工学	選 択	2	
		地域設計Ⅰ	選 択	2	
		地域設計Ⅱ	選 択	2	
		建築CAD・CG	選 択	2	
	開設単位計			30	

(参考) 専攻科の学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図
複合工学専攻(機械工学コース)

学習・教育目標	専攻科1・2年		
①豊かな人間性の涵養	技術者倫理 (講義/必修/2) 経営工学 (講義/必修/2)	システムデザイン (講義/必修/2)	環境技術 (講義/必修/2)
②豊かな感性 と創造力の 育成	産業財産権 (講義/必修/2) 機械工学専攻演習 (演習/必修/2) 実務研修Ⅰ (実習/必修/2) 特別研究Ⅰ (実験/必修/3)	プロジェクトデザイン (演習/必修/2) 機械工学専攻実験 (実験/必修/2) 実務研修Ⅱ (実習/選択/2) 特別研究Ⅱ (実験/必修/11)	応力解析特論 (講義/選択/2) 機械工学ゼミナール (演習/必修/2)
③自然科学・ 数学・英語 ・専門基礎 科目の学力 向上	複素関数論 (講義/選択/2) 力学特論 (講義/選択/2)	応用解析学 (講義/選択/2) シーケンス制御 (講義/選択/2)	応用科学 (講義/選択/2)
④高度な専門 知識と問題 解決能力の 育成	流体力学 (講義/選択/2) 塑性力学 (講義/選択/2)	熱移動論 (講義/選択/2) 生産システム工学 (講義/選択/2)	エネルギー工学 (講義/選択/2) トライボロジー (講義/選択/2)
⑤情報技術の 向上	現代制御理論 (講義/選択/2)	計算力学 (講義/選択/2)	
⑥コミュニケーション 能力と国際 感覚の育成	応用英語Ⅰ (講義/必修/2) 日本語概説 (講義/選択/2)	応用英語Ⅱ (講義/選択/2)	

(参考) 専攻科の学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図
複合工学専攻(電気電子創造工学コース)

学習・教育目標	専攻科1・2年		
①豊かな人間性の涵養	技術者倫理 (講義/必修/2) 経営工学 (講義/必修/2)	システムデザイン (講義/必修/2)	環境技術 (講義/必修/2)
②豊かな感性と創造力の育成	産業財産権 (講義/必修/2) 電気電子創造工学専攻実験 (実験/必修/2) ↓ 特別研究Ⅰ (実験/必修/3)	プロジェクトデザイン (演習/必修/2) 特別研究Ⅱ (実験/必修/11)	
③自然科学・数学・英語・専門基礎科目の学力向上	複素関数論 (講義/選択/2) 電気電子創造工学演習 (演習/必修/2)	応用解析学 (講義/選択/2) 応用科学 (講義/選択/2)	
④高度な専門知識と問題解決能力の育成	材料物性特論 (講義/選択/2) 電磁エネルギー工学 (講義/選択/2) 電気エネルギー論 (講義/選択/2)	電離気体力学 (講義/選択/2) 光応用工学論 (講義/選択/2) システム制御論 (講義/選択/2)	高周波工学 (講義/選択/2) 計測システム論 (講義/選択/2) ロボット工学特論 (講義/選択/2)
⑤情報技術の向上	情報セキュリティ論 (講義/選択/2)	デジタル通信 (講義/選択/2)	画像情報工学 (講義/選択/2)
⑥コミュニケーション能力と国際感覚の育成	日本語概説 (講義/選択/2) 応用英語Ⅰ (講義/必修/2) 実務研修Ⅰ (実習/必修/2)	応用英語Ⅱ (講義/選択/2) 実務研修Ⅱ (実習/選択/2)	

(参考) 専攻科の学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図

複合工学専攻(物質工学コース)

学習・教育目標	専攻科 1 年		
①豊かな人間性の涵養	技術者倫理 (講義/必修/2) 経営工学 (講義/必修/2)	システムデザイン (講義/必修/2)	環境技術 (講義/必修/2)
②豊かな感性 と創造力の 育成	産業財産権 (講義/必修/2) 実務研修Ⅰ (実習/必修/2) 物質工学専攻実験 (実験/必修/2) 特別研究Ⅰ (実験/必修/3)	プロジェクトデザイン (演習/必修/2) 実務研修Ⅱ (実習/選択/2) 特別研究Ⅱ (実験/必修/11)	
③自然科学・ 数学・英語 ・専門基礎 科目の学力 向上	複素関数論 (講義/選択/2) 応用科学 (講義/選択/2)	応用解析学 (講義/選択/2) 化学数学 (講義/選択/2)	
④高度な専門 知識と問題 解決能力の 育成	分子構造論 (講義/選択/2) 複合材料 (講義/選択/2) 有機合成化学 (講義/選択/2) 生物素材工学論 (講義/選択/2) 分離工学 (講義/選択/2)	機器分析特論 (講義/選択/2) 腐食工学 (講義/選択/2) 触媒化学 (講義/選択/2) 生物機能化学 (講義/選択/2) 反応工学 (講義/選択/2)	有機材料 (講義/選択/2) 食品化学 (講義/選択/2)
⑤情報技術の 向上	情報処理 (講義/必修/2)		
⑥コミュニケーション 能力と国際 感覚の育成	応用英語Ⅰ (講義/必修/2) 物質工学ゼミナールⅠ (演習/必修/2)	応用英語Ⅱ (講義/選択/2) 物質工学ゼミナールⅡ (演習/選択/1)	日本語概説 (講義/選択/2)

(参考) 専攻科の学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図

複合工学専攻(物質工学コース)

学習・教育目標	専攻科2年		
①豊かな人間性の涵養	技術者倫理 (講義/必修/2) 経営工学 (講義/必修/2)	システムデザイン (講義/必修/2)	環境技術 (講義/必修/2)
②豊かな感性 と創造力の 育成	産業財産権 (講義/必修/2) 実務研修Ⅰ (実習/必修/2) 物質工学専攻実験 (実験/必修/2) 特別研究Ⅰ (実験/必修/3)	プロジェクトデザイン (演習/必修/2) 実務研修Ⅱ (実習/選択/2) 特別研究Ⅱ (実験/必修/11)	
③自然科学・ 数学・英語 ・専門基礎 科目の学力 向上	複素関数論 (講義/選択/2) 応用科学 (講義/選択/2) 物質工学演習 (演習/必修/2)	応用解析学 (講義/選択/2) 化学数学 (講義/選択/2)	
④高度な専門 知識と問題 解決能力の 育成	分子構造論 (講義/選択/2) 複合材料 (講義/選択/2) 有機合成化学 (講義/選択/2) 生物素材工学論 (講義/選択/2) 分離工学 (講義/選択/2)	機器分析特論 (講義/選択/2) 腐食工学 (講義/選択/2) 触媒化学 (講義/選択/2) 生物機能化学 (講義/選択/2) 生物化学工学 (講義/選択/2)	有機材料 (講義/選択/2) 生命工学 (講義/選択/2)
⑤情報技術の 向上	情報処理 (講義/必修/2)		
⑥コミュニケーション 能力と国際 感覚の育成	応用英語Ⅰ (講義/必修/2) 物質工学ゼミナールⅠ (演習/必修/2)	応用英語Ⅱ (講義/選択/2) 物質工学ゼミナールⅡ (演習/選択/1)	日本語概説 (講義/選択/2) 物質工学ゼミナールⅢ (演習/選択/1)

(参考) 専攻科の学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図
複合工学専攻(建築学コース)

学習・教育目標	専攻科1・2年		
①豊かな人間性の涵養	技術者倫理 (講義/必修/2) 経営工学 (講義/必修/2)	システムデザイン (講義/必修/2)	環境技術 (講義/必修/2)
②豊かな感性と創造力の育成	産業財産権 (講義/必修/2) 地域設計Ⅰ (実習/選択/2) まちづくり論 (講義/選択/2) 実務研修Ⅰ (実習/必修/2) 特別研究Ⅰ (実験/必修/3)	プロジェクトデザイン (演習/必修/2) 地域設計Ⅱ (実習/選択/2) 地域施設計画論 (講義/選択/2) 実務研修Ⅱ (実習/選択/2) 特別研究Ⅱ (実験/必修/11)	
③自然科学・数学・英語・専門基礎科目の学力向上	複素関数論 (講義/選択/2) 応用科学 (講義/選択/2)	応用解析学 (講義/選択/2) 建築数学 (講義/選択/2)	
④高度な専門知識と問題解決能力の育成	環境デザイン論 (講義/選択/2) 建築耐震設計論 (講義/選択/2) 都市防災論 (講義/選択/2) 建築高機能材料工学 (講義/選択/2)	設備システム論 (講義/選択/2) 鋼・合成構造論 (講義/選択/2) 鉄筋コンクリート構造論 (講義/選択/2) バリアフリーデザイン論 (講義/選択/2)	建築構造解析学 (講義/選択/2)
⑤情報技術の向上	建築CAD・CG (講義/選択/2)		
⑥コミュニケーション能力と国際感覚の育成	応用英語1 (講義/必修/2) 文化財保存論 (講義/選択/2)	応用英語2 (講義/選択/2)	日本語概説 (講義/選択/2)

附則別表第2（平成30年度以前入学者用）

一般科目の学年別開設単位数（各学科共通）

授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備 考
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
国 語	8	3	3	2			
文 学	1				1		
倫 理 ・ 社 会	2			2			
政 治 ・ 経 済	2		2				
歴 史	2			2			
歴 史 学	2				2		
哲 学	1				1		
人 間 と 科 学 I	1					1	
人 間 と 科 学 II	1					1	
基 礎 数 学 A	4	4					
基 礎 数 学 B	2	2					
微 分 積 分 学	4		4				
代 数 学 ・ 幾 何 学	2		2				
解 析 学	2			2			
線 形 代 数 学	2			2			
生 物 科 学	2	2					
物 理	4	2	2				
化 学 I	2	2					
化 学 II	2		2				
保 健 ・ 体 育 I	6	2	2	2			
保 健 ・ 体 育 II	2				1	1	
英 語 I	3	3					
英 語 表 現 演 習 I	1	1					
英 会 話 I	1	1					
英 語 II	3		3				
英 語 表 現 演 習 II	2		2				
英 語 III	3			3			
英 会 話 II	1			1			
英 語 演 習 A	1			1			
英 語 IV	3				3		
英 語 表 現 演 習 III	2				2		
英 語 演 習 B	1					1	
第 二 外 国 語 I	1					1	
第 二 外 国 語 II	1					1	
美 術	1	1					
取 得 可 能 単 位 数 計	78	23	22	17	10	6	

注意 1) 一般科目はすべて履修単位： 1 単位＝授業30単位時間

附則別表第2（平成28年度以前入学者用）

一般科目の学年別開設単位数（各学科共通）

授 業 科 目	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備 考
		1年	2年	3年	4年	5年	
国 語	8	3	3	2			
文 学	1				1		
倫 理 ・ 社 会	2			2			
政 治 ・ 経 済	2		2				
歴 史	2			2			
歴 史 学	2				2		
地 理	2	2					
哲 学	1				1		
人 間 と 科 学 I	1					1	
人 間 と 科 学 II	1					1	
基 礎 数 学 A	4	4					
基 礎 数 学 B	2	2					
微 分 積 分 学	4		4				
代 数 学 ・ 幾 何 学	2		2				
解 析 学	2			2			
線 形 代 数 学	2			2			
一 般 理 科	2	2					
物 理	4	2	2				
化 学 I	2	2					
化 学 II	2		2				
保 健 ・ 体 育	8	2	2	2	2		
英 語 I A	3	3					
英 語 I B	1	1					
英 語 II	3		3				
英 語 ラ イ テ ィ ン グ A	1		1				
英 語 ラ イ テ ィ ン グ B	1		1				
英 語 III	3			3			
英 会 話	2	1		1			
英 語 演 習 I	3				3		
英 語 表 現 I	2				2		
英 語 表 現 II	1				1		
英 語 演 習 II	1					1	
ド イ ツ 語 演 習	2					2	
芸 術 （ 美 術 ）	1	1					何れかを選択
芸 術 （ 音 楽 ）	1	1					
取 得 可 能 単 位 数 計	80	25	22	16	12	5	

注意1）芸術（美術）・芸術（音楽）は、建築学科は美術を履修、それ以外の学科は美術か音楽の何れかを選択。

注意2）一般科目はすべて履修単位： 1単位＝授業30単位時間

附則別表第3（平成30年度以前入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

機械工学科

区分	授 業 科 目	学修単位 の 種 類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備 考
				1年	2年	3年	4年	5年	
専 門 共 通	確 率 統 計	—	2				2		
	応 用 数 学	—	2				2		
	応 用 物 理	—	4			2	2		
	フロンティア技術入門	—	1	1					必修
	環 境 科 学	講義 A	2					2	
	ライフサイエンス	講義 A	2					2	
	機 械 工 学 基 礎	—	1	1					
	工 業 数 理	—	1	1					
	情 報 処 理	—	2		2				
	工 業 力 学 I	—	2		2				
	工 業 力 学 II	—	2			2			
	材 料 力 学	—	4			2	2		
	材 料 学	—	2			2			
	熱 力 学	—	2				2		
	水 力 学 I	—	2				2		
	水 力 学 II	—	1					1	選択
	機 械 工 作 法	—	4		2	2			
	電 気 工 学 概 論	—	2				2		
	電 子 工 学 概 論	講義 A	2					2	
	機 械 製 図	—	4	2	2				
	機 械 設 計 製 図 I	—	2			2			
	機 械 設 計 製 図 II	—	2				2		
	機 械 設 計 製 図 III	—	3					3	
	機 械 設 計 法	—	2				2		
	メカトロニクス実験	—	2					2	選択
	機 械 工 学 実 験 I	—	2			2			必合格
	機 械 工 学 実 験 II	実 験	1				1		必合格
	工 作 実 習	—	9	3	3	3			必合格
	輪 講	—	1				1		
	数 値 解 析	講義 A	2				2		必修
	機 械 力 学	—	2					2	選択
	制 御 工 学	—	2					2	選択
	計 測 工 学	講義 A	2					2	選択
	材 料 強 度 学	講義 A	2					2	選択
	流 体 機 械	—	1					1	選択
	熱 機 関	—	2					2	選択
	伝 熱 工 学	講義 A	2					2	選択
	生 産 工 学	講義 A	2					2	選択
	卒 業 研 究	—	10					10	
専 門 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計			95	8	11	17	22	37	
一 般 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計			78	23	22	17	10	6	
取 得 可 能 単 位 数 合 計			173	31	33	34	32	43	

注意1) 学修単位の種類について

講義A：1単位＝授業15時間＋自学自習30時間

講義B・演習：1単位＝授業30時間＋自学自習15時間

実験・実習：1単位＝授業45時間

なお、この欄が－印の科目は履修単位：1単位＝授業30単位時間

注意2) 「必合格」は、学年進級要件で、該当する科目が不合格の場合は進級できない。

注意3) 「必修」は卒業要件で、該当する科目が5年次までに不合格の場合は卒業できない。

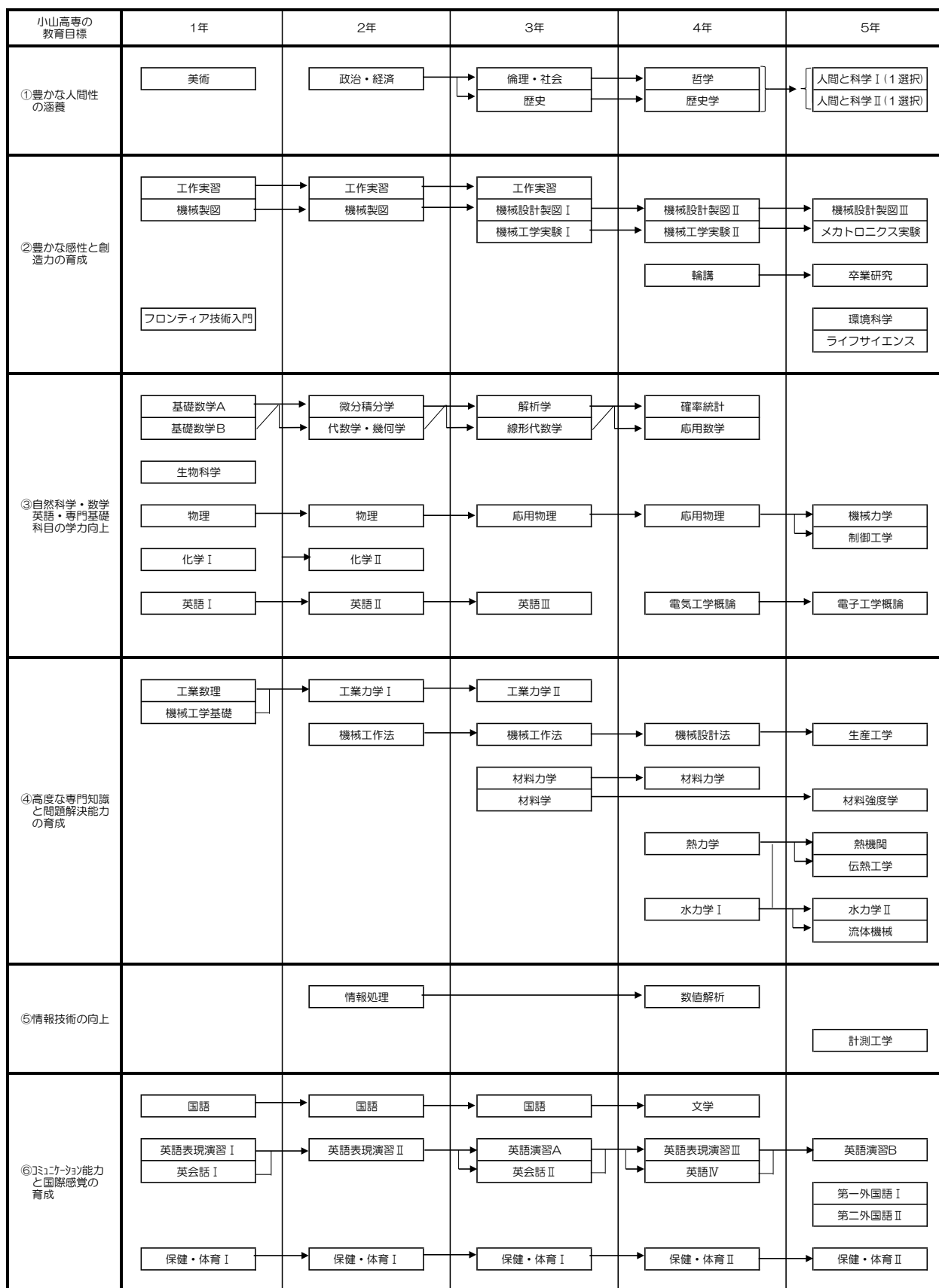
なお、「備考」欄に記載していないが、3年次までの開設科目は全て必修科目である。

(参考) 学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図

機械工学科

本科

(平成30年度以前入学者用)



附則別表第3（平成28年度以前入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

機械工学科

授 業 科 目	学修単位 の 種 類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
確 率 統 計	—	2				2		
応 用 数 学	—	2				2		
応 用 物 理	—	4			2	2		
機 械 工 学 基 礎	—	1	1					
工 業 数 理	—	1	1					
フ ロ ン テ ィ ア 技 術 入 門	—	1	1					
情 報 処 理	—	2		2				
工 業 力 学 I	—	2		2				
工 業 力 学 II	—	2			2			
材 料 力 学	—	4			2	2		
材 料 学	—	2			2			
熱 力 学	—	2				2		
水 力 学 I	—	2				2		
水 力 学 II	—	1					1	選択
機 械 工 作 法	—	4		2	2			
電 気 工 学 概 論	—	2				2		
電 子 工 学 概 論	講 義 A	2					2	
機 械 工 学 演 習 I	演 習	1				1		
機 械 工 学 演 習 II	演 習	1					1	選択
機 械 製 図	—	4	2	2				
機 械 設 計 製 図 I	—	2			2			
機 械 設 計 製 図 II	—	2				2		
機 械 設 計 製 図 III	—	3					3	
機 械 設 計 法	—	2				2		
メ カ ト ロ ニ ク ス 実 験	—	2					2	選択
機 械 工 学 実 験 I	—	2			2			必合格
機 械 工 学 実 験 II	実 験	1				1		必合格
工 作 実 習	—	9	3	3	3			必合格
輪 講	—	1				1		
数 値 解 析	講 義 A	2				2		必修
機 械 力 学	—	2					2	選択
制 御 工 学	—	2					2	選択
技 術 科 学 フ ロ ン テ ィ ア 概 論	講 義 A	2				(2)	2	選択
計 測 工 学	講 義 A	2					2	選択
材 料 強 度 学	講 義 A	2					2	選択
流 体 機 械	—	1					1	選択
熱 機 関	—	2					2	選択
伝 熱 工 学	講 義 A	2					2	選択
数 理 工 学	講 義 A	2					2	選択
生 産 工 学	講 義 A	2					2	選択
技 術 論	—	1					1	選択
機 械 技 術 演 習	演 習	1					1	選択
卒 業 研 究	—	11					11	
専 門 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計		100	8	11	17	23	41	
一 般 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計		80	25	22	16	12	5	
取 得 可 能 単 位 数 合 計		180	33	33	33	35	46	

注意1) 学修単位の種類について
 講義A：1単位＝授業15時間＋自学自習30時間
 講義B・演習：1単位＝授業30時間＋自学自習15時間
 実験・実習：1単位＝授業45時間

なお、この欄が一印の科目は履修単位：1単位＝授業30単位時間

注意2) 技術科学フロンティア概論は、4，5年生同時開講、単位認定は5年次。

注意3) 「必合格」は、学年進級要件で、該当する科目が不合格の場合は進級できない。

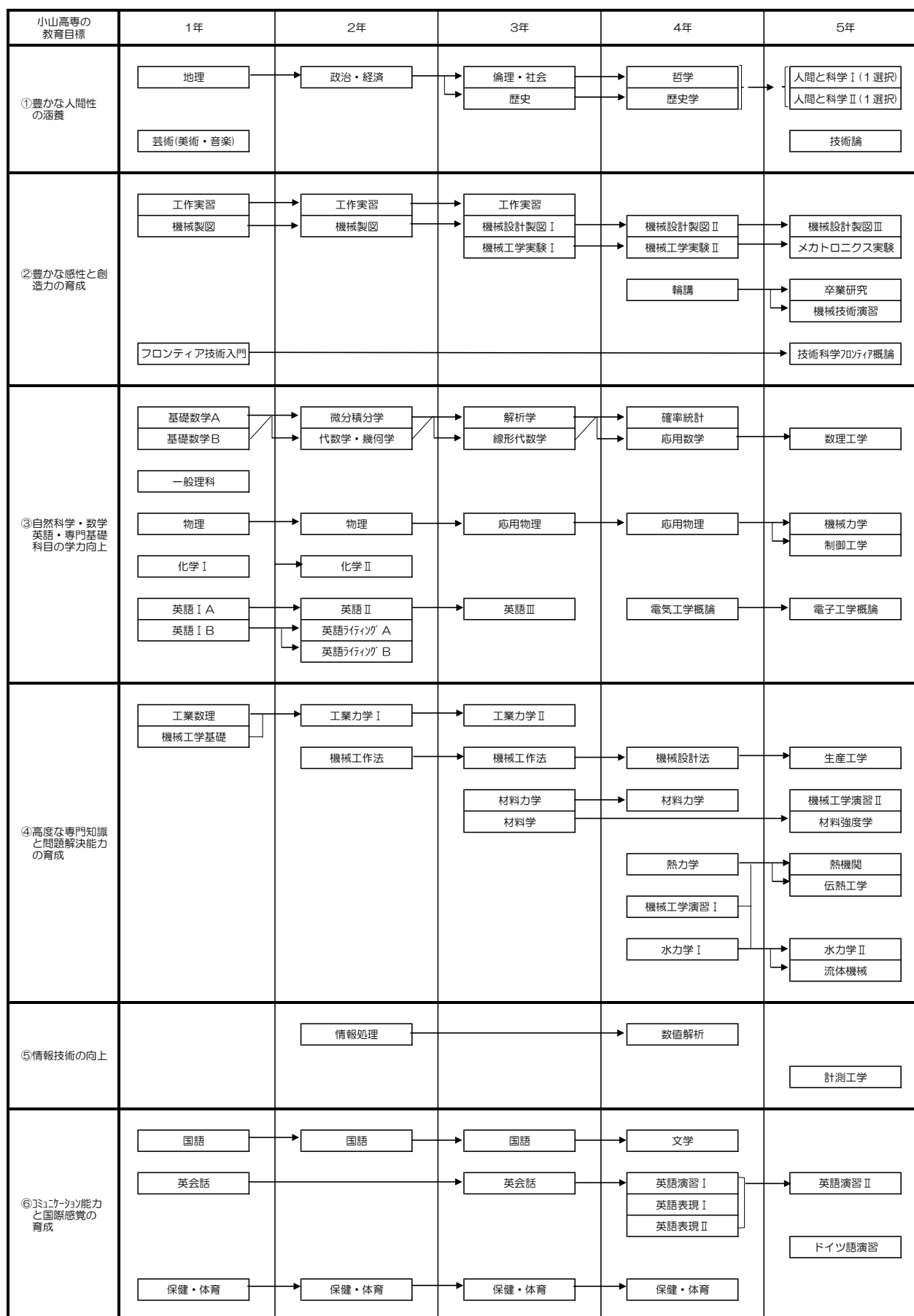
注意4) 「必修」は卒業要件で、該当する科目が5年次までに不合格の場合は卒業できない。

なお、「備考」欄に記載していないが、3年次までの開設科目は全て必修科目である。

(参考) 学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図

機械工学科

(平成28年度以前入学者用)



附則別表第3（平成30年度以前入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

電気電子創造工学科（2－1）

区分	授 業 科 目	学修単位 の 種 類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備 考
				1年	2年	3年	4年	5年	
専門 共通	確 率 統 計	－	2				2		
	応 用 数 学	－	2				2		
	応 用 物 理	－	2			2			
	フロンティア技術入門	－	1	1					
	環 境 科 学	講義A	2					2	必修
	ラ イ フ サ イ エ ン ス	講義A	2					2	
コ ム ニ カ シ ョ ン 工 学 部 共 通	エンジニアリング数学Ⅰ	－	1	1					
	エンジニアリング数学Ⅱ	－	1		1				
	エンジニアリング数学Ⅲ	－	1			1			
	エンジニアリング数学Ⅳ	－	1				1		
	電 子 工 学	－	1			1			
	電 子 デ バ イ ス 工 学	－	1				1		
	電 子 物 性 工 学	講義A	2					2	選択
	熱 力 学	講義A	2					2	
	電 気 電 子 材 料	講義A	2					2	
	光 波 工 学	講義A	2					2	
	電 気 電 子 計 測	－	1		1				
	計 測 工 学	－	1				1		
	制 御 工 学 Ⅰ	－	1				1		
	電 気 機 器 工 学	－	1				1		
	シ ス テ ム 工 学	講義A	2					2	選択
	電 気 電 子 製 図	講義A	2					2	
	電 気 法 規	講義A	2					2	
	インテンシブ・イングリッシュ	－	2	1	1				必合格
	電 気 電 子 基 礎 英 語	－	1			1			
	電 気 電 子 応 用 英 語	－	1				1		
	電 気 電 子 実 践 英 語	講義A	2					2	選択
	基 礎 電 気 電 子 工 学	－	2	2					
	電 気 回 路 Ⅰ	－	2		2				
	電 気 回 路 Ⅱ	－	2			2			
	過 渡 現 象 論	－	1				1		
	電 磁 気 学 Ⅰ	－	2			2			
	電 磁 気 学 Ⅱ	－	1				1		
	電 磁 気 学 Ⅲ	－	1				1		
	通 信 工 学	－	1				1		
	電 磁 波 工 学	講義A	2					2	選択
	電 子 情 報 工 学	－	1		1				
	ア ナ ロ グ 電 子 回 路	－	2			2			
	デ ィ ジ タ ル 回 路	－	1				1		
	回 路 設 計 論	－	1				1		
	集 積 回 路 設 計	講義A	2					2	選択
	コ ン ピ ュ ー タ 入 門	－	1	1					

専門科目の学年別開設単位数

電気電子創造工学科（２－２）

区分	授 業 科 目	学修単位 の 種 類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
コ ー ス 共 通	プ ロ グ ラ ミ ン グ	－	2		2				
	ア ル ゴ リ ズ ム	－	1			1			
	ア セ ン ブ ラ	－	1			1			
	数 値 解 析	講義A	2					2	選択
	創 造 工 学 実 験 I	－	2	2					
	創 造 工 学 実 験 II	－	2		2				
	創 造 工 学 実 験 III	－	2			2			必合格
	プロジェクト・ワーク	－	2			2			
	電 気 電 子 創 造 実 験	実 験	2				2		
	エレクトロニクス・デザイン	実 験	2				2		
	卒 業 研 究	－	10					10	
環 境 共 生 エ ネ ル ギ ー コ ー ス	パワーエレクトロニクス	講義A	2				2		
	電 力 系 統 工 学	講義A	2					2	選択
	高 電 圧 工 学	講義A	2					2	
	新 エ ネ ル ギ ー 発 電	講義A	2					2	
	環境エネルギー工学実験	実 験	2					2	必合格(コース選択者)
制 御 シ ス テ ム コ ー ス	制 御 工 学 II	講義A	2				2		
	応 用 制 御 工 学	講義A	2					2	選択
	信 号 処 理	講義A	2					2	
	ロ ボ ッ ト 工 学	講義A	2					2	
	制御システム工学実験	実 験	2					2	必合格(コース選択者)
情 報 デ ザ イ ン コ ー ス	計 算 機 工 学	講義A	2				2		
	マルチメディア工学	講義A	2					2	選択
	ネ ッ ト ワ ー ク 技 術	講義A	2					2	
	情 報 理 論	講義A	2					2	
	情報デザイン工学実験	実 験	2					2	必合格(コース選択者)
専 門 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計			101	8	10	17	22	44	
一 般 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計			78	23	22	17	10	6	
取 得 可 能 単 位 数 合 計			179	31	32	34	32	50	

注意 1) 学修単位の種類について

講義A：1 単位＝授業15時間＋自学自習30時間

講義B・演習：1 単位＝授業30時間＋自学自習15時間

実験・実習：1 単位＝授業45時間

なお、この欄が－印の科目は履修単位：1 単位＝授業30単位時間

注意 2) 「必合格」は、学年進級要件で、該当する科目が不合格の場合は進級できない。

注意 3) 「必修」は卒業要件で、該当する科目が5 年次までに不合格の場合は卒業できない。

なお、「備考」欄に記載していないが、3 年次までの開設科目は全て必修科目である。

(参考) 学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図

(平成30年度以前入学者用)

電気電子創造工学科

本科

小山高専の 教育目標	1年	2年	3年	4年	5年
①豊かな人間性 の涵養	美術	政治・経済	倫理・社会 歴史	哲学 歴史学	人間と科学Ⅰ(1選択) 人間と科学Ⅱ(1選択)
②豊かな感性と創造 力の育成	創造工学実験Ⅰ フロンティア技術入門	創造工学実験Ⅱ	創造工学実験Ⅲ プロジェクト・ワーク	電気電子創造実験 エレクトロニクス・デザイン	卒業研究 環境エネルギー工学実験(α) 制御システム工学実験(β) 情報デザイン工学実験(γ) 環境科学(仮) ライフサイエンス(仮)
③自然科学・数学 英語・専門基礎 科目の学力向上	基礎数学A 基礎数学B エンジニアリング数学Ⅰ 生物科学 物理 化学Ⅰ 英語Ⅰ 基礎電気電子工学	微分積分学 代数学・幾何学 エンジニアリング 数学Ⅱ 物理 化学Ⅱ 英語Ⅱ 電気電子計測 電気回路Ⅰ	解析学 線形代数学 エンジニアリング 数学Ⅲ 応用物理 英語Ⅲ	確率統計 応用数学 エンジニアリング 数学Ⅳ	
④高度な専門知識 と問題解決能力 の育成			電気回路Ⅱ 電子回路Ⅰ 電子回路Ⅱ 電子工学 電磁気学Ⅰ	回路設計論 過渡現象論 ディジタル回路 計測工学 電子デバイス工学 電磁気学Ⅱ 電磁気学Ⅲ 電気機器工学 パワーエレクトロニクス(α) 制御工学Ⅰ 制御工学Ⅱ(β) 計算機工学(γ)	電気電子製図 集積回路設計 電気電子材料 電子物性工学 電気法規 熱力学 電磁波工学 光波工学 システム工学 新エネルギー発電(α) 電力系統工学(α) 高電圧工学(α) 応用制御工学(β) ロボット工学(β) 信号処理(β) マルチメディア工学(γ) ネットワーク技術(γ)
⑤情報技術の向上	コンピュータ入門	プログラミングⅠ プログラミングⅡ 電子情報工学	アルゴリズム アセンブラ	通信工学	数値解析 情報理論(γ)
⑥コミュニケーション能力 と国際感覚の 育成	国語 英会話 英語表現演習Ⅰ イデ・ソフ・イグ・リッパ 保健・体育Ⅰ	国語 英語表現演習Ⅱ イデ・ソフ・イグ・リッパ 保健・体育Ⅰ	国語 英会話 英語演習A 電気電子基礎英語 保健・体育Ⅰ	文学 英語表現演習Ⅲ 英語Ⅳ 電気電子応用英語 保健・体育Ⅱ	英語演習B 第二外国語Ⅰ 第二外国語Ⅱ 電気電子実践英語 保健・体育Ⅱ

附則別表第3（平成28年度以前入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

電気電子創造工学科（2－1）

区分	授 業 科 目	学修単位 の 種 類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
コ ム ニ カ シ ョ ン 工 学 科	エンジニアリング数学Ⅰ	－	1	1					
	エンジニアリング数学Ⅱ	－	1		1				
	エンジニアリング数学Ⅲ	－	1			1			
	エンジニアリング数学Ⅳ	－	1				1		
	確 率 統 計	－	2				2		
	応 用 数 学	－	2				2		
	応 用 物 理 Ⅰ	－	1			1			
	応 用 物 理 Ⅱ	－	1			1			
	電 子 工 学	－	1			1			
	電 子 デ バ イ ス 工 学	－	1				1		
	電 子 物 性 工 学	講義A	2					2	選択
	熱 力 学	講義A	2					2	
	量 子 力 学	講義A	2					2	
	電 気 電 子 材 料	講義A	2					2	
	光 波 工 学	講義A	2					2	
	音 響 波 動 工 学	講義A	2					2	
	エンジニアリング・イントロダクション	－	1	1					
	エンジニアリング・スキル	－	1	1					
	エンジニアリング・エシックス	－	1		1				
	電 気 電 子 計 測	－	1		1				
	計 測 工 学	－	1				1		
	制 御 工 学 Ⅰ	－	1				1		
	電 気 機 器 工 学 Ⅰ	－	1				1		選択
	シ ス テ ム 工 学	講義A	2					2	
	グローバル・マネジメント	講義A	2					2	
	電 気 電 子 製 図	講義A	2					2	
	フロンティア技術入門	－	1	1					必修(1・2・3年)
	インテンシブ・イングリッシュ	－	5	1	1	1	1	1	
	電気電子基礎英語Ⅰ	－	1			1			
	電気電子基礎英語Ⅱ	－	1			1			
	電気電子応用英語	－	1				1		選択
	電気電子実践英語	講義A	2					2	
	技術科学フロンティア概論	講義A	2				(2)	2	
	基礎電気電子工学	－	1	1					
	電 気 回 路 Ⅰ	－	1		1				
	電 気 回 路 Ⅱ	－	1		1				
	電 気 回 路 Ⅲ	－	1			1			
	電 気 回 路 Ⅳ	－	1			1			
	過 渡 現 象 論	－	1				1		
	基礎電磁気	－	1		1				
	電 磁 気 学 Ⅰ	－	1			1			
	電 磁 気 学 Ⅱ	－	1			1			
	電 磁 気 学 Ⅲ	－	1				1		
	電 磁 気 学 Ⅳ	－	1				1		
	通 信 工 学	－	1				1		
	電 磁 波 工 学	講義A	2					2	
	電 子 情 報 工 学	－	1		1				
	電 子 回 路 Ⅰ	－	1			1			
	電 子 回 路 Ⅱ	－	1			1			
	デ ィ ジ タ ル 回 路	－	1				1		
	回 路 設 計 論	－	1				1		
	集 積 回 路 設 計	講義A	2					2	
	コ ン ピ ュ ー タ 入 門	－	1	1					

専門科目の学年別開設単位数

電気電子創造工学科（２－２）

区分	授 業 科 目	学修単位 の 種 類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備 考
				1年	2年	3年	4年	5年	
共通	プログラミングⅠ	－	1		1				
	プログラミングⅡ	－	1		1				
	プログラミングⅢ	－	1			1			
	プログラミングⅣ	－	1			1			
	組込コンピュータ技術	講義A	2					2	選択
	数 値 解 析	講義A	2					2	
	創造工学実験Ⅰ	－	2	2					必合格
	創造工学実験Ⅱ	－	2		2				
	創造工学実験Ⅲ	－	2			2			
	プロジェクト・ワーク	－	2			2			
	電気電子創造実験	実 験	2				2		
	エレクトロニクス・デザイン	実 験	2				2		
	コロキウム&ラボラトリワークⅠ	演 習	1					1	
	コロキウム&ラボラトリワークⅡ	演 習	1					1	
環境共生エネルギーコース	卒 業 研 究	－	10					10	
	電気機器工学Ⅱ	講義A	2				2		選択
	パワーエレクトロニクス	講義A	2				2		
	エ ネ ル ギ ー 工 学	講義A	2					2	
	電 力 系 統 工 学	講義A	2					2	
	高 電 圧 工 学	講義A	2					2	
	先 端 材 料 科 学	講義A	2					2	
	電 気 法 規	講義A	2					2	
	エネルギー変換デバイス	講義A	2					2	
	新エネルギー発電	講義A	2					2	必合格(コース選択者)
	環境エネルギー工学実験	実 験	2					2	
制御システムコース	制 御 工 学 Ⅱ	講義A	2				2		
	デジタル制御工学	講義A	2				2		
	応 用 制 御 工 学	講義A	2					2	選択
	信 号 処 理	講義A	2					2	
	ロ ボ ッ ト 工 学	講義A	2					2	
	サイバネティックス	講義A	2					2	
	メ カ ト ロ ニ ク ス	講義A	2					2	
	医 療 支 援 シ ス テ ム	講義A	2					2	
	エマージェントシステムズ	講義A	2					2	
	制御システム工学実験	実 験	2					2	必合格(コース選択者)
情報デザインコース	プログラミング設計	講義A	2				2		選択
	計 算 機 工 学	講義A	2				2		
	デジタルデザイン	講義A	2					2	
	マルチメディア工学	講義A	2					2	
	ネ ッ ト ワ ー ク 技 術	講義A	2					2	
	情 報 理 論	講義A	2					2	
	情報セキュリティ	講義A	2					2	
	ソフトウェア工学	講義A	2					2	
	スマートインフォメディア	講義A	2					2	必合格(コース選択者)
	情報デザイン工学実験	実 験	2					2	
専 門 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計			124	9	12	19	25	59	
一 般 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計			80	25	22	16	12	5	
取 得 可 能 単 位 数 合 計			204	34	34	35	37	64	

注意 1) 学修単位の種類について

講義A：1単位＝授業15時間＋自学自習30時間

講義B・演習：1単位＝授業30時間＋自学自習15時間

実験・実習：1単位＝授業45時間

なお、この欄が一印の科目は履修単位：1単位＝授業30単位時間

注意 2) 技術科学フロンティア概論は、4，5年生同時開講、単位認定は5年次。

注意 3) 「必合格」は、学年進級要件で、該当する科目が不合格の場合は進級できない。

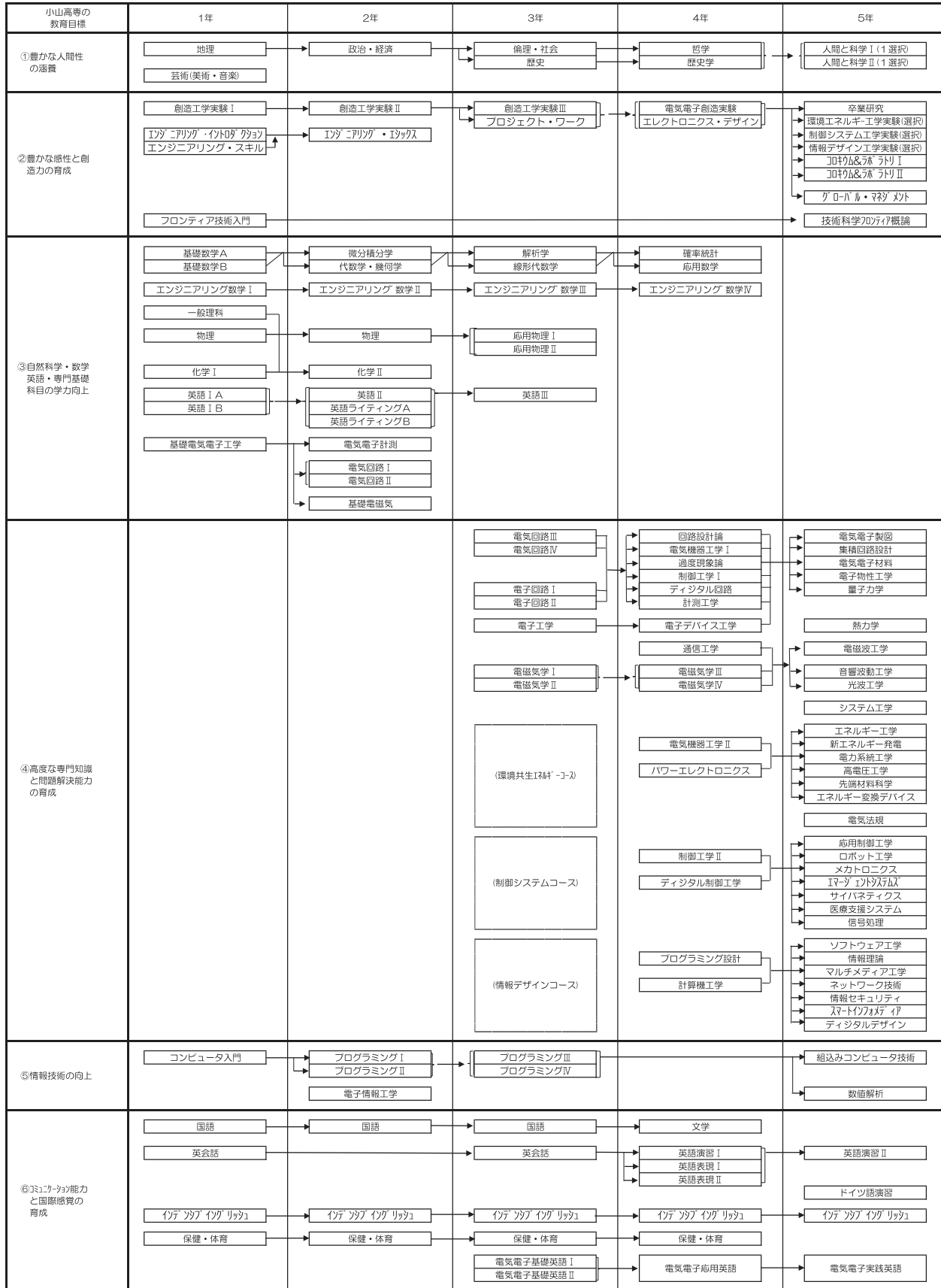
注意 4) 「必修」は卒業要件で、該当する科目が5年次までに不合格の場合は卒業できない。

なお、「備考」欄に記載していないが、3年次までの開設科目は全て必修科目である。

(参考) 学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図

(平成28年度以前入学者用)

電気電子創造工学科



附則別表第3（平成30年度入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

物質工学科（2－1）

区分	授 業 科 目	学修単位 の 種 類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
専門共通	確 率 統 計	－	2				2		
	応 用 数 学	－	1				1		
	応 用 物 理 I	－	2			2			
	応 用 物 理 II	講義B	2				2		
	フロンティア技術入門	－	1	1					
	環 境 科 学	講義A	2					2	必修
	ラ イ フ サ イ エ ン ス	講義A	2					2	
コ ー ス 共 通	物 質 工 学 入 門 I	－	2	2					
	物 質 工 学 入 門 II	－	2		2				
	無 機 化 学 I	－	2		2				
	無 機 化 学 II	－	1			1			
	有 機 化 学 I	－	1		1				
	有 機 化 学 II	－	2			2			
	有 機 化 学 III	講義A	2				2		
	高 分 子 化 学	講義A	2				2		
	有 機 工 業 化 学	講義A	2					2	
	環 境 有 機 化 学	講義A	2					2	
	生 物 化 学	－	2			2			
	生 物 工 学 I	講義A	2				2		
	生 物 資 源 工 学	講義A	2					2	
	分 子 生 物 学	講義A	2					2	
	化 学 工 学 I	－	2			2			
	化 学 工 学 II	講義A	2				2		
	プ ロ セ ス 工 学	講義A	2					2	
	物 理 化 学 I	－	2			2			
	物 理 化 学 II	講義A	2				2		
	物 理 化 学 III	講義A	2				2		
	機 器 分 析	講義A	2					2	
	環 境 化 学	講義A	2					2	
	化 学 英 語	講義B	1				1		
物質 コース （材料化学）	材 料 工 学	講義A	2				2		
	無 機 材 料	講義A	2					2	
	材 料 化 学 実 験	－	4				4		必合格
生物 コース （生物工学）	生 物 工 学 II	講義A	2				2		
	生 物 工 学 III	講義A	2					2	
	生 物 工 学 実 験	－	4				4		必合格

物質工学科 (2-2)

注意1) 学修単位の種類について

講義A	: 1単位=授業15時間+自学自習30時間
講義B・演習	: 1単位=授業30時間+自学自習15時間
実験・実習	: 1単位=授業45時間

なお、この欄が一印の科目は履修単位: 1単位=授業30単位時間

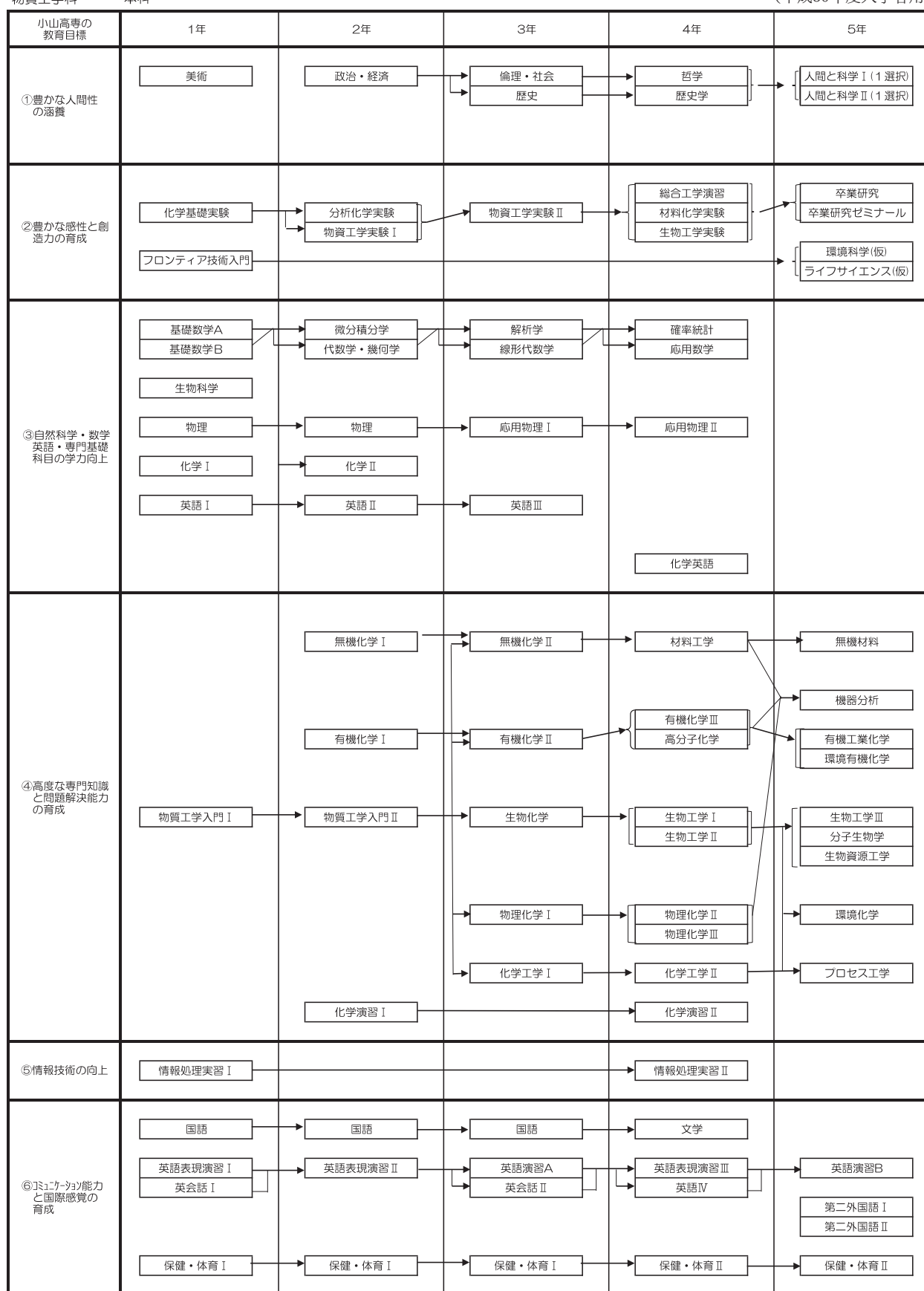
注意3)「必合格」は、学年進級要件で、該当する科目が不合格の場合は進級できない。
 注意4)「必修」は卒業要件で、該当する科目が5年次までに不合格の場合は卒業できない。
 なお、「備考」欄に記載していないが、3年次までの開設科目は全て必修科目である。

(参考) 学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図

物質工学科

本科

(平成30年度入学者用)



専門科目の学年別開設単位数

物質工学科（2－1）

区分	授 業 科 目	学修単位 の 種 類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
専門共通	確 率 統 計	－	2				2		
	応 用 数 学	－	1				1		
	応 用 物 理 I	－	2			2			
	応 用 物 理 II	講義B	2				2		
	フロンティア技術入門	－	1	1					
	環 境 科 学	講義A	2					2	必修
	ライフサイエンス	講義A	2					2	
コース 共通	物 質 工 学 入 門 I	－	2	2					
	物 質 工 学 入 門 II	－	2		2				
	無 機 化 学 I	－	2		2				
	無 機 化 学 II	－	1			1			
	有 機 化 学 I	－	1		1				
	有 機 化 学 II	－	2			2			
	有 機 化 学 III	講義A	2				2		
	高 分 子 化 学	講義A	2				2		
	有 機 工 業 化 学	講義A	2					2	
	環 境 有 機 化 学	講義A	2					2	
	生 物 化 学	－	2			2			
	生 物 工 学 I	講義A	2				2		
	生 物 資 源 工 学	講義A	2					2	
	分 子 生 物 学	講義A	2					2	
	化 学 工 学 I	－	2			2			
	化 学 工 学 II	講義A	2				2		
	プ ロ セ ス 工 学	講義A	2					2	
	物 理 化 学 I	－	2			2			
	物 理 化 学 II	講義A	2				2		
	物 理 化 学 III	講義A	2				2		
	機 器 分 析	講義A	2					2	
	環 境 化 学	講義A	2					2	
	化 学 英 語	講義B	1				1		
物質 コース （材料化学）	材 料 工 学	講義A	2				2		
	無 機 材 料	講義A	2					2	
	材 料 化 学 実 験	－	4				4		必合格
生物 コース （生物工学）	生 物 工 学 II	講義A	2				2		
	生 物 工 学 III	講義A	2					2	
	生 物 工 学 実 験	－	4				4		必合格

物質工学科 (2-2)

注意１）学修単位の種類について

講義Ａ：１単位＝授業１５時間＋自学自習３０時間
講義Ｂ・演習：１単位＝授業３０時間＋自学自習１５時間
実験・実習：１単位＝授業４５時間
なお、この欄が一印の科目は履修単位：１単位＝授業３０単位時間

注意3)「必合格」は、学年進級要件で、該当する科目が不合格の場合は進級できない。
 注意4)「必修」は卒業要件で、該当する科目が5年次までに不合格の場合は卒業できない。
 なお、「備考」欄に記載していないが、3年次までの開設科目は全て必修科目である。

(参考) 学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図

物質工学科

本科

(平成29年度入学者用)

小山高専の 教育目標	1年	2年	3年	4年	5年
①豊かな人間性 の涵養	美術	政治・経済	倫理・社会 歴史	哲学 歴史学	人間と科学Ⅰ(1選択) 人間と科学Ⅱ(1選択)
②豊かな感性と創造 力の育成	化学基礎実験 フロンティア技術入門	分析化学実験 物質工学実験Ⅰ	物質工学実験Ⅱ	総合工学演習 材料化学実験 生物工学実験	卒業研究 卒業研究ゼミナール 環境科学(仮) ライフサイエンス(仮)
③自然科学・数学 英語・専門基礎 科目の学力向上	基礎数学A 基礎数学B 生物科学 物理 化学Ⅰ 英語Ⅰ	微分積分学 代数学・幾何学 物理 化学Ⅱ 英語Ⅱ	解析学 線形代数学 応用物理Ⅰ 英語Ⅲ	確率統計 応用数学 応用物理Ⅱ 化学英語	
④高度な専門知識 と問題解決能力 の育成	物質工学入門Ⅰ	物質工学入門Ⅱ	無機化学Ⅰ 有機化学Ⅰ 生物化学 物理化学Ⅰ 化学工学Ⅰ 化学演習Ⅰ	無機化学Ⅱ 有機化学Ⅱ 生物工学Ⅰ 生物工学Ⅱ 物理化学Ⅱ 物理化学Ⅲ 化学工学Ⅱ 化学演習Ⅱ	材料工学 有機化学Ⅲ 高分子化学 生物工学Ⅲ 分子生物学 生物資源工学 環境化学 プロセス工学 無機材料 機器分析 有機工業化学 環境有機化学
⑤情報技術の向上	情報処理実習Ⅰ			情報処理実習Ⅱ	
⑥コミュニケーション能力 と国際感覚の 育成	国語 英語表現演習Ⅰ 英会話Ⅰ 保健・体育Ⅰ	国語 英語表現演習Ⅱ 保健・体育Ⅰ	国語 英語演習A 英会話Ⅱ 保健・体育Ⅰ	文学 英語表現演習Ⅲ 英語Ⅳ 保健・体育Ⅱ	英語演習B 第二外国語Ⅰ 第二外国語Ⅱ 保健・体育Ⅱ

附則別表第3（平成28年度以前入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

物質工学科（2－1）

授 業 科 目	学修単位 の 種 類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
確 率 統 計	－	2				2		
応 用 数 学	－	1				1		
応 用 物 理 I	－	2			2			
応 用 物 理 II	講義B	2				2		
フ ロ ン テ ィ ア 技 術 入 門	－	1	1					
物 質 工 学 入 門 I	－	2	2					
物 質 工 学 入 門 II	－	2		2				
基 礎 化 学	－	2		2				
分 析 化 学	－	2		2				
有 機 化 学 I	－	1		1				
有 機 化 学 II	－	2			2			
有 機 化 学 III	講義B	1				1		
無 機 化 学	－	1			1			
工 学 概 論	－	1			1			
生 物 化 学	－	2			2			
化 学 工 学 I	－	2			2			
物 理 化 学 I	－	2			2			
物 理 化 学 II	講義A	2				2		
物 理 化 学 III	講義A	2				2		
高 分 子 化 学	講義A	2				2		
情 報 処 理 実 習 II	講義B	1				1		
機 器 分 析 I	講義B	1				1		選択
機 器 分 析 II	講義A	2					2	
金 属 化 学	講義A	2					2	
工 業 化 学	講義B	2					2	選択
環 境 化 学 I	講義A	2				2		
環 境 化 学 II	講義A	2					2	
化 学 英 語	講義B	1					1	選択
技術科学フロンティア概論	講義A	2				(2)	2	
化 学 演 習 I	－	2		2				
化 学 演 習 II	－	1			1			
情 報 処 理 実 習 I	－	2	2					
化 学 基 礎 実 験	－	3	3					
分 析 化 学 実 験	－	2		2				
物 質 工 学 実 験	－	4			4			必合格
総 合 工 学 実 験	－	2				2		
卒 業 研 究	－	11					11	

専門科目の学年別開設単位数

物質工学科（２－２）

区分	授 業 科 目	学修単位 の 種 類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
物質 (材料化学) コース	材 料 工 学	講義 A	2				2		
	化 学 工 学 II	講義 A	2				2		
	高 分 子 材 料	講義 A	2					2	選択
	固 体 化 学	講義 A	2					2	
	無 機 材 料	講義 A	2					2	
	材 料 化 学 実 験 I	—	4				4		必合格
	材 料 化 学 実 験 II	実 験	2					2	
生物 (生物工学) コース	微 生 物 工 学	講義 A	2				2		
	酵 素 工 学	講義 A	2				2		
	生 物 有 機 化 学	講義 A	2					2	選択
	遺 伝 子 工 学	講義 A	2					2	
	細 胞 工 学	講義 A	2					2	
	生 物 工 学 実 験 I	—	4				4		必合格
	生 物 工 学 実 験 II	実 験	2					2	
	反 応 工 学	講義 A	2					2	選択
	生 物 資 源 工 学	講義 A	2					2	
	プ ロ セ ス 工 学	講義 A	2					2	
	食 品 化 学	講義 A	2					2	
専 門 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計			100	8	11	17	26	38	
一 般 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計			80	25	22	16	12	5	
取 得 可 能 単 位 数 合 計			180	33	33	33	38	43	

注意 1) 学修単位の種類について
 講義 A : 1 単位 = 授業 15 時間 + 自学自習 30 時間
 講義 B・演習 : 1 単位 = 授業 30 時間 + 自学自習 15 時間
 実験・実習 : 1 単位 = 授業 45 時間
 なお、この欄が－印の科目は履修単位 : 1 単位 = 授業 30 単位時間

注意 2) 並列授業
 前期 : 材料工学—微生物工学 (4 年)
 無機材料—遺伝子工学 (5 年)
 固体化学—生物有機化学 (5 年)
 材料化学実験 I—生物工学実験 I (4 年)
 材料化学実験 II—生物工学実験 II (5 年)

後期 : 化学工学 II—酵素工学 (4 年)
 高分子材料—細胞工学 (5 年)
 材料化学実験 I—生物工学実験 I (4 年)

注意 3) 技術科学フロンティア概論は、4、5 年生同時開講、単位認定は 5 年次。

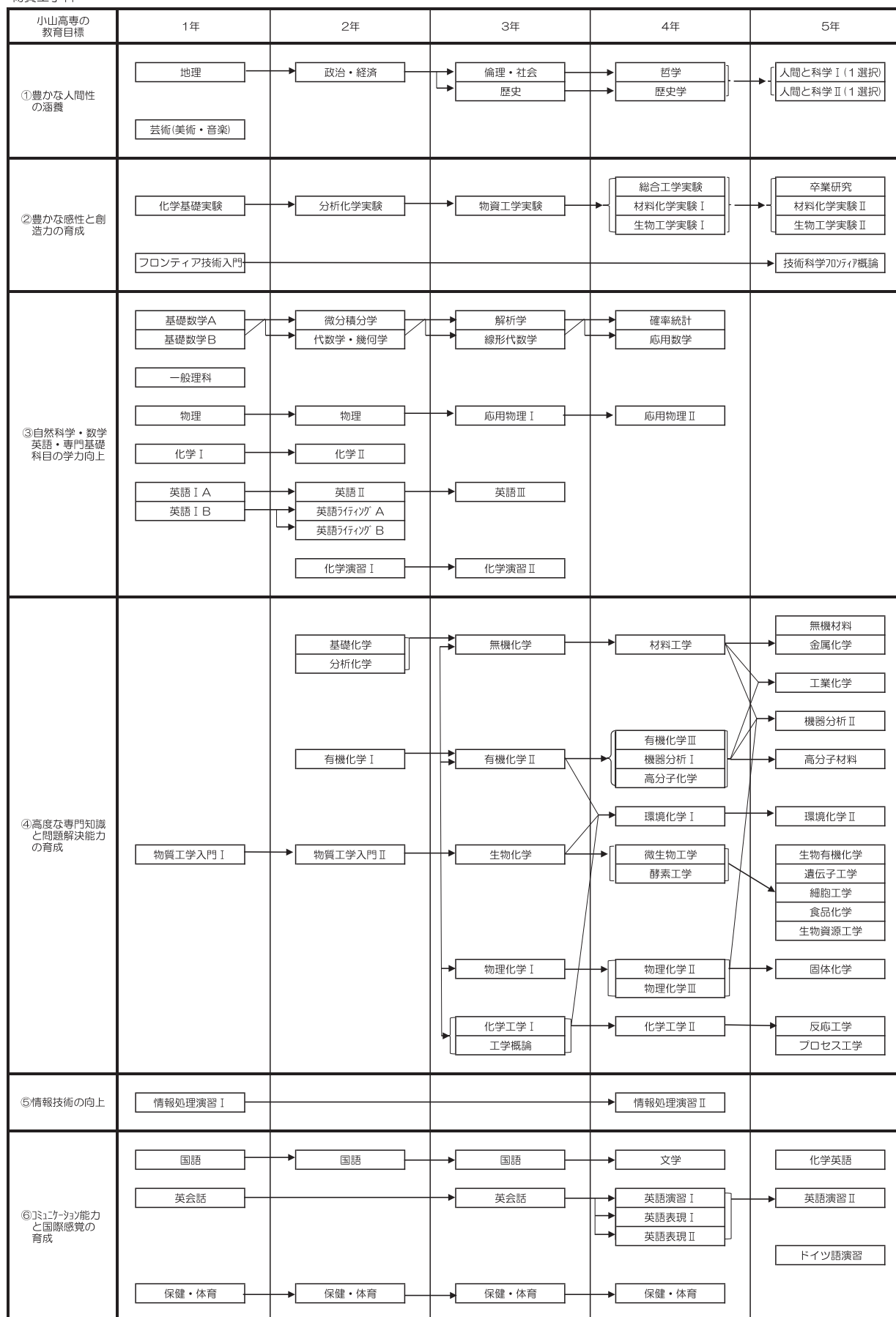
注意 4) 「必合格」は、学年進級要件で、該当する科目が不合格の場合は進級できない。

注意 5) 「必修」は卒業要件で、該当する科目が 5 年次までに不合格の場合は卒業できない。
 なお、「備考」欄に記載していないが、3 年次までの開設科目は全て必修科目である。

(参考) 学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図

(平成28年度以前入学者用)

物質工学科



附則別表第3（平成30年度以前入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

建築学科

区分	授 業 科 目	学修単位 の 種 類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
専門共通	応 用 数 学	－	2				2		必修
	応 用 物 理 I	－	2			2			
	応 用 物 理 II	－	1				1		
	フロンティア技術入門	－	1	1					
	環 境 科 学	講義A	2					2	
	ライフサイエンス	講義A	2					2	必合格
	建 築 概 論	－	2	2					
	建 築 構 造 シ ス テ ム	－	1		1				
	建 築 構 造 力 学 I	－	2		2				
	建 築 構 造 力 学 II	－	2			2			
	建 築 構 造 力 学 III	講義A	2				2		
	建 築 構 造 力 学 演 習	－	1				1		
	建 築 材 料	－	2			2			
	鉄筋コンクリート構造	－	2				2		
	鋼 構 造	－	2				2		
	木 構 造	講義A	2					2	
	建 築 構 造 計 画	講義A	2					2	
	インテリアデザイン	－	1		1				
	建 築 計 画 I A	－	1		1				
	建 築 計 画 I B	－	1			1			
	建 築 計 画 II	講義A	2				2		
	建 築 計 画 III	講義A	2					2	
	福祉住環境	－	1			1			
	建 築 史 I	講義A	2				2		
	建 築 史 II	講義A	2					2	
	創 造 演 習 I A	－	2	2					
	創 造 演 習 I B	－	3	3					
	創 造 演 習 II A	－	2		2				
	創 造 演 習 II B	－	3		3				
	創 造 演 習 III A	－	2			2			
	創 造 演 習 III B	－	2			2			
	創 造 演 習 IV A	演習	2				2		
	創 造 演 習 IV B	演習	2				2		
	建 築 設 計 I A	－	2			2			
	建 築 設 計 I B	－	2			2			
	建 築 設 計 II A	演習	2				2		
	建 築 設 計 II B	演習	2				2		
	建 築 意 匠 計 画	講義A	2					2	並列開講
	構 造 意 匠 計 画	講義A							
	建 築 環 境 工 学 I	－	2				2		
	建 築 環 境 工 学 II	講義A	2					2	
	建 築 設 備	講義A	2					2	
	建 築 施 工	－	2					2	
	建 築 法 規	講義A	2					2	
	建 築 耐 震 構 造	－	1					1	
	建 築 応 用 力 学	講義A	2					2	
	建 築 ゼ ミ ナ ー ル	－	2					2	
	卒 業 研 究	－	10					10	
専 門 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計			95	8	10	16	24	37	
一 般 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計			78	23	22	17	10	6	
取 得 可 能 単 位 数 合 計			173	31	32	33	34	43	

注意1) 学修単位の種類について

講義A：1単位＝授業15時間＋自学自習30時間

講義B・演習：1単位＝授業30時間＋自学自習15時間

実験・実習：1単位＝授業45時間

なお、この欄が－印の科目は履修単位：1単位＝授業30単位時間

注意2) 「必合格」は、学年進級要件で、該当する科目が不合格の場合は進級できない。

注意3) 「必修」は卒業要件で、該当する科目が5年次までに不合格の場合は卒業できない。

なお、「備考」欄に記載していないが、3年次までの開設科目は全て必修科目である。

(参考) 学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図

建築学科

本科

(平成30年度以前入学者用)

小山高専の 教育目標	1年	2年	3年	4年	5年
①豊かな人間性 の涵養	美術	政治・経済	倫理・社会 歴史	哲学 歴史学	人間と科学Ⅰ(1選択) 人間と科学Ⅱ(1選択)
②豊かな感性と創 造力の育成	創造演習ⅠA 創造演習ⅠB フロンティア技術入門	創造演習ⅡA 創造演習ⅡB インテリアデザイン	建築設計ⅠA 建築設計ⅠB 建築材料	建築設計ⅡA 建築設計ⅡB 創造演習ⅣB	建築意匠 卒業研究 環境科学(仮) ライフサイエンス(仮)
③自然科学・数学 英語・専門基礎 科目の学力向上	基礎数学A 基礎数学B 生物科学 物理 化学Ⅰ 英語Ⅰ 建築概論	微分積分学 代数学・幾何学 物理 化学Ⅱ 英語Ⅱ 建築構造システム 建築計画ⅠA 建築構造力学Ⅰ	解析学 線形代数学 応用物理Ⅰ 英語Ⅲ 建築計画ⅠB 建築構造力学Ⅱ	応用数学 応用物理Ⅱ 建築計画Ⅱ 建築構造力学Ⅲ 建築構造力学演習	
④高度な専門知識 と問題解決能力 の育成			福祉住環境	鉄筋コンクリート構造 鋼構造 建築環境工学Ⅰ 創造演習ⅣA 建築史Ⅰ	建築構造計画 建築耐震構造 木構造 構造設計 建築応用力学 建築環境工学Ⅱ 建築設備 建築史Ⅱ 建築施工 建築法規 建築ゼミナール
⑤情報技術の向上			創造演習ⅢA 創造演習ⅢB		
⑥コミュニケーション能力 と国際感覚の 育成	国語 英語表現演習Ⅰ 英会話Ⅰ 保健・体育Ⅰ	国語 英語表現演習Ⅱ 保健・体育Ⅰ	国語 英語演習A 英会話Ⅱ 保健・体育Ⅰ	文学 英語表現演習Ⅲ 英語Ⅳ 保健・体育Ⅱ	英語演習B 第一外国語Ⅰ 第二外国語Ⅱ 保健・体育Ⅱ

附則別表第3（平成28年度以前入学者用）

専門科目の学年別開設単位数

建築学科

授 業 科 目	学 修 単 位 の 種 類	単位数	学 年 別 配 当 単 位 数					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
応 用 数 学	—	2				2		
応 用 物 理 I	—	2			2			
応 用 物 理 II	—	1				1		
フ ロ ン テ ィ ア 技 術 入 門	—	1	1					
技術科学フロンティア概論	講義A	2				(2)	2	選択
建 築 概 論	—	2	2					
建 築 構 造 シ ス テ ム	—	1		1				
建 築 構 造 力 学 I	—	2		2				
建 築 構 造 力 学 II	—	2			2			必合格
建 築 構 造 力 学 III	講義A	2				2		
建 築 構 造 力 学 演 習	—	1		1				
建 築 材 料	—	2			2			
鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 構 造	—	2				2		
鋼 構 造	—	2				2		
木 構 造	講義A	2					2	
建 築 構 造 計 画	講義A	2					2	
イ ン テ リ ア デ ザ イ ン	—	1		1				
建 築 計 画 I A	—	1		1				
建 築 計 画 I B	—	1			1			
建 築 計 画 II	講義A	2				2		
建 築 計 画 III	講義A	2					2	
福 祉 住 環 境	—	1			1			
現 代 建 築 論	講義A	2					2	
建 築 史	講義A	2				2		
創 造 演 習 I	—	5	5					
創 造 演 習 II	—	5		5				
創 造 演 習 III A	—	2			2			
創 造 演 習 III B	—	2			2			
創 造 演 習 IV A	演 習	2				2		
創 造 演 習 IV B	演 習	2				2		
建 築 設 計 I A	—	2			2			
建 築 設 計 I B	—	2			2			必合格
建 築 設 計 II A	演 習	2				2		
建 築 設 計 II B	演 習	2				2		
建 築 意 匠	講義A	2					2	並列 開講
構 造 設 計	講義A							
建 築 環 境 工 学 I	—	2				2		
建 築 環 境 工 学 II	講義A	2					2	
建 築 環 境 設 備	講義A	2					2	
建 築 施 工	—	2					2	
建 築 法 規	講義A	2					2	
建 築 耐 震 構 造	—	1					1	
建 築 応 用 力 学	講義A	2					2	
建 築 ゼ ミ ナ ー ル	—	2					2	
卒 業 研 究	—	13					13	
専 門 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計		96	8	11	16	23	38	
一 般 科 目 取 得 可 能 単 位 数 計		80	25	22	16	12	5	
取 得 可 能 単 位 数 合 計		176	33	33	32	35	43	

注意1) 学修単位の種類について

講義A：1単位＝授業15時間＋自学自習30時間

講義B・演習：1単位＝授業30時間＋自学自習15時間

実験・実習：1単位＝授業45時間

なお、この欄が－印の科目は履修単位：1単位＝授業30単位時間

注意2) 技術科学フロンティア概論は、4、5年生同時開講、単位認定は5年次。

注意3) 「必合格」は、学年進級要件で、該当する科目が不合格の場合は進級できない。

注意4) 「必修」は卒業要件で、該当する科目が5年次までに不合格の場合は卒業できない。

なお、「備考」欄に記載していないが、3年次までの開設科目は全て必修科目である。

(参考) 学習・教育目標に対応する授業科目の流れ図

建築学科

(平成28年度以前入学者用)

小山高専の 教育目標	1年	2年	3年	4年	5年
①豊かな人間性 の涵養	地理 芸術(美術)	政治・経済	倫理・社会 歴史	哲学 歴史学	人間と科学Ⅰ(1選択) 人間と科学Ⅱ(1選択)
②豊かな感性と創造 力の育成	創造演習Ⅰ フロンティア技術入門	創造演習Ⅱ インテリアデザイン	建築設計ⅠA 建築設計ⅠB 建築材料	建築設計ⅡA 建築設計ⅡB 創造演習ⅣB	建築意匠 卒業研究 技術科学707/17概論
③自然科学・数学 英語・専門基礎 科目の学力向上	基礎数学A 基礎数学B 一般理科 物理 化学Ⅰ 英語ⅠA 英語ⅠB 建築概論	微分積分学 代数学・幾何学 物理 化学Ⅱ 英語Ⅱ 英語ライティングA 英語ライティングB 建築構造システム 建築計画ⅠA 建築構造力学Ⅰ 建築構造力学演習	解析学 線形代数学 応用物理Ⅰ 英語Ⅲ 建築計画ⅠB 建築構造力学Ⅱ	応用数学 応用物理Ⅱ 建築計画Ⅱ 建築構造力学Ⅲ 鉄筋コンクリート構造 鋼構造	建築計画Ⅲ 木構造
④高度な専門知識 と問題解決能力 の育成			福祉住環境	建築環境工学Ⅰ 創造演習ⅣA 建築史	建築構造計画 建築耐震構造 構造設計 建築応用力学 建築環境工学Ⅱ 建築設備 現代建築論 建築施工 建築法規 建築ゼミナール
⑤情報技術の向上			創造演習ⅢA 創造演習ⅢB		
⑥コミュニケーション能力 と国際感覚の 育成	国語 英会話 保健・体育	国語 保健・体育	国語 英会話 保健・体育	文学 英語演習Ⅰ 英語表現Ⅰ 英語表現Ⅱ 保健・体育	英語演習Ⅱ ドイツ語演習

(2) 学生準則

第 1 章 総 則

第 1 条 この準則は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年 4 月 1 日制定）第35条の規定に基づき、学生として守らなければならない事項を規定したものである。

第 2 条 学生は、学則、学生準則その他の規則を守り、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第 2 章 誓約書及び保護者等

第 3 条 「保護者等」とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していく上で、本校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者のことをいう。

第 4 条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条、第 6 条の 4 及び第 7 条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては 3 親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

第 5 条 学生は、入学時に、本校で定めた誓約書により保護者等の連署を得て、校長に提出するものとする。

2 学生は、誓約書に連署した保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、本校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに校長に提出するものとする。

第 6 条 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう学生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には、本校と連携して、学生の保護に努めなければならない。

第 3 章 学 生 証

第 7 条 学生は、学生証の交付を受けて、常にこれを携帯し、本校教職員の請求があった場合は、いつでもこれを提示するものとする。

第 8 条 学生証は、その有効期間が終了したとき、又は退学するときは、直ちに校長に返付するものとする。

第 9 条 学生証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに学生証再交付願を校長あて提出して、再交付を受けるものとする。

第 4 章 休学、退学、欠席等

第 10 条 病気その他の理由により、継続して 3 か月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添え、保護者等が連署した休学願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

第 11 条 休学した者が、その理由の消滅により復学しようとするときは、保護者等が連署した復学願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

第 12 条 退学しようとするときは、保護者等が連署した退学願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

第 13 条 欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前に欠席（欠課、遅刻、早退）届を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由により事前に提出できなかったときは、その理由を明記して、事後直ちに提出するものとする。

2 病気のため引き続いて 1 週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

第 14 条 父母又は近親者の喪に服するために欠席するときは、忌引願を校長あて提出して、その許可を受け

るものとする。

2 忌引の期間は、父母7日、祖父母、兄弟姉妹3日、伯叔父母、曾祖父母1日とする。

第15条 改姓その他一身上の異動があったときは、速やかに保護者等が連署した身上異動届を校長あて提出するものとする。

第16条 学生宿所届を校長あて提出するものとする。

2 住居を変更したときは、速やかに住所変更届を校長あて提出するものとする。

第5章 服 装 等

第17条 学生は、本校学生としての品位を損なわぬ服装・マナーに心掛けるとともに、本校学生としての誇りを持って常に行動するものとする。

2 学生は、入学式、卒業式その他の式典等に当たっては、特にその場にふさわしい服装・マナーに心掛けるものとする。

第6章 健 康 診 断

第18条 学生は、毎年行われる定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けるものとする。

第19条 校長は、健康診断の結果、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第7章 学 生 会

第20条 本校に、本校学生全員をもって構成する学生会を置く。

2 学生は、入学と同時に学生会の会員となる。

第21条 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に役立つことを目的とする。

第22条 前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めるものとする。

一 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。

二 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。

三 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。

四 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。

五 学校生活において自主的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

第23条 学生会活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

一 学校の教育方針に従って、学校の教育達成に寄与すること。

二 本校の目的にのっとり、その目的を逸脱し、学校の秩序を乱すような活動は行わないこと。

三 学生は、その運営について常に深い関心をはらい、活動に積極的に参加すること。

四 会員の総意に基づいて運営され、また、いかなる場合において、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。

五 学外活動を行うに当たっては、学校の指導と承認を受け、第21条に規定する目的と範囲内で行動すること。

六 目的の達成上必要があり、かつ、活動の自主性が妨げられないと校長が認めた場合に限り、学外団体に加盟することができる。

第24条 学生会は、規約を制定して校長の承認を受けるものとする。規約の改正についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の事項を記載するものとする。

一 名 称

二 目 的

三 構 成

四 組 織

五 役員の種類、任務及びその任期

六 総会及びその他の機関の機能と権限

七 部の種類とそれらの機能

八 会計に関すること

九 学校の指導に関すること

十 会議の招集に関すること

十一 部活動の連絡調整に関すること

十二 選挙に関すること

十三 事業計画及び予算、決算に関すること

十四 規約の改正に関すること

第 25 条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について校長の承認を受け、また、事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする。

第 26 条 学生会の指導については、校長の命を受けて学生主事が総括する。

2 数名の顧問教員を置く。

3 各部にそれぞれ指導教員を置く。

4 顧問教員及び指導教員は、校長が命じ、学生主事の総括のもとに部活動の指導にあたる。

第 27 条 学生会が、第23条第6号の規定により学外団体に加盟しようとするときは、当該団体の規約を添え学外団体加盟願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

2 部の単位をもって学外団体に加盟しようとする場合は、前項の規定を準用する。

第 28 条 前条の学外団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長はその許可を取り消すものとする。

第 8 章 学 生 団 体

第 29 条 学生が、学生会以外の団体を結成しようとするときは、当該団体の規約及び会員の名簿を添え、学生団体結成願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

2 前項の許可を与える場合、校長は、当該団体の指導教員を命ずるものとする。

3 団体の規約を改正する場合も、第1項の規定を準用する。

第 30 条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その許可を取り消し、解散を命ずることがある。

第 31 条 第29条に規定する団体が、学外団体に参加しようとするときは、その学外団体の規約及び役員名簿を添え、学外団体参加願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

第 32 条 前条の学外団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長はその許可を取り消すものとする。

第 9 章 集 会 等

第 33 条 校内又は校外において、学生が本校名を使用して集会、催物その他の行事を行おうとするとき、又は本校学生であることを明らかにして校外団体の活動に参加しようとするときは、1週間前までに集会（催物・行事）許可願又は校内（校外）活動許可願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

2 前項の場合、その実施については、学生主事の指示に従うものとする。

第 34 条 前条の場合、本校学生の本分に反する行為が認められるときは、校長は、その中止を命ずることがある。

第 10 章 印刷物の発行・配布等

第 35 条 校内又は校外において、学生が本校名を使用して雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を発行して配布しようとするときは、あらかじめ、当該印刷物 2 部を貼付して印刷物（発行・掲示）許可願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

第 11 章 掲 示

第 36 条 校外において、学生が本校名を使用してビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、あらかじめ、当該掲示物の写しを添えて印刷物（発行・掲示）許可願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。

第 37 条 校内において、学生が本校名又は団体名等を使用してビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物を学生主事あて提出して、その許可を受けるものとする。

2 掲示は、本校所定の場所に行うものとする。

3 前項の規定に違反した場合は、撤去することがある。

4 掲示期間は、原則として 1 週間以内とする。

第 38 条 前 2 条に規定する掲示物は、掲示期間が経過したときには、直ちに撤去するものとする。

第 39 条 次の各号に該当するものは、校内及び校外の何れにおいても掲示を許可しない。

- 一 学校の政治的中立性又は宗教的中立性を侵害する恐れのあるもの
- 二 特定の個人又は団体等を非難し、あるいはこれに利益を与えるもの
- 三 品格が下劣で学生としての名誉を著しく侵害する恐れのあるもの
- 四 その他、現実に本校の秩序を著しく乱す恐れのあるものなど校長が掲示するのが適当でないと判断したもの

第 12 章 施設等の使用

第 40 条 学生会・学生団体及び学生が、本校の施設、設備を使用しようとするときは、施設・設備使用願を校長あて提出して、その許可を受けるものとする。ただし、日常その使用を認められている施設、設備については、この限りでない。

附 則

この準則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（抄）

この準則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 16 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

3. 諸 規 程

(1) 小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。）第14条第2項の規定に基づき、小山工業高等専門学校における成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定について定めることを目的とする。

第2章 試 験

(定期試験及び中間試験)

第2条 定期試験は、各学期の学期末に期日を定め、一斉に行うことを原則とする。

2 定期試験は、講義・演習科目は原則として実施するものとし、平素の成績で評価できる科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

3 必要のある科目については、各学期の中間に中間試験を行うことがある。

(追 試 験)

第3条 病気その他やむを得ない事由により定期試験及び中間試験の全部又は一部を受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、直ちに別記様式の追試験願を学級担任及び科目担当教員を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 学則第24条による出席停止、忌引、災害、交通機関の不通又は校長が特に認めた事由による追試験の成績は、最高点を100点とする。

4 前号に掲げたものを除く事由による追試験の成績は、最高点を80点とする。

(再 試 験)

第4条 学年成績で40点以上60点未満の科目がある者に対しては、原則として再試験を行う。

ただし、第6条に該当する者及び4分の1を超えて欠課した科目の再試験は認めない。

2 再試験の点数が60点以上の場合には、当該科目の学年成績の評価を60点とする。

(受験しなかった者の措置)

第5条 正当の理由がなく試験を受けなかった者又は懲戒処分のため試験を受けなかった者の当該科目の試験の成績は、0点とする。

(不正行為の措置)

第6条 試験中に不正行為を行った者については、その時間以降の受験を停止させ、当該試験期間中の全科目の成績を0点とする。また、それ以降に実施する当該年度の全ての再試験科目について、その受験資格を失う。

2 校長は学則第37条の規定により、前項の者を懲戒することができる。

第3章 学業成績の評価及び単位修得の認定

(学業成績の評価)

第7条 学業成績は、科目ごとに試験の成績及び平素の成績（小テスト、レポート、課題、作品等）を総合した学年成績によって評価する。

2 学年成績は、学期ごとの成績を基に総合的に評価する。

3 学年成績は、100点法により評価し、次の区分により評語で表わす。

評 語	評 価 (100点法)
S	90点以上
A	80点以上 90点未満
B	70点以上 80点未満
C	60点以上 70点未満
D	60点未満

4 卒業研究その他100点法で評価できない科目は、可否により評価する。

5 評価方法については、シラバスに明記する。

(履修及び単位修得の認定)

第 8 条 出席時数が年間授業時数の 3 分の 2 以上の科目について、当該科目を履修したものと認定する。

2 前項の規定により履修を認定され、学年成績の評価が60点以上の科目及び「合」と評価された科目については、単位を修得したものと認定する。ただし、原学年にとどめられた場合は、この限りでない。

(特別活動の判定)

第 9 条 特別活動は、出席状況、活動状況等により、可否を判定する。

第 4 章 課程修了及び卒業の認定等

(学年課程修了の認定)

第 10 条 学年課程修了の認定は、単位修得状況、履修状況及び特別活動の出席状況等を総合的に審査し、小山工業高等専門学校判定会議（以下「判定会議」という。）の議を経て、校長が行う。

2 第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、課程修了を認める。

- 一 必合格科目をすべて修得していること。
- 二 別に定める科目を除き、当該学年の不合格単位が 5 単位を超えないこと。
- 三 前学年の必修科目をすべて修得していること（ただし、第 1 学年を除く。）。
- 四 年間授業時数の 3 分の 1 を超えて欠課した科目がないこと。
- 五 年間授業時数の 4 分の 1 を超えて欠課した科目が 4 科目を超えないこと。
- 六 特別活動の判定が合格であること。

3 第 4 学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、課程修了を認める。

- 一 必合格科目をすべて修得していること。
- 二 別に定める科目を除き、当該学年の不合格単位が 5 単位を超えないこと。
- 三 前学年の必修科目をすべて修得していること。
- 四 必修科目及び必修履修科目に年間授業時数の 3 分の 1 を超えて欠課した科目がないこと。

4 第 5 学年においては、次の各号のすべてを満たす者に対して、課程修了を認める。

- 一 必合格科目及び必修科目をすべて修得していること。
- 二 当該学年までの累積認定単位数が167単位以上（うち一般科目について75単位以上、専門科目について82単位以上）であること。
- 三 卒業研究の評価が合格であること。
- 四 必修履修科目に年間授業時数の 3 分の 1 を超えて欠課した科目がないこと。

5 前 3 項の要件を満たさない者で、特別な理由があると判定会議で認められた者については、判定会議で審議の上、校長が学年課程の修了を認定することができる。

6 編入学した者には、その属する学年の規定を適用する。

(原 級 留 置)

第 11 条 課程修了が認定されない者は、原級留置として原学年にとどめる。

2 原学年にとどめられた者は、学則第15条の規定により、再履修免除科目を除いた原学年に係る全科目を再履修する。

3 再履修免除科目については、別に定める。

4 休学の場合を除き、引き続き2回原学年にとどまることはできない。

(再 評 価)

第 12 条 不合格科目を有し学年課程修了を認められた者に対して、当該年度の翌年に、不合格科目の再評価を行う。ただし、年間授業時数の3分の1を超えて欠課した科目の再評価は認めない。

2 前項の再評価の成績は、60点を上限とする。

3 前項で合格した当該科目の認定については、第8条の規定を準用する。

(卒業の認定)

第 13 条 卒業の認定は、第5学年の課程修了が認定された者について、判定会議の議を経て、校長が行う。

附 則 (平成31年2月6日制定)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規程(昭和52年4月1日制定)は廃止する。

3 平成28年度以前に電気電子創造工学科に入学した者の第5学年の課程修了に必要な累積認定単位数は、この規則第10条第4項第2号の規定にかかわらず、170単位以上(うち一般科目について75単位以上、専門科目について85単位以上)とする。ただし、学年課程の修了が認められず原学年にとどまることになった者で、この規則の施行日に電気電子創造工学科第1学年に在籍する者については、この規則を適用する。

附 則 (令和3年12月8日一部改正)

この規則は、令和4年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に入学した者に適用する。

附 則 (令和4年12月7日一部改正)

この規則は、令和5年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に入学した者に適用する。

附 則 (令和5年2月15日一部改正)

1 この規則は、令和5年2月15日から施行し、平成31年4月1日以降に入学した者に適用する。

2 附則(令和4年12月7日一部改正)中「令和5年4月1日から施行」とあるのは「令和5年2月15日から施行」とする。

3 改正後の第8条第1項及び第2項並びに第10条第3項第4号及び同条第4項の規定は、令和5年4月1日から適用し、令和5年3月31日以前については、令和4年12月7日一部改正前の旧小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則の第8条並びに第10条第3項第4号及び同条第4項の規定の例による。

学年課程修了要件に関わる不合格単位数に算入しない科目について

令和5年2月15日

校長 裁定

小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則第10条中の「別に定める科目」とは以下の科目をいう。

学則別表	別表名称	授業科目
第2（平成31年度以降入学者用）	一般科目の学年別開設単位数 （各学科共通）	語学研修
第3（平成31年度以降入学者用）	専門科目の学年別開設単位数 工学共通専門科目	インターンシップA
第3（平成31年度以降入学者用）	専門科目の学年別開設単位数 工学共通専門科目	インターンシップB
第3（平成31年度以降入学者用）	専門科目の学年別開設単位数 工学共通専門科目	海外研修A
第3（平成31年度以降入学者用）	専門科目の学年別開設単位数 工学共通専門科目	海外研修B

附 則

- 1 この裁定は、令和5年2月15日から施行する。
- 2 語学研修、インターンシップA、インターンシップB、海外研修A、海外研修Bの取扱いについて（校長裁定）は廃止する。

「小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則」第10条の取扱いについて

令和2年3月11日
校 長 裁 定

(趣旨)

第1 平成30年度以前入学生に対する学年課程修了の認定（以下「判定基準」という。）については、「小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則（平成31年4月1日制定 以下、「規則」という。）」第10条の規定にかかわらず本取扱いに定めるところによる。

(判定基準)

第2 平成30年度以前入学生に対する判定基準については、規則附則第2項の効力を停止し、旧規程である「学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規程（昭和52年4月1日制定）第11条」を適用する。

(雑則)

第3 この取扱いにより難しい事項が生じた場合は、校長が別に定める。

附 則

この取扱いは、令和2年3月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(2) 学業に関する取扱要項

第1条 学生の成績は、定期試験ごとに保護者等に対して通知する。

第2条 定期試験及び中間試験の期日、時間割等は、教務係が1週間前までに学生に対して告示する。

第3条 不合格単位を有し進級した者に対して、前学年における不合格科目について補講等による指導も含め再評価を行う。

第4条 再試験は学年末までに行う。

第5条 原学年に留められた者に対しては、特定の科目の再履修を免除することがある。

第6条 第4学年に留められた者は、担当教員の許可を得て、第5学年の授業科目を履修することができる。

その履修科目の単位は第5学年における修得単位として扱う。

第7条 遅刻及び早退は、3回をもって欠課1時間とみなす。

第8条 第1学年から第3学年で公式競技大会、公式行事、校長が認めた行事等に参加するために授業を欠課等する学生は、事前に欠席届を提出することで公欠扱いとする。

第9条 小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則第3条第3項に定める校長が特に認めた事由とは、大学編入試験及び学校推薦による就職試験の受験並びに国立高等専門学校機構が主催・共催のコンテスト及びこれに準ずる行事への参加とする。

第10条 交通機関の不通、自然災害、あるいは教員の都合等により、授業科目の授業時間数が規定で定めた時間に満たない場合は、補講を実施する。

附 則

この要項は、昭和51年1月27日から施行する。

附 則

この要項は、昭和55年12月13日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成4年4月1日から施行する。

2 この要項は、この要項の施行日以降第1学年に入学する者から適用する。

3 この要項の施行日に第2学年以上に在籍している者の適用については、旧要項は、なおその効力を有する。ただし、学年課程の修了を認められず原学年にとどまることになった者で第2項の学年に在籍することになった者については、この要項を適用する。

附 則

この要項は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成14年4月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、この要項の施行日以降第1学年に入学する者に係る認定から適用する。
- 3 この要項の施行日に入学し在籍している者に係る認定の適用については、旧要項は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者において、第5項の規定は「不合格単位を有志進級した者及び進級後原級に留め置かれた者に対して、本人の願書により担当教員が許可した場合には、前学年における不合格科目について補講等による指導も含め再評価を行うことがある。ただし、3分の1を超えて欠課した科目の再評価は認めない。」に読み替える。
- 3 平成20年度以前に入学した者において、第6項の規定は、通年の科目及び後期修了科目については学年末に、前期修了科目については前期末に、60点未満の科目がある者に対して、担当教員の指導により再試験を行うことがある。」に読み替える。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

(3) 資格取得に係わる単位認定に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年 4 月 1 日制定。）第26条の 4 の規定に基づき、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における資格取得に係わる単位の認定に関する事項を定めることを目的とする。

(認定の対象)

第 2 条 この規程における資格取得によって単位と認定される対象は、本校が適切と認める別表の技能検定及び資格試験で合格したものをいう。

(単位認定科目と認定単位数)

第 3 条 取得資格に対応する単位認定科目と認定単位数については、別に定める。

(認定単位数)

第 4 条 認定される単位数は大学、他高専における履修に係わる単位及びキャリア教育に係わる単位と合わせて 6 単位以内とする。

(単位認定申請)

第 5 条 学生は、単位の認定を受けようとするときには、2 月末までに合格証明書又は成績証明書等を添えて校長に申請するものとする。ただし、第 5 学年にあっては、1 月末までに申請するものとする。

(単位の認定)

第 6 条 前条の規定により申請のあった学修に関する単位の認定は、判定会議の議を経て、校長が行う。

2 単位認定は、認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。ただし、上級学年への進級単位としては認めない。

附 則

この規程は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行日以降第1学年に入学する者から適用する。

3 この規程の施行日に第2学年以上に在籍している者の適用については、旧規程は、なおその効力を有する。ただし、学年課程の修了を認められず原学年にとどまることになった者で、第2項の学年に在籍することになった者については、この規程を適用する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に入学した者（学年課程の修了が認められず、平成29年4月1日に第1学年に在籍することになった者を除く。）に係る認定単位数は、この規程第4条の規定にかかわらず、インターンシップに係わる単位及び大学、他高専における履修に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者に係る認定単位数は、この規程第4条の規定にかかわらず、インターンシップに係わる単位、大学、他高専における履修に係わる単位及びキャリア教育に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

◎ 以下の資格を取得し認定を受けた場合、単位認定科目は「特別演習（ ）」として認定される。
（ ）内には学科名が入る。
なお、単位の認定を申請する際は、後の注意事項を確認すること。

取 得 資 格 名	単 位 数	備 考
技術英語能力検定 プロフェッショナル	2	
技術英語能力検定 準プロフェッショナル	2	
技術英語能力検定 1 級	1	
技術英語能力検定 2 級	1	
機械設計技術者試験 3 級	2	
技術士補	2	
情報処理技術者 基本情報技術者	2	
情報検定 情報システム試験 プログラミングスキル	1	
情報検定 情報システム試験 システムデザインスキル	1	
情報検定 情報デザイン試験 上級	1	
CAD利用技術者試験 2 級	1	
CADトレース技能審査 機械部門 中級	1	
ボイラー技士 2 級	1	
危険物取扱者 甲種	2	
危険物取扱者 乙種	1	
公害防止管理者	1	
第三種電気主任技術者	2	
上記以外の資格については、学生の申請に応じて学科内で 審査を行う。単位数も審査時に資格に応じて判断する。 (※入学年度の学生便覧を参照すること。)	1 資格につき 最大 2 単位	

電気電子創造工学科の科目の単位として認定されるもの

取 得 資 格 名	単 位 数	備 考
技術英語能力検定	2	
技術英語能力検定	2	
技術英語能力検定	1 級	
技術英語能力検定	2 級	
実用数学技能検定	1 級	
実用数学技能検定	準 1 級	
情報処理技術者 I T パスポート	1	
情報処理技術者 基本情報技術者	2	
情報処理技術者 応用情報技術者	2	
情報処理技術者 高度試験（各種）	2	
情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）	2	
C C E N T	1	
C C N A	2	
情報処理検定	1 級	
情報検定 情報システム試験	プログラミングスキル	
情報検定 情報システム試験	システムデザインスキル	
情報検定 情報デザイン試験	上級	
C G エンジニア検定	エキスパート	
画像処理エンジニア検定	エキスパート	
マルチメディア検定	エキスパート	
C G クリエイター検定	エキスパート	
W e b デザイナー検定	エキスパート	
デジタル技術検定	1 級	
デジタル技術検定	2 級	
L P I C（L i n u x プロフェッショナル）	レベル 1	
L i n u C	レベル 1	
第三種電気主任技術者	2	
第一種電気工事士	2	
第二種電気工事士	1	
電気通信主任技術者	線路主任	
電気通信主任技術者	伝送交換主任	
工事担任者 総合通信	2	
工事担任者 第 1 級アナログ通信	1	
工事担任者 第 1 級デジタル通信	1	
アマチュア無線技士	1 級	
アマチュア無線技士	2 級	
陸上無線技術士	2 級	
陸上特殊無線技士	1 級	
危険物取扱者	乙種	
エックス線作業主任者	2	
技術士補（修習技術者を含む）	2	
上記以外の資格については、学生の申請に応じて学科内で審査を行う。単位数も審査時に資格に応じて判断する。 （※入学年度の学生便覧を参照すること。）	1 資格につき 最大 2 単位	

物質工学科の科目の単位として認定されるもの

取 得 資 格 名	単 位 数	備 考
公害防止管理者	2	
火薬類製造保安責任者 甲種	2	
火薬類製造保安責任者 乙種	2	
火薬類製造保安責任者 丙種	1	
火薬類取扱保安責任者 甲種	1	
火薬類取扱保安責任者 乙種	1	
危険物取扱者 甲種	2	
危険物取扱者 乙種	1	
計量士 一般	2	
計量士 環境	2	
臭気判定士	1	
放射線取扱主任者 2 種 (一般)	2	
放射線取扱主任者 1 種	2	
核燃料取扱主任者	2	
エックス線作業主任者	1	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	1	
ガス主任技術者 甲種	2	
ガス主任技術者 乙種	2	
ガス主任技術者 丙種	1	
中級 バイオ技術者認定試験	2	
初級 バイオ技術者認定試験	1	
情報処理技術者 基本情報技術者	2	
情報処理検定 1 級	1	
情報検定 情報システム試験 プログラミングスキル	1	
情報検定 情報システム試験 システムデザインスキル	1	
情報検定 情報デザイン試験 上級	2	
技術士補	2	
上記以外の資格については、学生の申請に応じて学科内で審査を行う。単位数も審査時に資格に応じて判断する。 (※入学年度の学生便覧を参照すること。)	1 資格につき 最大 2 単位	

建築学科の科目の単位として認定されるもの

取 得 資 格 名	単 位 数	備 考
実用数学技能検定 1 級	2	※取得内容、レベルにより単位は異なる。 (最大 2 単位)
実用数学技能検定 準 1 級	1	
測量士	2	
測量士補	1	
第一種電気工事士	2	
第二種電気工事士	1	
土地家屋調査士	2	
宅地建物取引士	2	
C A D 利用技術者試験 2 級	1	
C A D 利用技術者試験 1 級・準 1 級	2	
色彩検定 2 級	1	
色彩検定 1 級	2	
技術士補	2	
技能検定試験	※	
危険物取扱者 乙種	1	
危険物取扱者 甲種	2	
情報処理技術者 基本情報技術者	2	
エクステリアプランナー 2 級	1	
インテリアコーディネーター	1	
アソシエイト・インテリアプランナー	1	
インテリアプランナー	2	
福祉住環境コーディネーター 1 級	2	
福祉住環境コーディネーター 2 級	2	
福祉住環境コーディネーター 3 級	1	
福祉住環境コーディネーター		
上記以外の資格については、学生の申請に応じて学科内で審査を行う。単位数も審査時に資格に応じて判断する。 (※入学年度の学生便覧を参照すること。)	1 資格につき 最大 2 単位	

一般科の科目の単位として認定されるもの

取 得 資 格 名		単 位 数	備 考
TOEIC	550以上	2	「TOEIC」とは、一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会（IIBC）が実施する「TOEIC」を指す。
TOEIC	420以上	1	
TOEFL	IBT（58以上）	2	
TOEFL	IBT（43以上）	1	
実用英語技能検定	1 級又は準 1 級	2	
実用英語技能検定	2 級	1	
実用フランス語技能検定試験	5 級	1	
ドイツ語技能検定試験	5 級	1	
中国語検定試験	準四級	1	
「ハングル」能力検定試験	5 級	1	
日本漢字能力検定	1 級・準 1 級	2	
日本漢字能力検定	2 級	1	
気象予報士試験		2	

◎注意事項

※ある資格の下位のランクを取得した後、同じ資格の上位のランクを取得した場合は、上位のランクの単位数となる。

例・〇〇能力検定 3 級（1 単位）を取得した後、同じ〇〇能力検定 1 級（2 単位）に合格した場合は、同じ資格であるので、1 級の 2 単位を認定することになり、単純に加算して 3 単位とはならない。

※同じ資格名でも、上位・下位の関係ではなく、その内容が異なる場合は、それぞれ独立した単位となる。

※申請書を学生課教務係で受け取り、必要事項を記入のうえ学級担任・学科長・科目担当教員の印を得てから、資格の合格証明書又は成績証明書を添えて、教務係に提出する。

(4) インターンシップに係わる単位認定に関する規程

制 定 平成12年10月18日

最終改正 令和4年2月10日

(目 的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校におけるインターンシップに係わる単位の認定に関する事項を定めることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 この規程におけるインターンシップによって単位と認定される対象は、企業、官公庁又は大学において行うインターンシップにふさわしいと各学科及び校長が認めたものとする。

(単位認定科目と認定の条件)

第3条 インターンシップに対応する単位認定科目名は、「特別演習（インターンシップ）」とし、原則として6日間以上12日間未満を1単位とし、12日間以上を2単位とする。また、単位認定に際しては、事前のガイダンスと事後の発表会を含むものとする。

(認定単位数)

第4条 認定される単位数は資格取得に係わる単位、大学、他高専における履修に係わる単位及びキャリア教育に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

(単位認定申請)

第5条 学生は、単位の認定を受けようとするときには、2月末までに修了証明書等を添えて校長に申請するものとする。ただし、第5学年にあっては、1月末までに申請するものとする。

(単位の認定)

第6条 前条の規定により申請のあった学修に関する単位の認定は、判定会議の議を経て、校長が行う。

2 単位認定は、認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。ただし、上級学年への進級単位としては認めない。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、企業、官公庁又は大学において行うインターンシップについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年10月18日から施行し、平成12年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行日以降第1学年に入学する者から適用する。

3 この規程の施行日に第2学年以上に在籍している者の適用については、旧規程は、なおその効力を有す

る。ただし、学年課程の修了を認められず原学年にとどまることになった者で、第2項の学年に在籍することになった者については、この規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者（学年課程の修了が認められず、平成29年4月1日に第1学年に在籍することになった者を除く。）に係る認定単位数は、この規程第4条の規程にかかわらず、資格取得に係わる単位及び大学、他高専における履修に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年度以前に入学した者に適用し、対象者がいなくなるのを待って廃止する。

(5) 大学、他高専における履修に係わる単位認定に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年 4 月 1 日制定）第26条の 4 の規定に基づき、小山工業高等専門学校における大学、他高専における履修に係わる単位の認定に関する事項を定めることを目的とする。

(認定の対象)

第 2 条 この規程において単位が認定される対象は、大学、又は他高専によって単位が認定された科目であり、各学科及び校長が認めた科目とする。

(単位認定科目と認定の条件)

第 3 条 大学、他高専における履修により単位が認定された科目の認定科目名は、「特別演習（ ）」とし、認定される単位数は、大学、他高専が認定した単位数とする。

2 当該科目の単位認定にあたっては、あらかじめ担当教員を定めて行うものとする。

3 当該科目は、担当教員が所属する学科の科目の単位として認定される。

(認定単位数)

第 4 条 認定される単位数は資格取得に係わる単位及びキャリア教育に係わる単位と合わせて 6 単位以内とする。

(単位認定申請)

第 5 条 学生は、単位の認定を受けようとするときには、2 月末までに成績証明書等の単位の修得を証明できる書類、又はその写しを添えて校長に申請するものとする。ただし、第 5 学年にあっては、1 月末までに申請するものとする。

(単位の認定)

第 6 条 前条の規定により申請のあった学修に関する単位の認定は、判定会議の議を経て、校長が行う。

2 単位認定は、認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。ただし、上級学年への進級単位としては認めない。

附 則

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行日以降第 1 学年に入学する者から適用する。

3 この規程の施行日に第 2 学年以上に在籍している者の適用については、旧規程は、なおその効力を有する。ただし、学年課程の修了を認められず原学年にとどまることになった者で、第 2 項の学年に在籍することになった者については、この規程を適用する。

附 則

1 この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

2 平成28年度以前に入学した者（学年課程の修了が認められず、平成29年 4 月 1 日に第 1 学年に在籍することになった者を除く。）に係る認定単位数は、この規程第 4 条の規定にかかわらず、資格取得に係わる単位及びインターンシップに係わる単位と合わせて 6 単位以内とする。

附 則

この規程は、令和 3 年11月26日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者に係る認定単位数は、この規程第 4 条の規定にかかわらず、資格取得に係わる単位、インターンシップに係わる単位及びキャリア教育に係わる単位と合わせて 6 単位以内とする。

(6) キャリア教育に係わる単位認定に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校におけるキャリア教育に係わる単位の認定に関する事項を定めることを目的とする。

(認定の対象)

第 2 条 この規程において単位が認定される対象は、本校キャリア支援室によって認定されたキャリア教育活動、並びにキャリア教育にふさわしいとキャリア支援室長及び校長が認めたものとする。

(単位認定科目と認定の条件)

第 3 条 キャリア教育に対応する単位認定科目名は、「特別演習（キャリア設計）」とし、認定される単位数は30単位時間相当の活動をもって1単位とする。

2 当該科目は、一般科目の単位として認定される。

(認定単位数)

第 4 条 認定される単位数は資格取得に係わる単位、他高専における履修に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

(単位認定申請)

第 5 条 学生は、単位の認定を受けようとするときには、第5学年の1月末までに所定の申請書と必要書類等を添えて校長に申請するものとする。

(単位の認定)

第 6 条 前条の規定により申請のあった学修に関する単位の認定は、判定会議の議を経て、校長が行う。

(雑 則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、キャリア教育について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行日以降第1学年に入学する者から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者に係る認定単位数は、この規程第4条の規定にかかわらず、資格取得に係わる単位、インターンシップに係わる単位及び大学、他高専における履修に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

学校指定のキャリア設計活動

令和4年4月1日現在

種別	キャリア教育活動名	対象学年	実施月	時間数	備考
必修	1年次 キャリアプランニングシート	1	4	2	
	1年次 キャリアアップセミナー	1	10	2	
	2年次 キャリアプランニングシート	2	4	2	
	2年次 キャリアアップセミナー	2	10	2	
	3年次 キャリアプランニングシート	3	4	2	
	3年次 企業論	3	11	2	
	4年次 キャリアプランニングシート	4	4	2	
選択	3年次 進路選択と目標設定セミナー	3	6	2	
	3年次 就職・進学活動に必要なマナーセミナー	3	11	2	
	4年次 インターンシップ説明会	4	5	2	
	4年次 進路説明会	4	11	2	
	4年次 就職・進学活動サポートセミナー	4	12	2	
	4年次 ES・面接対策講座	4	1	2	
	大学・大学院説明会（オープンキャンパス時開催）	3～4	8	3	複数年参加可能
	本校協力会主催 ジョブセミナー	2～4	2	3	複数年参加可能
	栃木県主催 企業概要説明会	2～4	2	3	複数年参加可能
	その他キャリア支援室が認めるもの※				
必修教育活動合計				14	
選択教育活動合計				36	16時間以上選択
計				50	30時間以上で1単位認定

※「その他キャリア支援室が認めるもの」の例は以下のとおりです。イベント案内時に指定します。

また、以下に類するイベント等に個人的に参加した場合は、担任を通してキャリア支援室に相談してください。

- ・学内で実施するキャリア教育セミナー
- ・民間企業による大学・短大・高専向けのキャリア選択支援イベント
- ・地方自治体主催 就職イベント
- ・労働法、金融、社会保障等に係るセミナー等

(7) 小山工業高等専門学校インターンシップ実施要項

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、小山工業高等専門学校学則第13条第 2 項別表第 3 におけるインターンシップ及びインターンシップに係わる単位認定に関する規程に基づくインターンシップに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 インターンシップは、企業、官公庁における技術体験及び大学における研究体験を通じて実践的技術感覚を体得させるとともに、技術体験等で得たことを学修に生かすことを目的とする。

(計画及び実施)

第 3 条 インターンシップは、学科長及び学級担任が計画し、インターンシップ実施計画書（様式 1）を作成の上、校長の許可を得て実施するものとする。

2 インターンシップに係わる単位認定に関する規程に基づくインターンシップの実施の時期は、原則として第 4 学年とする。

(期 間)

第 4 条 インターンシップは、事前のガイダンス及び事後の発表会を含めて、原則として 6 日間以上とする。

(経 費)

第 5 条 インターンシップに要する費用は、原則としてインターンシップを行う学生の負担とする。

(実施責任者)

第 6 条 インターンシップを円滑に実施するため、学科長を実施責任者とする。

(学級担任の業務)

第 7 条 学級担任は、学科長の指示の下に次の業務に当たる。

- 一 学生のインターンシップ受入先事業所等の選定
- 二 学生のインターンシップ受入先事業所等の実習指導者の指定
- 三 学生のインターンシップ受入先事業所等への配属
- 四 インターンシップの内容、テーマ等に関する指導・助言
- 五 インターンシップにおける安全管理（傷害保険への加入指導を含む。）及び就業心得等に関する事前指導
- 六 インターンシップ中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- 七 インターンシップ受入先事業所等との連絡調整
- 八 その他インターンシップの実施に必要な事項

(実 地 指 導)

第 8 条 学科長又は学級担任は、必要に応じて学生に対し、受入先事業所等において実地指導を行うものとする。

(報 告)

第 9 条 学生は、インターンシップ終了後直ちに、次に掲げる書類を学級担任、学科長及び教務主事を経て校長に提出しなければならない。

- 一 インターンシップ証明書（様式 2）
- 二 インターンシップ報告書（様式 3）
- 三 インターンシップ日誌（様式 4）

(成績評価及び単位の認定)

第10条 所定のインターンシップを修了した学生の評価は、次によるものとする。ただし、第4条に定める期間を満了しない場合は、この限りでない。

- 一 インターンシップの成績は、前条に定める提出書類及び発表会における発表内容に基づき、学級担任が総合的に判断し、評価する。
- 二 評価は合否とし、合格の場合は、インターンシップの単位を認定する。

(事務)

第11条 インターンシップに関する事務は、学生課が処理する。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校実務研修要項（平成15年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要項は、令和3年5月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(8) 小山工業高等専門学校語学研修・海外研修A・B実施要項

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、小山工業高等専門学校学則第13条第 2 項別表 2 における語学研修及び別表第 3 における海外研修A・B（以下「語学研修等」という。）の実施及び単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する海外派遣プログラム)

第 2 条 本校における授業科目の履修とみなし、単位を認定する海外派遣プログラムは次の各号に掲げるとおりする。

一 語学研修

本校が「語学研修」として実施する海外派遣プログラム

二 海外研修A・B

本校が実施する海外派遣プログラム（第一号の語学研修を除く。）又はそれに準ずる海外派遣プログラムのうち次の要件を満たすもの

(要件)

当該海外派遣プログラムにおける活動期間(国内における事前や事後の研修を含み、移動のみ日を除く)が次のとおりであること

海外研修A：6 日以上12日未満

海外研修B：12日以上

(計画及び実施)

第 3 条 国際主事は教務主事と協議・調整のうえ、前条の適用を受ける海外派遣プログラムを計画し、校長の許可を得て実施するものとする。

2 国際主事は前項の海外派遣プログラムを周知する際は、語学研修等の科目名・単位数を明示することとする。

(報告書等の提出)

第 4 条 学生は、語学研修等終了後直ちに、次に掲げる書類を国際主事を経て校長に提出しなければならない。

一 語学研修等成果報告書（様式 1）

二 派遣先機関の発行する修了証明書 又は それに代わるもの

三 海外派遣プログラムの活動内容を確認できる書類

(成績評価及び単位の認定)

第 5 条 所定の語学研修等を修了した学生の評価は、次によるものとする。ただし、第 2 条に定める期間を満了しない場合又は第 4 条に定める報告書等を提出しない場合は、この限りでない。

一 語学研修等の成績は、前条に定める提出書類及び当該語学研修等期間中の取組状況等に基づき、国際主事又は国際交流センター員（教員）が総合的に判断し、評価する。

二 評価は可否とし、合格の場合は、語学研修等の単位を認定する。

三 単位の認定は語学研修等を実施した年度に行うことを原則とするが、これにより難しい場合は、学生から提出された報告書等に基づき国際主事等が評価を行った年度の在籍学年における修得単位として認定する。

(事 務)

第 6 条 語学研修等に関する事務は、学生課が処理する。

附 則

1 この要項は、令和 5 年 2 月15日から施行し、平成31年度以降に入学した者に適用する。

(9) 留学規程

第 1 章 総 章

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。）第26条の6第2項の規定に基づき、本校の学生が外国の高等学校又は大学（以下「学校」という。）への留学（以下「派遣留学」という。）及び休学して学校への留学（以下「休学留学」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 派 遣 留 学

(許 可 基 準)

第 2 条 派遣留学は、以下の各号に該当する場合に許可するものとする。

- 一 派遣留学先の学校が正規の教育機関であり、体系的な教育課程を有していること。
- 二 前号の学校に在籍することが許可されていること。
- 三 派遣留学の目的、理由等が当該学生にとって教育上有益であると認められること。

(申請及び許可)

第 3 条 派遣留学しようとする学生は、原則として出国3ヶ月前までに留学願（別紙様式1）に、次に掲げる書類を添えて校長に願い出なければならない。

- 一 派遣留学先の学校の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載されている書類
 - 二 その他、校長が必要とする書類
- 2 前項の願い出があったとき、校長は教務委員会の議に付し、前条各号の基準を満たしているものについては、これを許可するものとする。
- 3 前項の許可を受けた場合において、出国前に派遣留学の許可基準に該当しなくなったときは、その許可を取り消すことがある。

(期 間)

第 4 条 派遣留学期間は、10ヶ月以上1年未満とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、留学期間の短縮及び1年以内の延長を認めることがある。

- 2 派遣留学期間を短縮又は延長しようとするときは、留学期間変更願（別紙様式2）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(終了及び復学)

第 5 条 派遣留学期間が終了したときは、速やかに留学修了届（別紙様式3）に、次に掲げる書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 派遣留学先の学校が発行する教科科目の履修、出欠の状況及び成績等の証明書
- 二 本人の派遣留学に関する報告書

第 6 条 復学の際の学年については、教務委員会の審査の結果に基づき、校長が決定するものとする。

(留学単位の認定)

第 7 条 第1学年、第2学年及び第3学年の学生については、派遣留学中の履修に係わる単位の認定は、個々の科目については行わず、派遣留学先の学校で良好に履修したと認められる場合は、教務委員会の議を経て、一括して30単位を認め、評価は行わない。

- 2 第4学年、第5学年及び専攻科の学生については、派遣留学中の学校で修得した単位について、教務委員会又は専攻科委員会の議を経て、30単位を超えない範囲で本校の単位として認めることができる。

(卒業時の修得単位の特例)

第 8 条 派遣留学中の履修に係わる単位の認定を受けたものについては、第 5 学年の課程修了の認定を受け 167 単位以上の単位を修得しているときは、卒業を認めることができる。(学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規程第 10 条第 4 項第 2 号の括弧書き及び第 13 条の括弧書きの適用を除外する。)

第 3 章 休 学 留 学

(申請及び許可)

第 9 条 休学留学しようとする学生は、原則として出国 3 ヶ月前までに留学願(別紙様式 1)に次に掲げる書類を添えて、休学願とともに校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 休学留学先の学校の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載されている書類
- 二 その他、校長が必要とする書類

(期 間)

第 10 条 休学留学期間は、3 ヶ月以上 1 年未満とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、休学留学期間の短縮及び 1 年以内の延長を認めることがある。

2 休学留学期間を短縮又は延長しようとするときは、留学期間変更願(別紙様式 2)を休学に係る手続き書類とともに校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(終了及び復学)

第 11 条 休学留学期間が終了したときは、速やかに留学終了届(別紙様式 3)を校長に提出しなければならない。なお、休学留学中の履修に係わる単位の認定を希望する場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 休学留学先の学校が発行する教科科目の履修、出欠の状況及び成績等の証明書
- 二 本人の休学留学に関する報告書

(休学留学の単位認定)

第 12 条 休学留学中の学校で修得した単位については、教務委員会又は専攻科委員会の議を経て、30 単位を超えない範囲で本校の単位として認めることができる。

第 4 章 履修期間の通算

(科目の評価)

第 13 条 学年の途中から派遣留学又は休学留学し、翌年度以降年度の途中で復学する場合は、派遣留学又は休学留学前及び復学後の期間を通算し、科目の評価を行うことができる。

(雑 則)

第 14 条 この規則に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 8 月 4 日から施行し、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 留学規則(平成 9 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

(10) 入学料の免除等に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 小山工業高等専門学校学則(昭和40年4月1日制定)第34条の規定に基づく入学料の免除及び徴収猶予については、法令その他特別の定めによるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学料の免除)

第 2 条 入学料の免除(以下「免除」という。)は、次の各号の一に該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、原則としてその全額又は半額について、これを行う。

- 一 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合
- 二 入学前1年以内において、入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 三 前2号に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(入学料の徴収猶予)

第 3 条 入学料の徴収猶予は、次の場合にこれを行う。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - 二 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合
 - 三 入学前1年以内において、本校に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難な場合
 - 四 その他やむを得ない事情があると認められる場合
- 2 前項の事由により徴収猶予を許可された者の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。
- 3 免除又は徴収猶予の申請をした者は、これを許可し、又は不許可とするまでの間
- 4 免除又は徴収猶予を許可されなかった者及び半額免除を許可された者は、免除又は徴収猶予の不許可及び半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内において、校長が定める期間

(死亡等による免除)

第 4 条 次の各号に該当する場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 一 免除又は徴収猶予を申請した者が、前条第1又は第3項の規定による徴収猶予期間内において死亡したことにより除籍された場合
 - 二 免除又は徴収猶予を不許可とした者及び半額免除の許可をした者が、前条第4項の規定による徴収猶予期間内において死亡したことにより除籍された場合
 - 三 免除又は徴収猶予を不許可とした者及び半額免除の許可をした者が、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合
- 2 前項各号の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、これを免除することができる。

(申請の手続き)

第 5 条 免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の申請書に次の書類を添付し、入学手続き終了の日までに校長に願出するものとする。

- 一 家庭調書
- 二 第2条第1号及び第3条第1項第2号の規定に該当する場合は、1年以内に学資負担者が死亡したことが判明できる戸籍抄本
- 三 第2条第2号及び第3条第1項第3号の規定に該当する場合は、市町村長又は警察署長が発行する被害程度の判明できる罹災証明書

(免除及び徴収猶予の許可)

第 6 条 第 2 条の規定により免除の申請があったとき、校長は、学生委員会の議を経て独立行政法人国立高等専門学校機構理事長の承認を得てこれを許可する。

2 第 3 条の規定により徴収猶予の申請があったとき、校長は、学生委員会の議を経て、これを許可する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度に入学する者から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度に入学する者から適用する。

(11) 授業料免除及び徴収猶予に関する規程

第 1 章 総 則

第 1 条 小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定）第34条第2項の規定に基づく授業料の免除及び徴収猶予については、法令その他特別の定めによるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 授業料の免除

第 2 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生に対しては、本人の申請に基づき、選考の上、その期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 休学・死亡等やむを得ない事情があると認められる場合についても、次の各号に定めるところにより、その授業料を免除することができる。

一 休学を許可した場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの未納の授業料の全額。ただし、休学当月が当該期の授業料の納期限後である場合は、授業料の徴収の猶予又は月割分納の許可を受けている者を除き、その期の授業料は免除しない。

二 死亡又は行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

三 授業料の各期ごとの納期前6か月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって、校長が相当と認める事由により納付が著しく困難であると認められる場合は、本人の申請に基づき、選考の上、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料

四 授業料の未納を理由として学生に退学を命じた場合は、未納の授業料の全額

五 授業料の徴収の猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

第 3 章 授業料の徴収猶予

第 3 条 次の各号に該当する場合は、本人（本人が行方不明の場合は本人に代わる者）の申請に基づき、選考の上、前期分については8月末まで、後期分については2月末までその期に納付すべき授業料の徴収を猶予することができる。

一 経済的理由によって納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 行方不明の場合

三 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

四 その他やむを得ない事情があると認められる場合

第 4 条 特別の事情がある場合は、本人の申請に基づき、選考の上、その期に納付すべき授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月校長の指定する日までに納付させるものとする。

第 4 章 授業料免除等の申請手続

第 5 条 授業料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者は、前期については、3月20日から4月9日までに所定の願書により申請を行い、さらに、校長の指定する期日までに次の書類を提出しなければならない。後期については、9月20日から10月7日までに所定の願書に次の書類を添えて、校長に願い出るものとする。

一 家庭・学資調書

二 所得証明書又はそれに代わるもの

三 第2条第2項第3号又は第3条第3号の規定に該当する場合は、市町村長又は警察署長が発行した被害程度が判明できる罹災証明書

四 その他校長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前期において授業料の免除を申請する者が、後期においても免除申請を予定している場合は、前期の申請に併せて後期の免除申請を行うことができる。

第6条 授業料の免除又は徴収猶予の取扱いは、指定の期日までに必要書類の提出がなされた申請に対して、当該期分の授業料について、学生委員会の議を経て校長が許可する。

第5章 授業料免除等の許可の取消

第7条 授業料の免除又は徴収猶予を許可された学生で、許可の決定後その理由が消滅したとき、若しくは授業料免除等の申請について虚偽の事実が判明したときは、学生委員会の議を経て校長がその許可を取り消す。

2 前項の規定により許可を取り消したときは、その取り消しの日の属する月に、次の各号に定める授業料を納付させるものとする。

一 免除の理由が消滅したことにより許可を取り消した場合は、月割計算による取り消しの日の属する月以降のその期の授業料

二 徴収猶予の理由が消滅したことにより許可を取り消した場合は、未納のその期の授業料の全額

三 不正事実の発見により許可を取り消した場合は、免除又は徴収猶予を許可したその期の授業料の全額

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

2 授業料及び寄宿料免除等に関する規程（昭和40年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(12) 寄宿料免除に関する規程

第 1 章 総 則

第 1 条 小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定）第34条第3項の規定に基づく寄宿料の免除については、この規程の定めるところによる。

第 2 章 寄宿料の免除

第 2 条 次の各号に該当する場合は、寄宿料を免除することができる。

- 一 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の寄宿料の全額
- 二 学生又は学生の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合には、本人の申請に基づき、選考の上、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6か月間の範囲内において、校長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額。ただし、校長が必要と認める期間が翌年度にわたる場合は、当該学生は、翌年度当初に翌年度分に係る免除の申請を改めて行うものとする
- 三 授業料の未納を理由として学生に退学を命じた場合は、未納の寄宿料の全額

第 3 章 寄宿料免除の申請手続

第 3 条 寄宿料の免除の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の書類を添えて、校長に願い出るものとする。

- 一 家庭・学資調書
- 二 所得証明書又はそれに代わるもの
- 三 市町村長又は警察署長が発行した被害程度が判明できる罹災証明書
- 四 その他校長が必要と認める書類

第 4 条 寄宿料の免除の取扱いは、受理した申請に対して、第2条第2号に定める当該期分の寄宿料について、寮務委員会の議を経て校長が許可する。

第 4 章 寄宿料免除等の許可の取消

第 5 条 寄宿料の免除を許可された学生で、許可の決定後その理由が消滅したとき、又は寄宿料免除の申請について虚偽の事実が判明したときは、寮務委員会の議を経て校長がその許可を取り消す。

2 前項の規定により許可を取り消したときは、その取り消しの日の属する月に、次の各号に定める寄宿料を納付させるものとする。

- 一 免除の理由が消滅したことにより許可を取り消した場合は、取り消しの日の属する月以降の寄宿料
- 二 不正事実の発見により許可を取り消した場合は、免除を許可した当該月の間の寄宿料の全額

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 授業料及び寄宿料免除等に関する規程（昭和40年10月1日制定）は、廃止する。

(13) 情報科学教育研究センター利用規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校情報科学教育研究センター規則第 9 条の規定に基づき、情報科学教育研究センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利 用 者)

第 2 条 センターを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校の教職員及び名誉教授
- 二 本校の学生
- 三 その他、センター長が適当と認めた者

(開館時間および開館日)

第 3 条 センターを利用できる時間は、月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時までとする。ただし、次の各号に掲げる日は除く。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- 二 年末年始（12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで）
- 三 本校が定める休業日

2 前項までの規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めたときは、利用日時を変更できる。

(開館時間外の利用)

第 4 条 前条で規定する時間外（以下「開館時間外」という。）にセンターを利用しようとする者は、あらかじめ別紙様式 1 により、情報科学教育研究センター時間外利用申請書をセンターへ提出しなければならない。

2 センターを開館時間外に利用開始するまでに、センター員の指導を受けなければならない。

3 センターを開館時間外に利用するときは、原則として利用申請した者以外、機器の操作を行ってはならない。

4 センターを開館時間外に利用時、機器に異常動作が認められたときは、翌開館日センター職員またはセンター員に報告しなければならない。

5 センターを開館時間外に利用時、一時退室するときは、センターの施錠をしなければならない。

6 センターを開館時間外に利用した後退室するときは、戸締まりを確認し、鍵は警備員室に返却しなければならない。

第 5 条 学生がセンターを開館時間外利用する場合には、指導教員を置かななければならない。

2 指導教員は、開館時間外利用時のセンターを管理し、第 4 条を含む全てにおいて責任を持つものとする。

(授業の優先利用)

第 6 条 センター内各演習室および実習室は、授業での利用を優先し、原則として授業時間中の他の利用は禁止する。

(教育用電子計算機システムの利用)

第 7 条 授業時間外において、第 2 条に規定される者は、第一演習室において教育用電子計算機システムを利用することができる。

2 授業時間外に教育用電子計算機システムを利用する者は、原則として、入退室時に入退室時間、所属および氏名を所定の用紙に記入しなければならない。

(遵 守 事 項)

第 8 条 利用者は、センターの利用にあたり、センター長、センター員及びセンター職員の指示に従わなければならない。

2 利用者は、センターの利用にあたり、別に定める「情報科学教育研究センター利用上の注意」に従わなければならない。

(利用の制限)

第 9 条 センターの管理運営上必要な場合、センター長は、センター利用の一部若しくは全部を制限することができる。

2 第 4 条、第 7 条第 2 項および第 8 条に違反する利用者に対し、センター長は、センター利用の一部若しくは全部を制限することができる。

(損害の弁償)

第 10 条 利用者は、故意又は重大な過失により施設、設備、資料等を損傷したとき、遅滞なく原状に復し、若しくはその損害を弁償しなければならない。

(そ の 他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

発行年月日

情報科学教育研究センター時間外利用申請書

情報科学教育研究センター長 殿

下記のとおり、情報科学教育研究センターの時間外利用を申請いたします。

申請年月日	令和 年 月 日
利用期間	令和 年 月 日 時 分～ 時 分
利 用 申 請 者	
所 属 (学科・学年)	
氏 名	
指 導 教 員 (学生の場合)	印
利 用 機 器 (台数)	()
利 用 目 的	

情報科学教育研究センター時間外利用許可書

下記の事項を、責任を持って守ってください。

- (1) 時間外利用を開始する前に、必ずセンター員の指導を受けること。
- (2) 機器の操作は、利用申請したものだけが行うこと。
- (3) 機器利用中に異常動作が認められたときは、直ちに使用を中止して、適切な処理を行うこと。また、翌日センター員に必ず報告すること。
- (4) 利用終了後は定められた手順で、使用した機器の電源を忘れずに切ること。
- (5) 利用途中で一時退室するときは、玄関の施錠をすること。
- (6) 利用終了後退室するときは、必ず戸締まりを確認すること。鍵は警備員室に返却すること。
- (7) 指導教員は、全てにおいて責任を持つこと。

所属・氏名	
利用日時	年 月 日～ 月 日 時 分～ 時 分

- ・上記の申し込みを許可する。
- ・上記の申し込みは、

のため許可しない。

情報科学教育研究センター長

(14) 情報セキュリティ利用者規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティの維持向上のために情報システムを利用する者が遵守すべき事項を定めるものである。

(定 義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、この規程で定めるものを除き、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則（機構規則第98号）、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシーに係る情報格付規則（機構規則第99号。以下「格付規則」という。）の定めるところによる。

(適 用 範 囲)

第 3 条 この規程は本校の情報システムを対象とする。

(適 用 対 象)

第 4 条 この規程は本校の情報資産を利用する利用者に適用する。

(一般的遵守事項)

第 5 条 利用者は、この規程及び本校情報資産の利用に関する各実施手順等を遵守すると共に、その他関連規則を遵守しなければならない。

2 利用者は、立入り権限のない区域へ立入らないこと。

(一般的禁止事項)

第 6 条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 差別、名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害、ハラスメントにあたる情報の発信
- 二 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- 三 守秘義務に違反する情報の発信
- 四 著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する情報の発信
- 五 公序良俗に反する情報の発信
- 六 本校の社会的信用を失墜させるような情報の発信
- 七 ネットワークを通じて行う通信の傍受等、通信の秘密を侵害する行為
- 八 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に定められたアクセス制御を免れる行為、又はこれに類する行為
- 九 過度な負荷等により円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- 十 第三者に危害を与えるソフトウェアのダウンロードや解析、制作を行う行為
ただし、校長が必要と認める場合を除く
- 十一 その他法令に基づく処罰の対象となり、又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- 十二 上記の行為を助長する行為

(本校の情報システムの利用に係わる禁止事項)

第 7 条 利用者は、本校の情報システムについて、予め情報科学教育研究センター（以下「センター」とする）から許可を得ている場合は除き、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利用を許可された以外の目的で利用すること、及び利用資格のない者に利用させること。
- 二 本校の情報システムを利用して情報公開を行うこと。
- 三 ネットワーク上の通信を監視し、又は情報システムの利用情報を取得すること。
- 四 管理権限のないシステムのセキュリティ上の脆弱性を検知すること。

2 ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2P ソフトウェアについては、教育・研究目的以外にこれを利用してはならない。

第 2 章 情報システムの利用

(アカウントの申請)

第 8 条 利用者は、アカウントをセンターに利用申請を行い、アカウント管理を行う者からアカウントの交付を得なければならない。

(ユーザーIDの管理)

第 9 条 利用者は、本校の情報システムに係わるユーザーIDについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 自分に付与されたユーザーID以外のユーザーIDを用いて、本校の情報システムを利用しないこと。
- 二 自分に付与されたユーザーIDを他者が情報システムを利用する目的のために付与及び貸与しないこと。
- 三 自分に付与されたユーザーIDを、他者に知られるような状態で放置しないこと。
- 四 ユーザーIDを利用する必要がなくなった場合は、センターに届け出ること。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめセンターが定めている場合はこの限りでない。

(パスワードの管理)

第 10 条 利用者は、本校の情報システムの利用認証に係わるパスワードについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 他者に知られないようにすること。
 - 二 他者に教えないこと。
 - 三 容易に推測されないものにすること。
 - 四 パスワードを定期的に変更するように定められている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。
- 2 前項のパスワードが他者に使用され又はその危険が発生した場合は、本校の利用者は直ちにセンターにその旨を報告しなければならない。

(情報システムの取扱と注意事項)

第 11 条 利用者がPCを利用する場合は、当該PC及び扱う情報を適切に保護しなければならない。

第 12 条 利用者は、利用するPCについて、情報セキュリティの維持を心がけるとともに、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

- 一 アンチウィルスソフトウェアを導入し、ウィルス感染を予防できるよう努めること。
- 二 インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は、速やかに当該ソフトウェアのアップデートを実施するか、代替措置を講じること。

第 13 条 利用者が前条に係る以外の情報システムを利用する場合は、センターの許可を得て、その指示に従って必要な措置を講じなければならない。

(電子メールの利用)

第 14 条 利用者が電子メールを利用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。
- 二 利用を許可された以外での通信を行わないこと。
- 三 電子メール使用上のマナーに反する行為を行わないこと。

(ウェブの利用)

第 15 条 利用者がウェブブラウザを利用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。
- 二 利用を許可された以外でのウェブの閲覧を行わないこと。

(本校支給以外の情報システムからの利用及び本校支給以外の情報システムの持込)

第 16 条 利用者は、本校支給以外の情報システムから公開ウェブ以外の本校情報システムへアクセスする場合又は本校支給以外の情報システムを利用し本校の業務を遂行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守し

なければならない。

- 一 事前にセンターの許可を得ること。
- 二 利用する当該情報システムには、可能な限り強固な認証システムを備えること。
- 三 当該情報システムにアンチウィルスソフトウェアがインストールされていること、及び最新のウィルス定義ファイルに更新されていることを確認すること。
- 四 当該情報システムで動作するソフトウェアがすべて正規のライセンスを受けたものであることを確認すること。

第 3 章 情報の取扱い

(情報の取扱い)

第 17 条 利用者は、許可された以外の目的で、情報を利用してはならない。

- 2 利用者は、許可された以外の目的で、情報を保存、複製、及び消去してはならない。
- 3 利用者は、許可された以外の目的で、情報を運搬・送信、公表、及び提供してはならない。

第 4 章 教 育

(情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第 18 条 本校の学生は、本校セキュリティポリシーに関する教育を受講しなければならない。

第 5 章 情報セキュリティインシデント対応

(情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置)

- 第 19 条 利用者が情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）を発見したときは、連絡窓口（総務課又はセンター）に連絡すること。
- 2 当該インシデントが発生した際の対処手順の有無を確認し、当該対処手順を実施できる場合は、その手順に従うこと。ただし、当該インシデントについて対処手順がない場合又は実施できない場合は、その対処についての指示を受けるまで被害の拡大防止に努めるものとし、指示があった時にその指示に従うこと。

第 6 章 違反報告

(セキュリティ確保に関する義務)

第 20 条 利用者が、情報セキュリティ関連法令、機構の基本方針又は実施規則、若しくは本校の情報セキュリティ実施規程又は実施手順への重大な違反を知った場合は、センターにその旨を報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年9月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

○小山工業高等専門学校無線LAN利用内規

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、小山工業高等専門学校情報科学教育研究センター（以下「センター」という。）規則第 9 条の規定に基づき、小山工業高等専門学校における無線LANの利用について必要な事項を定める。

(管理・運営)

第 2 条 学校が設置する無線LAN（以下「学校設置無線LAN」という。）の管理・運用は、情報ネットワーク室が行う。

第 3 条 学校設置無線LANの利用に関する事項は、センター運営委員会が定める。

(利用目的)

第 4 条 無線LANの利用は、教育、研究及び学校運営を目的とするものに限る。

(利用者)

第 5 条 無線LANを利用できる者（以下「利用者」という。）は、センター利用規程第 2 条に定める者同一とする。

第 6 条 利用者は、センターより指定されたユーザID及びパスワードを用いて、学校設置無線LANを利用することができる。

第 7 条 利用者は、センター長が必要とするとき、センター長より指定された情報を提供しなければならない。

(禁止事項)

第 8 条 学校設置無線LAN以外は、原則として、個人、研究室及び部署単位で無線LANアクセスポイントを設置してはならない。

第 9 条 利用者は、他人のユーザID及び、パスワードを利用してはならない。

第 10 条 利用者は、情報ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為をしてはならない。

第 11 条 その他法令及び社会慣行・公序良俗に反する行為をしてはならない。

(利用停止)

第 12 条 学校設置無線LANの利用が適正に行われていないと認められるとき、センター長は、学校設置無線LANの利用を停止することができる。

第 13 条 学校設置無線LANから、不正アクセス又はマルウェアの動作等が見られた場合、センター長は予告することなく、学校設置無線LANを情報ネットワークから切り離すことができる。

第 14 条 第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条に違反する利用者に対し、センター長は、無線LANの利用の一部若しくは全部を制限することができる。

附 則

この内規は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

(15) 体育施設運営規則（抄）

（目 的）

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における体育施設の運営を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

（体 育 施 設）

第 2 条 本校の体育施設（以下「体育施設」という。）は、次に掲げるものとする。

陸上競技場・野球場・球技コート・水泳プール・体育館・武道館

（使用者の範囲）

第 6 条 体育施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 本校学生
- 二 本校職員
- 三 その他校長が許可した者

（使用の手続）

第 7 条 本校学生及び教職員が体育施設を使用しようとするときは体育施設・設備使用許可願（別紙様式）を、学生にあっては学生主事、教職員にあっては学生課学生係に提出し、事前にその許可を受けるものとする。ただし、授業その他学校行事等、学校が教育活動を行うために使用する場合は、この手続は必要としない。

（特別活動の使用）

第 8 条 体育施設を特別活動に使用できる時間は放課後とし、指導教員の指導のもとに使用するものとする。

（使用期間及び使用時間）

第 9 条 体育施設の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、これを変更することがある。

- 一 水泳プール以外の体育施設

使用期間 通年（ただし、年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）は除く。）

使用時間 8時30分から19時まで

- 二 水泳プール

使用期間 6月15日から9月30日まで

使用時間 平日 8時30分から19時まで

2 体育館、武道館、水泳プール等の使用時間外は、扉に鍵をかけ、厳重に閉鎖するものとする。この鍵は学生課において保管し、扉の開閉は警備員がこれを行うものとする。

（整理、整頓及び清掃）

第 10 条 体育施設の使用を許可された者は、施設及び備品の取扱いに十分注意し、使用後はこれらの整理、整頓及び清掃を行うものとする。

（弁 償）

第 11 条 使用者は、施設、設備及び備品を亡失し、若しくは破損したときは、直ちにその旨を管理者に報告するものとする。

2 使用者は前項において、故意又は重大な過失により亡失し、若しくは破損したときは、弁償の責任を負うものとする。

（使用の禁止）

第 12 条 体育施設の使用中に、許可した使用目的と異なった不当の行為をするものには、その使用を停止し、又は禁止するものとする。

2 水泳プールは、原則として、授業、部活動以外は使用を禁止するものとする。

(火気の使用)

第 13 条 体育施設においては、原則として、火気を使用させないものとする。

(運用基準の制定)

第 14 条 体育施設の運用に関し、この規則以外に必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (抄)

この規則は、平成18年7月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校体育施設使用手続要領（昭和61年4月1日制定）は廃止する。

(16) プール使用心得

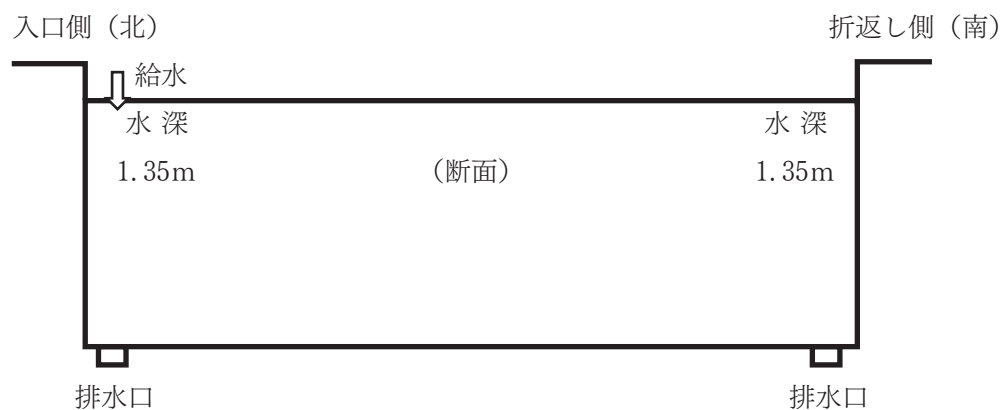
- 1 プールは、原則として、授業、部活以外の使用を禁止するものとする。
 - (1) 利用にはプール監視者を置き、プール監視者がいない場合には利用を中止する。
 - (2) プールの監視は、教職員又は指導員資格保有者が交代で行うものとする。
- 2 プールの鍵は、学生課学生係で保管する。ただし、正規の勤務時間以外は、守衛所で保管するものとする。
 - (1) プール入口鍵の開錠は、監視を行う教職員又は指導員資格保有者が行う。
 - (2) プール利用後は監視者がプール入口を施錠し、鍵を返却すること。
- 3 プール利用者はプール入口で「プール使用簿」に利用者名を記録すること。

体育の授業においては出席簿を利用する。
- 4 プール監視者は次の事項について責任を持って行わなければならない。
 - (1) プール開錠後、利用開始前に水温と水位、水質の確認を行い「プール使用簿」に記録する。
 - (2) 水質汚濁等水泳に不適当と考えられる場合は、平日においては、直ちに学生課学生係に連絡をとって必要な指示を受け、放課後や土曜・日曜及び祝日においては、プール監視者が、自らの判断において直ちに利用を中止させること。
 - (3) 利用者に「プール使用心得」に違反するものを発見した場合は直ちに適切な措置を講ずること。
 - (4) 事故防止等に必要な場合、適切かつ迅速な措置を講ずること。
- 5 利用者は、次の事項を厳守すること。
 - (1) 健康な者であっても常に健康及び衛生面を考慮し、安全な水泳に心がけること。
 - (2) 学校感染症及びその他疾病のある者は利用しないこと。
 - (3) 利用者は、プール監視者の指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
 - (4) プールには土足で入場しないこと。
 - (5) 利用者は、清潔な水着を着用すること。
 - (6) 入水前にはシャワーを十分浴び身体を洗うこと。
 - (7) 入水前に準備運動を行うこと。
 - (8) プールへの飛び込みは原則禁止とする。入水は足から入ること。
 - (9) 利用は、できるだけ2人以上の組をつくり、相互の安全に努めること。
 - (10) 水泳トレーニング用具類（パドルやシュノーケル等）を用いた練習をする場合は、使用前に監視者の許可を得ること。
 - (11) たん及びつばきを吐く時は、オーバーフローで行うこと。
 - (12) 利用後にはシャワーを浴びるだけでなく、うがい及び洗眼を行うこと。
 - (13) 施設を管理する者の指示に従うこと。
 - (14) 他人の迷惑になるような行為は慎むこと。
 - (15) プール入口に赤旗掲示のときは利用できない。
- 6 事故等が発生した場合は、速やかに学生課や守衛所と連絡をとり、適切な措置をとること。
- 7 プールを利用できる期間と時間は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、これを変更することがある。

使用期間 6月15日から9月30日まで

使用時間 平日8時30分から19時まで

- 8 プールの概要は次のとおりである。
長さ 25 m 幅 12 m (5 レーン)



附 則

この心得は、昭和 44 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この心得は、平成 5 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この心得は、平成 18 年 7 月 12 日から実施する。

附 則

この心得は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この心得は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

(17) 合宿研修施設運営規則

(趣 旨)

第 1 条 小山工業高等専門学校合宿研修施設（以下「合宿所」という。）の運営は、この規則の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 合宿所は、合宿生活並びに研修を通じて、学生相互及び教職員との意志の疎通をはかり、併せて課外活動等の振興に寄与することを目的とする。

(運 営)

第 3 条 合宿所の運営については、校長の命を受けて、学生主事があたる。

(使用の範囲)

第 4 条 合宿所を使用できる者は、本校の学生及び教職員とする。ただし、校長が必要と認めた者には、使用させることができる。

(使用の許可)

第 5 条 合宿所の使用を希望する者は、予め所定の使用許可願を提出して校長の許可を受けなければならない。

(使用の取消し)

第 6 条 合宿所の管理上支障があると認められるとき、並びにこの規則又は細則に違反する行為があった場合は、使用を取消すことがある。

(経費の負担)

第 7 条 合宿所の使用に伴うガス代は、使用者が負担するものとする。

(そ の 他)

第 8 条 合宿所の使用に関する細則は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校合宿研修施設使用規程（昭和55年6月1日制定）は廃止する。

(18) 合宿研修施設使用細則

(趣 旨)

第 1 条 小山工業高等専門学校合宿研修施設（以下「合宿所」という。）運営規則第 8 条の規定に基づき、合宿所の使用については、この細則の定めるところによる。

(使用の範囲と制限)

第 2 条 合宿所の使用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本校学生の合宿
- (2) 本校学生・教職員の研修、集会
- (3) その他校長が許可した者

2 学生が使用するときは、関係する教員が参加して指導にあたるものとする。

3 合宿所を使用する場合は、原則として 5 名以上の団体でなければならない。

(使用上の手続き)

第 3 条 合宿所を使用する場合は、使用開始 1 週間前までに使用許可願を学生課学生係に提出し許可を受けなければならない。

2 使用許可願の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに学生課学生係に届け出るものとする。

第 4 条 使用開始時及び終了時は、関係する教員の立会いのもとで施設、設備及び備品の点検を実施するものとする。

(鍵の取扱い)

第 5 条 合宿所の鍵は、学生課学生係で保管する。ただし、正規の勤務時間以外は、守衛所で保管するものとする。

2 使用期間中の扉の開閉及び鍵の取扱いは、関係する教員の責任のもとに行う。

(使用上の諸注意)

第 6 条 研修中の使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 指導教員の指導に従うこと。
- (2) 施設、設備及び備品は、大切に取扱うこと。
- (3) 火気の取扱いについては、十分注意すること。
- (4) 室内の秩序を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
- (5) 保健衛生には、十分留意すること。
- (6) 使用後は、清掃及び戸締りを厳重に行うこと。
- (7) 合宿以外の使用は、19時までとする。

(経費の負担)

第 7 条 施設、設備及び備品を破損又は紛失した場合は、原則として使用者又は使用団体の責任において弁償するものとする。

附 則

1 この細則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

2 小山工業高等専門学校合宿研修施設使用心得（昭和55年 6 月 1 日制定）は廃止する。

(19) 学生会本部室使用細則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、学生会活動の一層の充実を図り、学生生活を豊かにすることを目的とし、小山工業高等専門学校学生会本部室（以下「学生会室」という。）の施設の使用について定めるものとする。

(管 理 運 営)

第 2 条 学生会室の管理運営は、学生主事が行う。

2 学生会室の管理運営に関する事項は、学生委員会において審議する。

3 学生会室の使用に関する事務は、学生課学生係で処理する。

(使用者の範囲等)

第 3 条 学生会室を使用することのできる者は、本校学生会員とする。

(使 用 日 時)

第 4 条 学生会室の使用日は、原則として次の各号に掲げる日を除く毎日とする。

一 土曜日・日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

2 学生会室の使用時間は、原則として、7時から21時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、施設の設備、補修その他必要があると認めるときは、使用日時を変更し、又は使用を中止させることがある。

(使用手続等)

第 5 条 学生会室の使用を希望する者は、学生会長の責任のもとに施設・設備使用願（別紙様式、以下「使用願」という。）を提出し、許可を受けるものとする。

2 使用許可期間は、通年とし、使用者が次年度も学生会室の使用を希望するときは、2月末日までに使用願を提出し、許可を受けるものとする。

3 使用者が前条第1項及び第2項に規定する以外の日時に学生会室の使用を希望するときは、その都度使用願を提出し、許可を受けるものとする。

(遵 守 事 項)

第 6 条 学生会室の使用に際して、使用者は次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

一 目的以外に使用しないこと

二 認められた時間内で使用すること

三 火気の取扱いに注意し、危険物を持ち込まないこと

四 清潔・整頓に心がけ、設備、備品等は、許可なく持ち出さないこと

五 使用後は、消灯及び火災予防に留意し、盗難防止のため戸締まりをすること

(使用許可の取消し)

第 7 条 使用者が法令、本校の学則その他の諸規則又はこの細則に定めた事項に違反したときは、使用の許可を取り消すことがある。

(損 害 賠 償)

第 8 条 使用者が施設、設備等を故意又は重大な過失により改造若しくは模様替えし、破損し、又は亡失したときは、その原状回復に必要な費用を弁償するものとする。

(鍵の取扱い)

第 9 条 学生会室の鍵は、学生課学生係で保管する。ただし、正規の勤務時間以外の場合は、警備員室で保管する。

- 2 使用者は、正規の勤務時間にあつては学生課学生係に、それ以外の場合は、警備員室に学生証を預けて、鍵を受領するものとする。
- 3 使用者は、使用終了後速やかに、鍵を学生課学生係又は警備員室に返却し、学生証を受領するものとする。

附 則

この細則は、平成3年4月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

(20) 外国人留学生規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年 4 月 1 日制定）第51条の規定に基づき、小山工業高等専門学校に受け入れられる外国人留学生（以下「留学生」という。）に関する入学及び教育指導の特例を定めるものとする。

(入 学)

第 2 条 校長は、文部科学省が定めた日本語教育の課程を修了した留学生に対して、特定の学年学科に入学を許可する。

(教 育 課 程)

第 3 条 留学生については、本校の通常の授業を受ける上で必要な日本語その他の学力を養うため、別表のとおり、特別に編成された教育課程の学習をもって、通常教育課程の一部の履修に代えることができる。

2 前項の特別な教育課程の編成は、学科長及び留学生指導教員の協力を得て教務主事が行う。

(留学生指導教員)

第 4 条 留学生に対し、学習及び生活に関して、必要な指導助言を与えるため留学生指導教員を置く。

2 留学生指導教員は校長が委嘱するものとし、校長又はその補助機関に対して、必要な建議を行うことができる。

(留学生相談員)

第 5 条 留学生の日本語能力の不足等就学上の問題解決を援助するため、留学生相談員を置く。

2 前項の留学生相談員は、学生の中から学科主任の推薦に基づき、校長が委嘱する。

3 留学生相談員は、適宜、留学生の相談に応ずるとともに、定期的に留学生指導教員に連絡して、その指導を受けるものとする。

(対外事務)

第 6 条 留学生が、わが国の法令等に基づき、処理しなければならない事務手続等の助言については、学生課において行うものとする。

附 則

この規程は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年４月23日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

別 表

学年 事項	３、４	
免 除 科 目	国語Ⅲ、科学技術倫理、 リベラルアーツ（文学） など	６単位 以上
代 替 科 目	日本語 日本事情 など	６単位 以上

(21) 地域イノベーションサポートセンター利用規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校地域イノベーションサポートセンター規則（平成29年4月1日制定）第11条の規定に基づき、地域イノベーションサポートセンター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用資格)

第 2 条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- 一 本校の教職員
 - 二 本校の学生
 - 三 本校と共同研究などを行う民間企業等の研究員
 - 四 その他地域イノベーションサポートセンター長（以下「センター長」という。）が小山工業高等専門学校地域イノベーションサポートセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て適当と認めた者
- (利用の日時)

第 3 条 センターを利用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- 一 利用できる日 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）を除く。）
- 二 利用できる時間 8時30分から17時まで

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、特に必要と認めたときは、利用日時を変更することができる。

(施設等の利用手続)

第 4 条 センターの施設及び設備を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ別紙様式に定める事項を記入し、センター内の地域連携事務室に提出しなければならない。

(利用申請者)

第 5 条 センターの施設及び設備の利用に関する申請者は、第2条第1号及び第3号に定める者とする。ただし、プロジェクトとして許可された者は、年度当初に申請することにより当該年度内は、利用ごとの申請を省くことができる。

(経費負担等)

第 6 条 センターの設備の利用に係る経費は、原則として利用者の負担とする。

第 7 条 センターの設備の取り扱い及び使用料に関する事項は、センター長が別に定める。

(遵守事項)

第 8 条 利用者は、センターの利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 センター長及び設備担当者並びに技術職員の指示に従うこと。
- 二 センター内に教育・研究目的に使用する場合を除いて危険物を持ち込まないこと。
- 三 センターの施設、設備、資料等を汚損し、又は破損しないこと。
- 四 センター内にの実験装置等の故障を発見した場合は、速やかにセンター長又は設備担当者に報告すること。
- 五 その他、他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(利用の制限)

第 9 条 センター長がセンターの管理運営上必要と認める場合は、センターの利用の一部又は全部を制限することができる。

(損害の弁償)

第 10 条 利用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備、資料等を汚損し、又は損傷したときは、遅滞なく原状に復し、若しくはその損害を弁償しなければならない。

(そ の 他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校地域共同開発センター利用規程（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(22) ものづくり教育研究センター利用規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校ものづくり教育研究センター規則（平成15年 4 月 1 日制定）第 10条の規定に基づき、ものづくり教育研究センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利 用 資 格)

第 2 条 センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は次のとおりとする。

- 一 本校の教職員及び名誉教授
- 二 本校の学生
- 三 その他ものづくり教育研究センター長（以下「センター長」という。）が小山工業高等専門学校ものづくり教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て適当と認めた者

(利用の日時)

第 3 条 センターを利用できる日及び時間は次のとおりとする。

- 一 利用できる日は、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月28日から翌年 1 月 4 日まで）は除く。
- 二 利用できる時間は、8 時30分から17時までとする。

2 前項の規定に関わらず、センター長は特に必要と認めたときは、利用日時を変更することができる。

(施設等の利用)

第 4 条 センターの施設及び設備を利用しようとするものは、あらかじめセンター長に利用申請をするものとする。

(利 用 手 続)

第 5 条 センターの施設及び設備に関する利用申請者は、第 2 条第 1 号に定める者とする。

(経費負担等)

第 6 条 センターの設備の利用にかかる経費は、原則として利用者の負担とする。

(遵 守 事 項)

第 7 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 センターの利用にあたっては、センター長及び技術職員の指示に従うこと。
- 二 センター内に教育・研究目的に使用する場合を除いて危険物を持ち込まないこと。
- 三 センターの施設、設備、資料等を汚損し、又は破損しないこと。
- 四 センター内における実験装置等の故障を発見した場合は、速やかにセンター長又は技術職員に報告すること。
- 五 その他、他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(利用の制限)

第 8 条 センター長がセンターの管理運営上必要と認める場合は、センターの利用の一部もしくは全部を制限することができる。

(損害の弁償)

第 9 条 利用者は、故意又は重大な過失により施設、設備、又は資料を汚損し、又は損傷したときは、遅滞なく現状に復し、もしくはその損害を弁償しなければならない。

(そ の 他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(23) 研究生規程

(趣 旨)

第 1 条 小山工業高等専門学校学則（昭和40年 4 月 1 日制定）第52条第 2 項の規定に基づき、研究生に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(入 学 資 格)

第 2 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 本校において高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第 3 条 研究生の入学の時期は、原則として各学期の始めとする。

(出 願 手 続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて校長に願い出なければならない。

- 一 研究生入学願書（本校所定のもの）
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業（又は修了）証明書
- 四 健康診断書
- 五 現に職を有している者は、所属長の承諾書又は依頼書

(入学者の許可)

第 5 条 前条の入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可するものとする。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は、入学時まで所定の誓約書を提出しなければならない。

(指 導 教 員)

第 6 条 研究生に対しては、指導教員を定める。

(研 究 期 間)

第 7 条 研究生の研究期間は、6 カ月以上 1 年以内とする。ただし、研究生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1 年に限りその期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により延長を願い出るときは、第 4 条第 5 号の規定を準用する。
- 3 前 2 項の規定により研究期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(授業料の納付)

第 8 条 研究生の授業料は、所定の期日までに、研究期間に係る全額を納付しなければならない。ただし、各学期ごとに分けて、それぞれ当該期間に係る額を納付することができる。

- 2 授業料を納めない者は、除籍する。

(授 業)

第 9 条 研究生は、指導教員の指導により、校長が必要と認めるときは、授業科目担当教員の承諾を得て、その授業に出席することができる。

(研 究 報 告)

第 10 条 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て、校長に提出しなければならない。

- 2 研究生の希望により、研究証明書を交付することができる。

(特 別 費 用)

第 11 条 研究に必要な特別な費用は、研究生の負担とする。

(授業料等の額)

第12条 第4条の検定料、第5条第2項の入学料及び第8条第1項の授業料の額は、それぞれ独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則の規定に基づき定められた額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(他の研究への従事)

第13条 研究生が他の研究に従事しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第14条 本規程に違反した者若しくは指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みのない者に対して、校長は退学を命ずることがある。

(他の規程等の準用)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学則及び学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(24) 自動車等による通学に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規程は本校学生（専攻科生及び研究生を含む。以下「学生」という。）の自動車・自動二輪車（以下「自二」という。）・原動機付自転車（以下「原付」という。）及び自転車（以下「自動車等」という。）による通学に関する必要な事項を定め、もって交通安全の確保と教育環境の維持を図ることを目的とする。

(使用許可)

第 2 条 交通が不便等の理由により自動車等を使用して通学しようとする学生はあらかじめ所定の「車両通学許可願」（自動車、自二、原付）を学校に提出し、校長の許可を受けるものとする。

2 前項の願出は、学生課学生係に提出するものとする。

(車両通学許可願の受付)

第 3 条 自動車通学の許可願の受付は、原則として各学期の末に行う。ただし、学期の途中で行うこともある。

2 自二及び原付の場合は、随時に受付を行う。

(許可基準)

第 4 条 自動車による通学の許可基準は、次のとおりとする。

一 運転免許取得後 3 か月以上経過していること。

二 自宅から学校までの片道距離が直線距離で半径 10km 以上、50km 以下であること。

三 対人 1 億円以上の任意保険に加入していること。

四 保護者の同意を得ていること。

五 第 4 学年以上であること。ただし、校内駐車場に駐車できる学生は第 5 学年、専攻科生及び研究生を優先する。

2 自二・原付による通学の許可基準は、次のとおりとする。

一 運転免許取得後 3 か月以上経過していること。

二 自宅から学校までの片道距離が直線距離で、自二の場合半径 10km 以上、50km 以下、原付の場合半径 5 km 以上、30km 以下であること。

三 対人 1 億円以上の任意保険に加入していること。

四 保護者の同意を得ていること。

五 自二の場合は排気量が 400cc 未満であること。

六 第 2 学年以上であること。

3 特別な事情を有し、校長が特に認める場合は上記の限りではない。

(許可証の交付)

第 5 条 自動車等の通学の許可を受けた学生には、許可証を交付する。

(許可の有効期間)

第 6 条 自動車通学の許可の有効期間は、当該学期内とする。

2 自二、原付の場合は、当該年度内とする。ただし、次年度も引き続き許可を受けたい場合は更新の手続きをする。

(遵守事項)

第 7 条 自動車、自二、原付の通学の許可を受けた学生は、交通法規を遵守し常に安全運転に留意するほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 許可証を自動車はダッシュボードの上に見えるようにして置くこと。自二・原付は後輪泥よけ部に貼付すること。

二 許可証を他人に使用させないこと。

- 三 許可証を紛失または汚損したときは、学生係に速やかに届け出て再交付を受けること。
 - 四 校内に乗り入れを許可された自動車等は、本校が指定した場所に駐車すること。
 - 五 自二、原付で通学する場合は、必ずヘルメットを着用し、2人乗りはしないこと。
 - 六 本校が行う交通安全教育の講習を受けること。正当な理由なくして講習会を受けない場合は許可を取り消す。
 - 七 通学許可を受けた自動車等を他人との間で貸借しないこと。
 - 八 自動車等の校内通行は、徐行運転すること。
 - 九 違法改造した自動車等を利用している場合は通学許可を取り消す。
- 2 自転車通学する学生は、「自転車通学届」を学校に提出するほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- 一 ステッカーを後輪泥よけ部に貼付すること。
 - 二 本校が指定した場所に駐輪すること。
 - 三 交通ルールを守り、二人乗り・傘さし運転・二列横隊等の危険運転をしないこと。また、人としてのマナーを守りゴミのポイ捨てなどの迷惑行為をしないこと。
- (自動車等の変更の届け出等)

第 8 条 自動車等の通学を中止するか又は自動車等を変更する場合は、速やかに学生係に届け出るものとする。

- 2 車検等により許可された自動車、自二、原付以外の自動車等を使用する場合は、あらかじめ学生係で「臨時車両通学許可証」を受けること。
- 3 届け出ていない自転車を校内に乗り入れるときは、あらかじめ学生係で臨時に許可を受けるものとする。
- (交通法令違反・事故等の報告)

第 9 条 交通法令違反をしたり、事故に遭ったときには、速やかに「交通法令違反・事故届」を学生係に提出するものとする。

(罰 則)

第 10 条 この規則に違反した者、又は交通法規に違反して重大な危険行為等をした者に対しては、自動車等の通学許可を取り消すほか厳重な処分をすることがある。

- 2 処分については、別にこれを定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(キャンパスライフ「○自動車等による通学について」を参照すること)

(25) 飲酒・喫煙に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は本校学生の飲酒・喫煙に関する指導上必要な事項を定め、もって学生の健康増進と本校の教育環境の維持を図ることを目的とする。

(指 導 事 項)

第 2 条 学生の飲酒・喫煙については、校内全域および学校周辺において禁止とする。

(罰 則)

第 3 条 第 2 条に違反する行為をした学生に対しては、本校の学則第37条に基づき、懲戒処分を行う。

附 則

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(26) 学生表彰規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校学則第36条第 2 項及び第48条の規定に基づく本校学生の表彰（以下「表彰」という。）について、定めるものとする。

(表 彰 対 象)

第 2 条 次の各号の一に該当する者を表彰の対象とする。

- 一 学業成績、人物ともに優秀である者
- 二 学術研究等で特に顕著な成果を挙げ、本校の名誉を高めた者
- 三 部活動又は課外活動において卓越した成績を修めた者
- 四 その他学生の模範として推奨できる行為又は功績のあった者

2 専攻科生については、前項第一号及び第三号は対象としない。

(表 彰 名)

第 3 条 前条第 1 項第一号から第三号の規定に該当する場合の表彰名は、「優秀賞」とし、同条第 1 項第四号の規定に該当する場合の表彰名は、「功績賞」とする。

2 前項に規定する「優秀賞」及び「功績賞」に準ずる場合の表彰名は、「奨励賞」とする。

(表 彰 基 準)

第 4 条 表彰する基準については、別に定める。

(表彰の決定等)

第 5 条 学級担任又は指導教員等は、第 2 条及び別に定める「学生表彰基準」に該当すると認められる者があるときは、別紙「学生表彰「優秀賞」「功績賞」「奨励賞」についての推薦書」により校長に推薦するものとする。

2 前項の推薦に基づき、学生委員会の議を経て、校長が表彰を決定するものとする。

(表彰の方法)

第 6 条 表彰は、校長が表彰状を授与して行うものとする。

2 前項に定める表彰状のほかに、記念品を授与することができるものとする。

3 表彰状の様式は、別紙のとおりとする。

(表彰の時期)

第 7 条 第 2 条第 1 項第一号の規定に基づく表彰の時期は、5 年生については卒業時に、4 年生以下については始業時に行うものとする。

2 第 2 条第 1 項第二号から第四号の規定に基づく表彰の時期は、その都度、校長が決定の上、全校集会などにおいて行うものとする。

(事 務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成11年 9 月 1 日から施行し、平成11年 4 月 1 日から適用する。

2 小山工業高等専門学校学生表彰基準（昭和62年12月 9 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の規定は、平成27年11月11日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年11月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年9月12日から施行する。

(27) 学生表彰基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、小山工業高等専門学校学生表彰規則（以下「表彰規則」という。）第 4 条の規定に基づき、本校学生の表彰基準について、定めるものとする。

(表 彰 基 準)

第 2 条 「優秀賞」について、表彰規則第 2 条第 1 項第一号に定める「学業成績、人物ともに優秀である者」とは、各科から推薦された次の各号の一に該当する者とする。

- 一 5 年生は、在学期間において、年間授業時数の 4 分の 1 を超えて欠課した科目がなく、かつ各学科における在学期間の学業成績の平均点の順位が 1 位及び 2 位の者。ただし、電気電子創造工学科においては、1 位から 4 位の者
- 二 4 年生以下は、当該学年在学 1 年間に於いて、年間授業時数の 4 分の 1 を超えて欠課した科目がなく、かつ各学科における学業成績の平均点の順位が 1 位の者。ただし、電気電子創造工学科においては、1 位及び 2 位の者

第 3 条 「優秀賞」について、表彰規則第 2 条第 1 項第二号に定める「学術研究等で特に顕著な成果を挙げ、本校の名誉を高めた者」とは、学術団体等における研究発表又は論文掲載により特に高い評価を受け、優秀な成績を挙げたと認められる者とする。

第 4 条 「優秀賞」について、表彰規則第 2 条第 1 項第三号に定める「部活動又は課外活動において卓越した成績を修めた者」とは、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 関東信越地区高等専門学校体育大会及び全国高等専門学校連合会の主催する大会・コンテスト等の関東信越地区大会において優勝又は同等の成績を修めた個人又は団体
- 二 全国高等専門学校体育大会及び全国高等専門学校連合会の主催する全国規模のコンテスト・コンクール等において、第 3 位以上又は同等の成績を修めた個人又は団体
- 三 通算 3 回以上全国高等専門学校体育大会に出場した者
ただし、野球部については、日本高等学校野球連盟登録の関係で通算 2 回以上出場した者
- 四 全国高等学校総合体育大会県予選又は全国高等学校総合文化祭県予選において第 3 位以上又は同等の成績を修めた個人又は団体
- 五 前号に準ずるその他全県規模以上の競技大会又はコンテスト及びコンクール等において第 3 位以上又は同等の成績を修めた個人又は団体
- 六 第一号、第二号、第四号及び第五号に規定する団体には、当該大会等への出場者の他、選手等として公式登録された学生全員を含むものとする。

第 5 条 「功績賞」について、表彰規則第 2 条第 1 項第四号に定める「その他学生の模範として推奨できる行為又は功績のあった者」とは、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 人名救助、重大事故の未然防止及び社会福祉の維持推進に顕著な功績のあった者
- 二 本校学生の諸活動に関して学生の模範として、特に推薦するに値する功績のあった者

第 6 条 「奨励賞」について、表彰規則第 3 条第 2 項に規定する「優秀賞及び功績賞に準じる場合」とは、次の各号の一に該当する者とする。ただし、第 4 条に規定する「優秀賞」に該当する場合は除くものとする。

- 一 学術研究活動において高い評価を受け、他の学生の模範となった者
- 二 関東信越地区高等専門学校体育大会及び全国高等専門学校連合会の主催する大会・コンテスト等の関東信越地区大会において第 3 位以上又は同等の成績を修めた個人又は団体
- 三 前号に準ずる大会及び催物において同等の成績を修めた個人又は団体
- 四 全県規模のコンテストやコンクール等においてその功績が顕著であり、他の学生の模範となった者
- 五 学生会の各委員会活動、寮生会活動及びその他学生諸活動においてその功績が顕著であり、他の学生の模範となった者

六 前各号を除き、学生としてその功績が顕著であり、他の学生の模範となった者

七 第二号及び第三号に規定する団体には、当該大会等への出場者の他、選手等として公式登録された学生全員を含むものとする。

附 則

この基準は、平成11年9月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成27年11月11日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年11月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年9月12日から施行する。

(28) 独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項

(目 的)

第 1 条 この要項は、国立高等専門学校（以下「学校」という。）に在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者（以下「保護者等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(保護者等の要件)

第 2 条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

(保護者等による入学時の誓約)

第 3 条 学生は、入学時に、学校で定めた誓約書により保護者等の連署を得て、入学する学校の校長に提出するものとする。

2 前項の誓約書は別紙様式1を基に学校で作成するものとする。

3 学生は、誓約書に連署した保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

(保護者等の義務)

第 4 条 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう学生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、学生の保護に努めなければならない。

(学生の身分異動等)

第 5 条 学校は、学生が次に掲げる事項について学校に許可又は届け出を行う場合については、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、学校に提出させるものとし、その許可状況等について保護者等に通知するものとする。

- 一 退学
- 二 休学
- 三 復学
- 四 転学
- 五 留学
- 六 転学科
- 七 授業料免除申請（徴収猶予を含む。）
- 八 入寮申請
- 九 改姓及び改名
- 十 その他学生の身分異動に関する事

(保護者等への通知)

第 6 条 学校は次に掲げる学生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 学業成績
- 二 出席情報
- 三 健康診断情報
- 四 学生が学校から表彰された場合

五 学生が学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合

六 学生が問題行動等を起こした場合

七 学生が在学時に怪我や病気等になった場合

八 その他学生に対する支援又は指導が必要な場合

(緊急時の連絡)

第 7 条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

2 学校は、学生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

(保護者等への情報提供)

第 8 条 学校は、保護者等に対し、学校の広報誌、学事日程等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

(保護者等による入寮時の誓約)

第 9 条 学校の寄宿舎に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、学校で定めた入寮誓約書により保護者等の連署を得て、校長に提出するものとする。

2 前項の誓約書は別紙様式 2 を基に学校で作成するものとする。

3 学生は、保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

(寮生の保護者等の義務)

第 10 条 保護者等は、寮生の在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう寮生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、寮生が在寮中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時、若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、寮生の保護に努めなければならない。

(寮生の保護者等への通知)

第 11 条 学校は次に掲げる寮生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

一 寮生が在寮時に学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合

二 寮生が在寮時に問題行動を起こした場合

三 寮生が在寮時に怪我や病気等になった場合

四 寮生の継続入寮等に関する事項

五 その他寮生に対する支援又は指導が必要な場合

(緊急時の連絡)

第 12 条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

2 学校は、寮生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

(寮生の保護者等への情報提供)

第 13 条 学校は、寮生の保護者等に対し、学生寮の行事、取り組み等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

(雑 則)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 3 年 2 月 18 日制定）

1 この要項は、令和 3 年 2 月 18 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 9 条の規定は、令和 3 年度入学者及び入寮者から適用する。

4. 專 攻 科

小山工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定）第46条第2項の規定に基づき、小山工業高等専門学校専攻科における授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定について定めることを目的とする。

(授業)

第2条 専攻科の授業は、1単位時間を標準50分とする。

2 授業は講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位)

第3条 各授業科目の1単位あたりの学修時間は、45単位時間を標準とするが、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の各号により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15単位時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30単位時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験及び実習については、45単位時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第4条 授業科目の受講に当たっては、各学期の始めに各科目毎の受講届を提出しなければならない。

(大学等における授業科目の履修)

第5条 大学等で開設されている授業科目を履修した者が、当該科目の単位（以下「学外単位」という。）の認定を受けようとするときは、成績証明書等、単位の修得を証明する書類を添えて期限までに校長に申請するものとする。学外単位は、4単位を限度として、専攻科における授業科目を修得したものとしなすことができる。

(成績の評価)

第6条 学業成績は、授業科目毎に評価する。

- 2 成績の評価は、試験の成績及び平素の成績等を総合して、100点法により評価する。
- 3 特別研究及び実務研修の成績は、可否で評価する。
- 4 各科目とも欠課時数が授業時間数の3分の1を超えるものに対しては、評価は行わない。

第7条 各授業科目の成績は、評価を次のとおり区分し、評語で表す。

評 語	評 価
S	90点以上
A	80点以上 90点未満
B	70点以上 80点未満
C	60点以上 70点未満
D	60点未満

(単位の認定)

第8条 前条の規定に基づき、S、A、B及びCに評価された授業科目については、当該単位数を認定する。

- 2 学業成績を学外に通知する場合は、修得科目のみ単位数及び評語で通知する。
- 3 単位が認定されなかった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。
- 4 本科4年及び5年における開講科目について、科目担当教員の許可を受けて履修することができる。ただし、当該認定単位数は専攻科修了要件のための修得単位数には含まない。しかし、技術者教育プログラム中の授業時間数として認めることができる。
- 5 特例適用専攻科の修得科目として必要な場合は、本科4年及び5年における開講科目について、科目担当

教員の許可を受けて履修することができる。当該認定単位数は、特例認定専攻科の修得単位として認めることができる。ただし、当該認定単位数は専攻科修了要件のための修得単位数には含めないものとする。

6 前項3、4及び5により再履修する場合も、第4条に規定する手続きを行うものとする。

(試験)

第9条 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績で評価し得る授業科目については、定期試験を実施しないことがある。

2 定期試験に病気（医師の診断書がある場合に限る。）、忌引、その他止むを得ない理由により試験を受けられなかった者については、本人の願い出により校長が許可した場合、追試験を受けることができる。

3 正当の理由がなく試験を受けなかった者又は懲戒処分の為試験を受けなかった者の当該試験の成績は0点とする。

4 試験中不正行為を行った者は、当該試験期間中における全科目の試験成績を0点とする。

(修了の認定)

第10条 修了の認定は、所定の単位を修得し、かつ、本校の複合工学系技術者教育プログラムに必要とされる単位を満たした者に対して、小山工業高等専門学校判定会議の議を経て、校長が行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

学士の学位の取得について

高等専門学校卒業で一定の要件を満たした場合、大学改革支援・学位授与機構の審査により学士の学位を取得できます。これは、大学卒業と同等の水準にあると認められたことで、本校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構の認定を受けております。

本校専攻科の学士修了要件を満たした方は、専攻科修了時に学士（工学）の学位を取得できます。

特例適用専攻科について

本校専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の授与に係る特例に関する規則（平成26年規則第1号）に規定する要件をみたす特例適用専攻科として、上記機構から認められています。

技術者教育プログラムについて

本校では、専攻科における各専攻のカリキュラムと各専攻に係る各学科（本科）4、5年のカリキュラムから構成され、本校独自の明確な学習・教育目標を持った技術者教育プログラム「複合工学系（複合工学専攻）教育プログラム」を策定し、平成16年度より実施、運用して来ています。そして、その技術者教育プログラムについて日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board of Engineering Education：JABEE）による認定審査を平成17年度に受けています。JABEEによって認定されると、本校の技術者教育プログラムが大学学部相当の工学教育の質や水準、学習・教育の量を持つことになり、プログラムの修了生は社会的にも、また国際的にも技術者として必要な工学基礎教育を修得したものとして保証されることになります。また、技術士の第一次試験が免除されることになります。

本校は、“技術者である前に人間であれ”を教育理念として開校以来人間教育に基づく実践的技術者の育成に努めてきました。近年、科学技術の高度化、教育の高学歴化、高度情報化社会、産業や経済の国際化、そして地域社会に開かれた学校など、本校を取り巻く社会環境は大きく変化し、時代や環境変化に即応できる技術者の育成が必要になっています。

本教育プログラムは、このような状況を考慮して、本校の伝統である豊かな人間性を育てる教育理念は堅持しつつ、高専の特長である早期専門導入教育に基づいた工学基礎及び専門基礎教育の系統的で継続的な教育制度を生かし、地域社会や産業界の中だけでなく、21世紀の国際社会で活躍貢献できる個性と人間性豊かなより高度の実践的能力を備えた技術者を育成することを目指しています。これらのことは本校の教育理念とともに、育成する人財像、行動目標、教育方針、並びにディプロマ・カリキュラム・アドミッションポリシーの三つのポリシーにも包含されており、JABEEプログラムとしてもこれらの流れを汲んだ学習・教育目標、技術者像を掲げています。

○学習・教育目標

専門工学分野の知識を生かすとともに、広く社会的、地球的視野を持った考え方や生き方ができる技術者の養成

○育成しようとする技術者像

産業界だけでなく、地域や国際社会で活躍できる、人間性豊かな創造的、実践的技術者

本技術者教育プログラムは上記の技術者を育成するために、本科4、5年および専攻科1、2年の4年間のカリキュラムで構成されています。そのため、専攻科に入学したすべての学生はプログラムの履修対象者となります。プログラムの履修登録をしないで在学することはできません。

1. 本教育プログラムを修了するには、(1)～(7)のすべての要件を満たす必要があります。
 - (1) 学士の学位を取得すること。
 - (2) 専攻科において62単位以上修得し、専攻科を修了すること。
 - (3) 専攻科および本科4、5年を含めて計124単位以上修得すること。
 - (4) 専攻科および本科4、5年において人文科学・社会科学等（語学教育を含む。）を10単位以上、数学・自然科学・情報技術を10単位以上、および専門工学分野36単位以上を修得すること。
 - (5) 専攻科および本科4、5年において、プログラムが設定する次の基礎工学に関する科目群の中から少なくとも1科目、合計6科目以上の単位を修得すること。
 - ①設計・システム系科目群、②情報・論理系科目群、③材料・バイオ系科目群、④力学系科目群、⑤社会技術系科目群
 - (6) プログラムが指定する下記の必修科目
12単位（6科目）を修得すること。

- ①システムデザイン、②環境技術、③技術者倫理、④経営工学、⑤プロジェクトデザイン
⑥産業財産権

(7) 本プログラムの5つの学習・教育到達目標について、次表に示される評価方法をすべて満たすこと。

2. 本校以外の高等専門学校・大学・短期大学、専門学校等から専攻科に入学した学生については、他の教育機関で修得した履修授業科目等を本校4・5学年の履修授業科目へ読み替えるものとします。
読み替えは、JABEE専門委員会の議を経て本教育プログラムの単位として認定されます。

技術士・技術士補とは

技術士制度は、技術的専門知識及び応用能力と豊富な経験を有する優れた技術者の育成を図るための国による技術者の資格認定制度です。

a) 技術士は、

技術士法に基づいて行われる国家試験(技術士第二次試験)に合格し、登録した者だけに与えられる称号です。
国は、この称号を与えることにより、その人が科学技術に関する高度な応用能力を備えていることを認定することになります。従って、技術士は、科学技術の応用面にわたる技術者にとって最も権威ある国家資格と言えます。

b) 技術士補は、

技術士法に基づく国家試験(技術士第一次試験)に合格し、登録した者だけに与えられる称号です。
技術士補は、技術士となるのに必要な技術を習得するため、技術士を補助することになっています。
この技能修得後、技術士第二次試験を受験できます。

本校のJABEEの認定を受けて修了した者は、この資格を有しています。

※専攻科入学年度の学生便覧を参照すること。

学習・教育到達目標	目標の評価基準
(A) 科学や工学に関する基本的知識を習得し、専門工学分野の問題に応用して適切な解を求められる。	各コースの該当科目：(a) 専門分野(1)基礎工学②情報・論理系科目(イ)専門分野(1)基礎工学③材料・バイオ系科目(ウ)専門分野(1)基礎工学④力学系科目(エ)専門分野(2)専門工学の知識・能力（専門工学系科目）、これらを、以下の条件で修得することで評価する。 ・各科目のシラバス記載の各達成目標が、明示された評価方法で60%以上達成されていると認められたうえで、科目として合格している。 ・修得した科目の評価を、S評価＝4、A評価＝3、B評価＝2、C評価＝1として計算した、Grade Point (GP) の平均は2.0以上であること。 ・これらの科目を20単位以上修得すること。
(B) 問題点を把握し、俯瞰的な考察に基づく科学的方法を駆使しながら協働で作業し、主体的に結論を導く姿勢を保てる。	各コースの該当科目：(a) 専門分野(1)基礎工学①設計・システム系科目(イ)専門分野(2)専門工学工学の知識・能力（専門工学系科目および創造性・PBL系科目）の科目群のエンジニアリングデザイン関連科目および実験実習等の科目、について修得すること。 ・各科目のシラバス記載の各達成目標が、明示された評価方法で60%以上達成されていると認められたうえで、科目として合格している。実験実習・研究等を実施してその報告書・論文等を提出させ、ループリック方式またはシラバス記載の方法で評価する。 ・最終的に本科の卒業研究もしくは専攻科の特別研究の成果について1回以上、外部発表を行うことで評価する。
(C) 数学および自然科学に関する基礎知識を習得し、それらを総合的に応用できる。	各コースの該当科目：数学・自然科学・情報技術科目、について修得することで評価する。 ・各科目のシラバス記載の各達成目標が、明示された評価方法で60%以上達成されていると認められたうえで、科目として合格している。 ・修得した科目の評価を、S評価＝4、A評価＝3、B評価＝2、C評価＝1として計算し、修得した科目のGPの平均は2.0以上であること。 ・これらの科目を12単位以上修得すること。
(D) 科学・技術が自然や社会に与える影響を、豊かな人間性を備えた技術者としての視点に基づいて理解できる。	各コースの該当科目：(a) 人文科学・社会科学等の「人間と科学Ⅰ、Ⅱ」(イ)専門分野(1)基礎工学⑤社会技術系科目(ウ)専門分野(2)専門工学の知識・能力（専門工学系科目）の科目群の資源やエネルギー、環境に関連した科目〔所属コースの中から4単位以上を修得すること。機械コース：熱力学、水力学Ⅰ・Ⅱ、エネルギー工学。電気電子創造コース：パワーエレクトロニクス、新エネルギー発電、電力系統工学、高電圧工学、電気法規、電磁波工学、電磁エネルギー工学、電気エネルギー論。物質コース：環境化学、生物資源工学、環境有機化学。建築コース：建築設備、環境デザイン論、設備システム論。〕、について修得することで評価する。 ・各科目のシラバス記載の各達成目標が、明示された評価方法で60%以上達成されていると認められたうえで、科目として合格している。 ・「環境技術」および資源やエネルギー、環境に関連した科目のGPの平均は2.0以上であること。ただし、これらの科目は6単位以上修得すること。
(E) グローバル社会で通用する研究調査や実験の計画を適切に立てて結果を論理的にまとめ、外国語も用いて正確に他者に理解してもらうことができる。	各コースの該当科目：(a) 人文科学・社会科学等(イ)専門分野(2)専門工学の知識・能力（創造性・PBL系科目）の科目群の科目およびその他の科目を修得すること。 ・各科目のシラバス記載の各達成目標が、明示された評価方法で60%以上達成されていると認められたうえで、科目として合格している。実験実習・研究等を実施したときは、その報告書・論文等を提出させ、ループリック方式またはシラバス記載の方法で評価する。 ・TOEIC400点と同等以上のスコアを得ることで評価する。

なお、修得とは、各科目のシラバス記載の各到達目標が、明示された評価方法により60%以上達成されていると認められたうえで、科目として合格することです。

以上のように、技術者教育プログラムを修了するためには、専攻科の修了以外に多くの条件が必要となります。したがって、専攻科入学前の2年間（高専4、5年、短期大学、または、これらに相当する学習期間）と専攻科の在学期間を通して上記要件を満たすことが危惧される場合もありますので、専攻科入学以前の学習状況について調査して入学後の措置（補習等）を予め検討しておく必要があります。

5. 学生会規約

学生会規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、学生準則第21条に基づくもので、小山工業高等専門学校学生会と称する。

第 2 条 本会は、学校の教育方針にのっとり、学生の自発的な活動を通してその人間形成を助長し、相互の親和に啓発に努め、学生生活の向上を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、本校の学生全員を持って構成し、教員を顧問とする。

第 4 条 学生主事及び本会の顧問教員は、総会、評議会等の各種会議に出席して本会の運営、活動について指導助言することができる。

第 5 条 会員は、学年をとわず会員としての平等な権利を持つとともに、その責任と義務を負わなければならない。

第 6 条 本会の活動は、総会の承認を得た予算及び事業計画に基づいて実施するものとする。

第 2 章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、会計局長、渉外局長、広報局長、庶務局長、技術局長

第 8 条 役員の任期は、4月1日から3月末日までとし、欠員補充などによって任命された役員の任期は前任者の在任期間とする。（なお、1～3月は引継ぎ期間とし、新旧役員は協力して活動を行う）

第 1 節 会長・副会長

第 9 条 会長は、本会を代表し、会務を執行する。

第 10 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はこれに代わる。

第 11 条 会長及び副会長は、全会員の選挙により選出し、校長の承認を受ける。

第 2 節 会 計 局 員

第 12 条 会計局員は、次のことをつかさどる。

- 一 学生会の予算案及び決算書の作成
- 二 決算及び会計監査に必要な書類の整備
- 三 その他、会計に関する事務

第 13 条 会計局員は、会長が会員の中から若干名指名し、総会の承認を得るものとする。

第 3 節 渉 外 局 員

第 14 条 渉外局員は、次のことをつかさどる。

- 一 他校学生会との情報交換
- 二 学生会に届く各種書類の処理
- 三 その他、渉外に関する事務

第 15 条 渉外局員は、会長が会員の中から若干名指名し、総会の承認を得るものとする。

第 4 節 広 報 局 員

第 16 条 広報局員は、次のことをつかさどる。

- 一 学生会活動の会員への報告
- 二 機関新聞の発行
- 三 その他、広報に関する事務

第 17 条 広報局員は、会長が会員の中から若干名指名し、総会の承認を得るものとする。

第 5 節 庶 務 局 員

第 18 条 庶務局員は、次のことをつかさどる。

- 一 学生総会及び各種運営委員会の記録
- 二 各種実行委員会との連絡、調整
- 三 各部の連絡、調整及び、活動状況の確認
- 四 その他、庶務に関すること

第 19 条 庶務局員は、会長が会員の中から若干名指名し、総会の承認を得るものとする。

第 20 条 庶務局員は、本会の主要行事に関する記録（写真を含む）を資料として保存しておかなければならない。保存する記録の基準は、次のとおりとする。

- 一 役員名簿
- 二 諸規約、予算決算報告書、事業計画及び同報告
- 三 各部の対外試合、発表会等の記録
- 四 文化祭等本会が実施した行事の記録
- 五 その他、本校の学生関係行事の記録

第 6 節 技 術 局 員

第 21 条 技術局員は、次のことをつかさどる。

- 一 学生会執行部の電子機器の保守管理
- 二 その他、学生会執行部内の技術に関する事務

第 3 章 機 関

第 22 条 本会の目的を達成するため、次の機関を置く。

- 一 総 会
- 二 評議会
- 三 執行部
- 四 実行委員会
- 五 監査委員会

第 1 節 総 会

第 23 条 総会は、本会の最高決議機関である。

第 24 条 総会は、本会の会務報告、予算、決算、事業計画及び規約の改正など、本会の活動全般にわたる事項について審議決定する。

第 25 条 総会は、年 1 回 5 月に開催されるものとし、会長が招集する。

第 26 条 臨時総会は、次の場合に開くことができる。

- 一 評議会構成員の 2 分の 1 が必要と認めたとき
- 二 会員の 5 分の 1 以上の署名による要求があったとき
- 三 会長が必要と認めたとき

第 27 条 総会の招集および議題の告示は、会長がその 5 日前までに行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

第 28 条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、議決は、出席者の過半数の賛成による。

第 29 条 その他、総会の議事進行及び運営に関する必要事項に関しては、評議会において審議の上決定する。

第 2 節 評 議 会

第 30 条 評議会は、総会の代行決議機関であり、各実行委員会（第 4 節 35 条参照）の代表者と執行部各局の代表者（第 3 節 33 条参照）及び会長、副会長をもって構成する。

第31条 評議会には議長1名、副議長1名、書記2名（以下「議長団」という。）を置き、評議会が互選で選出する。

2 前項の議長団は、総会の議長団を兼ねる。

3 評議会は、議長が招集する。

第3節 執行部

第32条 執行部は、本会の最高執行機関である。

第33条 執行部は会長の統轄のもと、次の各局に分かれてそれぞれの仕事を分掌する。

- 一 会計局
- 二 渉外局
- 三 広報局
- 四 庶務局
- 五 技術局

第34条 会計局、渉外局、広報局、庶務局、技術局はそれぞれ、会計局員、渉外局員、広報局員、庶務局員、技術局員をもって構成する。

第4節 実行委員会

第35条 実行委員会は会長が直接統轄する、本会の全般的活動を企画・実行する機関であり、次の各委員会に分かれてそれぞれの事項を分掌する。

- 一 クラス代表者委員会 会員の勉学その他学生生活に関すること
- 二 工陵祭実行委員会 工陵祭に関すること
- 三 部長委員会 部活動の全体的な統轄その他、部活動の活動に関すること
- 四 体育委員会 球技大会その他体育の行事に関すること
- 五 特別委員会 その他、特別の活動に関すること

第36条 前条の各委員会は、三を除いてそれぞれ各学級から若干名ずつ選出された代表をもって構成する。

第37条 各委員会には、第35条三を除いて互選による委員長、会計各1名をおく。

第38条 委員会の新設及び改廃は、学生主事の指導のもと評議会の同意を得た上で、会長が総会に諮り、総会の承認を得るものとする。ただし、第35条五の特別委員会については、学生主事の指導のもと評議会で決定する。

第5節 監査委員会

第39条 監査委員は、各部、各実行委員会及び各部の物品の保管、活動状況等を監査する。

第40条 監査委員は、クラス代表者委員が互選で若干名選出する。

第41条 監査委員は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

第4章 部活動（部・同好会・愛好会）

第42条 本会に別表第1の各部を置く。

第43条 各部活動（愛好会、同好会を含む。以下、部）には、互選による部長、副部長、会計各1名を置く。

- 2 部長は、その部を代表し、部活動の中心となる。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはこれに代わる。
- 4 会計は、部の会計事務を担当する。
- 5 部長、副部長、会計の任期は原則として1年とし、毎年3月に改選する。
- 6 年度の途中で部長等の変更があった場合、速やかに庶務局員に提出しなければならない。
- 7 部長は、部長委員会に所属する。

第44条 各部は、第5章の会計に関する規定に基づく必要書類を整備しておかなければならない。また、それを学年末に会長に提出しなければならない。

- 2 各部は、常に最新の部員名簿を備え、又、その部の主要行事並びに部日誌を記録保存しておくものとする。

- 3 部員の入退部があった場合は、3日以内に庶務局員に提出するものとする。
- 4 各部は、部則・会則を保存し、部員に周知させなければならない。
- 5 部則・会則を改正する場合、指導教員の指導を受けるものとする。又、改正後は速やかに庶務局員に提出する。

第45条 部長は、主要行事記録を行事終了後、速やかに会長に提出しなければならない。

- 2 部長は、常に指導教員と連絡を密にし、また、必要がある場合には会議に指導教員の出席を求めて助言を受け、積極的に部活動を推進しなければならない。

第46条 愛好会の新設は、部員名簿及び会則を「学生団体結成願い」に添付し、庶務局に提出するものとする。

- 2 愛好会の新設は、学生主事の指導のもと評議会の同意を得た上で会長が総会に諮り、総会の承認を得るものとする。
- 3 愛好会の新設は、部員が2学年以上にわたって5名以上いて、顧問教員がおかれていなければならない。
- 4 新設された愛好会には、新設された年度の予算は付かないものとする。

第47条 部、同好会への昇格は、学生主事の指導のもと評議会の同意を得た上で会長が総会に諮り、総会の承認を得るものとする。それぞれの条件は次に示す。

- 一 愛好会から同好会 3学年以上にわたって10名以上の部員がいて、愛好会として1年間以上の活動実績をもつ
- 二 同好会から部 3学年以上にわたって15名以上の部員がいて、同好会として2年間以上の活動実績をもつ

第48条 部活動の廃部については、以下の基準にひとつでも該当する部活動を、学生主事の指導のもと評議会の同意を得た上で、会長が総会に諮り、総会の承認を得るものとする。

- 一 部員が3名未満である
- 二 1年半以上にわたって活動が見られない（1年間活動が見られなかった場合、活動を行うように勧告し、その後半年間活動が見られない場合は、評議会に諮る。）
- 三 その他、学生会長が必要と認めた場合

第49条 部、同好会からの降格については、以下の基準にひとつでも該当する部活動を、学生主事の指導のもと評議会の同意を得た上で、会長が総会に諮り、総会の承認を得たのち、それぞれ同好会、愛好会に降格させるものとする。

- 一 部員について、部であれば9人未満、同好会であれば6人未満である
- 二 その他、学生会長が必要と認めた場合

第50条 部を解散した場合は、部に保管された書類及び記録を庶務局員に提出しなければならない。

- 2 解散した部の備品等は、会計局員に返納するものとする。

第51条 本会に、部に準ずるものとして、別表第2の同好会、愛好会を置く。

- 2 同好会は、必要に応じて補助金を受けることができる。ただし、その金額は各年度の各部予算のいずれをも超えないものとし、評議会の承認を受けなければならない。

第5章 会 計

第52条 本会の経費は、入会金、会費及びその他をもって充てる。

- 2 入会金は1,000円とし、入会の際に納入する。
- 3 会費は、本科生は年額6,000円、専攻科生は年額3,000円とし、毎年4月に1年分を納入する。ただし、専攻科生の学生会への加入は任意とする。

第53条 本会の現金出納事務は、学生課学生係担当者が取り扱う。

第54条 本会の予算案は、会計局員が学生主事の助言を得て作成し、評議会の同意を得た上で総会に諮り、承認を得なければならない。

- 2 各部は、2月上旬までに新年度の部の予算を要求するものとする。
- 3 予算案には、予備費を計上するものとする。予備費の支出について、評議会で決定する。
- 第55条 会計局員は、所定の予算収支簿を作成して、会費の収支状況を明らかにしておかなければならない。又、本学生会員の学生から予算収支簿の開示を求められた場合、原則として開示する。
- 2 各部、各実行委員会責任者も前項に準じて行うものとする。
- 第56条 各部及び各実行委員会は、それぞれの会計責任者を会計局員に報告しておかなければならない。
- 第57条 各部及び各実行委員会の経費支出については、各部及び各実行委員会の会計責任者が定められた請求書に必要事項を記入し、指導教官の承認印を得て、当該請求書を会計局員に提出請求するものとする。
- 2 総会、評議会等の経費支出についても、前項に準ずる。
- 第58条 会計局員及び各部の会計は、それぞれの物品台帳を作成して、物品の管理をしなければならない。
- 2 各部で使用する物品の保管及び修理は、それぞれ各部の責任とする。
- 第59条 会計監査は、学生主事の指導助言を受けて、監査委員が必要事項について行う。
- 第60条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会長・副会長の選挙

- 第61条 会長・副会長の選挙は年1回、選挙管理委員長が告示した日に行うものとする。但し、日程の告示は選挙を行おうとする日の2週間前までに行わなければならない。
- 第62条 会長・副会長の選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会がこれにあたる。
- 第63条 選挙管理委員会は、必要に応じて置かれるものとし、各学級から2名ずつ選出された委員をもって構成する。
- 第64条 選挙管理委員長は、委員の互選による。
- 第65条 選挙管理委員会は、次のことを行う。
- 一 選挙日の公示
 - 二 立候補者の取り扱い
 - 三 立候補者の人物、意見の紹介に関すること
 - 四 立会演説会の日取り及び方法の決定
 - 五 投票方法の決定
 - 六 開票事務及び結果の報告
- 第66条 会長、副会長は、原則として立候補するものとする。
- 但し、選挙の公募締切りまでに立候補者が3名に満たない場合は、第2学年と第3学年の各学級から1名以上推薦するものとする。
- 第67条 会長、副会長に立候補しようとするものは、選挙日の10日前までに2名以上の推薦者が署名押印した所定の届け出をもって選挙管理委員会まで届け出るものとする。ただし、前条2項による場合はこの限りではない。
- 第68条 立候補者は、届け出と同時に選挙活動を行うことができる。
- 第69条 選挙日程は、選挙管理委員会が決定する。ただし、選挙日の告示は原則として投票日の7日前までに行うものとする。
- 第70条 やむを得ない理由で投票に参加できない学生がいるクラスに限り、学生主事指導の下、期日前投票を認める場合がある。但し、不在投票及び委任投票は認めない。
- 第71条 立候補者は全員会長に立候補し、得票数の多い順で会長1名、副会長2名を決める。但し、投票総数が全会員数の過半数に満たない場合は、これを再選挙とする。
- 第72条 開票は、投票当日選挙管理委員会が行う。
- 2 開票は、公開の場で行わなければならない。
- 第73条 選挙の結果は、選挙管理委員長が公表するものとする。

第 74 条 選挙管理委員会は、立候補者の応援はできない。また、すべてに対して厳正中立でなければならない。

第 75 条 選挙管理委員長は、選挙の結果を学生主事を経て校長に報告するものとする。

第 76 条 その他、選挙の実施に関する必要事項については、選挙管理委員会が学生主事の指導助言を得て定める。

附 則

1 この規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がある場合に改正することができる。

2 この規約は、昭和44年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3 年 5 月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年10月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年 5 月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年 5 月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年 5 月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年 5 月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年 5 月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 5 月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 5 月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年10月14日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 部 (略)

別表第 2 同好会 (略)

6. 学 寮

(1) 学寮規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。）第50条第2項の規定に基づき、学寮の管理運営について必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(目 的)

第 2 条 学寮は、寮生を勉学に適する環境において規律ある共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資する課外教育施設とする。

(管理責任者)

第 3 条 学寮は、校長が管理する。

2 寮務主事は、校長の命を受けて学寮に関する教育的管理運営の業務を掌理する。

3 学寮の管理運営に関する事務は、学生課寮務係（以下「寮務係」という。）の所管とする。

(寮務主事補)

第 4 条 前条第2項の業務について、寮務主事を補佐するために寮務主事補を置く。

2 寮務主事補は、教員の中から校長が任命する。

(寮務委員会)

第 5 条 学寮の管理運営に関する事項及び寮生の厚生補導に関する事項を審議し、その円滑な運用を図るため、校長の諮問機関として、寮務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

(指 導 寮 生)

第 6 条 第1学年生、第2学年生及び第3学年生の寮生活への適応を促進し、健康にして規律ある共同生活を維持し、寮生相互の親睦と融和を助長するために、指導寮生を置く。

2 指導寮生に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(入 寮)

第 7 条 入寮者は、自宅からその通学が困難な者及び入寮を希望する者のうちから選考する。

2 入寮の時期は、前期又は後期始業時の年2回を原則とする。ただし、1年次入学生については、始業時から1か月以内にこれを認め、校長が、特に必要と認めた者については、随時の入寮を認める。

3 入寮を希望する者は、所定の入寮願その他学校が指定する書類を添え、寮務係を経て校長に願い出るものとする。

4 入寮を希望する者の選考は、委員会が行う。

5 入寮の許可は、前項の結果に基づき校長が行う。

6 入寮の許可を受けた者は、指定された期限内に寮務係を経て、校長に誓約書を提出しなければならない。

7 入寮の許可を受けた者は、指定された期限内に前項の手続を完了しないとき、又は入寮の選考に当たり虚偽の申し立てをしたことが判明したときは、校長は速やかに当該入寮の許可を取り消すものとする。

8 疾病その他の事由により共同生活に適しない者は、入寮を許可しない。

(退 寮)

第 8 条 退寮を希望する者は、前条第3項及び第4項の規定に準じた手続を経て校長の許可を受けるものとする。

第 9 条 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、校長は速やかに退寮を命ずるものとする。

一 退学を命じられたとき。

二 疾病その他保健衛生上共同生活に適しないと認められるとき。

三 学寮規則並びに別に定める寮生心得等、寮生として遵守すべき事項に著しく違反する行為のあったとき。

四 共同生活の秩序を著しく乱す行為があったとき。

五 その他学寮の管理運営上支障をきたすおそれのあるとき。

(寄 宿 料)

第10条 寄宿料の額は、学則第28条の定めるところによる。

2 寄宿料は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで、毎月その月の分を納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納付するものとする。

3 既納の寄宿料は、いかなる理由があっても返還しない。

(光熱水料等諸経費の負担)

第11条 食費その他生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

2 寮生は、前項の経費について、別途連絡するところにより納付しなければならない。

3 寄宿料及び第1項の経費を納付しない者は、退寮させる。

(施設保全の義務)

第12条 寮生は、居室、共同施設その他学寮の施設を常に大切に使用し、その保全に努めるとともに、次の各号に定めることを守らなければならない。

一 居室を居室以外の目的に使用しないこと。

二 居室その他学寮の施設に工作を加えないこと。

三 居室には寮務主事の許可なく寮生以外のものを立入らせないこと。

四 学寮施設に寮務主事の許可なく掲示、貼紙しないこと。

五 故意又は重大な過失により、施設・設備及び備品を滅失し、き損し、又は汚染したときは、その原形を回復するよう弁償すること。

(生活基準)

第13条 寮生の生活基準は、別に定める小山工業高等専門学校寮生心得（昭和49年4月11日制定）による。

(防災安全)

第14条 寮生は、火災その他の災害防止について、常時注意するとともに、防火訓練その他の措置について協力しなければならない。

2 防災については、前項に定めるほか、学寮防災避難要領（昭和47年4月1日制定）及び小山工業高等専門学校寮生心得等の定めるところによる。

(寮生以外の者の宿泊)

第15条 学寮には、寮生以外の者の宿泊は認めない。

2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認めた場合は、宿泊を認めることができる。

(雑 則)

第16条 この規則の施行に関する必要事項は、寮務主事が委員会の審議を得て定め校長の承認を得る。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(2) 小山工業高等専門学校学寮における指導寮生について

(趣 旨)

第 1 条 小山工業高等専門学校学寮規則第 6 条第 2 項に規定する指導寮生に関する事項については、この裁定の定めるところによる。

(任 務)

第 2 条 指導寮生は、下級生と共に生活してその相談相手となり、下級生が自主的・自律的に健全な共同生活ができるよう寮生活全般についてのアドバイスや支援にあたる。

(配 置)

第 3 条 第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年の寮生が入居する各寮棟に指導寮生若干名を置く。

(任 命)

第 4 条 指導寮生は、寮務主事からの推薦を受け、校長が任命する。

(任 期)

第 5 条 指導寮生の任期は、前期又は後期の 6 箇月とし、再任を妨げない。

(解 任)

第 6 条 指導寮生は、下級生の模範となる指導的立場にある寮生なので、次の各号の一に該当し、不適格と認められる場合は、校長はこれを解任することがある。

- 一 校則違反、寮則違反その他指導寮生としてふさわしくない行為があった場合
- 二 その他指導寮生として適性を欠くと認められた場合

附 則

この裁定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この裁定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(3) 寮生心得

この寮生心得は、小山工業高等専門学校学寮規則（昭和44年4月1日制定。以下「学寮規則」という。）第13条の規定に基づき、寮生が守らなければならない事項を規定したものである。学寮においては、寮生は学寮規則、寮生心得などに従い、学寮が校風の源泉となることをわきまえ、自立と友愛の精神を持ち、礼儀を重んじ、規律ある生活を送るよう心掛けなければならない。

1 厳禁行為

(1) 飲酒、喫煙

寮生の寮内での飲酒・喫煙、及びこれらの所持を厳禁する。満20歳を超えた寮生も例外ではない。

(2) 麻雀、賭博行為、及びこれらの用具の所持を厳禁する。

(3) その他、窃盗、暴力行為、性的嫌がらせなど、法律に違反する行為を厳禁する。

2 日常生活に関すること

(1) 寮生の生活行動は、別紙「日課時間表」による。ただし、実状に応じ、日課の一部を寮務主事が適宜変更することがある。

(2) 寮内は土足禁止である。寮務係が用意した上履きサンダルを着用する。

(3) 寮内の清掃は、寮生自身で行う。寮内で出たゴミは、小山市のゴミ分類に準じ、指定された場所に捨てる。清掃方法は、寮生会の指示による。

(4) 火気は、定められた場所以外では使用してはならない。

(5) 学寮の備品を定められた場所から他へ無断で、移動してはならない。

(6) 寄宿料、給食費、寮費、寮生会費、冷暖房費など、諸経費を滞納しないこと。納入は寮務係の指示に従う。

3 点呼

点呼は、寮務主事（当直者が代行）と寮長が、全寮生の所在と健康状態を確認するために行うものである。

(1) 本人が返答する。代理は認めない。

(2) 返答・報告は、自分の居室の前に出て、寮長・当直者の面前で行う。

(3) 屋外又は食堂等で行うことがある。

(4) 点呼時外出（本人が提出すること）

点呼時にやむを得ず外出し、点呼を受けられないことがあらかじめ分かっている場合は、事前に所定の「点呼時外出許可願」を寮務係を経て寮務主事に提出し、その許可を得ること。緊急の場合は、当直者に提出し、その許可を得る。「点呼時外出許可願」を提出した者は、消灯時間までに帰寮し、直ちに当直者に帰寮の報告をする。

(5) 事故などで、緊急に点呼を受けられない場合には、必ず当直者へ連絡する。帰寮後、直ちに当直者に帰寮の報告をする。

(6) いずれの報告もない場合、無断点呼欠席とみなす。

4 外泊（本人が提出すること）

(1) 無断外泊は認めない。

(2) 平日の外泊は、原則として許可しない。ただし、工陵祭期間中等、寮務主事の許可があれば、この限りではない。

(3) 外泊しようとするときは、寮務係を経て所定の「外泊許可願」を寮務主事に提出し、許可を得ること。

緊急の場合で寮務主事の許可を得られないときには、当直者に提出し、許可を得ること。

(4) 外泊先で日程を変更したときは、直ちに当直室（0285-20-2164）に電話連絡すること。

5 門限

(1) 夜の点呼をもって門限とする。

(2) 門限より翌朝6:00まで玄関を施錠する。その間、外出してはならない。

(3) 夜の点呼後の外出については、当直者に許可を得ること。帰寮後、直ちに当直者に帰寮の報告をする。

6 外来者の立ち入り

(1) 寮関係者及び外来者の定義

寮関係者とは、本校寮生及び本校教職員をいう。

外来者とは、上記以外の者をいう。通学生、他校生、父母などは外来者である。

(2) 寮生は、外来者を寮内に宿泊させてはならない。又、無断で外来者を寮内に入れてはいけない。

(3) 外来者を寮内に入れるときには、必ず寮務係又は当直者の許可を受け、外来者名簿に記入すること。

7 アルバイト

(1) 無断で、アルバイトをしてはならない。

(2) アルバイトを希望する者は、所定の「アルバイト許可願」を寮務係を経て寮務主事に提出し、その許可を得ること。

(3) 許可の条件は別に定める。

(4) 個々により事情がある場合は、寮務主事が相談に応じる。

(5) 帰省中は、この限りではない。

8 私物の持ち込み

(1) 私物の持ち込みについては、制限を設ける。

(2) 個々により事情がある場合は、寮務主事が相談に応じる。

(3) 指導上必要がある場合は、寮務主事が持ち込みを許可しないことがある。

(4) 制限項目

具体的な物品名については、別に定める。禁止物品であるかどうか不明な場合は、寮務主事に相談すること。

A. 持ち込み禁止物

- ① 他人に迷惑を及ぼし、団体生活の障害となる恐れの高い物
- ② 火災の恐れの高い物
- ③ 生活に乱れを生じる恐れの高い物
- ④ 次のBに該当する物で、許可を受けていない物

B. 許可を必要とする物

次の物品を寮に持ち込むには、寮務主事の許可を必要とする。

① 自動二輪車、原動機付自転車

寮生車両使用規則に従って、所定の「学寮内車両持込許可願」を、寮務係を経て寮務主事に提出し、その許可を得ること。寮生車両使用規則は、別に定める。

② テレビ（3年以上の原則個室に限る）

「テレビ寮内持込許可願」を寮務係を経て、寮務主事に提出し、その許可を得ること。

なお、テレビの寮内への持ち込みにあたっては、NHKと受信契約を結ぶこと。

C. 届出を必要とする物

① 自転車

「自転車使用届」を寮務係に届け出て、ステッカーの交付を受ける。自転車の所定の位置にステッカーを貼り、必ず警察署に防犯登録をし、自転車損害賠償責任保険等に加入すること。定められた自転車置場に置くこと。

② パソコン

※ただし、学校の指示で購入したノートパソコンで消費電力が50W未満の物については届け出の必要なし。消費電力が50W以上のノートパソコンやデスクトップパソコンについては、「パソコン寮内使用届」を寮務係を経て、寮務主事に提出すること。また、消費電力が大きいパソコンの場合は持ち込みを許可できない場合があるので、パソコンを学寮に持ち込むことが前提の場合には、購入前に寮務係を通して寮務主事に相談すること。

D. 上記以外で共同生活の趣旨に反しない物であれば、持ち込みは自由である。

9 立入禁止区域

男子寮生は、男子寮生立入禁止区域に入ってはならない。女子寮生は、女子寮生立入禁止区域に入ってはならない。

10 閉寮中の在寮について（専攻科生及び留学生に限る）

（1）専攻科生

長期閉寮中（年末年始を除く）に、在寮を必要とする専攻科生は、「閉寮中在寮願」を寮務係を経て寮務主事に提出し、その許可を得ること。

（2）留学生

長期閉寮中に、在寮することとなる留学生は「閉寮中予定表」を寮務係を経て寮務主事に提出すること。

（3）その他集中講義等の授業のため在寮を希望する者は、教務主事と相談の上、認めることがある。

11 学寮継続在寮願について

次年度も継続して寮で共同生活をする意志があるかどうか確認するため、毎年、期限までに「学寮継続在寮願」を提出する。その際、寮務主事が面談を行い、指導することがある。期日までに提出しない者は、次年度は在寮の意志は無いものとみなす。

12 罰則

寮生が、学寮規則、寮生心得などに違反した場合、寮務主事は寮務委員会の審議を経て、罰則を含めた指導を行う。内容については、別に定める。

13 寮生会組織

学寮における生活の自律と、寮生相互の親睦を図るため、全寮生で寮生会を組織する。寮生会の運営については、寮生会規約の定めるところによる。

附 則

1 この寮生心得は、昭和49年4月11日から施行する。

2 小山工業高等専門学校寮生心得（昭和42年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（抄）

この寮生心得は、平成12年7月18日から施行する。

附 則

この寮生心得は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寮生心得は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寮生心得は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寮生心得は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この寮生心得は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この寮生心得は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この寮生心得は、令和5年4月1日から施行する。

日 課 時 間 表

平 日		日 課	休 日
1 ～ 3 年 生	4 ・ 5 年 生 専 攻 科 生		全 寮 生
～ 7 : 00	——	起 床	——
7 : 20	——	点 呼	——
7 : 20～ 8 : 20		朝 食	7 : 30～ 9 : 00
12 : 00～13 : 00		昼 食	12 : 00～13 : 00
17 : 15～19 : 45		夕 食	17 : 15～19 : 45
18 : 00～23 : 30 (点呼時を除く)		学 習 時 間 入 浴	18 : 00～23 : 30 (点呼時を除く)
20 : 00	22 : 00	点 呼・門 限	22 : 00
23 : 30		共同場所消灯	23 : 30
0 : 00		完全消灯・就寝	0 : 00

試験中昼食時間 11 : 30～13 : 30

※食堂への入室は、各食事時間の終了10分前までとする。

※休日の前日においては、放課後以降は休日日課とする。

※完全消灯後のセミナールーム利用は、試験1週間前～試験最終日の前夜を除き、23 : 00までに当直者に申し出ること。

※1～3年生の自室での完全消灯後の学習については、常時、同室者の許可を得た上で、理由を添えて当直者に申し出ること。

※実状に応じ、日課の一部を寮務主事が適宜変更することがある。

【学寮必要経費】

- (1) 寮費は下記のとおり、前期分は4月に、後期分は10月にゆうちょ銀行口座（寮生名義）から口座引落としにより徴収する。

入寮費	3,000円（入寮時のみ）
寮費（光熱水料、通信料、生活用品等）	55,000円（半期分）
冷暖房費（エアコンリース料、電気料金）	25,000円（半期分）
寮生会費	7,000円（年会費）

- (2) 給食費（月額約43,560円、1日1,452円）は、給食業務受託会社からの銀行口座引落としとなる（手数料業者負担）。

- (3) 寄宿料（部屋代）は、月額一人部屋800円、二人部屋700円となり、半期ごとに指定金融口座から引落としとなる。なお、別途財務担当から納入案内があります。

(4) 寮生会規約

(総 則)

第 1 条 本会は、寮生心得（昭和49年 4 月11日制定。以下「寮生心得」という。）「13. 寮生会組織」に基づくもので、小山工業高等専門学校寮生会と称する。

第 2 条 本会は、寮生心得にのっとり、共同生活を自律的に営み、寮生相互の連絡を密接かつ円滑にすることを目的とする。

第 3 条 本会は、本校寮生全員をもって構成する。

第 4 条 会員は、学年を問わず会員として平等の権利を持つとともに、その責任と義務を負わなければならない。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- 一 寮 長 1 名
- 二 副 寮 長 各棟 1 名
- 三 企画委員長 1 名
- 四 記録委員長 1 名
- 五 会計委員長 1 名
- 六 食事委員長 1 名
- 七 交通委員長 1 名
- 八 生活美化委員長 1 名
- 九 フ ロ ア 長 各フロア 1 名
- 十 学年代表委員（1 年、2 年、3 年、4 年、5 年） 各 1 名
- 十一 その他、寮長は必要に応じて、専門委員を任命することができる。

第 6 条 役員の選出及び任期は、次のとおりとする。

- 一 寮長は、全寮生の選挙によって選出される。
- 二 第 5 条第 2 号から第 11 号までの役員は、寮長が選出し、総会の承認を受けるものとする。
- 三 役員の任期は、6 か月とする。ただし、再任は妨げない。
- 四 欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 寮長は、本会を代表し、会務を執行する。
- 二 副寮長は、寮長を補佐し、寮長に事故のあるときは、これに代わる。
- 三 企画委員長は、本会の行事の企画運営に当たる。
- 四 記録委員長は、本会の撮影記録及び卒業アルバムの作成に当たる。
- 五 会計委員長は、本会の決算・予算案の作成と会費の会計に当たる。
- 六 食事委員長は、食事について給食業者との情報交換に当たる。
- 七 交通委員長は、寮生のオートバイ・自転車の管理に当たる。
- 八 生活美化委員長は、寮の衛生管理と寮内の美化に当たる。

(機 関)

第 8 条 本会に次の機関を置く。

- 一 総 会
- 二 役員会

第 9 条 総会は、本会の最高議決機関であり、全寮生によって構成される。

2 総会は、寮長が必要と認めた場合及び構成員の過半数が必要と認めた場合に開かれ、全寮生の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

3 総会は、出席者の過半数以上の賛成をもって議決とする。

第10条 役員会は、役員の任務遂行を目的とする。

2 役員会は、寮長が必要と認めた場合及び全役員の過半数が必要と認めた場合に開かれる。

(会計)

第11条 本会の運営に要する資金は、会員の会費及びその他をもって充てる。

第12条 本会の予算決算は総会において承認を得る。

(寮長の選挙)

第13条 寮長の選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が、これに当たる。

第14条 選挙管理委員会は、必要に応じて2名の寮生を委員として構成し、総会において承認される。

第15条 選挙管理委員長は、委員の互選による。

第16条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

一 選挙日の告示

二 立候補者の取り扱い

三 立候補者の人物・意見の周知徹底

四 立会演説の日取り及び方法の決定

五 投票方法の決定

六 開票事務及び結果の報告

第17条 寮長は、立候補制とし、立候補しようとする者は選挙日の7日前までに、2名以上の推薦者が署名した所定の届け出を選挙管理委員会に提出するものとする。

第18条 選挙日の4日前までに立候補者がいない場合は、役員会が推薦した者に対して信任投票を行う。なお、信任投票の方法は、選挙管理委員会が決める。

第19条 立候補者は、届け出と同時に選挙活動を行うことができる。

第20条 選挙日程は、選挙管理委員会が決定する。ただし、選挙日の告示は、原則として投票日の14日前までに行うものとする。

第21条 不在投票及び委任投票は認めない。

第22条 得票の最多数をもって当選とする。ただし、得票数が投票総数の過半数に満たない場合は、最高得票者と次点者の2名で決戦投票を行う。

第23条 開票は、投票日に選挙管理委員会が行う。

2 開票は、公開の場で行う。

第24条 選挙結果は、管理委員会が公表するものとする。

第25条 選挙管理委員会は、立候補者の応援はできない。また、すべてに対して厳正中立でなければならない。

第26条 選挙管理委員長は、選挙の結果を寮務主事を経て校長に報告する。

第27条 その他、選挙の実施に関する必要事項については、選挙管理委員会が寮務主事の指導助言を得て定める。

(寮長のリコール)

第28条 寮長のリコールに関する一切の事務は、選挙管理委員会が、これに当たる。

第29条 リコールを申請する者は、寮生総数の2分の1以上の署名を添え、賛同者2名を指定し選挙管理委員会に申請する。

第30条 選挙管理委員会は、申請理由が妥当と判断した場合リコール申請を受理し、受理から1週間後に寮生総会を開催しなければならない。

第31条 リコール運動は、申請が受理された日から申請者と賛同者2名が、指定された場所でのみ実施できる。

第32条 リコール運動中に運動の不正があった場合には、リコール申請を無効とする。

第33条 寮長のリコール成立は、総会において全寮生（停寮生を含む）の3分の2以上の得票を持って成立とし、即時新たな寮長の選挙告示を行う。

第34条 現役員会は、新たな寮長が選任された時点で解散とする。

（規約の改正）

第35条 この規約は、寮生の発議により総会において出席者の3分の2以上の賛成がある場合に改正することができる。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

校務分掌一覧

◎主事

総務主事	柴田 美由紀
------	--------

◎主事・主事補等

分 掌	氏 名	主事補等
教 務 主 事	飯 島 道 弘	増 淵 寿
		井 上 一 道
		川 越 大 輔
		本 多 良 政
		長 田 朋 樹
学 生 主 事	武 成 祥	笠 原 雅 人
		床 井 良 徳
		渥 美 太 郎
		小 林 基 澄
寮 務 主 事	鹿 野 文 久	吉 村 理 英
		今 泉 文 伸
		李 曉 楊
専 攻 科 長	鈴 木 真ノ介	山 崎 明
		小 林 康 浩
研 究 主 事	加 藤 岳 仁	酒 井 洋
		伊 澤 悟
		大 和 征 良
国 際 主 事	平 田 克 己	佐 藤 宏 平
		岡 田 晃
		崔 熙 元

◎副校長

氏 名	氏 名
柴 田 美由紀	飯 島 道 弘
	武 成 祥
	鹿 野 文 久
	鈴 木 真ノ介
	加 藤 岳 仁
	平 田 克 己

◎校長補佐

◎学科長

学 科	氏 名
機 械 工 学 科	山 下 進
電気電子創造工学科	今 成 一 雄
物 質 工 学 科	笹 沼 いづみ
建 築 学 科	大 島 隆 一
一 般 科	森 下 佳代子

◎学級担任（○：学年主任）

学科	学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
機 械 工 学 科		増 山 知 也	○有 坂 顕 二	今 泉 文 伸	飯 塚 俊 明	○川 村 壮 司
電気電子創造工学科(L)		○杉 山 桂 子	神 代 真 也	長 尾 和 樹	飯 島 洋 祐	サム アン ラホック
電気電子創造工学科(R)		長 峰 博 之	関 根 健 雄	北 野 達 也	○笠 原 雅 人	山 田 靖 幸
物 質 工 学 科		上 野 哲	中 川 英 則	○西 井 圭	田 中 孝 国	加 島 敬 太
建 築 学 科		ハ ー ザ イ	有 坂 夏菜子	文 野 光	崔 熙 元	安 高 尚 毅

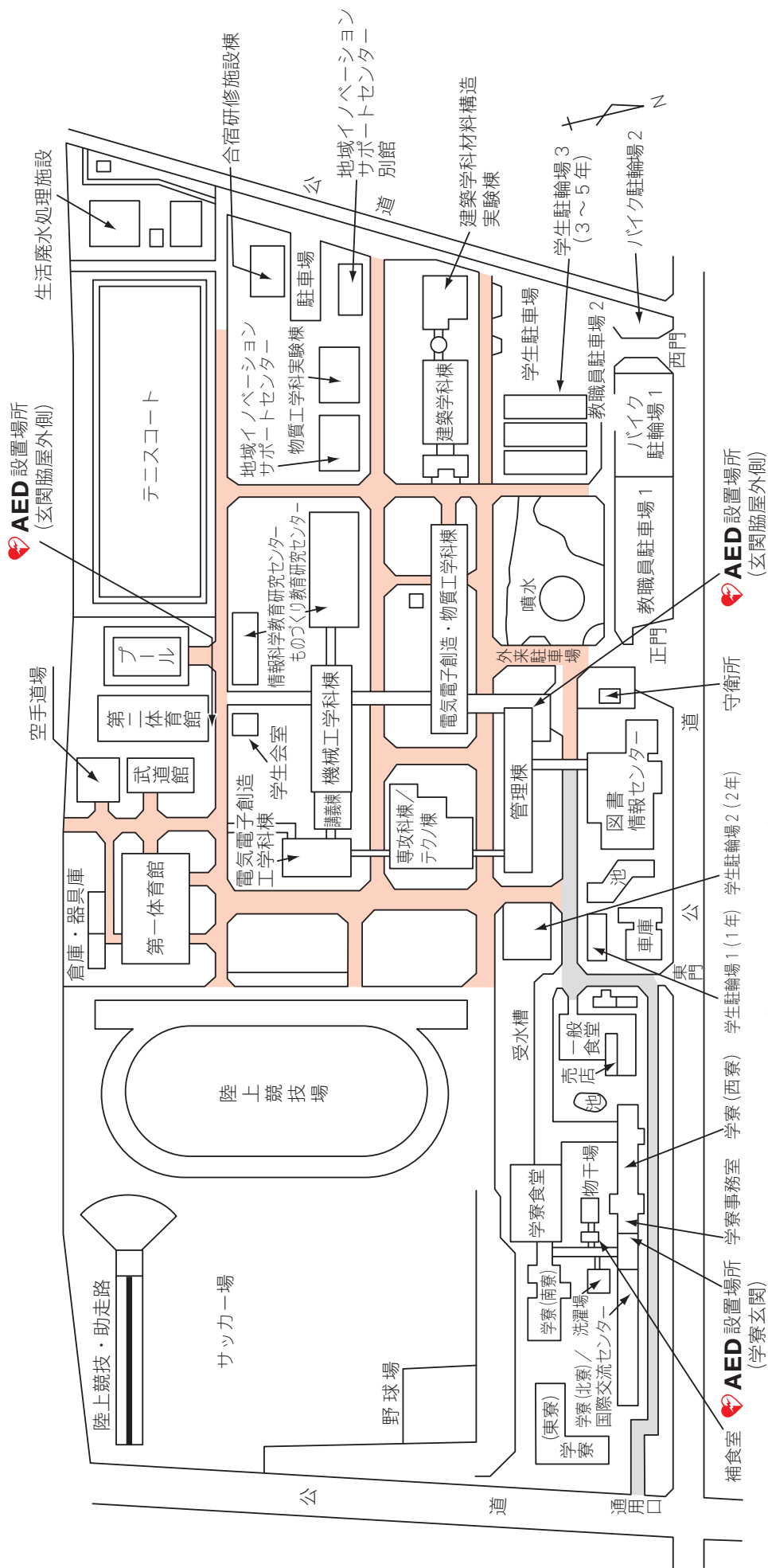
◎学科アドバイザー

	機械工学科	電気電子創造工学科		物質工学科	建築学科
1 年	日下田 淳	李 曉 楊	田 中 昭 雄	上 田 誠	大 和 征 良
2 年	那 須 裕 規	床 井 良 徳	井 上 一 道	亀 山 雅 之	加 藤 浩 司

◎専攻科コース主任

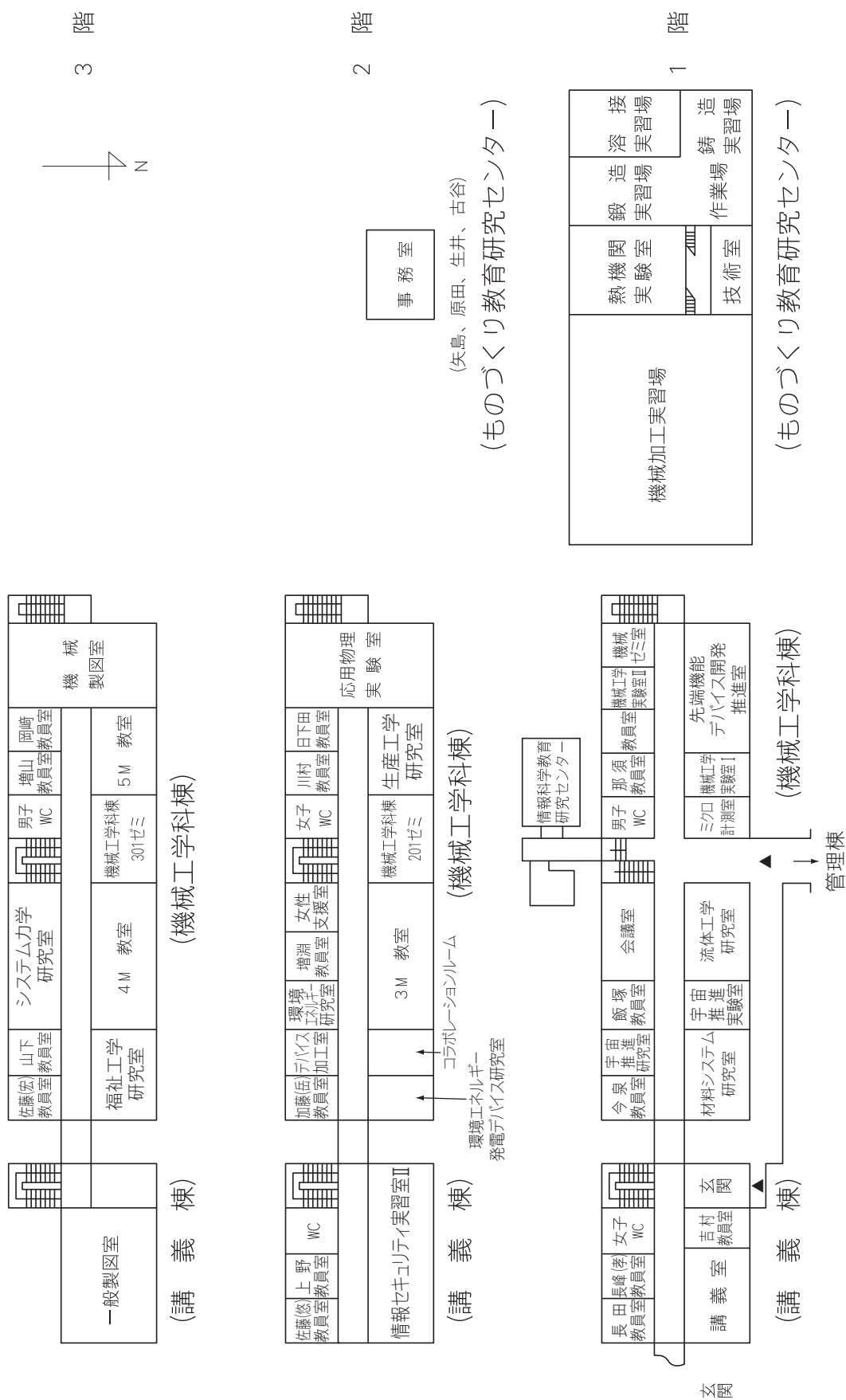
	機械工学コース	電気電子創造工学コース	物質工学科コース	建築学コース
	日下田 淳	小 林 康 浩	酒 井 洋	加 藤 浩 司

○建物配置図

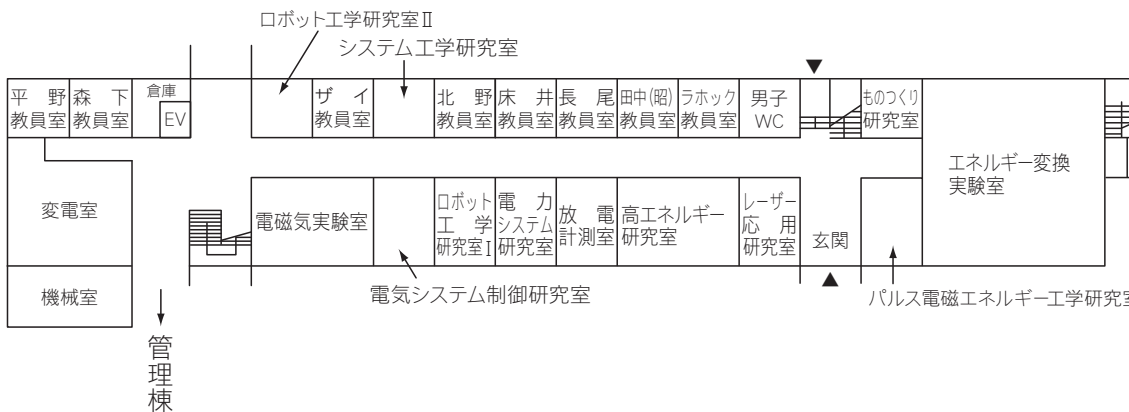
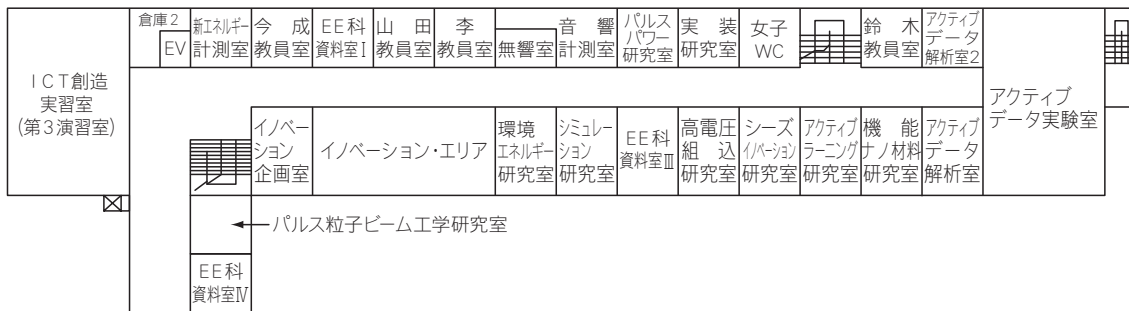
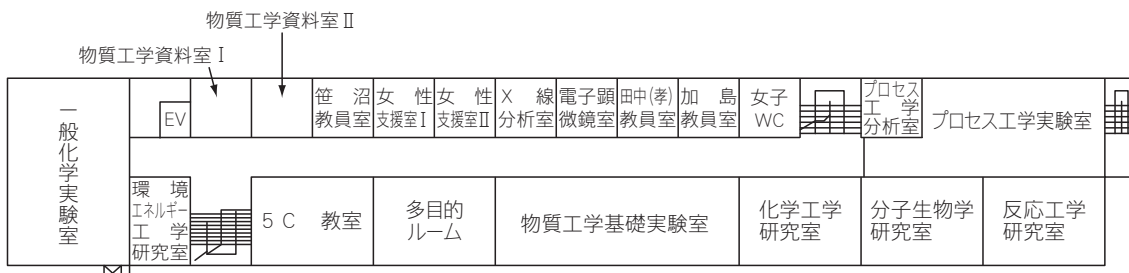
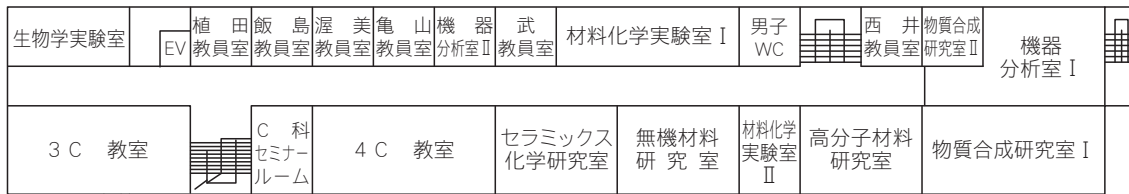


- ・赤色部分は学生の車両（自動車及びバイク）進入禁止区域
- ・灰色部分は寮生のバイクは通行可

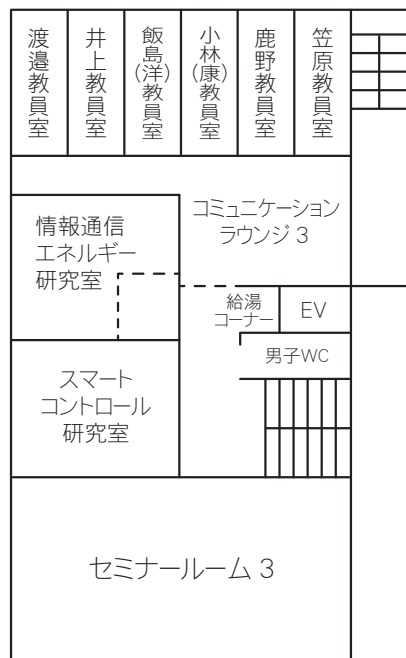
〔講義棟・機械工学科棟・ものづくり教育研究センター〕



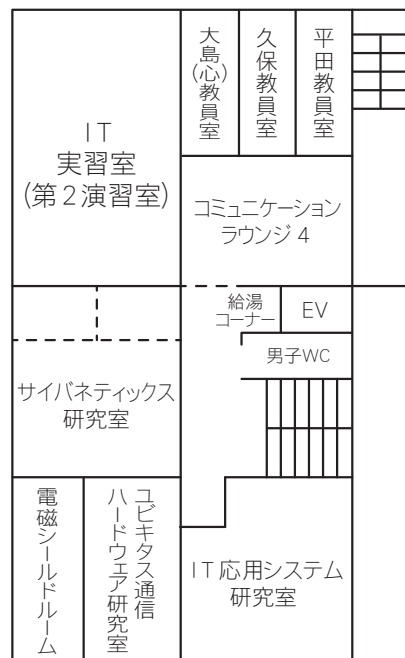
[電気電子創造・物質工学科棟]



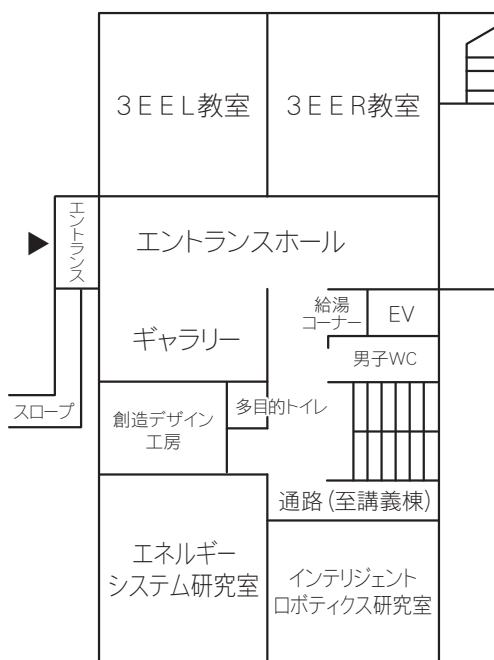
[電気電子創造工学科棟（電電棟）]



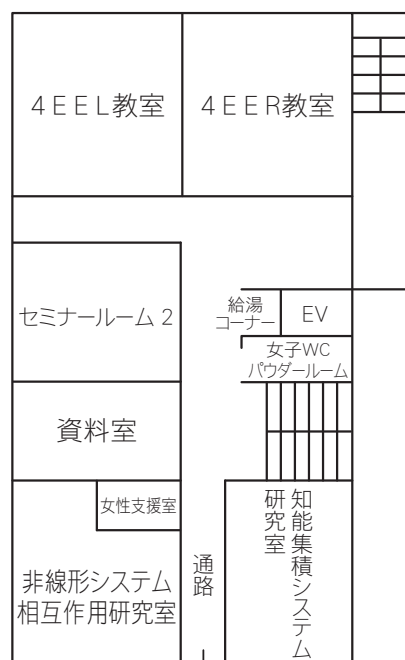
3 階



4 階



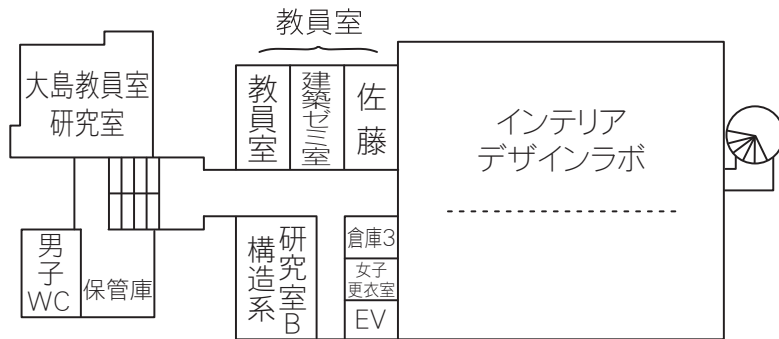
1 階



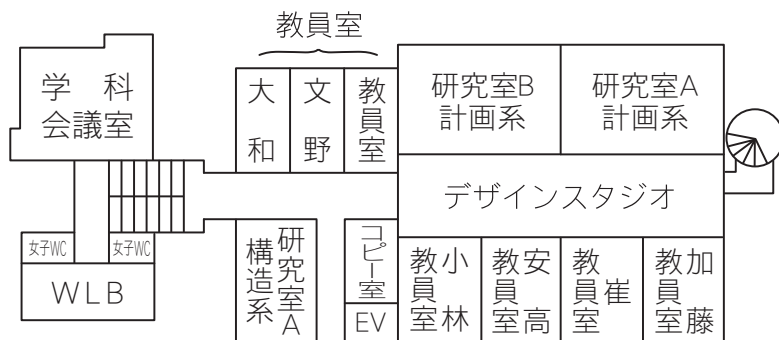
2 階

テクノ棟

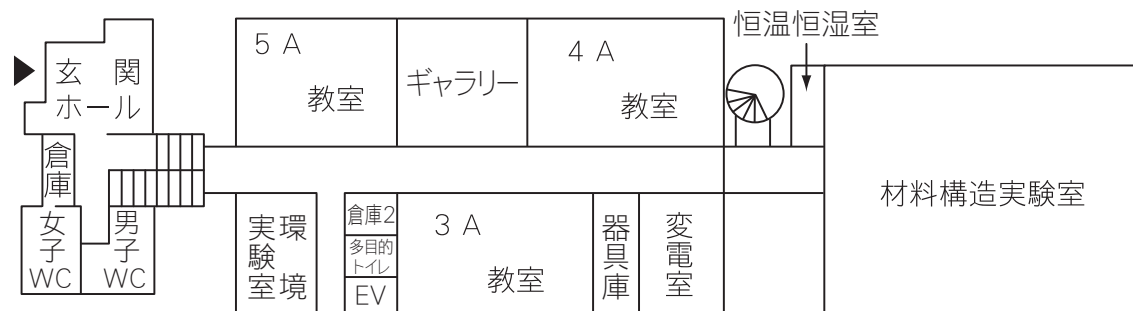
[建築学科棟]



3 階

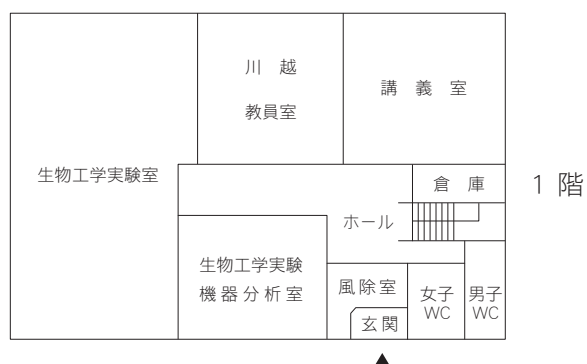
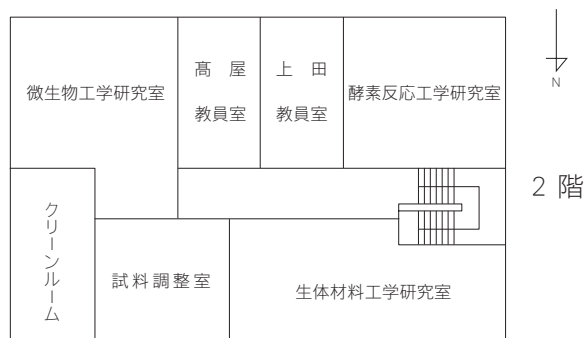


2 階

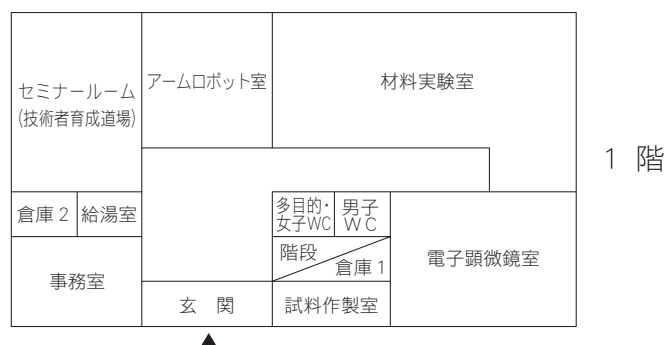
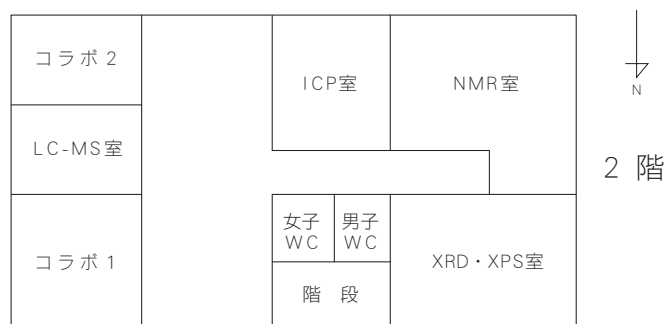


1 階

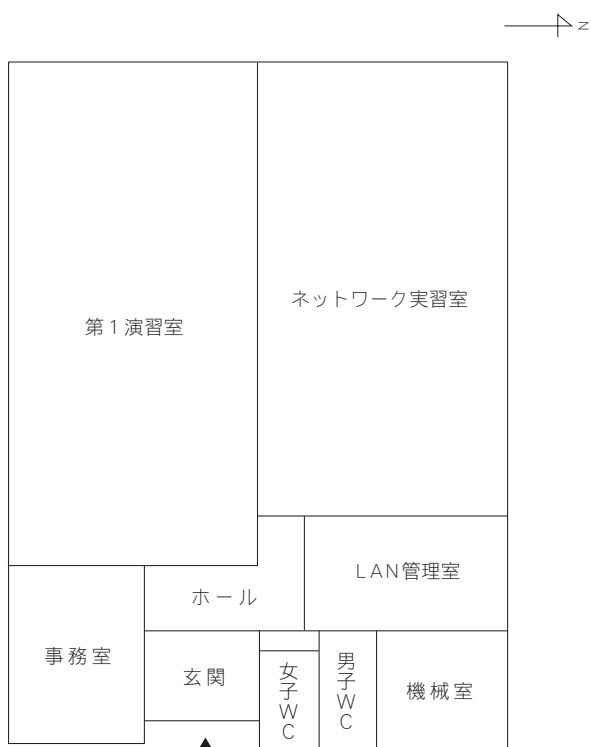
[物質工学科実験棟]



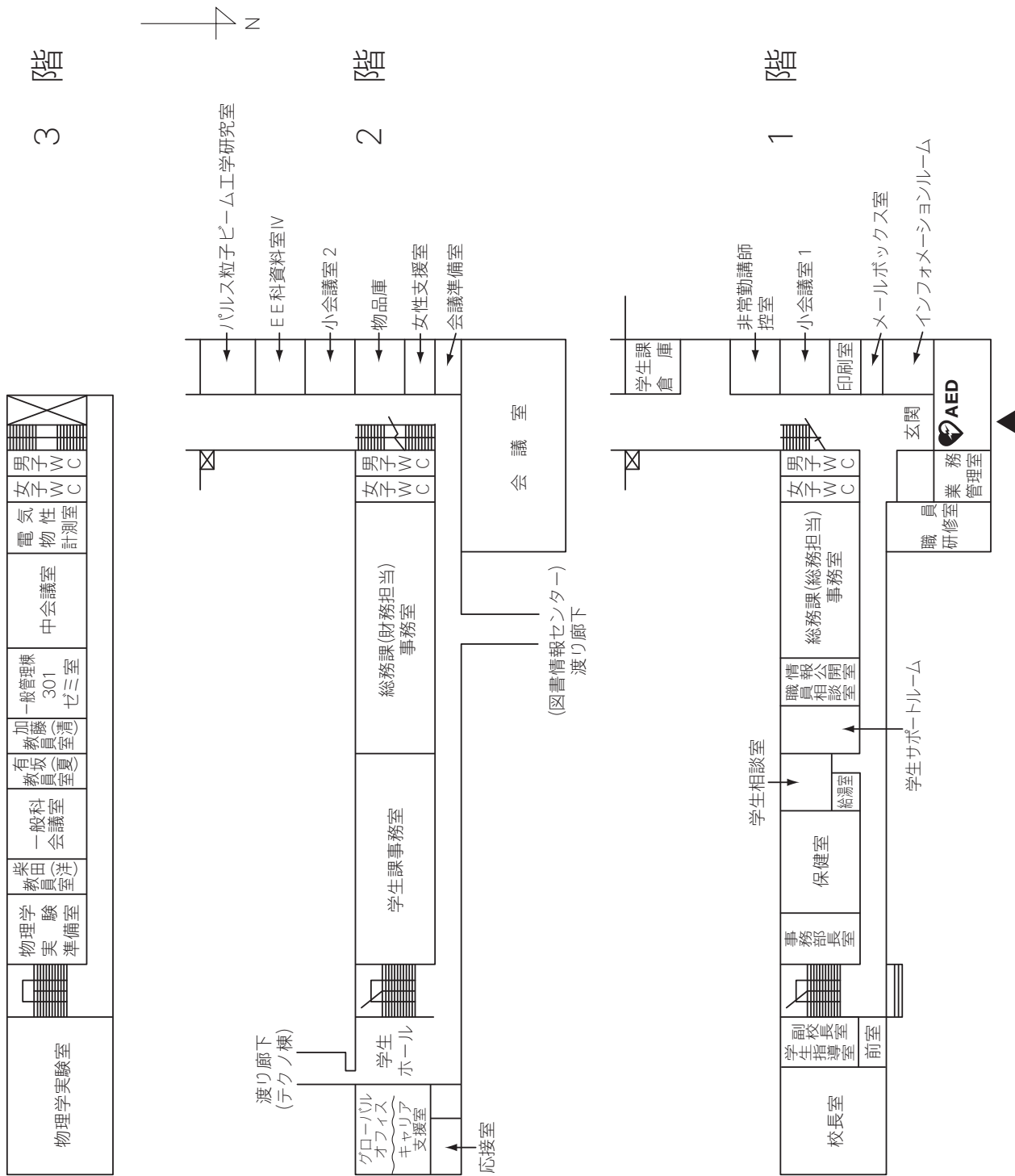
[地域イノベーションサポートセンター]



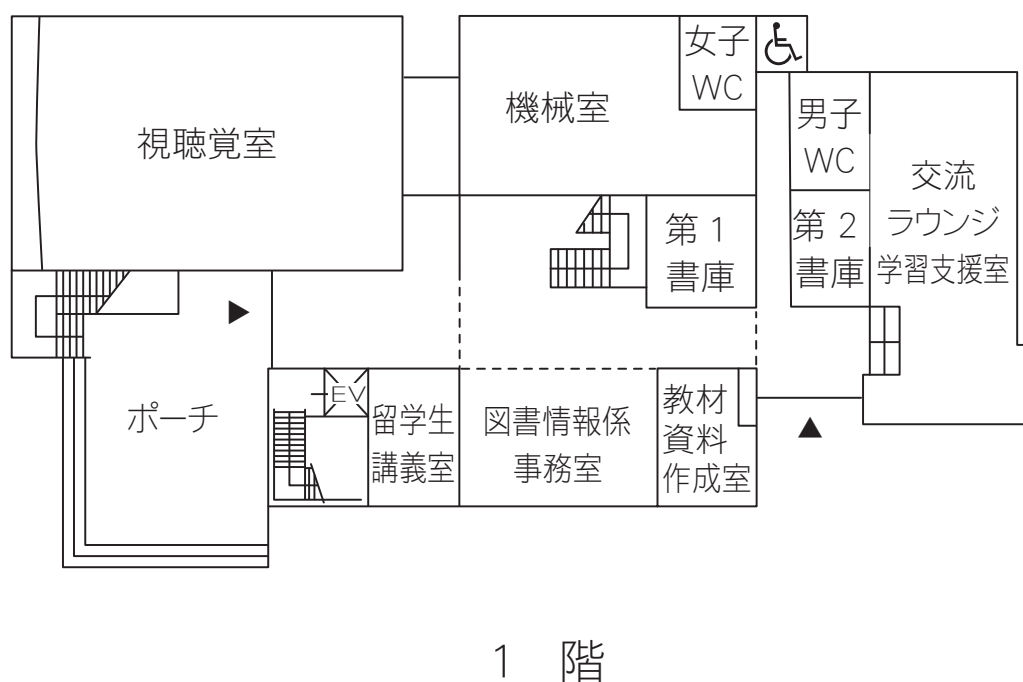
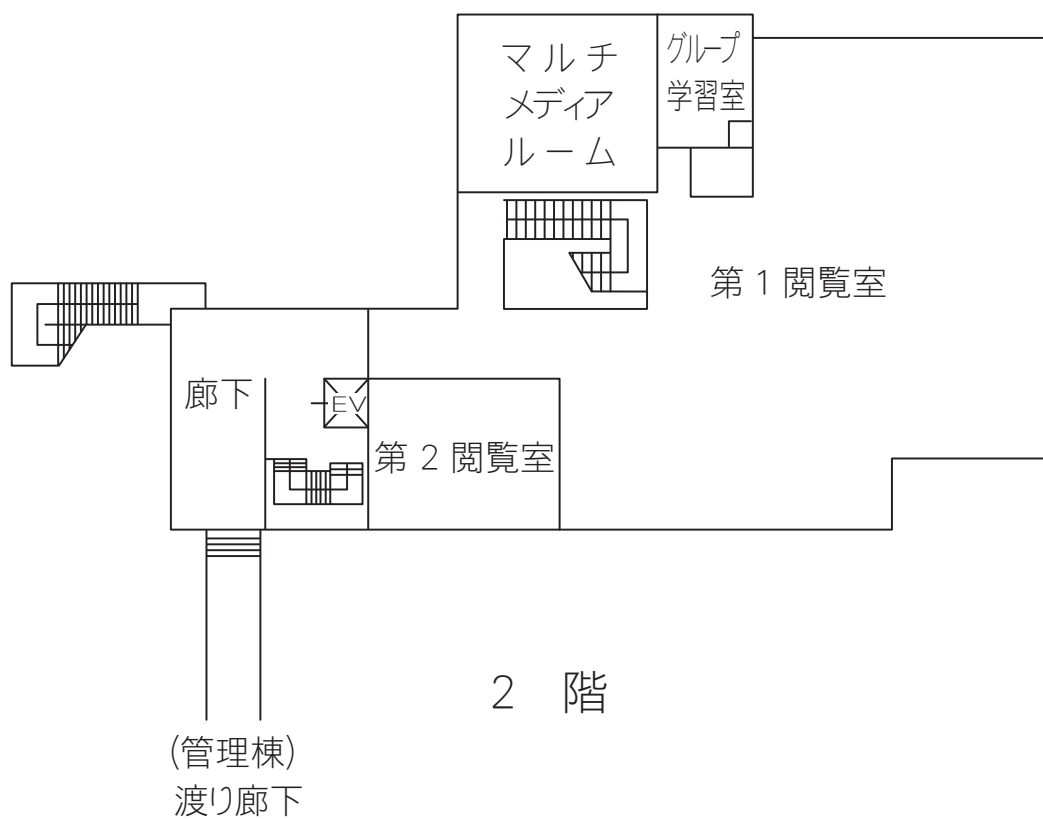
[情報科学教育研究センター]



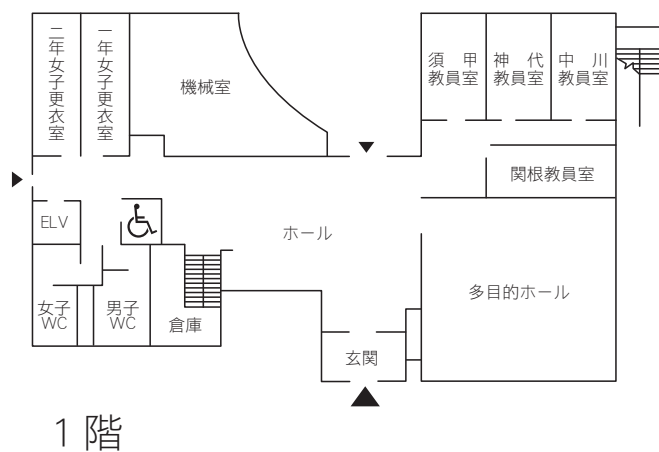
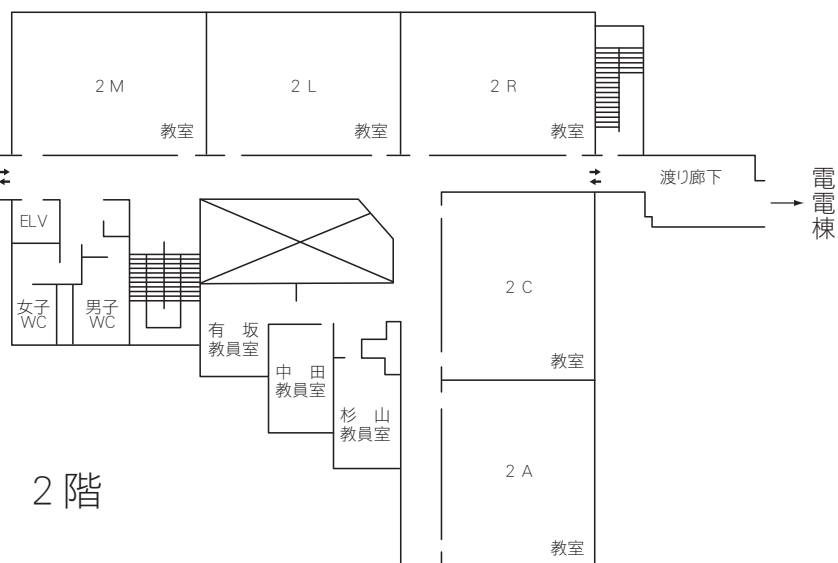
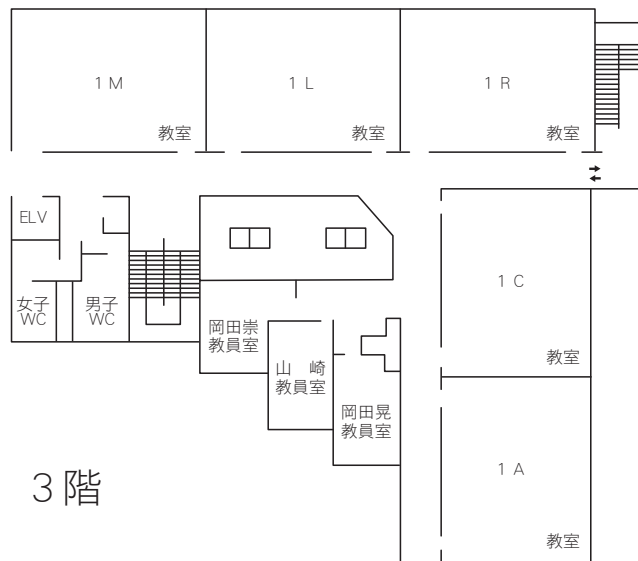
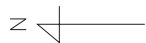
[管理棟]



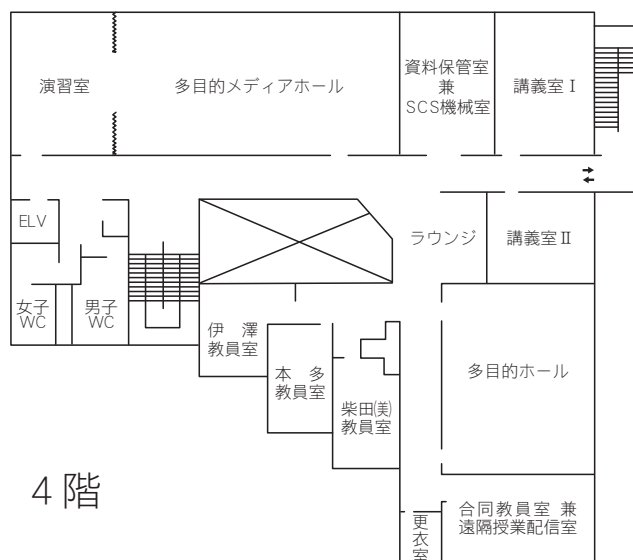
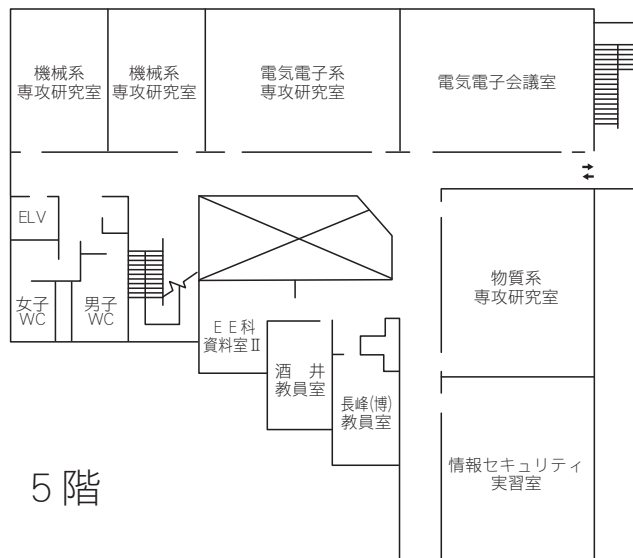
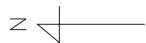
[図書情報センター棟]



[専攻科棟／テクノ棟]



[専攻科棟／テクノ棟]



○ 令和5年度 年間行事予定表

前期	日	月	火	水	木	金	土	
4月	2 1年生開寮	3 入学式 1年生ガイダンス	4 始業式 1年生ガイダンス	5 (授業開始) 1年生ガイダンス	6 健康診断 1年生ガイダンス	7	1 2年生以上開寮 /8	
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24 (開校記念日)	25	26	27	28	29 昭和の日 祝	
5月	30	1	2	3 憲法記念日 祝	4 みどりの日 祝	5 こどもの日 祝	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16 前期球技大会	17 専攻科 推薦選抜検査	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
6月	28	29	30	31	1	2 特別時間割	3	
	4	5 特別時間割	6 特別時間割	7 特別時間割	8 特別時間割	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17 専攻科 学力選抜検査	
	18	19	20	21	22	23	24 保護者会	
7月	25 学校説明会	26	27	28	29	30	1	
	2	3	4	5	6	7	8 保護者会	
	9	10	11	12	13	14	15	7/14-16 サッカー地区大会
	16	17 海の日 祝	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26 (予備日)	27	28 定期試験	29	
8月	30	31 定期試験	1 定期試験	2 定期試験	3 定期試験 HR・大掃除	4 (午後休講) 試験返却日 (前期修了科目)	5 オープンキャンパス	
	6	7 試験返却日 (前期修了科目)	8 (予備日) 再試験 (前期修了科目)	9 (予備日) 再試験 (前期修了科目)	10 (予備日)	11 山の日 閉寮	12	
	13	14 (夏季休業)	15	16	17	18	19	
	←一斉休業期間→		断水				←一斉休業期間	
	20	21	22	23	24	25	26 停電	
9月	27	28	29	30	31	1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18 敬老の日 祝	19	20	21	22	23 秋分の日 祝	
	24 開寮	25 (後期授業開始)	26	27	28	29	30	

別曜日の授業をする日

授業がない日

特別時間割、定期試験

全校イベント日

前期

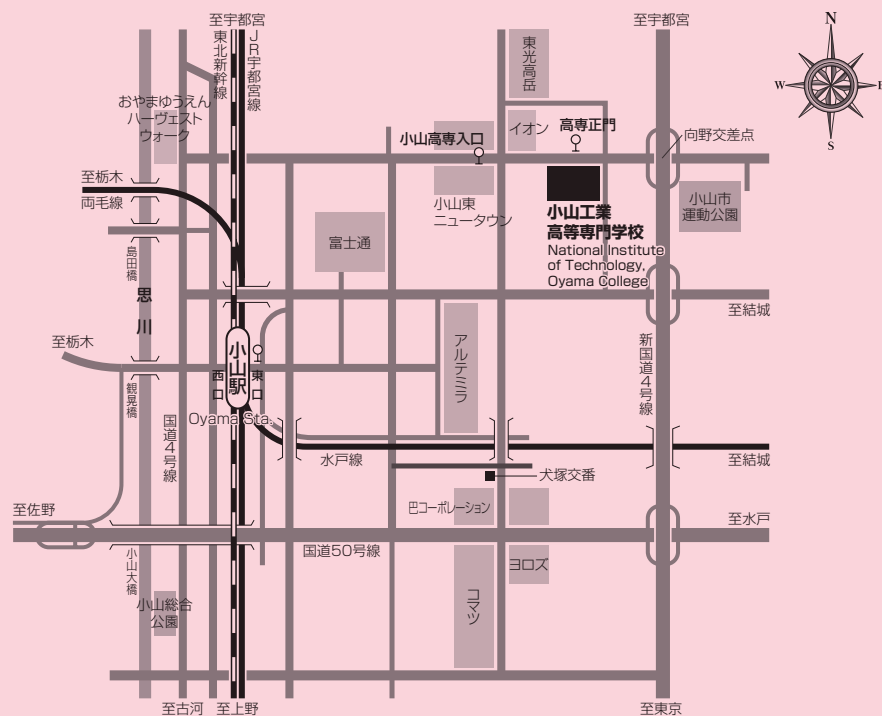
曜日		日					月					火					水					木					金					土					
学年		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	
出席日数		0	0	0	0	0	18	17	17	17	17	18	18	18	18	18	16	16	16	16	16	16	17	16	16	16	16	17	17	17	17	17	0	0	0	0	0
授業日数		0	0	0	0	0	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	0	0	0	0	0

後期	日	月	火	水	木	金	土	
10月	1	2	3	4	5	6	7 学校説明会	
	8	9 スポーツの日 祝	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24 後期球技大会	25	26	27	28	
11月	29	30	31	1	2 月曜3,4限授業 防災訓練(13:00-) 工陵祭準備(14:00-)	3 文化の日 祝 工陵祭準備	4 工陵祭	
	5 工陵祭	6 工陵祭片付け	7	8	9	10	11 編入選抜検査 専攻科社会人 特別選抜検査	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23 勤労感謝の日 祝	24 特別時間割	25	
12月	26	27 特別時間割	28 特別時間割	29 特別時間割	30 特別時間割	1	2 学校説明会	
	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22 各HR・大掃除	23 閉寮	12/23-27 (12/25除く) サッカー全国大会
	24	25 (冬季休業)	26	27	28	29	30	
1月	31	1 元日 祝	2	3	4	5 (冬季休業)	6	
					←一斉休業期間→			
	7	8 成人の日 祝 開寮	9	10	11	12	13	
	14	15	16 月曜1,2限授業 (午後休講)	17 (臨時休業) 推薦選抜検査	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27 推薦選抜検査 追試験	
2月	28	29	30	31 (予備日)	1	2 定期試験	3	
	4	5 定期試験	6 定期試験	7 定期試験	8 定期試験	9 (臨時休業)	10	
	11 建国記念の日 祝 学力選抜検査	12 振替休日 祝	13 (臨時休業)	14 試験返却日	15 試験返却日	16 試験返却日 全校集会・大掃除	17	
	18	19 (予備日) 再試験	20 (予備日) 再試験	21 (予備日) 再試験	22 (予備日) 再試験	23 天皇誕生日 祝	24	
3月	25 学力選抜検査 追試験	26 (予備日) 再試験	27 (春季休業)	28	29	1	2 閉寮	
	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20 春分の日 祝	21	22 卒業式・修了式	23	
	24	25	26	27	28	29	30	
	31							

後期																																			
曜日	日					月					火					水					木					金					土				
学年	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
出席日数	1	1	1	1	1	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	18	18	18	18	18	1	2	3	4	5	
授業日数	0	0	0	0	0	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	0	0	0	0	0	

年間		日					月					火					水					木					金					土				
曜日		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
学年		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
出席日数		1	1	1	1	1	35	34	34	34	34	35	35	35	35	35	33	33	33	33	33	34	33	33	33	33	35	35	35	35	35					
授業日数		0	0	0	0	0	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30					

アクセス Access



- JR小山駅（東口）から約5km。
About 5 km from East Exit of Oyama Station.
- バス利用の場合は、JR小山駅中央改札より東口へ、
小山市コミュニティバス（城東中久喜線または高岳線）
「小山駅東口」乗車、「高専正門」下車または「小山高専入口」下車後、徒歩5分。（バス所要時間 約20分）
You can take an Oyama Community Bus (Joto - Nakakuki Line or Takaoka Line)
at the East Exit of Oyama Station. The ride to the college (i.e.to the bus stop "Kosen Seimon" or "Oyama Kosen Iriguchi")
will take about 20 minutes. You can walk to the College in five minutes from "Oyama Kosen Iriguchi."

小山工業高等専門学校

〒323-0806 小山市大字中久喜771番地

教務係 TEL (0285) 20-2142

学生係 TEL (0285) 20-2147

<https://www.oyama-ct.ac.jp/>

学 寮

〒323-0806 小山市大字中久喜771番地

TEL (0285) 20-2149

学 科 第 学 年 コ ー ス	氏 名	
--------------------	-----	--